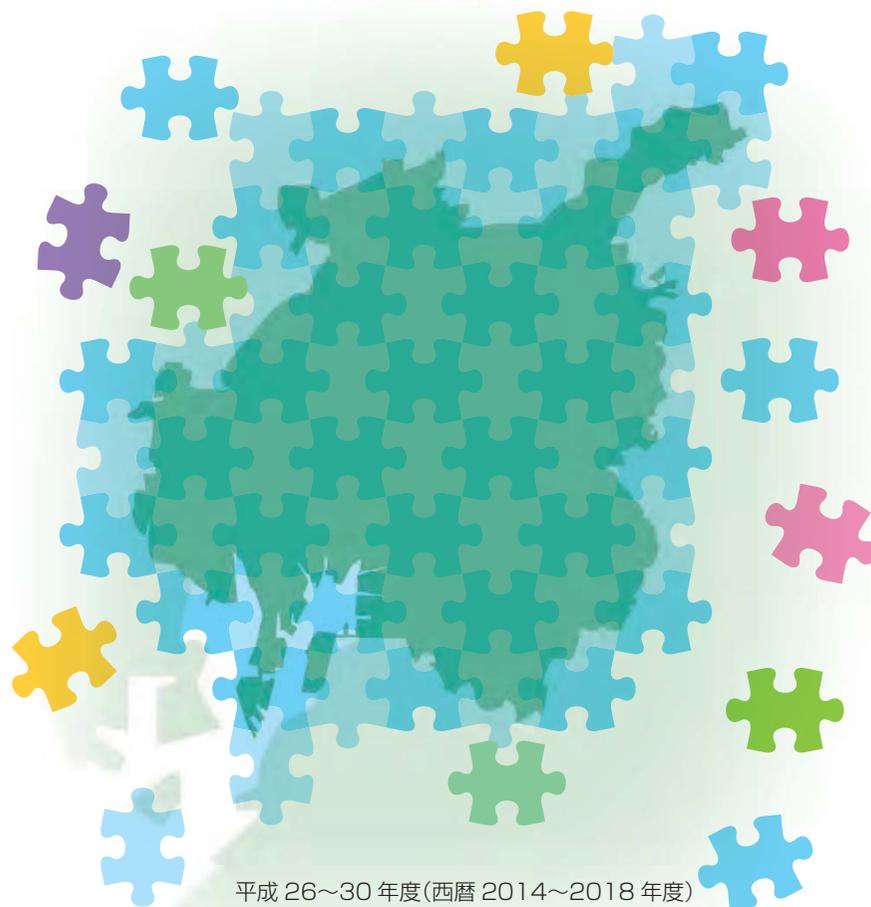


名古屋市総合計画

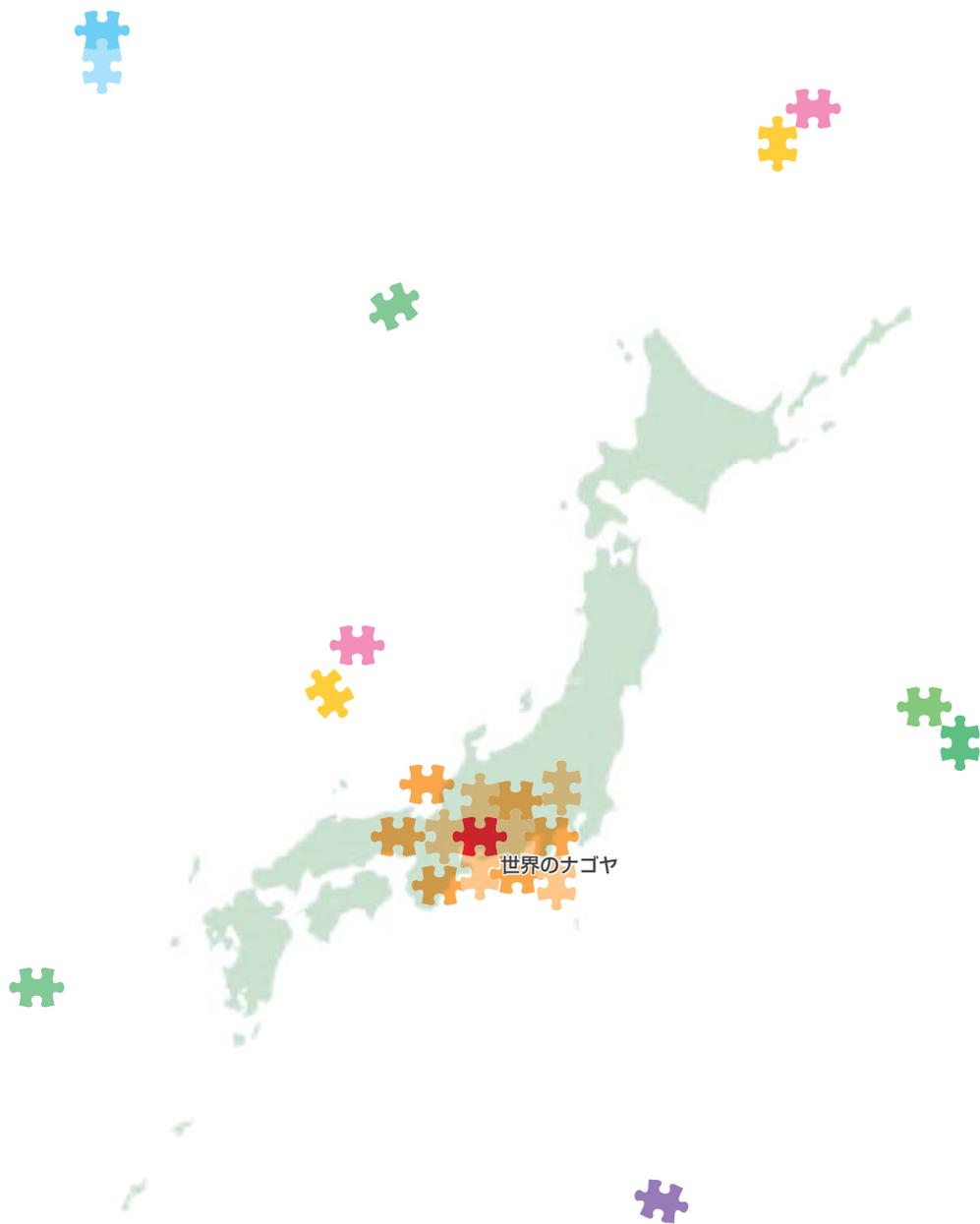
2018



名古屋市

名古屋市総合計画 2018

平成 26
～
30 年度
名古屋市



名古屋市総合計画2018

平成26～30年度（西暦2014～2018年度）

名古屋市

目次

	掲載ページ		
I 計画策定の考え方		Ⅲ 長期的展望に立ったまちづくり	
1 計画策定のねらい	・・・ 1	1 まちづくりの方針	・・・ 23
2 計画の全体像	・・・ 2	2 めざす都市の姿	・・・ 24
Ⅱ 名古屋を取り巻く状況		(1) めざす4つの都市像	・・・ 24
1 名古屋の概況	・・・ 4	都市像1 人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	・・・ 24
2 人口と世帯数の見通し	・・・ 8	都市像2 災害に強く安全に暮らせるまち	・・・ 26
3 本市を取り巻く潮流	・・・ 12	都市像3 快適な都市環境と自然が調和するまち	・・・ 28
(1) 少子化・高齢化	・・・ 12	都市像4 魅力と活力にあふれるまち	・・・ 30
(2) 災害に対する不安の高まり	・・・ 13	(2) 将来の都市構造	・・・ 32
(3) リニア中央新幹線の開業	・・・ 14	3 重点戦略	・・・ 36
(4) 価値観・ライフスタイルの多様化	・・・ 15	戦略1 子育て世代に選ばれるまちをつくとともに、地域の活力を高めます	・・・ 36
(5) グローバル化の進展	・・・ 16	戦略2 市民・企業・行政の総力で大規模災害へ備えます	・・・ 38
(6) 環境問題の多様化	・・・ 17	戦略3 国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋をつくります	・・・ 40
(7) 公共施設の老朽化	・・・ 18	4 市政運営の取り組み	・・・ 42
(8) 行政課題の広域化・多様化	・・・ 19	(1) 市民主体の市政運営	・・・ 42
4 重点課題	・・・ 20	(2) 将来を見据えた市政運営	・・・ 44
(1) 人口減少社会における人口構造の変化への対応	・・・ 20	5 名古屋大都市圏の成長と新たな大都市制度のあり方	・・・ 50
(2) 南海トラフ巨大地震への対応	・・・ 20	(1) 圏域全体の成長に向けたビジョン	・・・ 50
(3) リニア中央新幹線の開業等への対応	・・・ 21	(2) 新たな大都市制度の実現に向けた取り組み	・・・ 54
		Ⅳ 都市像の実現に向けた施策・事業	
		1 取り組む施策・事業の概要	・・・ 58
		2 計画の進行管理	・・・ 60
		3 取り組む施策・事業	・・・ 62

I 計画策定の考え方

1 計画策定のねらい

広範な分野にわたる市政を総合的に運営していくためには、時代背景や現状など名古屋市を取り巻く状況を認識した上で、その方向性と取り組みを明確に示した計画が必要です。

本市は今後、出生数の減少による人口の減少や、リニア中央新幹線の開業など、時代の大きな転換点を迎えます。また、増加する高齢者への対応、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震への対応やグローバルな都市間競争の激化など、大きな課題に直面しています。こうした情勢のもとで、長期的な展望を持って市政運営をすすめていく必要性が高まっています。加えて、これからの取り組みには、本市だけではなく、市民、企業やその他さまざまな主体と連携しながら、同じ方向性を持ってすすめていくことが必要です。

一方で、一人ひとりの基本的人権が守られ、健康で文化的な生活を営むことができる個性豊かなまちをめざすとともに、名古屋大都市圏*の中心都市として、圏域全体を見据えた市政運営をすすめる必要があります。

また、今後も厳しい財政状況が見込まれる中で、継続的に行政改革に取り組みつつ、活用できる資源を最適に配分しながら多様化・複雑化する市政の課題や市民のニーズに的確に対応できるよう、選択と集中により実効性のある戦略的な計画が求められます。

このようなことから本計画は、「世界のナゴヤ、本物ナゴヤ、ぬくとい市民」の実現をめざして、まちづくりの方向性を明確化するとともに、本市のめざす都市像を実現するために取り組む施策等を明示することを目的として策定します。

名古屋大都市圏：名古屋大都市圏の範囲は、地域特性をふまえ、産業、観光、防災など分野ごとに柔軟にとらえることとします。詳細は第Ⅲ章5「名古屋大都市圏の成長と新たな大都市制度のあり方」に述べています。

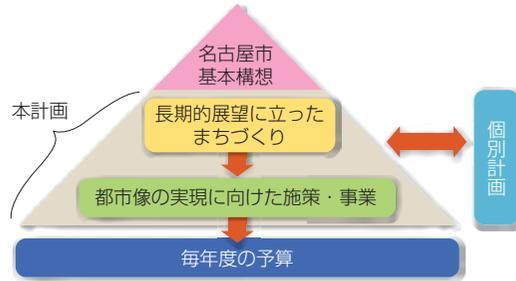
2 計画の全体像

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「名古屋市基本構想」のもとに、まちづくりの方針・めざす都市の姿・重点戦略などを「長期的展望に立ったまちづくり」に示し、そのもとに「都市像の実現に向けた施策・事業」を総合的・体系的に示した計画として策定します。

なお、本市の各分野の個別計画は、本計画と整合をはかります。

また本計画をふまえ、毎年度の予算を編成します。



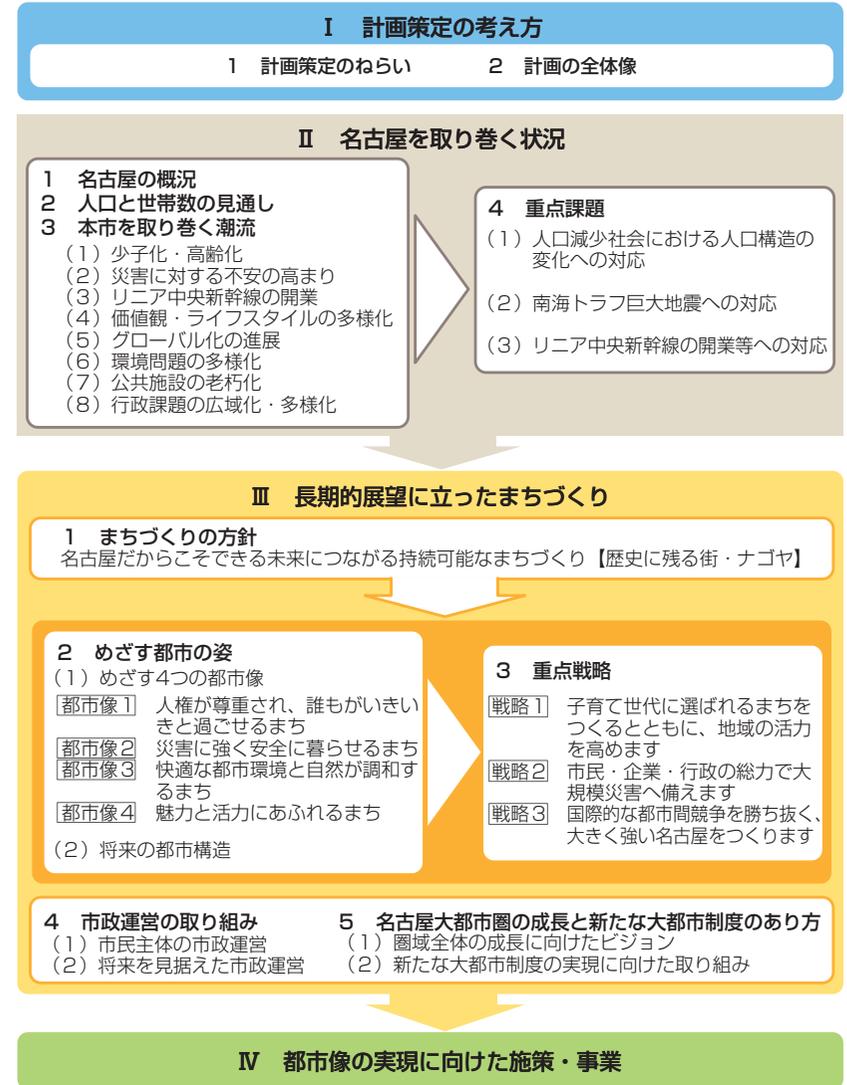
(2) 計画期間

本計画の計画期間は平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間です。「長期的展望に立ったまちづくり」には、15年先の将来を見据えたまちづくりの方針などを描き、「都市像の実現に向けた施策・事業」には計画期間内に取り組む施策と関連する事業を掲載しています。



(3) 計画の構成

本計画では、まず「計画策定の考え方」を示し、次に「名古屋を取り巻く状況」をまとめています。その上で、「長期的展望に立ったまちづくり」を示し、これをすすめていくための「都市像の実現に向けた施策・事業」を掲載します。



II 名古屋を取り巻く状況

1 名古屋の概況

計画の前提となる位置・地勢や、名古屋のなりたちについて、名古屋の概況として示します。

(1) 位置・地勢

名古屋は、伊勢湾の湾奥部に面し、木曾三川を流域に持つ広大な濃尾平野の河口に位置しています。

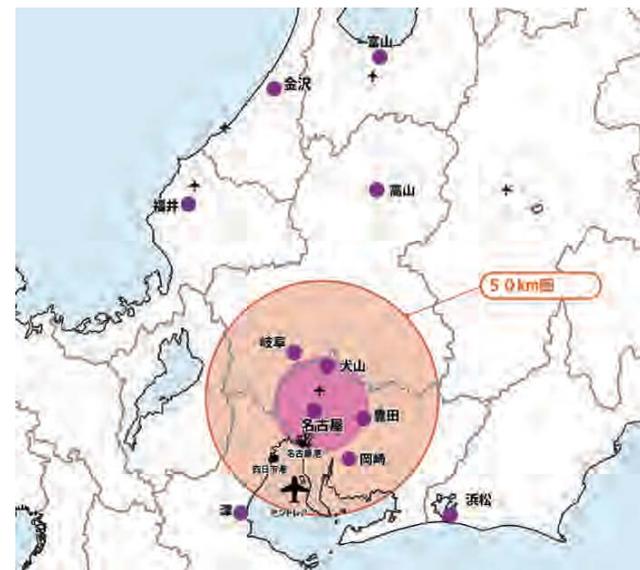
また、日本のほぼ中央に位置し、東京からは約260km、大阪から約140kmの距離にあり、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっています。そして、国内有数の国際貿易港である名古屋港を抱え、伊勢湾には名古屋港のほか四日市港などの大規模な貿易港があり、伊勢湾沿岸部にはコンビナート・工場・倉庫などが集積しており、経済・海上物流の一大交易圏となっています。さらに、空の玄関である中部国際空港は約40kmの距離にあります。

このため、人の移動や物流、産業立地など地理的に恵まれた条件を数多く備えています。

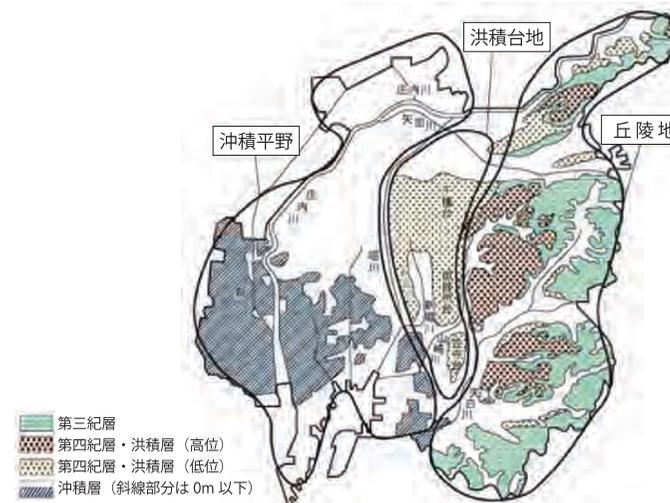
本市の市域面積は約326km²で、東部の丘陵地、中央部の洪積台地、北・西・南部の沖積平野の3つに大きく分けられ、東に高く西に低い地勢をなすものの、おおむね平坦な地形となっています。

東部の丘陵地には東山公園をはじめとする広大な公園や樹林地が分布していますが、住宅開発などにより市街化がすすんでいます。中央部の洪積台地は北縁の名古屋城から南は熱田神宮の辺りまで連なり、堀川が台地の西縁に沿って流れており、この地域は古くから市街地が形成されてきました。北・西・南部の沖積平野には庄内川を軸に平坦な低地が広がっています。干拓によって造成された南西部は農地として発展しましたが、人口増加とともに近年は市街化がすすみ、名古屋港付近の臨海部は工業地帯となっています。

本市の気候は、夏は蒸し暑く、冬は、冷たく乾燥した北西からの季節風により夜間から明け方の冷え込みが厳しいものの、総じて温暖な気候といえます。



名古屋市の位置



名古屋市の地形

(2) 名古屋のなりたち

縄文時代の海面上昇（縄文海進、約6000～6500年前）により、海面は現在より2m前後高かったといわれ、名古屋南西部は海となっており、名古屋城や都心周辺も海岸に面していました。ここに生きた人々のさまざまな営みが、各所に残る貝塚や遺跡から確認されています。

古代には「尾張氏」が東海地方最大の豪族として台頭し、東海地方最大の前方後円墳である断夫山古墳や草薙の剣をまつた熱田社がつくられ、社を核に熱田のまちが発展していきました。

戦国時代には、東西の要衝の地であった尾張は織田信長、豊臣秀吉、前田利家など多くの戦国武将を生み出し、名古屋周辺は天下統一の舞台となりました。江戸幕府を開いた徳川家康は、慶長15（1610）年に名古屋台地の北西端に日本最大級の近世城郭である名古屋城の築城を開始し、当時尾張の中心であった清須城下町を名古屋へ移しました（清須越）。名古屋城築城と時期を同じくして堀川が開削され、船による物資の大量輸送が可能となりました。江戸時代には御三家筆頭である尾張藩の城下町として発展し、歴代藩主の治世により名古屋の文化の礎が築かれました。

明治時代になると、名古屋駅の開業と市制施行（明治22（1889）年）を契機に鉄道駅とまちを結び幹線道路、路面電車、電気、水道、下水道、ガスの整備が始まり、大正・昭和の時代にかけて基礎的なインフラが整いました。昭和12（1937）年には名古屋汎太平洋平和博覧会を開催し、来場者総数480万人を集めるなど、名実ともに産業文化都市として発展していきました。市域は旧城下町を中心とした当初の区域（約13.3km²）から、大正・昭和の時代に合併を重ねて段階的に拡張し、ほぼ現市域（約326km²）になりました。市制施行時には約16万人であった人口も、昭和9（1934）年に100万人を、昭和44（1969）年には200万人を超えました。

第2次世界大戦の戦災により市域の約4分の1を焼失し、名古屋城天守閣をはじめ貴重な文化財を失いましたが、いち早く戦災復興計画を立案し、100メートル道路や市内の墓地を平和公園に集団移転するなどの大胆な都市計画を実現しました。また伊勢湾台風などの災害を教訓としたまちづくりや、地下鉄や高速道路などの都市基盤整備が計画的にすすめられ、大都市としてさらなる成長を続けています。

市制施行100周年にあたる平成元（1989）年には、「デザイン都市宣言」を行うとともに「世界デザイン博覧会」を開催し、デザインを単なる装飾や意匠にとどめることなく、生活文化のひとつとして、まちづくりに活かしてきました。

近年では、平成17（2005）年に「自然の叡智^{えいち}」をテーマとして121か国4国際機関が参加した「2005年日本国際博覧会（愛・地球博）」の開催が、平成22（2010）年には179の条約締約国や国際機関、NGO（非政府組織）などが参加した「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が開催されるなど、国際的な交流の舞台ともなっています。

産業面では、江戸時代の綿織物業を継承する繊維産業の隆盛により織機工業が発展し、自動車産業が誕生しました。さらに、陶磁器生産からのセラミックス産業の発展、からくり技術の継承による工作機械や産業用機械製造業の発展など、多くの産業が発展してきました。

本市を中心とした名古屋大都市圏は、自動車のみならず航空機、精密機器、工作機械、ファインセラミックスなど多くの産業が集積し、日本のものづくり産業の中核をなしています。

2 人口と世帯数の見通し

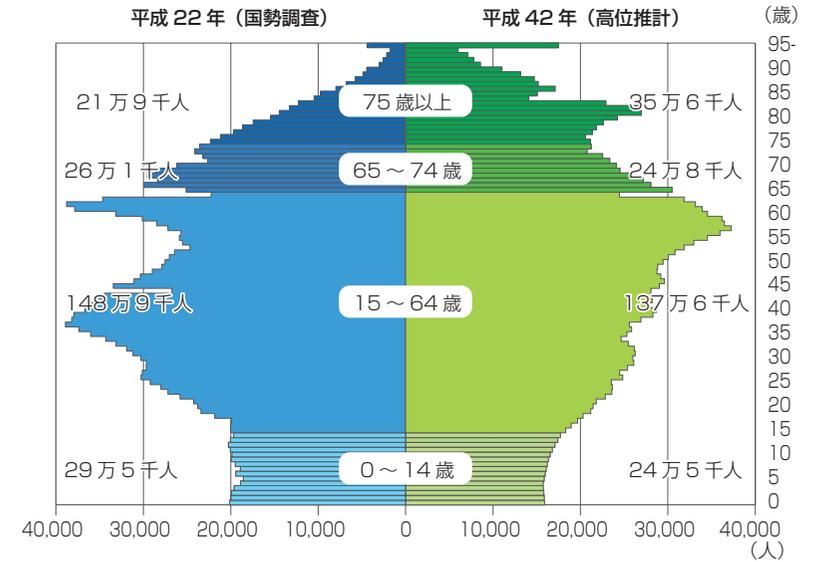
計画策定のための基本的な指標となる人口と世帯数を推計します。

(1) 常住人口

平成25（2013）年10月1日現在、本市の常住人口は227万1,380人です。これまでは地価高騰などによる人口流出で一時的に減少したこともありましたが、出生数が死亡数を上回る自然増であったこともあり、おおむね増加を続けてきました。しかし、平成25（2013）年には本市においても死亡数が出生数を上回る自然減となっています。

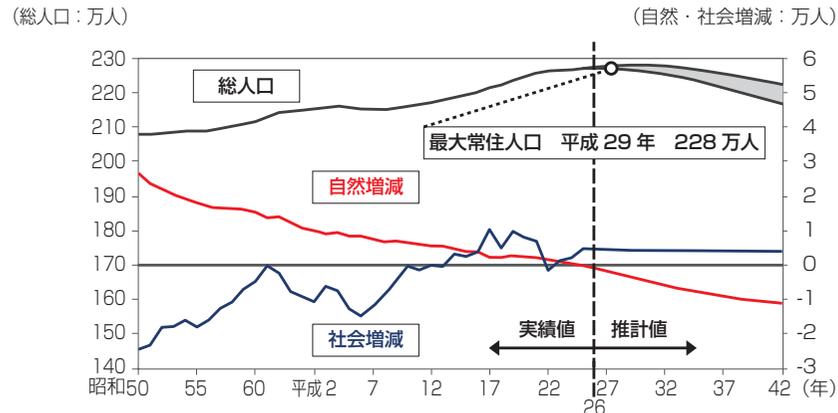
さらに、今後は高齢者が一段と増加することから、死亡数の増加が続くとともに、親となる世代の人口は減少傾向にあることから、出生数が減少すると予測されます。このため、自然減の傾向は今後も続くことが予測されます。また、他地域から本市への社会移動については、経済状況等にも左右されますが、転入超過が続くものと想定しています。

このような状況のもとで、本市の常住人口は平成29（2017）年頃には減少に転じると推計しています。



年齢別人口 (平成22年、平成42年)

(実績値：総務省「国勢調査」、推計値：名古屋市推計)



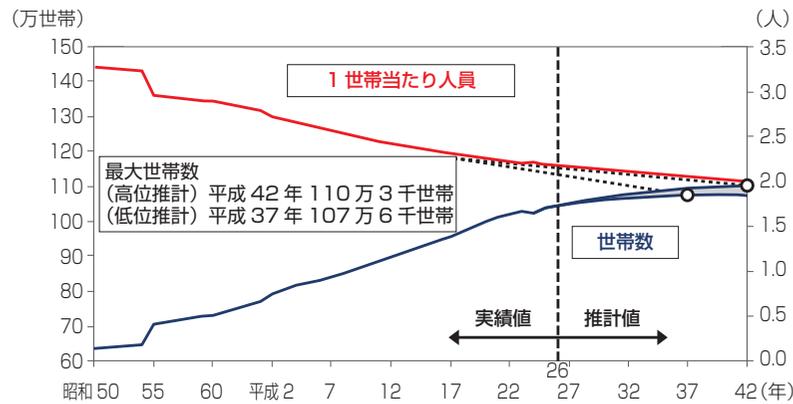
総人口の推移と推計

(実績値：総務省「国勢調査」、推計値：名古屋市推計)

※コーホート要因法により推計し、高位推計は社会増の多い平成17年から平成22年の移動率を、低位推計は社会増の少ない平成22年から平成24年の移動率をもとに、過去の実績から算出しています。

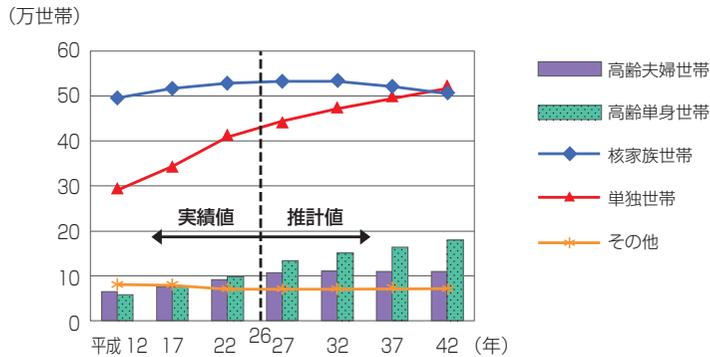
(2) 世帯数

平成25（2013）年10月1日現在、本市の世帯数は103万4,154世帯、1世帯当たり人員は2.20人です。世帯数は単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、今後も増加すると予測されます。特に世帯主の年齢が65歳以上の高齢世帯が増加しており、高齢単身世帯は大幅に増加すると予測されます。高齢単身世帯は、平成37（2025）年には平成22（2010）年と比べて約6万世帯増加して約16万世帯になると推計しています。また、1世帯当たり人員は今後も減少傾向が続くと推計しています。



世帯数の推移と推計

(実績値：総務省「国勢調査」、推計値：名古屋市推計)



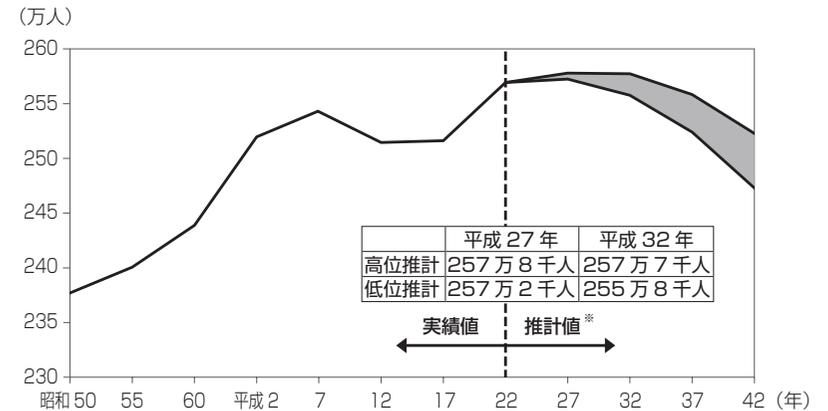
世帯の家族類型別一般世帯数

(実績値：総務省「国勢調査」、推計値：名古屋市推計)

(3) 昼間人口

平成22（2010）年10月1日現在、本市の昼間人口は256万9,376人です。市内から市外へ通勤・通学する流出人口よりも、市外から市内に通勤・通学してくる流入人口が多いため、昼間人口の方が夜間人口（常住人口）より多い状態が続いています。

この傾向は今後も続くことが見込まれますが、国全体の人口減少傾向もあり、本市の昼間人口は平成32（2020）年頃までには減少に転じると推計しています。



昼間人口の推移と推計

(実績値：総務省「国勢調査」、推計値：名古屋市推計)

※昼間人口は国勢調査により把握される指標であるため、実績値・推計値とも国勢調査年間である5年ごとの数値を記載しています。

3 本市を取り巻く潮流

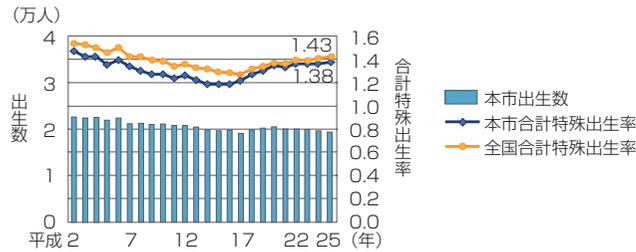
今後の本市を取り巻く大きな時代の潮流を、以下のようにとらえます。

(1) 少子化・高齢化

親となる世代の人口の減少などを背景に、少子化が続いています。今後も自然減少の傾向が続くと予測されるとともに、本市へ転入する人口の大幅な増加は見込まれないため、本市は近い将来、人口減少に転ずると推計しています。

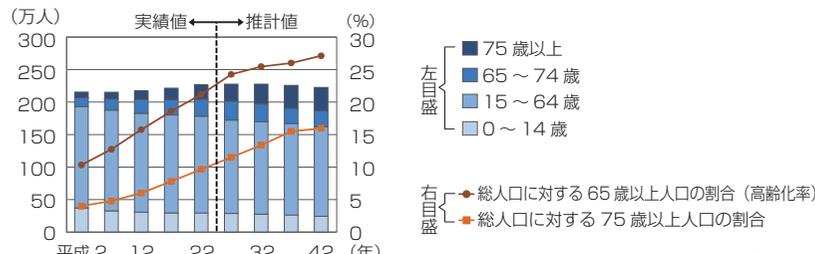
また、高齢者人口の大幅な増加が見込まれ、本市の65歳以上の高齢者人口は、平成22（2010）年に47万9,940人であったものが、平成42（2030）年には約60万4,000人まで、75歳以上の高齢者人口は、平成22（2010）年に21万8,806人であったものが、平成42（2030）年には約35万6,000人まで増加すると推計しています。

少子化・高齢化がすすむことで、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少します。本市の生産年齢人口は1人の高齢者人口に対し、昭和40（1965）年には16.4人でしたが、平成22（2010）年には3.1人に減少しており、平成42（2030）年には2.3人まで減少すると推計しています。



本市の出生数と合計特殊出生率の推移

出典：名古屋市作成

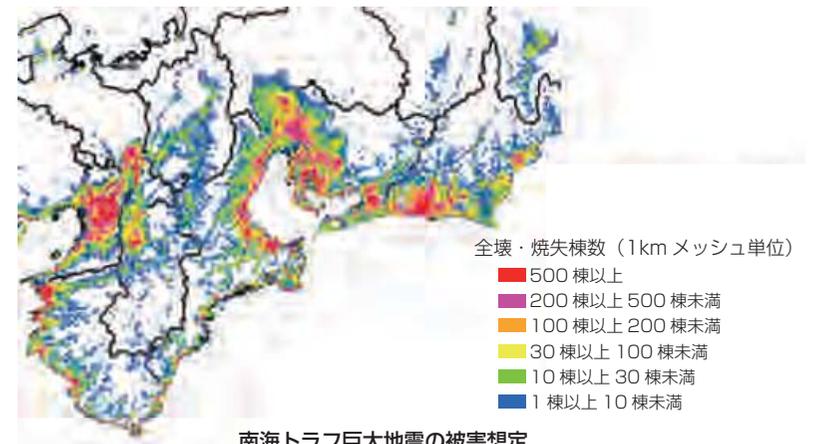


本市の高齢化の推移と将来推計

実績値：総務省「国勢調査」
推計値：名古屋市推計

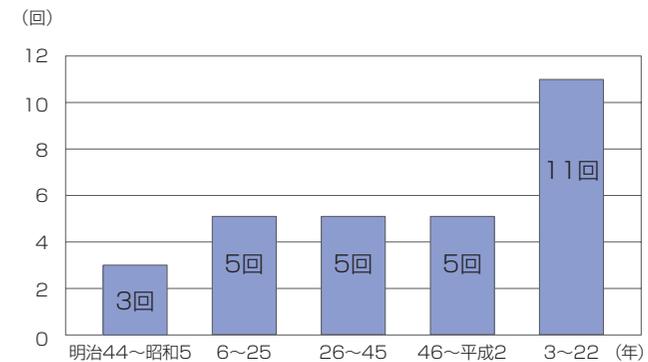
(2) 災害に対する不安の高まり

平成23（2011）年3月の東日本大震災の発生以降、自然災害に対し不安を感じる人が増えています。本市では、過去に伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害により大きな被害が発生しました。また、駿河湾以西の太平洋岸の沖合にある南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念されており、人的被害・建物被害など大きな被害が想定されています。豪雨災害についても20年前と比較して集中豪雨の発生回数が2倍になるなど短時間に強い雨が降る傾向が強まっており、市民の不安が高まっています。



南海トラフ巨大地震の被害想定

出典：内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」（平成24年）

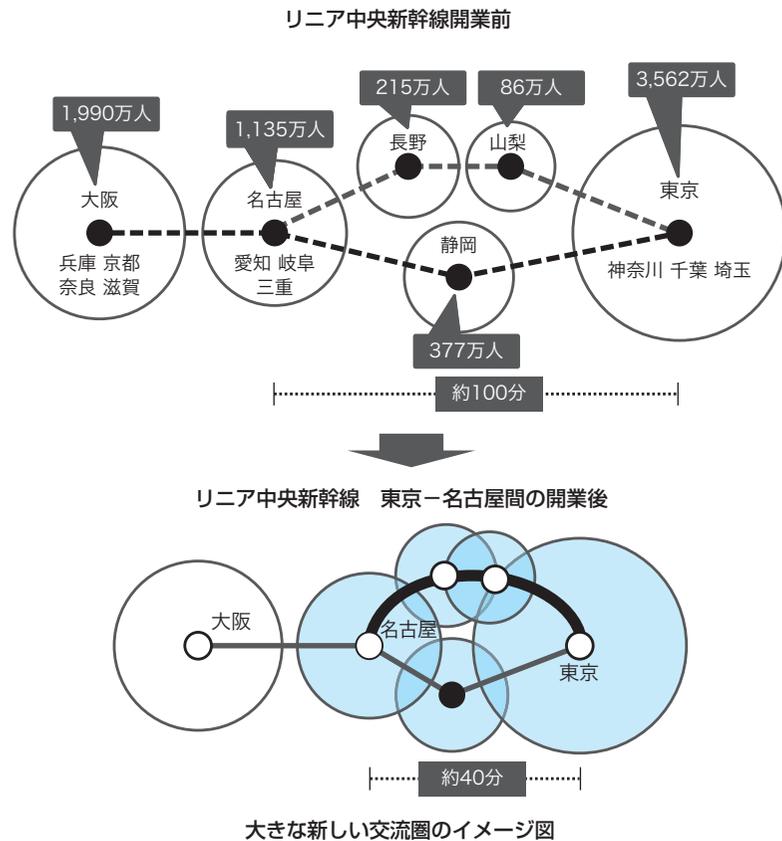


本市における1時間50mm以上の降雨の発生回数

出典：名古屋地方気象台観測値より名古屋市作成

(3) リニア中央新幹線の開業

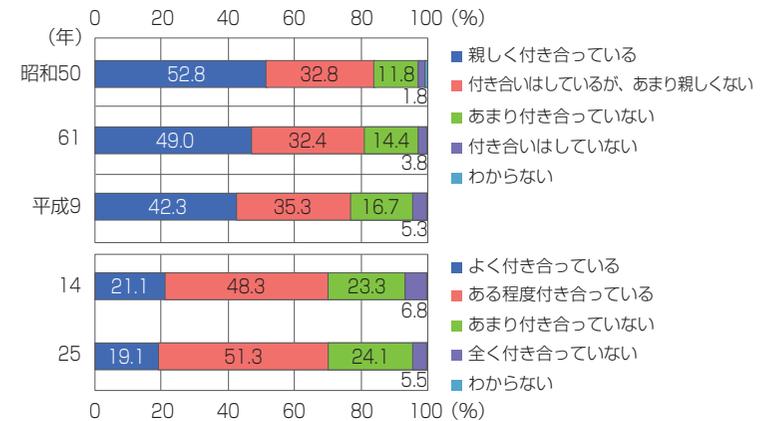
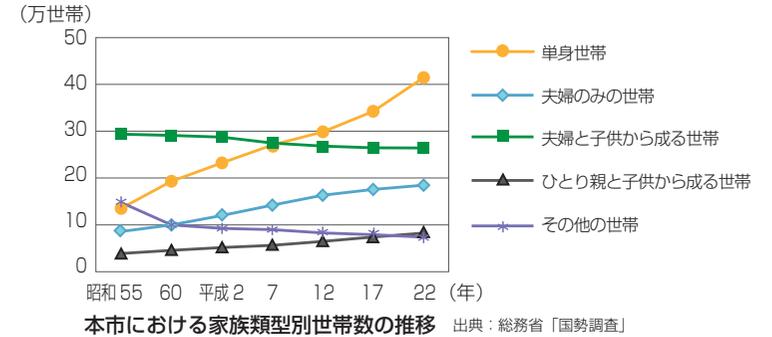
平成39（2027）年度にリニア中央新幹線の東京－名古屋間の開業が予定されています。平成57（2045）年に予定されている東京－大阪間の全線開業までは、名古屋が暫定的な終着駅となります。現在新幹線により約100分で結ばれている東京－名古屋間は、約40分で結ばれることになり、移動時間が大幅に短縮されます。このようなことから、首都圏の約3,500万人とあわせて、大きな新しい交流圏が形成されると考えられます。首都圏とのつながりが深まる期待と、人口や経済活動が吸い取られるストロー現象の懸念があります。



出典：リニア中央新幹線建設促進期成同盟会資料より名古屋市作成

(4) 価値観・ライフスタイルの多様化

価値観やライフスタイルが多様化する中で、家族や世帯のあり方や人と人とのつながりが変化しています。本市では、単身世帯の増加などにより、世帯数の増加傾向は今後も続く予測され、高齢化の進展により特に高齢単身世帯が増加すると推計しています。また、人と人とのつながりが希薄化しており、地域社会においてコミュニティの機能が低下しています。



備考

- 昭和50、61、平成9年は、「あなたは、近所付き合いをどの程度していらっしゃいますか。この中ではどうでしょうか。」という問いに対し、回答した人の割合
- 平成14、25年は、「あなたは、地域での付き合いをどの程度していますか。この中から1つだけお答えください。」という問いに対し、回答した人の割合

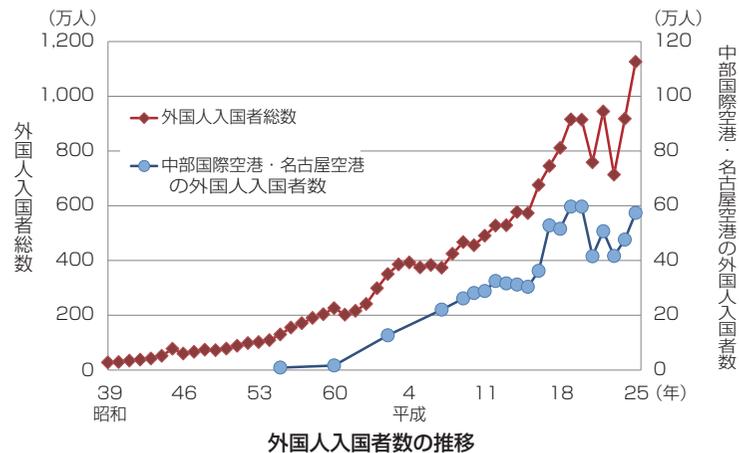
地域における人と人とのつながりの希薄化

出典：内閣府「社会意識に関する世論調査」より名古屋市作成

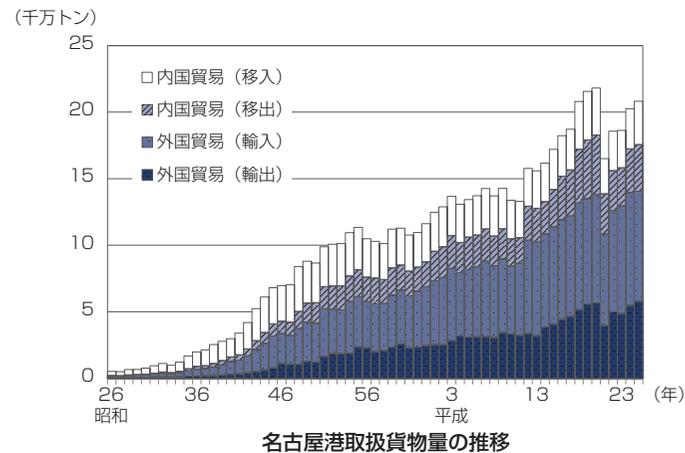
(5) グローバル化の進展

国家や地域の境界を越えて、地球規模で人、物、資金や情報の移動が拡大し、相互依存が深まるグローバル化が進展しています。

経済分野においては、国際的分業の進展、企業の海外進出や多国籍企業の展開がすすむ中で、一国における問題が世界に影響を及ぼすなど、その依存関係はより深まっています。さまざまな規制が緩和される中、国境を越えた都市間競争はさらに厳しいものとなっています。



出典：法務省「出入国管理統計」より名古屋市作成



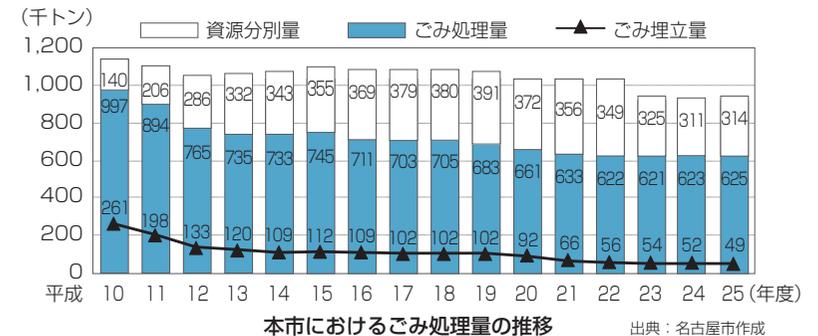
出典：名古屋港管理組合「名古屋港統計年報」

(6) 環境問題の多様化

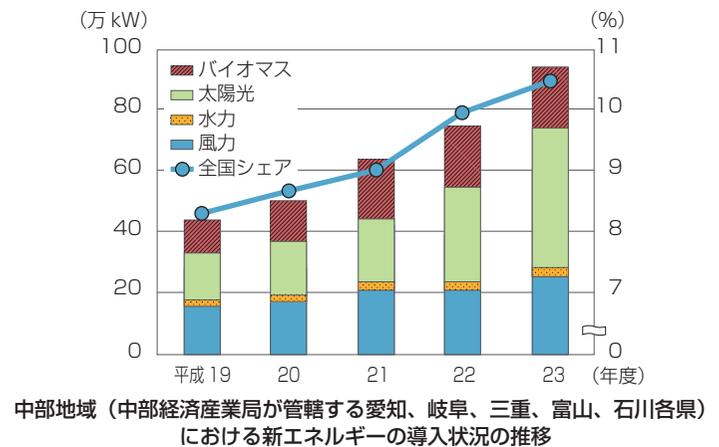
市民活動や社会活動を通じて環境にさまざまな負荷を与えており、持続可能性の点からも懸念が生じています。

かつて深刻な状況にあった本市の大気や水質は全般的には改善傾向にあり、また処分場確保の困難から問題となったごみ処理量はピーク時の約6割となり、市民・事業者との取り組みにより一定の成果をあげてきました。

一方で都市化の進展や生活様式の変化などにより、緑地など身近な自然の減少、外来種による生態系への影響といった問題が生じています。大気中の二酸化炭素濃度は増加し、平均気温が上昇している中、本市は特にヒートアイランド現象により、その上昇幅が大きくなっています。また、東日本大震災以後、省エネルギーや再生可能エネルギーの重要性がさらに高まっています。



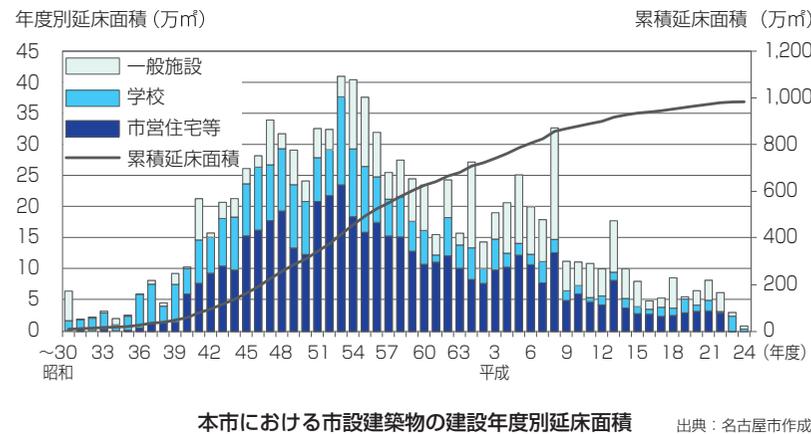
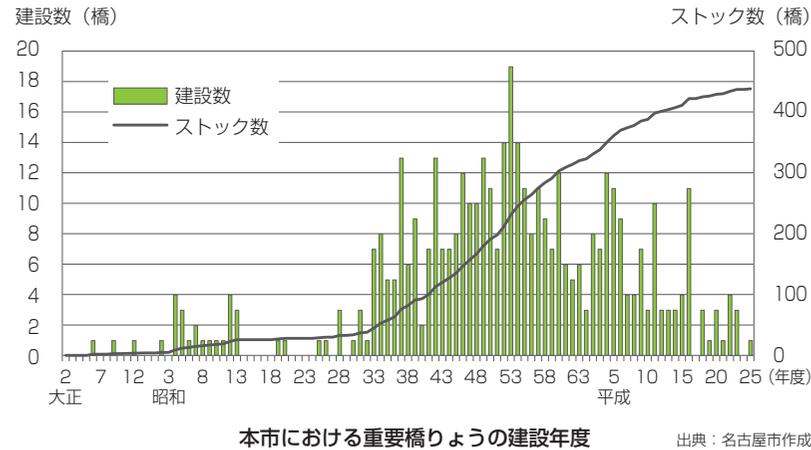
出典：名古屋市作成



出典：資源エネルギー庁資料より名古屋市作成

(7) 公共施設の老朽化

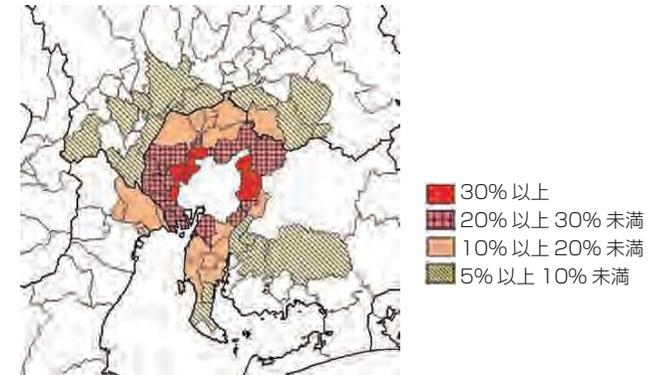
本市では、戦後の計画的な事業実施により、道路や橋りょうなどの交通施設、上下水道やごみ処理施設などの供給処理施設、市営住宅や学校をはじめとするその他の公共施設などの都市基盤はおおむね整備されています。一方でこれらの公共施設の多くが、市域の拡張や高度経済成長期の人口の急増にあわせ、昭和30年代から60年代にかけて建設されており、老朽化が進行しています。



(8) 行政課題の広域化・多様化

交通基盤や情報通信網の整備などにより、人々の日常生活や経済活動の範囲が行政区域を越えて大きく広がるとともに、広域で取り組むべき行政課題が顕在化しています。こうした行政課題の広域化への対応は、本市だけでなく、他の市町村にとっても避けては通れない重要なテーマとなっています。また、地方分権の進展により、基礎自治体としての市町村の役割や権限が拡大する中、市町村が互いに自主・自立しながら結びつきを深め、圏域全体の個性や魅力、活力を育てていくことが期待されています。

一方、行政のみでは対応が困難な地域課題が増加しており、市民、企業や非営利団体（NPO）が、それぞれの立場から公的な役割を果たす機会が増えています。



近隣市町村別の15歳以上通勤・通学者に占める本市への通勤・通学者の割合

出典：総務省「国勢調査」（平成22年）より名古屋市作成



4 重点課題

「名古屋の概況」、「人口と世帯数の見通し」、「本市を取り巻く潮流」をふまえ、これから15年先を見据えて本市に特に大きな影響を与えようと考えられる課題を、**重点課題**として位置づけます。

(1) 人口減少社会における人口構造の変化への対応

本市では少子化が続いており、近い将来、人口減少の転換点を迎えます。また、高齢者人口の大幅な増加が見込まれるとともに、生産年齢人口が減少します。このような状況のもとでは、経済活力の低下とともに、自治体が担う医療・福祉サービスなどの需要が増加し、社会の支え手の負担が増えることが懸念されます。また、ライフスタイルの多様化などを背景に家族構成が変化しており、子育て世帯や高齢者などへの支援の必要性が高まることが予想されます。社会の支え手を増やし、支援を必要とする人を支えていかなければなりません。

(2) 南海トラフ巨大地震への対応

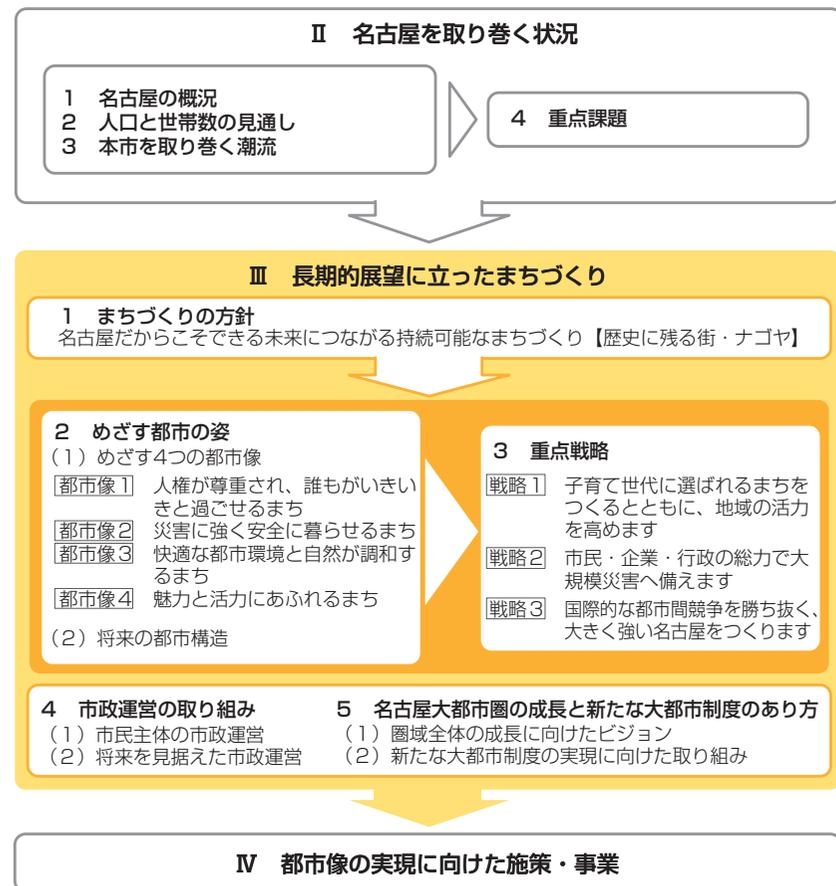
南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念されており、今後30年間のマグニチュード8以上の地震の発生確率は70%程度といわれています。大規模な地震が起こった場合には、本市においても甚大な人的、物的、経済的被害が想定され、その影響が多面かつ長期にわたって及ぶこととなります。さらに本市は東西交通の要衝となっていることから、道路・鉄道など交通インフラが被害を受けた場合には、日本全域に大きな影響を与えます。また、本市南西部は国内最大のゼロメートル地帯に含まれており、津波や液状化の被害が懸念されます。防災・減災対策や被災した場合の早期復旧に向けた対策をしていかなければなりません。

(3) リニア中央新幹線の開業等への対応

平成39（2027）年度に予定されているリニア中央新幹線の東京－名古屋間の開業によって移動時間が短縮し、首都圏とのつながりが深まる期待感があります。首都圏には、本社機能の集積に見られるように企業活動や、イベント・コンベンション・展示会などが一極集中している傾向があり、リニア中央新幹線の開業により、経済規模の大きな首都圏に経済活動や人口がさらに吸い取られる、いわゆるストロー現象も懸念されます。平成32（2020）年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、多くの人でにぎわうことが想定されます。グローバル化が進展し、国際的な都市間競争が激化する中で、競争力強化のためにも、リニア中央新幹線の開業や東京オリンピック・パラリンピックの開催を圏域の成長につなげていかなければなりません。

Ⅲ 長期的展望に立ったまちづくり

「名古屋を取り巻く状況」をふまえ、これから15年先を見据えた長期的展望として、まちづくりの方針、めざす都市の姿、重点戦略を示します。加えて、市政運営の取り組み、名古屋大都市圏の成長と新たな大都市制度のあり方を示します。



1 まちづくりの方針

(1) 名古屋の強み

名古屋は、日本のほぼ中央に位置し、広域交通の要となる新幹線をはじめとする鉄道網や高速道路、世界と繋がる空港や港を擁しており、広域的な交流ネットワークの中心となっています。

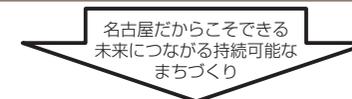
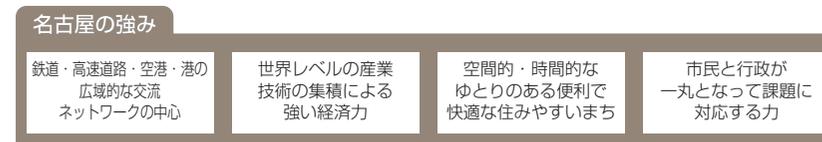
産業分野においては、自動車のみならず航空機、精密機器、工作機械、ファインセラミックスなどにおいても、世界レベルの産業技術が集積しており、強い経済力のもとに安定的な雇用があります。

住環境においては、戦後の計画的な都市基盤整備により、広い道路や公園が確保され、ゆとりある居住・生活空間を備えているとともに、大都市でありながら通勤時間が比較的短いなど、時間的にもゆとりのある都市であるといえます。さらにおいしい水や充実した医療サービスなど、生活における便利さ、快適さにおいても市民の満足度は高く、住みやすいまちとなっています。

また、かつて「ごみ非常事態宣言」を契機に、市民との協働によってごみ処理量の減少を達成したように、市民と行政が一丸となって課題に対応していく力があります。

(2) まちづくりの方針

今後、人口減少社会の到来や、リニア中央新幹線の開業といった大きな転換期を迎えるとともに、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、本市の持続可能性が脅かされるような状況にあります。そこで、これまで培ってきた名古屋の強みを活かし、名古屋だからこそできる、未来につながる持続可能なまちづくりをすすめていきます。将来を支える世代が健やかに生まれ、災害にも立ち向かえる力を備え、さらに発展を続けていく力のある「歴史に残る街・ナゴヤ」をつくっていきます。



歴史に残る街・ナゴヤ

2 めざす都市の姿

「まちづくりの方針」に基づく、めざす4つの都市像とともに、将来の都市構造を示します。

(1) めざす4つの都市像

都市像1 人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち

社会の成熟化や移り変わりの中で、人々の価値観やライフスタイルは多様化しています。こうした多様性の社会であっても、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、社会と結びつき支えあいながら、生きがいを持って生活できることが大切です。

そのため、社会の中で誰もが不安なく、自立して暮らせることが重要です。経済状況や家庭環境などに関わらず、高齢者や障害者などすべての人が住み慣れた地域で適切な医療や介護などの福祉サービスが受けられ、また地域社会の中で互いに支えあい、心身ともに健やかに安定した生活を送れることが必要です。そして今後ますます増える高齢者には、健康寿命を長く保ち、元気にいきいきと暮らせるとともに、豊富な技能や経験を社会の中で活かすことのできる環境づくりが必要です。

その上で、意欲を持って働くことができることや、それぞれにあった学びができること、スポーツや趣味などの活動や仲間づくりを通じて、社会とのつながりの中で生きる喜びを感じながら生活できることが望まれます。

一方、社会にとって、子どもは次の世代を担っていくかけがえのない存在です。子どもを安心して生み育てることができるよう社会全体で子育てを支援していくことが必要です。子どもが健やかに成長し、社会のさまざまな分野で活躍できるよう、一人ひとりの個性を大切にしながら、年齢や発達段階に応じた育ちや学びやさまざまな体験ができる環境づくりをすすめていくことが必要です。そして、若者たちが自立し主体的に活動していける環境づくりも大切です。

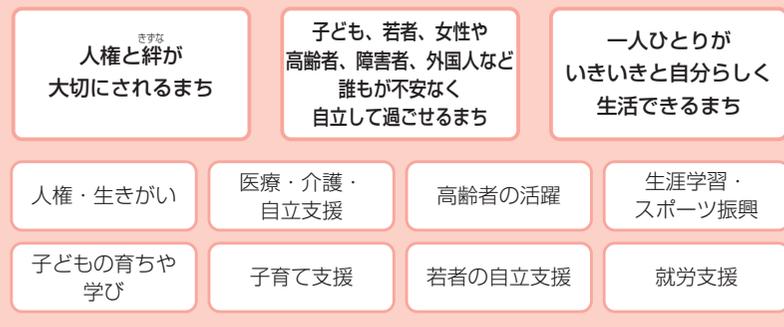
人権と絆が大切にされるまち、誰もが不安なく自立して過ごせるまち、一人ひとりがいきいきと自分らしく生活できるまちをめざします。

取り巻く状況

- 出生数の減少などによる人口減少
- 高齢者人口の大幅な増加
- 価値観・ライフスタイルの多様化
- 人と人とのつながりの希薄化



めざすまちの姿



実現に向けた施策

- 1 生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します
- 2 適切な医療を受けられる体制を整えます
- 3 安心して介護を受けられるよう支援します
- 4 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します
- 5 障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します
- 6 地域住民が互いに助けあい、安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめます
- 7 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります
- 8 子どもの健やかな育ちと若者の自立を支える環境をつくります
- 9 虐待やいじめ、不登校から子どもを救います
- 10 子どもの個性を大切に、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育みます
- 11 誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援をすすめます
- 12 生涯にわたる学びやスポーツを通した生きがいづくりを支援します
- 13 人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくります
- 14 男女平等参画を総合的にすすめます

都市像2 災害に強く安全に暮らせるまち

安全に、不安なく暮らすことは誰もが求めることであり、命や財産を守ることは最も優先されるべきことです。伊勢湾台風や東海豪雨など、過去の大災害を教訓にした備えや、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震への対策が必要です。

震災対策や風水害対策においては、防災のみならず、被害を最小限にする減災、発災後の迅速な復旧・復興を見据えたまちづくりが重要です。行政が「公助」の役割を引き続き果たしていくとともに、自分の身はまず自分で守るといった「自助」や、地域の人が支えあって被害を少なくしていく「共助」を組み合わせ、平時から防災力を高めていくことが求められます。このため、災害時の火災や救助・救急要請に対応するための消防力の向上など、災害から市民を守る体制が必要です。また、平時からの意識啓発により市民一人ひとりの自助力を高め、地域においては助け合いや防災コミュニティなどの防災機能を充実させることが大切です。

自然災害以外にも安全を脅かすものとして火災、犯罪や交通事故などがあります。火災、犯罪や交通事故対策は、未然の防止が重要であり、公共空間の整備などのハード対策と、地域と連携した啓発活動などのソフト対策との両面から取り組む必要があります。また、年々増加する救急需要に対して的確に対応していくことも大切です。さらには、衛生的な環境の確保や水道水の安定供給、食の安全・安心の確保等に引き続き取り組み、市民の安全な生活を守っていく必要があります。

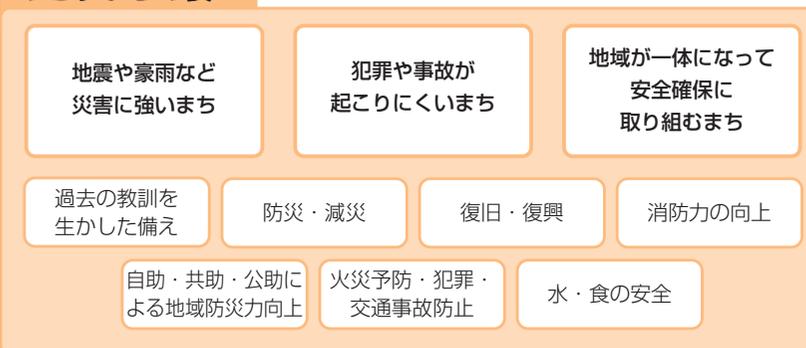
災害に強いまち、犯罪や事故が起こりにくいまち、地域が一体になって安全確保に取り組むまちをめざします。

取り巻く状況

- 南海トラフ巨大地震への不安
- 豪雨災害への不安
- 火災・犯罪・交通事故などへの不安
- 安全な市民生活への要望



めざすまちの姿



実現に向けた施策

- 15 災害に強いまちづくりをすすめます
- 16 防災・減災対策をすすめるとともに、地域防災力の向上を支援します
- 17 災害時に市民の安全を守る体制の強化をすすめます
- 18 犯罪や交通事故のない地域づくりにつとめます
- 19 衛生的な環境の確保につとめます
- 20 安全でおいしい水を安定供給します
- 21 消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

都市像3 快適な都市環境と自然が調和するまち

名古屋には多くの方が暮らしており、大都市としてふさわしい環境づくりが必要です。道路や公園、交通網などの都市基盤の充実、私たちを取り囲む空気や水が良好に保たれた衛生的で暮らしやすい居住環境の確保により、安全で利便性の高い、快適な都市環境の実現が求められます。

その一方で名古屋には公園や街路樹、樹林地、農地など、身近に感じ、ふれあうことができる緑があります。こうした自然は人びとの心にやすらぎをもたらす、日々の生活の満足感を高めるほか都市環境の改善に大きな役割を果たすものです。また生物の多様性や健全な水循環といった本来あるべき環境を取り戻すため、緑地の保全や創出など、人と自然が共生できるまちづくりが求められます。

本市ではこれまでも快適な都市環境づくりをすすめてきましたが、都市化により緑が減少傾向にあるなど、自然が失われつつあるという事実もあります。今後は、都市機能の適切な配置や連携、低炭素*で循環型の社会の推進、エネルギーの効率的な利用・供給の促進などにより、市民が快適な暮らしを実感できるようなまちづくりとあわせて、自然の保全をはかることが求められます。快適な都市環境と自然を調和させながら、暮らしやすい環境を将来にわたって引き継いでいくことが大切です。

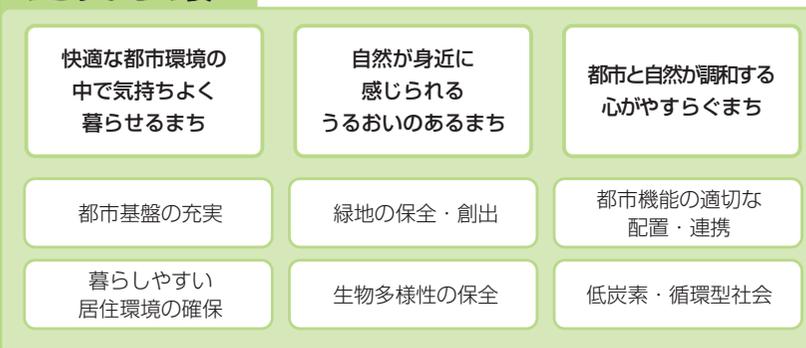
快適な都市環境の中で気持ちよく暮らせるまち、自然が身近に感じられるうるおいのあるまち、そして都市と自然が調和する心がやすらぐまちをめざします。

取り巻く状況

- 大都市としてふさわしい環境づくりが必要
- 環境の持続可能性への懸念
- 都市化の進展による環境への影響
- 都市化による緑の減少傾向



めざすまちの姿



実現に向けた施策

- 22 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します
- 23 身近な自然や農にふれあう環境をつくります
- 24 公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりをすすめます
- 25 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します
- 26 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します
- 27 バリアフリーのまちづくりをすすめます
- 28 良質な住まいづくりをすすめます
- 29 市民・事業者の環境に配慮した活動を促します
- 30 低炭素社会づくりをすすめます
- 31 3Rを通じた循環型社会づくりをすすめます

低炭素社会：地球温暖化問題を解決するため、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を抑え、自然と人間が共存できる社会

都市像4 魅力と活力にあふれるまち

名古屋は日本の中央に位置する交通の要衝であり、名古屋城の城下町として発展してきました。熱田神宮や三英傑、尾張徳川家に代表される歴史や文化は、名古屋の魅力や活力の礎となっています。ものづくり産業が盛んな名古屋大都市圏の中心都市として商業・業務機能が集積し、名古屋駅や栄といった都心部を中心ににぎわいのあるまちが形成されています。また大都市でありながら空間的なゆとり、時間的なゆとりが感じられて住みやすいことも、名古屋の大きな魅力となっています。

グローバル化の進展や、平成39（2027）年度に予定されているリニア中央新幹線の開業により、今後、人々の交流が活発になることが予測されます。そうした中で歴史、文化、芸術、景観などさまざまな面で個性と魅力を高めるとともに、地域の食やイベント、港・水辺におけるにぎわいづくりなどによって市民が誇りを持てる都市として発展を続けていくことが求められます。そして、こうした魅力を広く発信することで多様な人々の交流を促し、若い世代の元気な活動を支え、国際的にも開かれたにぎわいのあるまちづくりが求められます。

また、産業や経済は都市の活力の源になります。大都市ならではの商業やサービス業による活性化に加え、地域産業の振興や次世代産業の創出・育成により、活気あるまちづくりが求められます。

魅力と活力にあふれるまちとすることで、住みたくなるまち、行きたくなるまち、そして市民が誇りに思えるまちをめざします。

取り巻く状況

- リニア中央新幹線の開業
- 企業の海外進出や多国籍化
- 国境を越えた都市間競争
- 空間的・時間的にゆとりがあり住みやすい



めざすまちの姿

魅力と活力にあふれ、 住みたくなるまち	魅力と活力にあふれ、 行きたくなるまち	市民が誇りに 思えるまち
都市魅力向上	若者の支援	商業振興
都市魅力の発信	国際交流	産業振興

実現に向けた施策

- 32 世界の主要都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めます
- 33 国際的に開かれたまちづくりをすすめます
- 34 若い世代が学び、遊び、働けるまちをつくります
- 35 歴史・文化に根ざした魅力を大切にします
- 36 港・水辺の魅力向上をはかります
- 37 魅力的な都市景観の形成をすすめます
- 38 観光・コンベンションの振興と情報発信により交流を促します
- 39 地域の産業を育成・支援します
- 40 次世代産業を育成・支援します

(2) 将来の都市構造

●都市構造の考え方

グローバル化が進んでいく中で人的交流を拡大させるためには、名古屋大都市圏の中心都市として、国際的・広域的な交流が促進されるよう、都心機能や交流機能を高める必要があります。また、都市活動がもたらす環境負荷を抑制するとともに、道路などの都市基盤や都市施設等の効率的な維持管理ができる都市構造が求められます。あわせて、増加する高齢者にとっても安心して暮らせるような、できるだけ自動車に頼らず歩いて暮らせる生活圏を形成しなければなりません。

そのために、駅を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業・業務・住宅・サービス・文化等の多様な都市機能が適切に配置・連携されており、さらに景観・歴史・環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされている都市構造である「集約連携型都市構造」の実現をめざします。

●都市構造のゾーニング

集約連携型都市構造の実現に向けて、市内の駅を中心におおむね半径800m圏を基本とするゾーンを「駅そば生活圏」と位置づけ、駅そばまちづくりを中心としたさまざまな取り組みをすすめます。

土地利用をはじめとする本市の特性をふまえ、土地利用のゾーンとして「都心域」「市街域」「港・臨海域」を、環境のゾーンとして「環境軸（緑と水の回廊ゾーン）」を、駅を中心とするゾーンとして「駅そば生活圏」をそれぞれ設定し、これらを重ね合わせたものをめざすべき都市構造のゾーニングとします。

① 土地利用のゾーン

「都心域」

おおむね出来町通、JR中央線・東海道線で囲まれた区域（都心部含む）で、金山、千種などを含む区域

「市街域」

市街化区域のうち都心域および港・臨海域を除く区域

「港・臨海域」

おおむね国道23号および名鉄常滑線で囲まれている区域

② 環境のゾーン「環境軸（緑と水の回廊ゾーン）」

現状の主な河川・公園・緑地等をつなぐ帯状のエリア

③ 駅を中心とするゾーン「駅そば生活圏」

駅からおおむね半径800mの圏域に、地下鉄の環状線で囲まれる部分を含めたエリア



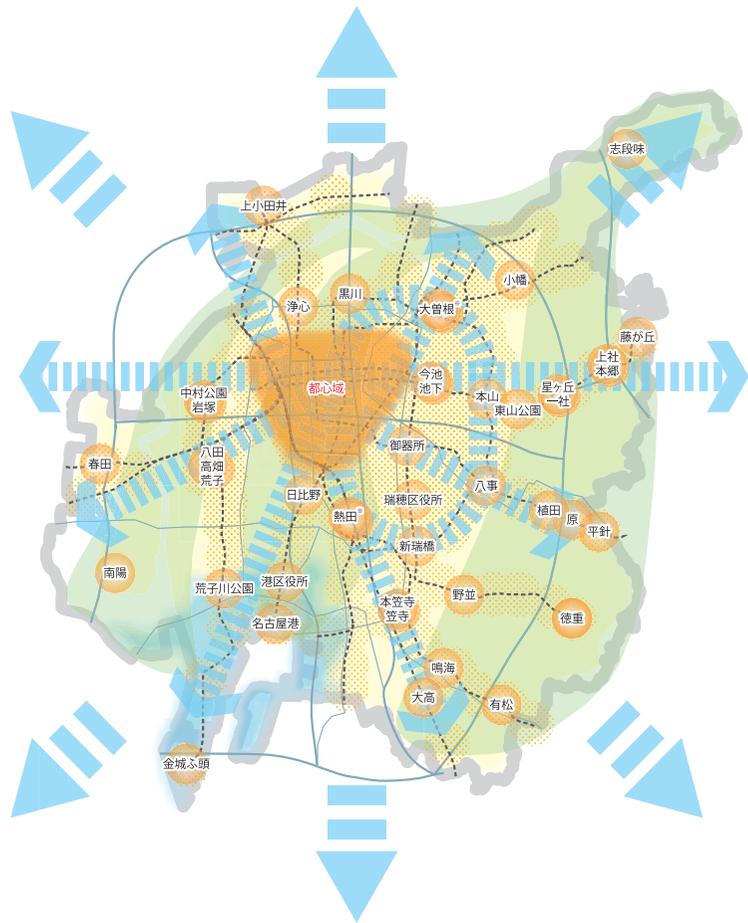
●実現に向けた取り組み

駅そば生活圏においては、都市機能のさらなる強化と居住機能の充実をはかります。その効率的・効果的な推進のために、駅そば生活圏等に拠点を設定し、地域特性や地域資源の活用により拠点性の強化をすすめることにより、駅そば生活圏等全体の活性化を高めます。

また、大規模な災害に備え、防災性の高い都市構造の構築をすすめるとともに、将来的な人口減少により懸念される空地・空家の増加などと、それにとまなう地域環境の悪化や都市経営の非効率化に対して、適切な対応策の検討をすすめます。

●将来都市構造図

「ゾーニング」とこれら取り組みをふまえた将来都市構造図を示します。



※大曾根は大曾根駅、ナゴヤドーム前矢田駅、砂田橋駅を
熱田は熱田駅、神宮西駅、神宮前駅を示す

- 拠点
- 市街域
- 港・臨海域
- 環境軸
- 駅そば生活圏
- 鉄軌道
- 道路(高速道路、国道等)
- ◀ 広域交流軸
- ◀ 主な交流軸

将来都市構造図

3 重点戦略

「まちづくりの方針」に基づいて、重点的に取り組むべき**戦略**を示します。また、戦略を推進していくために、IV章の「都市像の実現に向けた施策・事業」に掲載した事業の中から、5年間の計画期間に特に優先的に取り組むものを示します。

戦略1 子育て世代に選ばれるまちをつくとともに、地域の活力を高めます

人口構造の変化による影響を少しでも抑えるため、若い世代や、子育て世代の住まいの地として、選ばれるまちづくりを最優先にすすめます。また元気な高齢者を増やし、地域における助け合いの仕組みづくりをすすめることで、地域の活力を高めていきます。

- ① 出産や育児の不安感・負担感を軽減するなど、若い世代や子育て世代にとって、住みやすいまちづくりをすすめるとともに、教育の質を高めるなど、将来を支える人材を育てていきます。また、虐待やいじめなどを防止するための対策を充実し、子どもが健やかに成長できる環境を整えます。さらに、若い世代がさまざまな場面で元気に活躍できる環境づくりや、女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりをすすめていきます。
- ② 健康な高齢者を増やして、健康寿命を延ばしていくとともに、多くの元気な高齢者が豊富な経験を活かせるような活躍の場を創出し、社会の支え手を増やしていきます。
- ③ 地域における助け合いの仕組みづくりをすすめ、子育て中の親、高齢者や障害者などが孤立することがないようにしていきます。また、支援を必要とする人へのサービスの新たな担い手として、地域の多様な主体が活躍できるよう支援していきます。

重点戦略を推進する取り組み

安心して
子育てできる
環境づくり

多様化する子育て世代のニーズに応えるため、妊娠期から出産・育児、子ども・若者の自立まで、切れ目のないきめ細かな支援を行います。また、子ども一人ひとりの個性を大切にし、児童・生徒が安心していきいきと学校で過ごすことができる環境を整えます。

保育所入所待機児童対策
なごや子ども応援委員会
子ども・若者の自立支援



助け合いながら
暮らせる
地域づくり

コミュニティ機能の低下によって引き起こされる孤立化など、地域の問題を解決するため、行政だけでなく、地域住民、NPO、大学等が連携・協力して取り組む地域での体制づくりをすすめます。また、多くの元気な高齢者が豊富な経験を活かせるような活躍の場を創出し、社会の支え手として活躍できるよう支援していきます。

ナゴヤ版 地域包括ケアシステムの実現

地域と育む未来医療人「なごやかモデル」事業
在宅医療・介護連携推進事業
地域力の再生による生活支援推進事業

子ども青少年「すこやかなごや」ひとづくり・まちづくり事業

連携・協力



社会の支え手倍増

戦略2 市民・企業・行政の総力で 大規模災害へ備えます

南海トラフ巨大地震などの大規模な災害が発生すると、行政の力だけでは十分な対応はできません。そのため、市民・企業・行政の総力を結集して、災害による被害を出さないようにするための防災と、被害を最小限に抑えるための減災をすすめることが大切です。市民一人ひとりが自分や家族の命を守る「自助」、地域における助け合いで守る「共助」、そして行政が担う「公助」により、防災力を総合的に高めていきます。

- ① 防災教育や意識啓発により防災意識を高め、市民や企業などとともに建築物の耐震対策や日常的な備えをはじめとした平時の取り組みをすすめます。また、各種団体等との協力・連携に向けた体制づくりをすすめていきます。
- ② 災害発生時の円滑な避難・救助活動のため、避難所運営などの避難体制や災害救助物資などの防災備蓄体制の整備を推進するとともに、高齢者や障害者などの要援護者対策や都心部の帰宅困難者対策をすすめていきます。
- ③ 被災後の早期復旧をはかるため、市民生活や経済活動に関わるライフラインなどの都市基盤や災害時の活動拠点となる施設などの耐震対策をすすめていきます。

重点戦略を推進する取り組み

自ら備え 自ら守る 自助力の向上

市民・企業に対して大規模災害に対する意識啓発を行い、適切な避難行動のガイドラインを示すとともに、防災教育を充実させ、防災対策の促進や適切な避難行動の普及を幅広い世代に対してはたらきかけることで、市全体の自助力を向上させます。

市民および事業所の自助力向上の促進
学校における防災教育
民間建築物の耐震化



みんなで 助け合う地域 コミュニティの 醸成

地域の特性に応じた避難行動の検討・支援や、災害時に援護が必要な人の安否確認および避難誘導などを行う助け合いの仕組みづくりをすすめるとともに、避難所の開設・運営を効率的にすすめることにより、みんなで助け合うコミュニティづくりをすすめます。

助け合いの仕組みづくりの推進
避難所開設・運営訓練の充実
震災避難行動ガイドラインの策定・支援
帰宅困難者対策の推進



都市防災機能 強化による きょうじん 強靱な名古屋の 創出

大規模災害に備え、被害を未然に防ぎ、また被害の最小化をはかるため、他の施策の指針となる計画を策定します。また、都市基盤施設の耐震化や、関係行政機関とともに基幹となる広域防災拠点の整備検討など、災害時における被害を最小化し、圏域の早期復旧・復興もリードできる安定的な経済・社会活動の確保をはかります。

きょうじん
国土強靱化地域計画の策定
耐震対策（緊急輸送道路の橋りょう、
地下鉄構造物、河川堤防）
名古屋市の防災機能強化
災害時の情報伝達の充実



橋りょうの耐震補強の例

戦略3 国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋をつくります

東京－名古屋間の移動時間が短縮されることにより、大きな新しい交流圏が形成されると考えられます。本市が大きな新しい交流圏の中で発展を続けていくためには、首都圏のバックアップ機能など新たな役割を担えるような、大きく強い都市をめざしていく必要があります。このため本市だけでなく、名古屋大都市圏全体の市民・企業など多様な主体で連携をすすめていきます。また、本市を核とした自治体間の連携基盤を強化し、圏域の成長の方向性を共有するとともに、広域的な取り組みを積極的に展開していきます。さらに、集積する産業や商業などの強みを強化することで、圏域の中心都市としての重要性を高めていきます。

- ① リニア中央新幹線の開業後は、東京－名古屋間の移動時間短縮効果を圏域で受けられるよう、交通ネットワークを強化していきます。また、名古屋駅周辺地区から栄地区にかけての都心部の都市機能を強化するとともに、回遊性を高めていきます。
- ② 名古屋に行ってみたいと思わせるような都市の魅力を高め、文化、観光や産業における人的交流を拡大させることで圏域の活力向上につなげていきます。
- ③ 圏域の強みである次世代産業を含めたものづくり産業のさらなる振興のため、当地域の産業集積を活かして国内外からの企業誘致を推進し、本社・本店機能の進出支援や高い能力を有する産業人材の呼び込みや育成をすすめるとともに、ものづくり産業を支える商業・サービス業などの集積により、圏域の中核都市として産業交流の促進をはかり、圏域全体の産業競争力を高めていきます。

重点戦略を推進する取り組み



リニア中央新幹線
開業を見据えた
都心部の魅力づくり



ターミナル機能の強化や象徴的な都市空間の形成をはかり、国際的・広域的な拠点として、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」をめざします。

リニア中央新幹線開業を見据えた名古屋駅周辺のまちづくりの推進



都心のシンボル空間の形成をめざして、久屋大通公園などの公共空間の再生、民間再開発の促進、界隈性の充実による魅力にあふれたまちづくりをすすめます。

栄地区まちづくりプロジェクトの推進

「また来たい」
ナゴヤの創出と
圏域の活性化

名古屋らしい魅力を創出し、魅力を国内外に発信するとともに、観光案内などを強化しておもてなしを充実します。



名古屋城の整備、東山動植物園の再生、金城ふ頭の開発、観光案内の充実・Wi-Fiの整備、観光プロモーション・なごやめしブランドの推進、コンベンション等MICEの誘致推進



ものづくり経済圏
の中核都市
ナゴヤの実現

日本の真ん中という地の利や、ものづくり産業の集積を活かし、次世代産業の育成や、国内有数の産業交流拠点の形成をすすめます。

戦略的産業振興施策の推進
航空宇宙産業新規参入・販路拡大支援事業
医療・福祉産業への参入促進
次世代産業見本市・展示会の開催



4 市政運営の取り組み

「めざす4つの都市像」を実現するために必要な、**市政運営の取り組み**を示します。

(1) 市民主体の市政運営

●市民目線に立った行政

市政運営においては人権尊重の理念を柱に据え、人を大切にするという視点が重要です。また、サービスの受け手である市民の目線に立って、さまざまな市民ニーズに公平かつ確に対応することが求められます。

そのために、ソーシャルメディア*などの新たな媒体も活用しながら、市民に対してわかりやすく情報を提供し、多様な市民の意見を市政に反映する機会を設けることなどにより、市民の参画を促し、市民との相互理解のもとで市政を推進していきます。

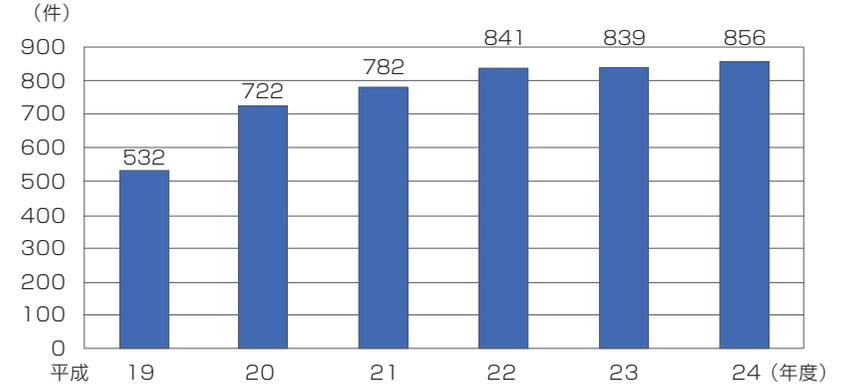
●多様な主体と行政の連携

近年、行政のみでは対応が困難な課題が増加しています。これらの課題に対応し、魅力あるまち、住みやすいまちをつかっていくには、地域の課題を最もよく知る地域住民、地域団体やNPOなど、多様な主体が公共サービスや地域づくりの新たな担い手として能力を発揮することが必要です。

そのため、市民の参加をさらに促進するとともに、これらの団体が自主的・自立的に活動できるよう支援し、地域主体のまちづくりをすすめます。また、課題解決に向けた行政等との連携を推進していきます。

また、市立大学をはじめ、地域の課題に目を向けて教育・研究・社会貢献をすすめる大学や企業との連携により、地域の課題解決に向けた取り組みをすすめていきます。

ソーシャルメディア：ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア



本市における市民活動団体との連携実績

●地域に密着した行政

市民に最も身近な行政機関として、区役所には、地域活動を総合的・横断的に支える役割が求められています。そのため、市民に信頼される地域の総合行政機関をめざし、関係機関とも連携しながら、区役所が自主性・主体性を発揮し、特色や独自性を活かして地域の課題に取り組んでいきます。

また、地域の中での生きがいや充足感につながるような多様な学びの場の創出や地域住民同士のつながりを深めることなどにより、社会の一員としての地域づくりの担い手の育成につながるような取り組みをすすめます。

●市政運営を担う職員の育成

市民主体の市政運営を行っていくうえで、職員には、常に市民の視点に立って考え、市民から信頼されることが求められます。そのためには、積極的に市民の声に耳を傾け、対話することなどを通じて、市民の思いに応える姿勢を持つことが大切です。

また、市政を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、限られた財源や人員の中で市民の期待に応えていくためには、職員一人ひとりがその能力を最大限発揮するとともに、不断の能力向上につとめることが不可欠です。

組織全体で職員の能力開発に取り組み、市民から信頼され、広い視野と熱意を持って名古屋の将来を築いていくことができる職員を育成していきます。

(2) 将来を見据えた市政運営

●行政改革の取り組み

行政改革の方針

地方公共団体は常に組織および運営の合理化につとめ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。限られた人員や財源を一層有効かつ効率的に活用する必要があることから、不断の行政改革をすすめます。

行政改革をすすめるにあたっては、まず、内部管理などの市民生活に影響をおよぼさない見直しに取り組みます。

市民生活に影響を与えると考えられる見直しについては、社会環境の変化や価値観・ライフスタイルの多様化により市民ニーズが多様化していることをふまえて、限られた人員・財源を施策の推進に効果が薄いものから、より効果の高いものに振り向けることにより、全体として市民サービスを確保する考えのもと取り組みます。

あわせて、公的関与のあり方に関する見直しについては、民間が公を担う場面が拡大していることをふまえて、民でできることは民に委ねることを基本とした考えで取り組みます。

事業の見直しの基本的な視点

施策の推進手段である事業について、予算や組織定員など限られた行政資源を一層有効かつ効率的に活用できるように、見直しをすすめる際に重視すべき視点を下記に掲げます。

また、毎年度の予算編成や行政評価に活用するため、この基本的な視点をふまえて、事務事業の見直しの方向性と視点を作成します。

① 施策実現への効果

受益者の利害にとらわれず、施策実現の効果やそれに要する費用といった観点から点検し、効果が薄いものは見直し、より効果の高いものに振り向けます。

② 官民の適切な役割分担

これまで行政が担ってきた分野であっても、行政が引き続きサービスを担うべきか否か検討し、民間と行政の役割分担の観点から、行政の関与は必要最小限とし、関与の必要性がない場合には、民営化等を検討するという観点から点検します。

③ 民間活力の積極的な導入

行政の関与が必要な場合であっても、公的関与の度合いが小さいものについては、サービスの提供主体は民間活力を積極的に導入し、民間委託等を検討するという観点から点検します。

④ 持続可能な制度への転換

行政が引き続きサービスを行う場合であっても、将来にわたってサービスが維持できる持続可能な制度への転換をはかるため、適正なサービス水準や受益者負担等の観点から点検します。

行政改革の取り組み

行政改革の方針および事業の見直しの基本的な視点に基づき、計画期間中においても、次の事項をはじめとした取り組みを推進します。

① 行政評価

限られた人員・財源の有効かつ効率的な活用をはかるために、PDCAマネジメントサイクルに基づく事業執行管理の重要なツールとして、行政評価を実施していきます。

② 定員管理

組織の簡素化・効率化や委託化・嘱託化などにより計画的に定員の見直しをすすめるとともに、必要度・重要度の高い事務事業に重点的に職員を配置することにより、適正な定員管理につとめます。

③ 外郭団体

必要最小限の財政的・人的関与となるよう必要な見直しをすすめるとともに、自主的・自立的な経営改善を促進していきます。

④ 公の施設

設置意義の薄れた施設については、休廃止・民営化など見直しに取り組むとともに、直営施設については、指定管理者制度の導入を推進するなど民間活力の活用などにより、効率的・効果的な運営につとめます。

⑤ 歳入の確保

不利用土地等について積極的に売却をすすめるとともに、未利用スペースの貸付等による貸付料収入の確保や広告掲出による広告料の確保等に取り組むなど、民間の視点・提案を取り入れた手法による歳入の確保につとめます。

●今後の財政運営

本市の財政状況

歳入の状況

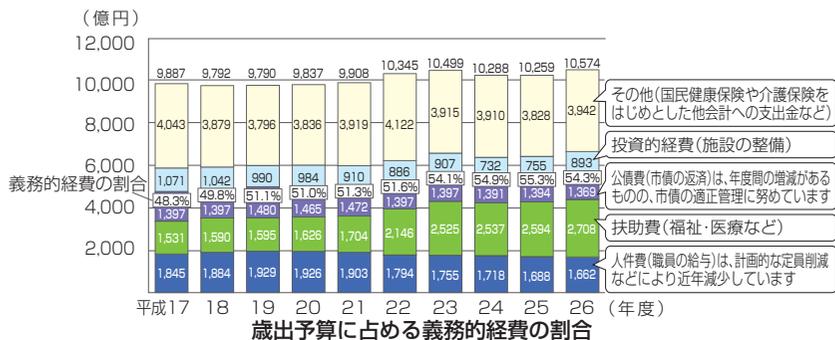
歳入の中心である市税は、平成20年度予算の5,289億円をピークに、景気の落ち込みや市民税減税の実施などにより減少傾向にありましたが、平成26年度予算は、企業収益の改善などにより前年度に引き続き増収となり、前年度に比べて120億円増加しました。

また市債は、平成26年度において、地方交付税の肩代わりである臨時財政対策債が減少した（平成25年度は380億円、平成26年度は350億円）ものの、建設事業の増加などにより全体で前年度に比べ64億円増加しました。



歳出の状況

平成26年度予算では、義務的経費*の額が5,739億円となり、過去最高となりました。中でも、生活保護費や高齢者・子育て家庭への支援などの支出である扶助費が大幅に増加しており、平成26年度の扶助費の予算は平成17年度に比べて約1.8倍になっています。

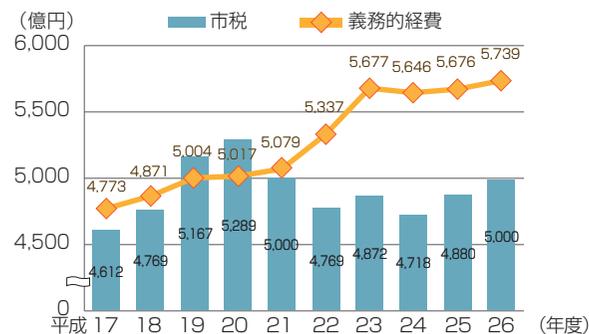


義務的経費：人件費・扶助費・公債費の合計で、支出が義務付けられていて、削減することが難しい経費です。この割合が高いほど、自由に使えるお金が少ない財政状況ということになります。

市税収入と義務的経費の推移

市税収入の伸びと歳出の義務的経費の伸びを比較してみました。

市税は大幅な伸びが期待できない一方、義務的経費は高齢者人口の増加などにより、今後も増加が見込まれます。



市税収入と義務的経費の推移

今後の課題

本市の財政状況は義務的経費の額が過去最高となり、また経常収支比率*（平成24年度決算）が99.8%となるなど、極めて硬直的な財政構造となっています。これは、市税を中心とした一般財源がほぼ横ばいで推移する中、生活保護費、障害者自立支援給付費、民間保育所措置委託費などの扶助費や医療、介護にかかる会計である国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金など、少子化・高齢化等の要因により社会保障関係経費が増加していることによるものです。

こうした状況の中、本市を取り巻く喫緊の課題に対応するため、これまでにも行財政改革に取り組み、財源の確保につとめてきたところですが、今後も、施策の推進に効果の薄い事業は見直し、より効果の高い事業に振り向けるなどの行財政改革に、積極的に取り組まなければなりません。

特に、歳出の増または歳入の減をとまなう新規・拡充事業を実施する際には、原則として、既存事務事業の廃止・見直しや歳入の確保をはかるなどの行財政改革により、必要となる財源を確保する必要があります。

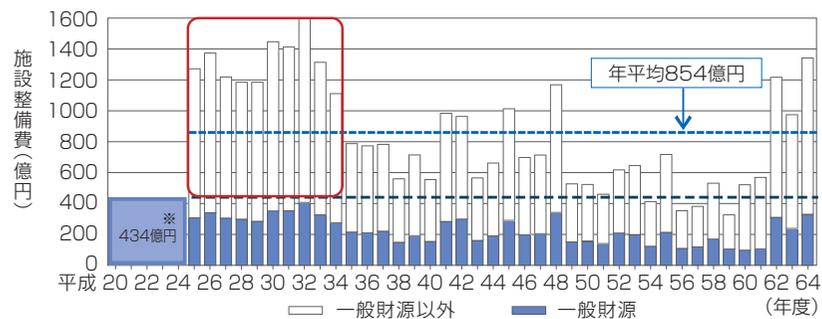
経常収支比率：市税を中心とした経常的に収入される一般財源が、人件費や扶助費などの経常的な経費にどの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を判断する指標

●アセットマネジメントの推進

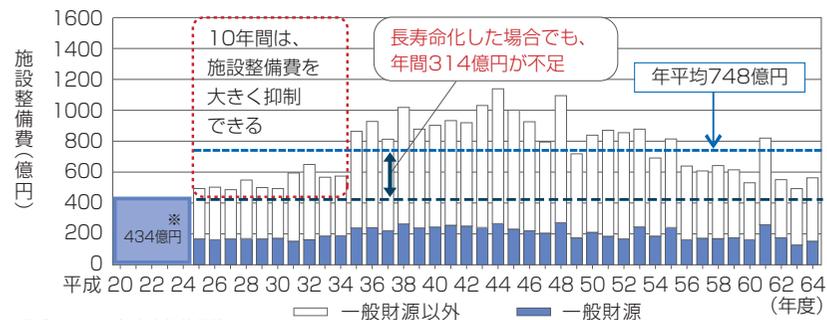
本市の所有する市営住宅、学校などの建築物や道路、橋りょうなどの公共施設は、その多くが昭和30年代から60年代を中心に建設が行われ、老朽化がすすんでおり、今後一斉に更新時期を迎えることから大きな財政負担が予想されます。

このため、公共施設の計画的・効率的な維持管理や改修などによる長寿命化を行うことにより、経費の抑制と平準化をはかるとともに、施設の集約化、保有資産の有効活用に取り組みます。また今後の人口減少社会を見据え、将来需要の適切な見通しのもと、施設の廃止・縮小を含めて保有資産量の適正化に取り組みます。

【築40年で改築した場合】



【長寿命化した場合】



※平成20～24年度実績値平均

市設建築物の将来の施設整備費

5 名古屋大都市圏の成長と新たな大都市制度のあり方

「めざす4つの都市像」の実現に向けて、圏域の中心都市として、市域を越えた、より広域的な視点に立ち、名古屋大都市圏全体の成長の方向性を示していくことが求められます。また、行政サービスのさらなる充実に加え、圏域全体の成長にも寄与するような大都市制度のあり方を考えていく必要があります。ここでは、**圏域全体の成長に向けたビジョンと新たな大都市制度の実現に向けた取り組み**を示します。

(1) 圏域全体の成長に向けたビジョン

●名古屋大都市圏の位置づけ

名古屋大都市圏は、各方面にわたる陸・海・空の広域交通ネットワークの結節点であるとともに、日本随一のものづくりの産業集積地です。

また、平成39（2027）年度にはリニア中央新幹線の開業が予定されており、その開業効果と圏域の持つ多様な個性・ポテンシャルを最大限活用することで、日本の世界における相対的地位を押し上げる役割を担う圏域です。

その範囲は、本市を中心として主に東西に広がる産業圏や南北に広がる観光圏、流域全体で総合的な利用と保全、機能向上をはかる伊勢湾流域圏、他の大都市圏も含めた広域的なネットワークの構築が必要な防災圏など、分野ごとに柔軟に圏域をとらえ、圏域全体での成長をめざして、多様な関係主体が連携・協働により一体的に取り組みをすすめる必要があります。



名古屋大都市圏は日本の要～Greater Nagoya, the Keystone of Japan～

●名古屋大都市圏がめざすべき姿

名古屋大都市圏の範囲は、従来の距離的な範囲ではなく、その地域特性、例えば、主に東西に広がる産業圏や、主に南北に広がる観光圏、木曾三川から伊勢湾にわたる伊勢湾流域圏、また、防災はネットワークの観点から他の大都市圏を含めた広域的な視点など、分野ごとに柔軟にとらえる必要があります。

そして、圏域を取り巻く状況は、少子化・高齢化による生産年齢人口の減少、グローバル化の進展による国際的な都市間競争の激化や巨大災害への危惧など厳しい状況にあります。今後の圏域の持続的な成長に向けて、本市の果たすべき役割は大きいものの、当圏域には多様な地域特性、地域資源があり、多様な関係主体と互いに補完し、緊密に連携する関係が不可欠であり、圏域で一体となって取り巻く状況に対応しなくてはなりません。

圏域の構造やポテンシャルの把握・分析から、「産業」、「交流」、「まちづくり」、「防災・減災」の4つの分野における取り組みの強化や促進をはかり、名古屋大都市圏での成長、ひいては日本全体の成長につなげていくことが求められます。



名古屋大都市圏の範囲イメージ

●成長への4つの方向性

4つの分野ごとに、求められる成長の方向性を示します。

【産業分野】

自動車産業を中心とした産業構造から、産業の裾野を広げていき、将来を担う多様な産業が継続的に生まれ、成長していく、「ものづくりマザー機能を備えた多様な産業クラスターの形成」が求められます。そのために、ものづくり技術を応用・活用した次世代産業の振興・育成やものづくりに新たな価値を付加するクリエイティブ産業の創出に取り組む必要があります。

ものづくりマザー機能を備えた多様な産業クラスターの形成

成長に必要な 観点

- ・次世代産業の振興・育成
- ・クリエイティブ産業の創出

【交流分野】

リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のゲートウェイ機能の強化や、圏域内の高速道路、鉄道、港、空港を中心とした広域交通ネットワーク相互のアクセス性の向上など、「国内外のヒト・モノを結ぶ交流拠点の形成」が求められます。そのために、新たに圏域の顔となる名古屋駅のスーパーターミナル化や国際ゲートウェイ機能を活かしたアジアの交流拠点の形成に取り組む必要があります。

国内外のヒト・モノを結ぶ交流拠点の形成

成長に必要な 観点

- ・名古屋駅のスーパーターミナル化
- ・アジアの交流拠点の形成

【まちづくり分野】

仕事のオン・オフを問わず魅力あるライフスタイルを創造し、便利で快適な都市生活を実現するとともに、圏域の多様な魅力を向上・交流・融合する、「世界からヒトを惹きつける魅力的で住みやすい都市圏の形成」が求められます。そのために、独自のライフスタイルイメージの定着を狙うナゴヤブランドの確立や回遊性を高めるなど多彩な魅力をつなぐことによる都心の魅力向上に取り組む必要があります。

世界からヒトを惹きつける魅力的で住みやすい都市圏の形成

成長に必要な 観点

- ・ナゴヤブランドの確立
- ・都心の魅力向上

【防災・減災分野】

施設や公共インフラ、ライフラインの耐震化や老朽化対策、防災意識の啓発・教育や自治体間、企業、NPOなどとの協力・連携の体制づくりなどハード・ソフト両面からの対策を講じる、「防災・減災力を備えた強靱な都市圏の形成」が求められます。そのために、首都圏のバックアップ機能も担えるよう南海トラフ巨大地震に耐える強い圏域の形成や名古屋都心の防災性の向上に取り組む必要があります。

防災・減災力を備えた強靱な都市圏の形成

成長に必要な 観点

- ・南海トラフ巨大地震に耐える強い圏域の形成
- ・名古屋都心の防災性の向上

(2) 新たな大都市制度の実現に向けた取り組み

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、質の高い行政サービスを提供するだけでなく、圏域の中心都市として、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されています。

こうした役割を将来にわたり着実に果たしていくためには、都市の能力と役割に見合う権限・税財源を兼ね備えた、この圏域にふさわしい大都市制度を創設することが必要になります。

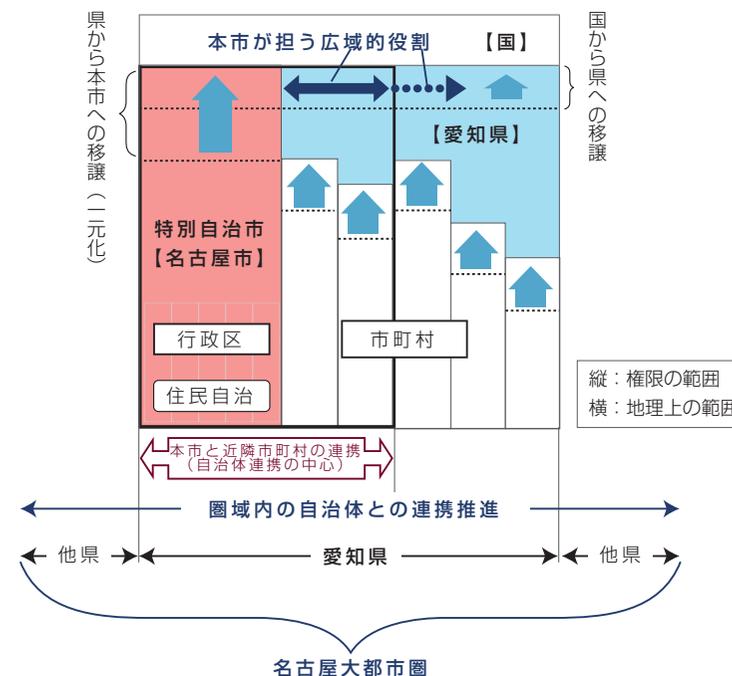
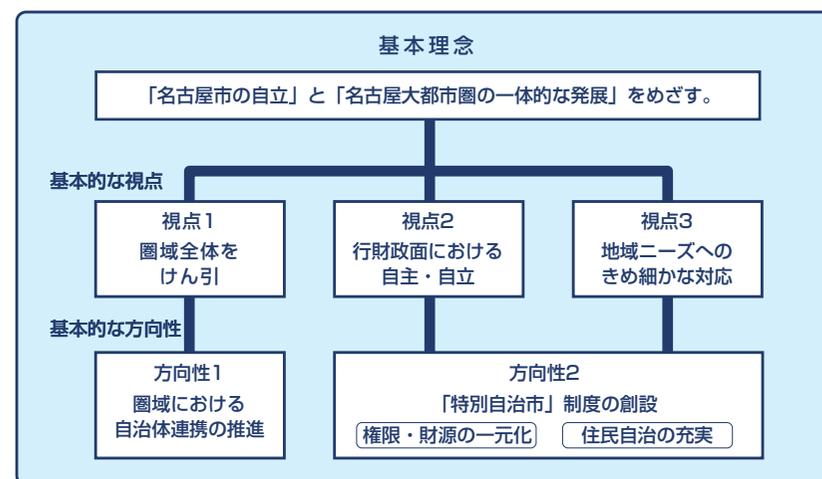
また、本市は、明治22（1889）年の市制施行以来、木曾川をはじめとする木曾三川流域の豊かな自然の恵みを楽しむ中で、厚い産業集積と豊富な労働力、充実した社会資本に支えられて、めざましい成長と発展を遂げてきました。

こうした発展の歴史は、決して名古屋市のみで実現したものではなく、愛知県、近隣市町村をはじめとする圏域の自治体と相互に依存しあいながら、ともに手をたずさえて、圏域全体の発展に取り組んできたことによるものです。

こうした認識に立ち、本市がめざすべき大都市制度は、本市だけでなく、圏域全体の発展に寄与するものとする必要があります。

このような観点から、中長期的にめざすべき大都市制度として、「『名古屋市の自立』と『名古屋大都市圏の一体的な発展』をめざす。」との基本理念のもと、「圏域全体をけん引」、「行財政面における自主・自立」および「地域ニーズへのきめ細かな対応」の3つの視点を定めた上で、それらに基づく方向性として「圏域における自治体連携の推進」および「『特別自治市』制度の創設」を掲げ、その実現に向けた取り組みをすすめていきます。

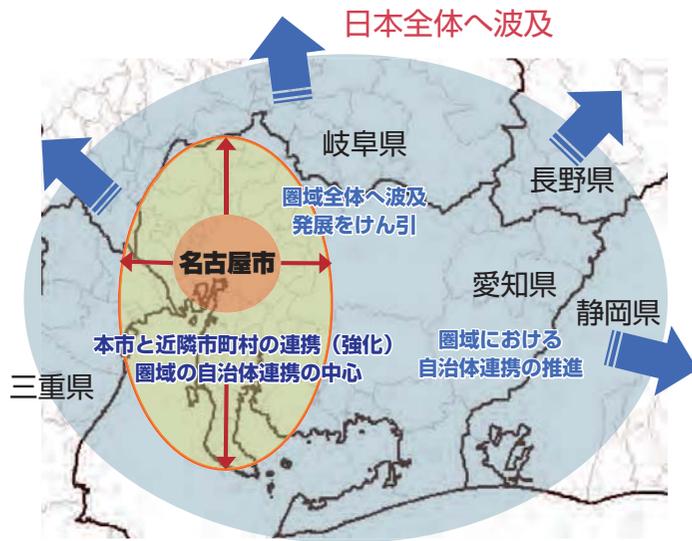
名古屋市がめざす大都市制度の全体像



●圏域における自治体連携の推進

名古屋大都市圏は、市町村の境界を越えて市街地が連なるとともに、人口や高度な都市機能が集積し、経済・社会・文化の面で一体的な圏域を形成しています。圏域内では、多くの企業、人々が行政区域を越えて活動しているため、既存の行政区域にとらわれることなく、広域的な視点から圏域内の行政課題を考える必要性が高まっています。

こうした中で、圏域の自治体との連携を推進し、強い大都市圏の形成をめざします。特に、日常生活・都市活動において密接な関係にある近隣市町村とは、「広域的な運命共同体」との認識のもと、連携・協力関係をより一層強化し、圏域における自治体連携をリードします。



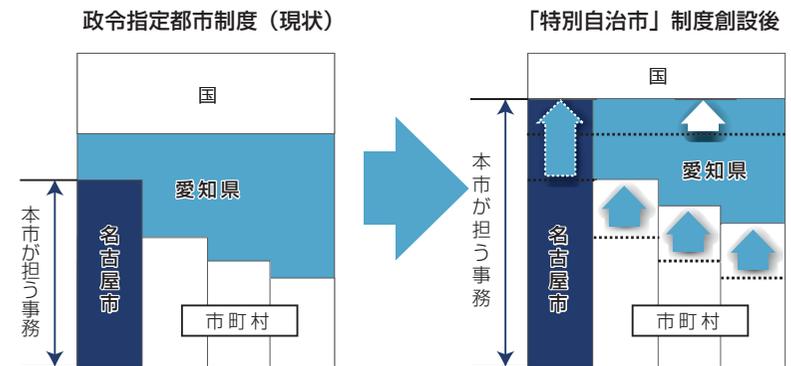
●「特別自治市」制度の創設

本市をはじめとする政令指定都市（政令で指定された人口50万人以上の市）は、現行制度上、大都市行政の合理的・能率的な執行と市民の福祉向上をはかるため、一般の市とは異なる特例が設けられていますが、事務配分が特例的・部分的にとどまり、また、税財源の措置が不十分であるなど、多くの課題を抱えています。

今後、より一層市民サービスの充実をはかるとともに、圏域ひいては国全体の発展をけん引していくためには、その潜在能力を最大限に活かす、抜本的な制度改革が求められます。

そのため、現行の政令指定都市制度に代わる新たな制度として、市域内において、地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」制度を創設します。

なお、現行制度においても、自主的・自立的な行財政運営が可能となるよう、国・県からの権限・税財源の移譲に向けた取り組みをすすめます。



IV 都市像の実現に向けた施策・事業

「長期的展望に立ったまちづくり」をすすめるため、事業を実施することで、施策を推進していきます。ここでは、**取り組む施策・事業の概要**や、**計画の進行管理**に関することを示したうえで、**取り組む施策・事業**を掲載します。

1 取り組む施策・事業の概要

(1) 施策・事業について

本計画では、前計画からの行政運営の継続性を考慮しつつ、めざす4つの都市像と市政運営の取り組みの内容をもとに、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度の5年間で取り組む44の施策を体系化しています。

また各施策に位置づけられる事業を、「選択と集中」の視点を持ち掲載していきます。

(2) 施策・事業数

めざす4つの都市像と市政運営の取り組みに掲げた施策・事業数は次のとおりです。

めざす都市像等	施策数	事業数
人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	14	151
災害に強く安全に暮らせるまち	7	77
快適な都市環境と自然が調和するまち	10	95
魅力と活力にあふれるまち	9	108
市政運営の取り組み	4	36
合計	44	467

(3) 計画事業費

本計画の掲載事業の実施に要する事業費は、5年間の計画期間を通して概算で、約2兆543億円を見込んでいます。

めざす都市像等	計画事業費※
人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	約 6,857億円
災害に強く安全に暮らせるまち	約 3,720億円
快適な都市環境と自然が調和するまち	約 3,784億円
魅力と活力にあふれるまち	約 5,064億円
市政運営の取り組み	約 1,118億円
合計	約 20,543億円

※計画事業費については計画策定時点における概算です。

2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、次のとおり計画の**実施状況の把握**をするとともに、「**施策推進の方針**」を示すことにより、計画の進行管理を実施し、PDCAサイクル※を徹底します。

(1) 実施状況の把握

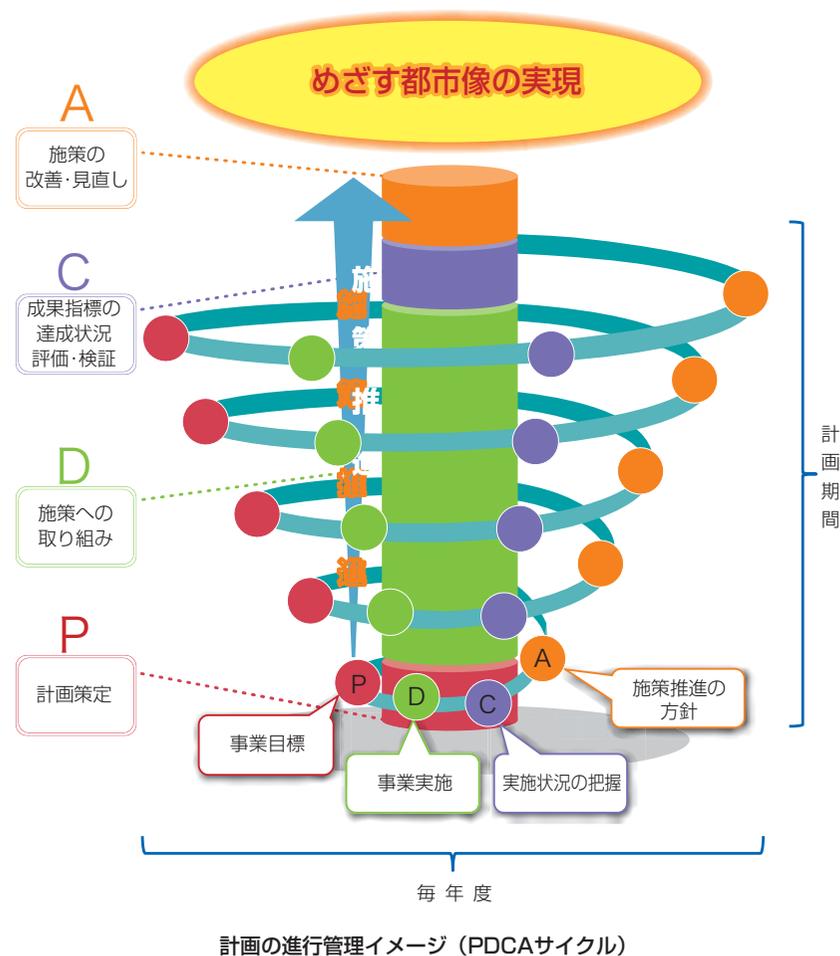
施策の進ちょく状況を把握するため、施策ごとに成果指標とその目標値を設けます。毎年度、その成果指標の状況を把握し、公表します。

また、掲載事業には、現況（計画策定時点の状況）と計画目標（計画期間における事業量等）を掲載します。毎年度、掲載事業の実施状況を把握し、公表します。

(2) 「施策推進の方針」の作成

計画策定後の社会経済情勢の変化やそれともなう新たな課題、計画の実施状況をふまえて、翌年度以降の施策の方向性を検討し、毎年度、「**施策推進の方針**」として示します。

また、計画期間終了後は、成果指標の目標値や、掲載事業の計画目標の達成状況を評価・検証するなどにより、本計画を総括し、計画期間終了後の市政運営に反映します。



PDCAサイクル：計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)の繰り返しによるマネジメントサイクル

3 取り組む施策・事業

(1) 施策体系

「長期的展望に立ったまちづくり」をすすめるため、次の44の施策に取り組めます。

人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち		掲載 ページ
1 生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します	… 68	
2 適切な医療を受けられる体制を整えます	… 74	
3 安心して介護を受けられるよう支援します	… 80	
4 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します	… 84	
5 障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します	… 88	
6 地域住民が互いに助けあい、安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめます	… 92	
7 安心して子どもを産み育てられる環境をつくります	… 98	
8 子どもの健やかな育ちと若者の自立を支える環境をつくります	… 104	
9 虐待やいじめ、不登校から子どもを救います	… 110	
10 子どもの個性を大切に、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育みます	… 116	
11 誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援をすすめます	… 124	
12 生涯にわたる学びやスポーツを通じた生きがいづくりを支援します	… 128	
13 人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくります	… 132	
14 男女平等参画を総合的にすすめます	… 136	
災害に強く安全に暮らせるまち		掲載 ページ
15 災害に強いまちづくりをすすめます	… 140	
16 防災・減災対策をすすめるとともに、地域防災力の向上を支援します	… 148	
17 災害時に市民の安全を守る体制の強化をすすめます	… 156	
18 犯罪や交通事故のない地域づくりにつとめます	… 162	
19 衛生的な環境の確保につとめます	… 166	
20 安全でおいしい水を安定供給します	… 170	
21 消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します	… 174	

快適な都市環境と自然が調和するまち		掲載 ページ
22 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します	… 178	
23 身近な自然や農にふれあう環境をつくります	… 186	
24 公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりをすすめます	… 192	
25 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します	… 198	
26 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します	… 202	
27 バリアフリーのまちづくりをすすめます	… 206	
28 良質な住まいづくりをすすめます	… 210	
29 市民・事業者の環境に配慮した活動を促します	… 214	
30 低炭素社会づくりをすすめます	… 218	
31 3Rを通じた循環型社会づくりをすすめます	… 222	

魅力と活力にあふれるまち		掲載 ページ
32 世界の主要都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めます	… 226	
33 国際的に開かれたまちづくりをすすめます	… 232	
34 若い世代が学び、遊び、働けるまちをつくります	… 236	
35 歴史・文化に根ざした魅力を大切にします	… 242	
36 港・水辺の魅力向上をはかります	… 250	
37 魅力的な都市景観の形成をすすめます	… 254	
38 観光・コンベンションの振興と情報発信により交流を促します	… 258	
39 地域の産業を育成・支援します	… 264	
40 次世代産業を育成・支援します	… 270	

市政運営の取り組み		掲載 ページ
41 市民サービスの向上をすすめます	… 276	
42 市民への情報発信・情報公開をすすめます	… 280	
43 地域主体のまちづくりをすすめます	… 284	
44 公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用をすすめます	… 290	

(2) 施策ページの見方

施策

めざす4つの都市像とその実現のための市政運営の取り組みの内容をもとに、5年間の計画期間にすすめる44の施策を掲載しています。

現状と課題

施策を取り巻く現状と課題を記述しています。

都市像1 ■人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち

施策7 安心して子どもを産み育てられる環境をつくります

現状と課題

現状

- 本市の出生数は長期的に減少傾向にありましたが、平成17年を底に平成20年まで増加し、ここ数年は再び減少傾向にあります。合計特殊出生率は平成17年を底に増加傾向にあります。
- 平成25年度の子育て家庭への本市調査において、理想とする子どもの数が平均2.59人であるのに対し、実際の子どもの数は2.04人であり、その理由として「経済的に余裕がない」、「子育ての身体的・精神的な負担が大きい」が高い割合となっています。また、出産前後に離職・転職した母親は55.7%で、そのうち育児休業制度などの仕事と家庭の両立支援のための環境が整っていれば仕事を続けられた人の割合は4割を超えています。
- 3歳未満の子どもを持つ保護者のうち、1年以内に就労して保育所入所を希望する人を含め、保育サービスが必要としている人の割合が平成25年度は35.8%であるのに対し、平成26年4月に保育所の入所申込をした人の割合は27.2%となっています。

課題

- 希望する誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。
- 子育ての負担感や孤立感を軽減させるため、社会全体で子育てを支援することが重要です。
- 国において平成27年度の本格施行が予定されている、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」への対応が必要です。
- 保育所への入所を希望する保護者が引き続き増加すると見込まれることから、誰もが安心して保育サービスを受けることができるよう、積極的な待機児童対策や、多様な保育サービスの拡充を行う必要があります。

●本市の出生数と合計特殊出生率の推移

●子どもの人数が理想とする人数より少ない理由

経済的に余裕がないから	47.7
子育ての身体的・精神的負担が大きいから	27.0
自分または配偶者の年収上の理由から	21.3
今後、出産の予定がある（出産を希望する）	20.6
仕事と子育ての両立が難しいから	19.4
住居内限りから	14.7
妊娠しなかった	12.1
自分または配偶者の健康上の理由から	12.1
希望する子ども数を産んでいないから	7.9
希望する性別の子供を産んでいないから	4.0
希望する時期に産んでいないから	4.2
子どもとともく離職・不登校があるから	4.7
その他	7.8
関係なし	8.2

出典：子ども・子育て家庭意識・生活実態調査（平成25年度）

図・グラフ等

施策を取り巻く現状と課題を分かりやすく説明する図やグラフなどを掲載しています。

めざす姿

施策を推進することによりめざす姿を、簡潔に記述しています。

めざす姿 子育ての不安感や負担感・孤立感が軽減され、喜びを感じながら子どもを産み育てられる

施策の展開

- 安心して子どもを産み親として成長することへの支援**
妊娠期からの相談支援体制を整備するなど、妊娠、出産、子育てを希望する誰もが安心して産み育てることができる環境づくりをすすめます。また、子どもとともに、親として成長する楽しさなどについて学ぶ機会を充実させます。
- 子育ての負担感・孤立感の軽減**
心理的負担や経済的負担の軽減をはかるなど、子育て家庭が安心して子どもを養育することができるよう、行政だけでなく地域や企業などと連携し、社会全体で子育てを支援する取り組みをすすめます。
- 働きながら子育てしやすい環境づくり**
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、企業や市民の意識啓発などの取り組みを推進し、働きながら子育てしやすい環境づくりをすすめます。また、働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう「保育所入所待機児童数ゼロ」に引き続き取り組むとともに、ひとり親家庭の自立支援をすすめます。

成果指標

指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1 子育てしやすいまちだと思う市民の割合	77.4% (25年度)	80%	85%
2 保育所入所待機児童数	0人 (26年度)	0人 (31年度)	0人 (41年度)
3 子育て支援に取り組んでいる企業数 (子育て支援企業認定数) (累計)	126社 (25年度)	160社	230社

関連する個別計画

- 子どもに関する総合計画
- 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度より）
- 公立保育所整備計画
- ひとり親家庭等自立支援計画

施策の展開

施策をどのような方向性ですすめるか、記述しています。

関連する個別計画

施策に関連する個別計画を示しています。

成果指標

施策の進捗よく状況を「ものさし」として代表的と考えられる成果指標について、アンケートによる主観指標と、事業量などによる客観指標を組み合わせ、各施策に3つ程度設定しています。

5年先の計画期間終了時（平成30年度）の目標値に加え、「長期的展望に立ったまちづくり」において展望した15年先（平成40年度）の目標値を示しています。

(3) 事業ページの見方

事業名

事業名を示します。複数の施策に関する事業は、最も関係の深い施策に掲載しています。

事業概要

事業の目的や理由を、できるだけ具体的に記述しています。

都市像 | ■ 人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち

施策を推進する事業

施策7

安心して子どもを生み親として成長することへの支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 (26～30の事業量等)	所管局
妊娠期からの相談支援	出産・育児に対する不安軽減をはかるため、教室や相談事業などを通して、必要な知識の普及や保健指導を実施	パピママ教室の実施 17か所 相談事業の実施	パピママ教室の実施 17か所 相談事業の実施 なごや妊娠SOSの実施	子ども青少年局
妊娠中および産後の育児支援	心身ともに不安定になりがちな妊娠中および産後において、保健師などの家庭訪問による適切な保健指導や主任児童委員などの赤ちゃん訪問による子育て支援情報の提供などを行うとともに、家事や育児の負担軽減をはかる必要がある場合にヘルパーを派遣	家庭訪問の実施 赤ちゃん訪問の実施 産後におけるヘルパーの派遣	家庭訪問の実施 赤ちゃん訪問の実施 産前・産後におけるヘルパーの派遣	子ども青少年局
家庭教育の普及促進	家庭教育に関する諸問題や親のあり方などについて学習を深める取り組みを実施	家庭教育セミナーの実施 親学推進協力企業制度の実施 172社・団体	家庭教育セミナーの実施 親学推進協力企業制度の実施 220社・団体	教育委員会

現況 (25時点の状況)

「現況」欄は特に記述がない限り、平成25年度末のデータを基本として、平成25年度の事業量もしくは実績値を示しています。他の時点のデータを用いる場合は、別途記述しています。

計画目標 (26～30の事業量等)

平成30年度末までの事業量、平成30年度末時点での実績値を示し、平成26年度～30年度の事業量を示す場合は〔 〕書きで示しています。

施策1 生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します

現状と課題

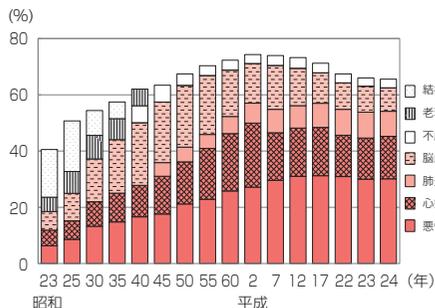
現状

- ・平成24年における市民の平均寿命は、男性79.62年、女性86.28年、健康寿命*は、男性78.30年、女性82.90年となっています。
- ・平成24年における市民の死因については、上位から、悪性新生物（がん）、心疾患、肺炎、脳血管疾患の順となっており、市民の3人に1人ががんにより亡くなっています。
- ・本市の精神疾患の患者数は平成23年患者調査から約5万8千人と推計されます。また、自殺はうつ病などの精神疾患と関係が深いとされています。本市の自殺者数は平成10年に336人から516人に急増して以降、400人台の高い水準のまま推移しています。なお、本市の人口10万人当たりの自殺者数を見ると、平成24年は17.9であり、全国平均の21.0を下回っています。

課題

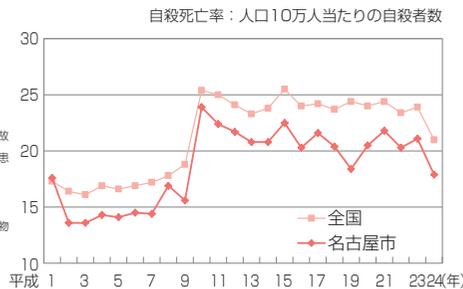
- ・健康で心豊かな生活を送る上で、生涯にわたり健康であることは重要な要素であり、そのためには、生活習慣の改善やワクチンの接種など一人ひとりが予防に取り組むことが必要です。がんをはじめとする生活習慣病は、早期発見・早期治療が重要であり、対策を総合的に推進することが求められています。
- ・うつ病などの精神疾患は誰でもかかる可能性があり、こころの健康づくりが重要な課題となっています。また、自殺者数の減少に向け、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかるとともに、自殺の危険性のある人に対して早期に対応することが求められています。

● 上位5死因の総死亡に対する割合の推移



出典：名古屋市健康福祉年報（平成24年）

● 自殺死亡率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」（平成24年）

健康寿命：さまざまな定義があるが、本計画においては、介護保険の情報に基づく「日常生活動作が自立している期間」とする。

めざす姿 生涯にわたり健康で、心豊かな生活を送っている

施策の展開

1 健康づくり・予防医療の推進

健康的な食生活や運動の実践など生活習慣の改善に向け、市民の予防意識の向上をはかるとともに、がんの早期発見に有効ながん検診の受診率の向上につとめます。さらに、予防接種についても取り組みをすすめ、感染症の予防につとめます。

2 こころの健康づくりと自殺対策の推進

精神疾患は適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であるという認識を広め、こころの健康づくりを促進します。また、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかる「自殺の予防」、自殺のサインを見逃さず未然に防ぐ「自殺の防止」および「遺された方への支援」の3つの視点に立って、自殺対策を推進します。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	健康寿命	男性 78.30 年 女性 82.90 年 (24年)	平均寿命の延びを上回るよう延伸 (30年)	平均寿命の延びを上回るよう延伸 (40年)
2	がん検診受診率	①10.7%	①32%	①50%以上
	①胃がん	②22.7%	②37%	②50%以上
	②大腸がん	③18.8%	③36%	③50%以上
	③肺がん	④52.9%	④59%	④65%以上
	④子宮がん	⑤36.6%	⑤44%	⑤50%以上
	⑤乳がん	⑥28.4%	⑥40%	⑥50%以上
3	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	17.9 (24年)	13 (30年)	13以下 (40年)

関連する個別計画

- ◆健康なごやプラン21（第2次）
- ◆食育推進計画（第2次）

施策を推進する事業

1 健康づくり・予防医療の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
任意予防接種費用の助成	予防医療の推進の一環である、予防接種に関する事業として、後遺障害・重症化の恐れのある感染症予防をはかるため、ロタウイルスなどの任意予防接種について助成を実施	実施 ロタウイルス、水痘、おたふくかぜ、高齢者肺炎球菌、風しん	国における定期予防接種化の検討状況などをふまえて実施	健康福祉局
食育の総合的推進	市民、関係機関、団体、行政などがそれぞれの役割のもと連携し、食育に関する啓発や食生活改善に向けた取り組みなどの事業が円滑に行われるよう、食育推進計画に基づき、情報の収集・発信、活動機会の提供、協働事業などの総合調整を行うことにより、食育を総合的に推進	食育推進計画（第2次）に基づき、食育を総合的に推進	次期食育推進計画を策定し、引き続き食育を総合的に推進	健康福祉局
歯科口腔保健対策の推進	乳幼児期から高齢期までの歯科検診により、歯科疾患の早期発見・早期治療をはかるとともに、歯科疾患予防や口腔機能向上の知識の普及、フッ化物の利用、歯科相談など歯科口腔保健対策を総合的に推進	推進 歯科保健指導 103,838件 歯周疾患検診 14,100人	推進 歯科口腔保健指導 103,900件 歯周疾患検診 20,500人	健康福祉局
がん対策の推進	がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）を実施するとともに、がんに関する正しい知識の普及啓発によるがん予防など、がん対策を総合的に推進	ワンコインがん検診などがん検診の実施 がん検診ガイドの配布 がん相談・情報サロンの運営	ワンコインがん検診などがん検診の実施 がん検診ガイドの配布 がん相談・情報サロンの運営	健康福祉局

健康増進事業の推進	生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上をはかるため、健康なごやプラン21（第2次）に基づき、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ対策などに関する支援、普及啓発、情報提供などの健康増進事業を推進	健康なごやプラン21（第2次）に基づく健康増進事業の推進	健康なごやプラン21（第2次）の中間評価をふまえた健康増進事業の推進	健康福祉局
特定健康診査・特定保健指導の実施	国民健康保険の被保険者を対象に、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化予防をはかる健康診査および保健指導を実施	特定健康診査の実施 休日健診とがん検診の同時実施 特定保健指導の実施	健診内容の充実 休日健診とがん検診の同時実施の拡充 特定保健指導の利用機会の拡大	健康福祉局
健康・交流広場（ウエルネスガーデン）の整備	保健・医療・福祉の総合的エリア「クオリティライフ21城北」内に、健康づくりを支援する健康・交流広場（ウエルネスガーデン）を整備	設計	開設	健康福祉局

2 こころの健康づくりと自殺対策の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~28の事業量等]	所管局
こころの健康づくり	精神疾患についての正しい知識の普及啓発やこころの悩みの解決などをはかるため、うつ病家族教室や精神保健福祉相談、認知行動療法の普及などの事業を実施	うつ病家族教室の実施 参加者数 延べ115人 精神保健福祉相談の実施 保健所 延べ56,130件 精神保健福祉センター 延べ658件 認知行動療法を取り入れたリワーク支援プログラム 参加者数29人	うつ病家族教室の実施 精神保健福祉相談の実施 認知行動療法の普及	健康福祉局
自殺対策事業	専任の課長級職員の設置など体制の強化をはかり、自殺の予防、自殺の防止および遺された方への支援を行うための事業を実施	こころの健康フェスタ 年間1回 こころの健康（夜間・土日）無料相談 65件 自死遺族相談 8件	こころの健康フェスタの実施 こころの健康（夜間・土日）無料相談の実施 自死遺族相談の実施	健康福祉局

施策2 適切な医療を受けられる体制を整えます

現状と課題

現状

- ・入院を必要としない軽症患者が、重症患者や重篤患者に対応する救急医療機関へ集中しており、救急医療体制*に影響をおよぼしています。
- ・救急医療体制のうち特に小児科・産婦人科については、小児救急ネットワーク758*（小児の救急医療体制）、第二次救急医療体制へ参加する医療機関の確保が困難な状況にあります。
- ・高齢化の進展にとまぬ、高齢者の救急搬送件数が増加しています。
- ・地域の医療計画に盛り込むべき事項として、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害時における医療、周産期医療、小児医療など）が国から指定されています。

課題

- ・市民に症状に応じた適切な医療機関を選択してもらい、救急医療体制を確保することが重要です。あわせて、開業医と病院の機能分担や連携強化を一層すすめていく必要があります。
- ・市立病院は、救急医療、小児・周産期医療、災害・感染症医療など、民間医療機関による提供が必ずしも十分でない政策的な医療に積極的に取り組むとともに、地域医療機関との適切な機能分担と連携を強化する必要があります。
- ・多様化する医療ニーズに対応し、質の高い医療を提供するためには、最先端の医療が求められます。

●第二次救急医療体制（病院群輪番制）診療実績

年度	取扱患者数 (人)	入院外来別内訳 (人)		診療科目別内訳 (人)						
		入院	外来	内科	小児科	外科	産婦人科	眼科	耳鼻 咽喉科	その他
21	151,718	22,695	129,023	55,513	40,868	10,267	4,301	1,665	10,143	28,961
22	149,035	23,891	125,144	56,982	34,391	9,867	4,354	1,546	9,366	32,529
23	151,034	25,123	125,911	58,176	36,740	10,464	4,138	1,598	8,820	31,098
24	152,443	26,153	126,290	59,405	35,249	10,471	4,339	1,779	9,049	32,151
25	152,096	26,499	125,597	58,638	35,248	10,064	4,547	1,879	8,289	33,431

出典：名古屋市作成

救急医療体制：（第一次体制）風邪や急な発熱といった軽症患者に対応、（第二次体制）入院や緊急手術が必要な重症患者に対応、（第三次体制）高度な治療を要する重篤患者に対応
小児救急ネットワーク758：小児科における、入院や高度な治療が必要な患者に対応するための体制

めざす姿 いつでも安心して適切な医療を受けることができる

施策の展開

1 救急医療体制の確保

時間外や休日などでも必要な医療サービスを受けられるよう、救急医療体制（第一次、第二次、第三次）を確保するとともに、開業医と病院の機能連携をすすめるため、市民が普段から安心して気軽に自分の健康状態について相談できる「かかりつけ医」を持つことの普及啓発を行い、医療機関の適正受診を促進します。

2 市立病院における医療機能の強化

救急医療、小児・周産期医療、災害・感染症医療の充実・強化につとめるとともに、がん、心臓血管疾患、脳血管疾患にかかる医療機能を強化します。また、東部医療センター・西部医療センターにおいては、地域医療支援病院*として、地域の医療機関と緊密な連携をはかるなど、市民に信頼され、安心して受診できる医療を提供します。

3 最先端の医療の提供

市立大学病院においては、地域の中核的な役割を担う医療機関として、すぐれた見識と技能を持つ医療人を育成するとともに、最先端の医療や急性期の医療を担う特定機能病院としての役割を果たします。

名古屋陽子線治療センターにおいては、患者の症状などに基づき適切な治療方法を検討するキャンサーボードを行い、生活の質にすぐれた最先端のがん治療法を提供します。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	適切な医療が受けられると感じる市民の割合	84.5% (25年度)	90%	90%以上
2	かかりつけ医を持つ市民の割合	61.5% (25年度)	65%	70%
3	「①市立大学病院」および「②市立病院」における救急搬送件数	12,735件 (①3,236件 ②9,499件 (25年度))	16,400件 (① 3,800件 ②12,600件)	16,600件 (① 4,000件 ②12,600件)

関連する個別計画

◆公立大学法人名古屋市立大学第二期中期目標 ◆名古屋市立病院改革推進プラン

地域医療支援病院：かかりつけ医などへの支援を通じて地域に必要な医療を確保する施設

施策を推進する事業

1 救急医療体制の確保

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
救命救急センターの運営	重篤患者を受け入れるため、第三次救急医療機関である市立大学病院において24時間体制で救命救急センターを運営	運営	運営	総務局
救急医療体制の確保	平日時間外や休日でも必要な医療サービスを受けられるよう、休日急病診療所、第二次救急輪番制および「小児救急ネットワーク758」などへ参加する医療機関への運営補助により救急医療体制を確保	第一次救急医療体制 (軽症患者の対応) 平日4か所 休日17か所 第二次救急医療体制 (重症患者の対応) 平日11か所 休日16か所	第一次救急医療体制 (軽症患者の対応) 平日4か所 休日17か所 第二次救急医療体制 (重症患者の対応) 平日11か所 休日16か所	健康福祉局
医療機関の適正受診や「かかりつけ医」を持つことの普及啓発	第二次・第三次救急医療機関の軽症患者集中による負担を軽減するため、市民にかかりつけ医をもち、適正な受診を行うことを普及啓発	広報紙への記事掲載 ガイドブックの配布 講演の実施 など	広報紙への記事掲載 ガイドブックの配布 講演の実施 など	健康福祉局
精神科救急情報センターの運営	精神障害者の地域生活の安定と症状の重篤化の軽減をはかるため、精神障害者およびその家族などからの電話による緊急的な精神医療の相談を365日24時間体制で実施	電話相談の実施 延べ4,825件	電話相談の実施	健康福祉局
休日急病診療所等の改築補助	本市の第一次救急医療体制を担う、名古屋市医師会や名古屋市歯科医師会が設置・運営する各休日急病診療所などは、建設後30年余が経過していることから、市民が利用しやすい施設とするため、順次改築補助を実施	改築補助の実施	改築補助の順次実施	健康福祉局

2 市立病院における医療機能の強化

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
東部医療センターにおける医療機能の強化	救急医療、心臓血管疾患や脳血管疾患にかかる医療、災害・感染症医療などの医療機能を強化するため、救急・外来棟および新病棟を整備するとともに、地域医療支援病院として、地域の医療機関と緊密な連携を実施	第二次救急医療の実施 救急搬送件数 年間6,361件 救急・外来棟の整備 工事中 新病棟の整備 基本設計・実施設計	救急・外来棟開設による第二次救急医療の実施 救急搬送件数 年間6,500件 救急・外来棟 開設 新病棟 工事完了 病院の病床や医療機器の共同利用を推進し、地域の医療機関との連携を強化	病院局
西部医療センターにおける医療機能の強化	小児・周産期医療、消化器系がん等重点をおいたがん医療、災害医療にかかる医療機能などを強化するとともに、地域医療支援病院として、地域の医療機関と緊密な連携を実施	小児科をはじめとする第二次救急医療の実施 地域周産期母子医療センターとして、母体・胎児や新生児に対する専門的な治療を実施 新生児搬送件数 年間118件	小児科をはじめとする第二次救急医療体制の充実 地域周産期母子医療センターとして、母体・胎児や新生児に対する専門的な治療を充実 新生児搬送件数 年間175件 病院の病床や医療機器の共同利用を推進し、地域の医療機関との連携を強化	病院局

3 最先端の医療の提供

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
市立大学病院における最先端医療の提供	最先端の医療を提供するとともに、国が定める先進医療に関する患者負担への補助を実施	実施 総合周産期母子医療センターの指定に向けての準備	実施 総合周産期母子医療センターの指定	総務局
市立大学病院における地域医療機関等との機能分担・連携	地域の中核的な役割を担う医療機関として地域医療の質の向上をはかるとともに、市立病院を含む地域の医療機関などとの機能分担・連携を推進	実施 患者紹介・逆紹介の推進 紹介患者数 年間17,363人 逆紹介患者数 年間16,853人	実施 患者紹介・逆紹介の拡大	総務局
市立大学における医療人の育成	最先端の医療を担うすぐれた医療人を育成するため、基礎から高度な医療まで幅広く対応できる研修医の育成・教育を実施するとともに、医・薬・看護学部の学生に対しても、より高度な知識を習得できるよう教育を実施	実施	実施	総務局
陽子線治療センターにおける最先端の医療の提供	高齢化の進展などにとまなない、がんを患う市民の増加が推測される中で、からだにやさしく、社会生活との両立が可能で、治療後に早期の社会復帰がしやすい、がん治療法である陽子線治療を提供	陽子線治療の実施 陽子線治療患者数 年間286人	陽子線治療の実施 陽子線治療患者数 年間700人	病院局

施策3 安心して介護を受けられるよう支援します

現状と課題

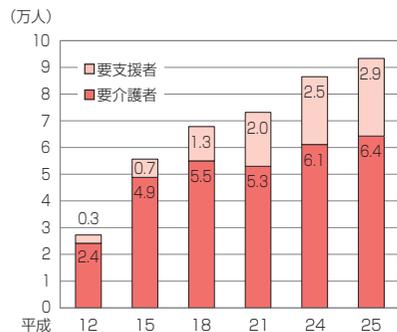
現状

- ・要支援・要介護認定を受けている人は約9万5千人（平成26年3月末）に上っており、平成12年4月の介護保険法施行時に比べ3倍を超える状況となっています。
- ・高齢者の多くは支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活することを希望しています。
- ・依然として特別養護老人ホームへの入所申込者が多いなど、在宅での生活に不安のある高齢者は今後も増加すると見込まれます。
- ・介護サービス事業所数はこれまで順調に伸びています。

課題

- ・支援や介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、身近な地域できめ細かいサービスを受けられることが必要です。
- ・常に介護が必要で、在宅での生活が難しい高齢者には、日常生活を支援する場の提供が必要です。
- ・介護サービスを提供する基盤の充実をはかるとともに、安心して介護サービスを受けられるよう、職員やサービスの質を向上していくことが重要です。
- ・国の推計によると、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年度には、現在（本市約35,000人）の約1.5倍の介護職員の確保が必要となるため、本市としても対策が必要です。

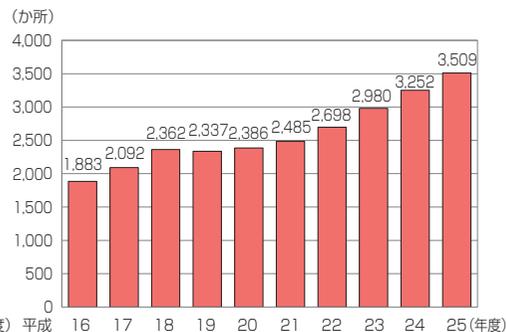
●要支援・要介護者の推移



※各年度9月末の実績（平成12年度は4月1日）
 ※平成18年度の「要支援者」には「経過的要介護」を含む

出典：名古屋市作成

●介護サービス事業所の推移



出典：名古屋市作成

めざす姿 介護が必要になったときに安心して介護を受けられることができる

施策の展開

1 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活するための支援

小規模多機能型居宅介護*、複合型サービス*ならびに定期巡回・随時対応型訪問介護看護*などの地域密着型サービス*や、訪問介護、通所介護などの在宅サービスの充実をはかります。

2 在宅での生活が難しい高齢者への支援

在宅での生活が難しい高齢者に対する特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの、施設・居住系サービス*の整備をすすめます。

3 介護サービスの質の向上および人材の確保

介護が必要な高齢者に良質なサービスが提供できるよう、事業者への研修や事業者・利用者それぞれの評価を通じて、職員やサービスの質の向上をはかります。また、介護の仕事に興味を持っていただけるような参入促進策や、人材の定着をさらに促進するような新たな支援策を含めて検討し、人材確保の支援を行います。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	小規模多機能型居宅介護および複合型サービス事業所数	76か所 (25年度)	100か所	150か所
2	利用している介護サービスに関する満足度	97.0% (25年度)	97.0%	97.0%

関連する個別計画

- ◆はつらつ長寿プランなごや2012

小規模多機能型居宅介護：「通いサービス」を中心に「宿泊サービス」や「訪問サービス」を組み合わせたサービス
複合型サービス：小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：日中や夜間を通じ、訪問介護と訪問看護が連携し定期巡回と随時対応を行うサービス
地域密着型サービス：できる限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するための、夜間対応型訪問介護や小規模多機能型居宅介護などのサービス
施設・居住系サービス：特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに、認知症高齢者グループホームや介護専用型特定施設を加えた施設に入所して受けるサービス

施策を推進する事業

1 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活するための支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
小規模多機能型 居宅介護事業所 の整備補助	社会福祉法人、医療法人、 NPO法人の行う小規模多機 能型居宅介護事業所の整備に 対して補助を実施	実施 事業所数 2か所	実施 事業所数 〔10か所〕	健康福 祉局

2 在宅での生活が難しい高齢者への支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
施設・居住系サ ービスの整備	在宅での生活が困難な高齢者 が安心して生活できるよう、 今後増加する高齢者のニーズ を的確に把握し、計画に基づ き施設・居住系サービスの整 備を実施	特別養護老人ホーム 運営数 累計86か所 定員 累計6,842人 介護老人保健施設 運営数 累計70か所 定員 累計6,584人 特定施設入居者生 活介護 運営数 累計101か所 定員 累計5,240人 グループホーム 運営数 累計182か所 定員 累計2,948人	3年ごとに策定す る介護保険事業計 画に基づき整備を 推進	健康福 祉局

3 介護サービスの質の向上および人材の確保

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
福祉・介護人材 育成支援事業	福祉・介護従業者の定着促進 をはかるための研修事業の実 施や、事業者が行う人材確保 事業に対し経費の一部助成を 実施	実施 職員研修 3,795人 人材育成支援事業 652件	実施 事業者の人材確 保に向けた取り 組みの支援を推 進	健康福 祉局
介護サービス事 業者自己評価・ ユーザー評価事 業	介護サービスの問題点を把握 し運営を改善するため、サー ビスの提供者と利用者がそれ ぞれ評価する事業を行う事業 者の連絡組織の支援を実施	実施 826事業所	実施 1,000事業所	健康福 祉局
介護事業者への 指導	介護サービスの質を確保する ため、介護サービス事業者へ の指導を実施	実施 実地指導・集団 指導	実施 実地指導・集団 指導	健康福 祉局

施策4 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します

現状と課題

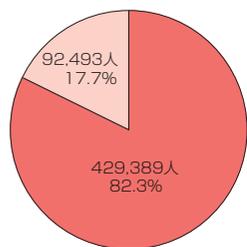
現状

- ・本市をはじめとする都市部においては、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年頃までに、他の地域と比較して急激に高齢化がすすみ、特に75歳以上の高齢者が急増すると考えられています。
- ・要支援・要介護認定を受けず、おおむね健康で自立した日常生活を営んでいる高齢者は、高齢者全体の約8割を占めています。
- ・団塊世代の多くは、退職後の就労意欲が高く、地域における社会活動への参加意欲もあり、培った能力や経験を生かすことを望んでいます。

課題

- ・高齢者になっても健康で自立した日常生活を営み、積極的に社会参加できるよう、支援することが必要です。
- ・高齢者が、培った能力や経験を社会の中で最大限生かし、いつまでも生きがいを持ってはつらつと暮らすことのできるような環境づくりが必要です。

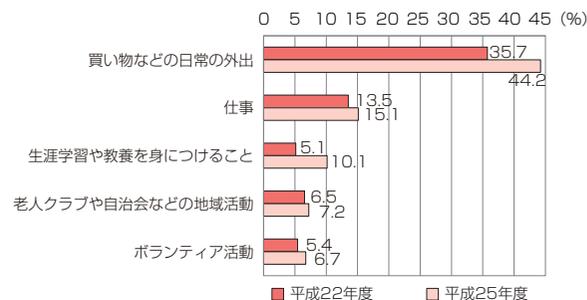
● 介護を必要としない65歳以上の高齢者の割合



- 要支援・要介護認定を受けていない高齢者
- 要支援・要介護認定を受けている高齢者

出典：名古屋市作成（平成26年3月末現在）

● 現在楽しみや生きがいを感じること（経年比較）



出典：高齢者一般調査（平成22年9月、平成25年9月）

めざす姿 高齢者が働き、学び、楽しみ、地域活動を行うなど生きがいを持った生活を送っている

施策の展開

1 高齢者の社会参加の支援

今後ますます増加する高齢者が、いつまでも元気に生きがいをもって生活できるよう、学習、趣味など活動のきっかけとなる機会を提供するとともに、さまざまな活動を通して積極的に社会参加できるよう支援します。

2 高齢者の活躍の場の提供

元気な高齢者が、その豊富な知識や経験を生かしながら、社会においてさまざまな役割を担い、引き続き活躍できるよう、就労や地域活動、ボランティア・NPO活動などの場を提供するとともに、関連するさまざまな情報の提供につとめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	健康であると感じている高齢者の割合	71.2% (25年度)	80%	80%
2	就労や地域活動・ボランティア・NPO活動等に参加している高齢者の割合	45.7% (25年度)	50%	55%
3	敬老パスによる市営交通機関の1日当たり乗車人員	183,237人 (25年度)	200,000人	210,000人

関連する個別計画

- ◆ はつらつ長寿プランなごや2012

施策を推進する事業

1 高齢者の社会参加の支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
敬老バスの交付	高齢者の社会参加を支援するため、65歳以上の高齢者に、市営交通機関などに乗車できる敬老バスを交付	実施 敬老バスによる市営交通機関の1日当たり乗車人員 183,237人	実施 敬老バスによる市営交通機関の1日当たり乗車人員 200,000人	健康福祉局
老人クラブの活動支援	地域で社会奉仕活動や健康づくり、文化活動などを行う老人クラブに対して補助を実施	実施 老人クラブの活動助成 友愛訪問事業の実施	実施 老人クラブの活動助成 友愛訪問事業の実施	健康福祉局
福祉会館の運営	福祉会館を運営し、高齢者の各種相談に応ずるとともに、教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動などの機会を提供	16区で実施	16区で実施	健康福祉局

2 高齢者の活躍の場の提供

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
シルバー人材センター事業への補助	高齢者が働くことを通じて生きがいを高め、福祉増進と活力ある地域社会を形成することを目的として、会員に臨時的短期的な仕事を提供するシルバー人材センター事業への補助を実施	シルバー人材センター事業への補助を実施	シルバー人材センター事業への補助を実施	健康福祉局
高齢者就業支援センターの運営	高齢者が人生の第2ステージにおいても社会の担い手として活躍できるように就業に関する相談や情報提供、技能講習などの就労支援を実施	実施 技能講習開催数 20回	技能講習内容の充実	健康福祉局

高年大学 ^{こじょう} 鯉城学園の運営	高齢者の生きがいを高め、社会参加を促進するとともに、地域活動の核となる人材を養成するために、高年大学 ^{こじょう} 鯉城学園を運営し、講座、学園行事、クラブ活動などを実施	実施 学科 10学科 定員 1,136人	実施 学科 4コース (全10専攻) 定員 1,328人 (平成26年度) 1,520人 (平成27年度~)	健康福祉局
------------------------------	--	----------------------------	--	-------

施策5 障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します

現状と課題

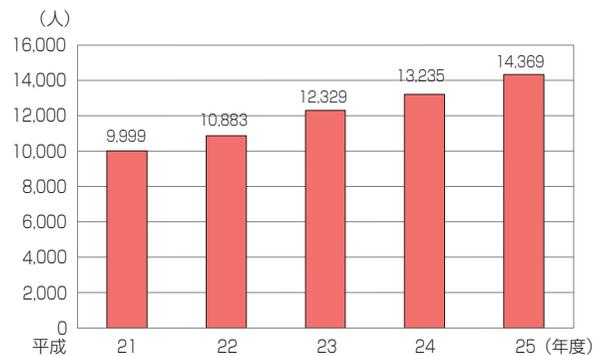
現状

- ・国連総会において採択された障害者権利条約に日本が平成19年に署名した後、障害者基本法の改正をはじめ国内法の整備がすすめられ、平成26年に同条約が批准されました。
- ・障害福祉サービスを受ける障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）とも大きく増加しています。
- ・医療も含めた専門性の高い支援を必要とする、重度障害者や重症心身障害児者の数が増加しています。
- ・就労を希望する障害者は増加してきているものの、現実の雇用や就業状況は大変厳しいものとなっています。

課題

- ・障害者を取り巻く情勢は大きく変化しており、障害の特性に応じた支援が必要となっています。多様なニーズに対応する相談支援や障害福祉サービスの充実などにつとめ、障害者の地域で自立した生活を支援することが必要です。
- ・重度障害者や重症心身障害児者について、本人だけでなく介護者に対しても支援することが求められています。
- ・障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労を通じた社会参加が重要です。

● 障害福祉サービス支給決定者数の推移



出典：名古屋市作成

めざす姿 障害者が必要な支援を受けながら、自らが希望する生活を送っている

施策の展開

1 地域における自立した生活の支援

必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援事業を充実するとともに、地域での生活を支える居住の場や日中活動の場の確保、在宅での介護や外出時の支援など、サービスの充実をはかります。また、障害者の権利擁護や意思疎通支援の充実につとめ、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。

2 重症心身障害児者への対応

在宅の重症心身障害児者が、引き続き地域で生活するため、生活介護など日中活動の場の拡充などをはかります。また、重症心身障害児者の生活の支援として、医療的ケアや専門的療育の充実をはかります。

3 障害者の就労の促進

一般企業などへの障害者の就労の促進をはかるため、職場開拓など一般企業へのはたらきかけを通し、就職や職場定着などの支援をすすめるほか、障害者雇用促進企業*の増加につとめます。また、工賃などの向上をはかるため、障害者就労施設等の製品の利用を促進します。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者の数	5,301人 (25年度)	8,000人	12,000人
2	在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率	84.8% (25年度)	88%	90%
3	市内の障害者雇用促進企業認定数	54件 (25年度)	76件	120件

関連する個別計画

- ◆ 障害者基本計画（第3次）
- ◆ 第3期障害福祉計画

障害者雇用促進企業：障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用率（2.0%）を超える割合（4.0%以上）で障害者を雇用している企業として本市が認定する企業

施策を推進する事業

1 地域における自立した生活の支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
障害福祉サービス事業者等への整備・運営補助	グループホームなどの居住の場や日中活動の場を確保するため、これらの施設の整備や運営を行う事業者に対する補助を実施	整備補助の実施 1か所 運営補助の実施	整備補助の実施 [11か所] 運営補助の実施	健康福祉局
障害者基幹相談支援センターの運営	すべての障害を対象とする地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務などを実施	開設準備	開設・運営 各区1か所	健康福祉局
障害者虐待相談支援事業	障害者虐待の専門相談窓口である障害者虐待相談センターの運営や虐待時などに備えてあらかじめ短期入所ベッドを確保する事業などを実施	障害者虐待相談センターの運営 相談件数 61件 短期入所ベッドの確保 利用件数 8件 利用日数 62日	障害者虐待相談センターの運営 短期入所ベッドの確保	健康福祉局
障害者に対する意思疎通支援	障害者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業や派遣事業などを実施	手話通訳者の派遣 242人 要約筆記者の養成 8人 要約筆記者の派遣 26人	手話通訳者養成・派遣事業の実施 要約筆記者養成・派遣事業の実施	健康福祉局
障害者医療費助成	障害者の福祉の増進をはかるため、一定以上の障害がある方に対し、医療費自己負担分を助成	実施 対象者数 29,135人	実施 対象者数 33,300人 (見込み)	健康福祉局

難病患者の療養生活支援	療養生活を送る難病患者および介護する家族を支援するため、相談事業などを実施	難病訪問・相談支援事業などの実施	難病訪問・相談支援事業などの実施	健康福祉局
-------------	---------------------------------------	------------------	------------------	-------

2 重症心身障害児者への対応

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
通所施設での重症心身障害児者等の受け入れ	在宅の重症心身障害児者などの日中活動の場を拡充させるため、生活介護などの通所施設において重症心身障害児者などの受け入れを行った場合に補助を実施	重症心身障害児者等受入補助の実施 51か所	重症心身障害児者等受入補助の実施	健康福祉局
重症心身障害児者施設の整備・運営	重症心身障害児者が安心して生活できるよう、医療的ケアや療育を実施する入所施設を整備・運営	重症心身障害児者施設 着工	重症心身障害児者施設 開設・運営	健康福祉局

3 障害者の就労の促進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
障害者就労定着支援事業	障害者の一般就労の促進および定着をはかるため、就労定着のための支援を行った就労移行支援事業所などへの補助を実施	障害者就労定着支援事業補助の実施 20か所	障害者就労定着支援事業補助の実施	健康福祉局
障害者就労支援センター等への運営補助	障害者の一般就労の促進をはかるため、障害者の就労支援を行うとともに、それにとともなう日常生活上の相談支援を一体的に行う障害者就労支援センターおよび障害者雇用支援センターへの運営補助を実施	障害者就労支援センターなどへの運営補助の実施 3か所	障害者就労支援センターなどへの運営補助の実施	健康福祉局

施策6

地域住民が互いに助けあい、安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめます

現状と課題

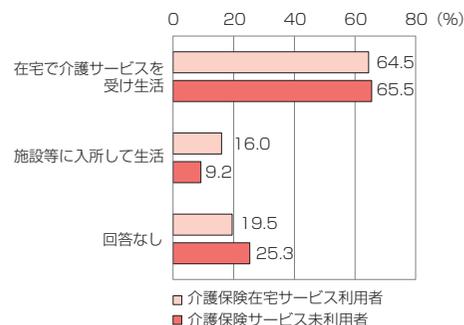
現状

- ・少子化・高齢化がすすみ、市内人口に占める14歳以下の子どもの割合は12.8%、高齢者の割合は22.9%（ともに平成25年10月1日現在）になっています。また、ひとり暮らし高齢者や、要介護・認知症など支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、多くの高齢者は、できる限り住み慣れた在宅での生活を希望しています。
- ・地域における人と人とのつながりが希薄化する中、コミュニティ機能は低下しています。また、孤立・虐待防止など求められるニーズは複雑・多様化している一方で、これらに関わる地域福祉の担い手は不足しています。
- ・平成25年度実施したアンケート調査では、地域での助けあいや支えあい活動に「活動したい」と回答した方が、高齢者・若年者ともに5割以上を占めています。

課題

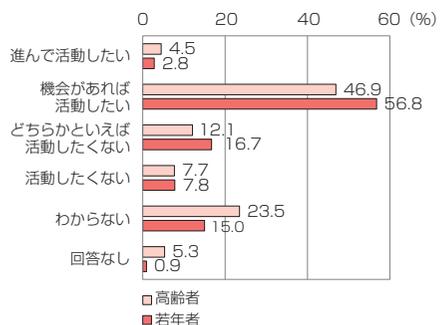
- ・団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年をめぐり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための地域の体制づくりが喫緊の課題です。
- ・地域活動に参加意欲のある方を実際の活動参加に結びつけ、地域福祉の担い手を増やすとともに、地域住民がお互いに助けあうための仕組みづくりをすすめることが必要です。

●今後の生活の希望



出典：介護保険在宅サービス利用者調査・介護保険サービス未利用者調査（平成25年）

●地域での助けあいや支えあい活動への意欲



出典：高齢者一般調査・若年者一般調査（平成25年）

めざす姿

地域住民が住み慣れた地域で助けあい、安心して尊厳のある生活を送ることができる

施策の展開

1 地域包括ケアシステムの構築

医療、介護、介護予防、生活支援、住まいに関するサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を推進し、在宅医療や介護の連携の仕組みづくりや、多様な主体による生活支援サービスの提供、予防も含めた認知症の方に対する早期サポート体制の構築をすすめます。また、認知症の方や介護する家族に対する支援の充実をはかります。

2 地域福祉の推進

地域において地域住民が互いに助けあう仕組みづくりをすすめ、高齢者や子育て中の親、障害者などが地域で孤立することのないようにしていきます。また、福祉の担い手を増やし、NPOやボランティア団体など、多様な主体が活動できるよう支援していきます。また、これらを計画的にすすめるため、新たな「地域福祉計画」の策定をすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合	63.3% (25年度)	70%	75%
2	地域力の再生による生活支援推進事業の実施区数	8区 (25年度)	16区	16区
3	認知症サポーター養成講座*受講者数	51,717人 (25年度)	80,000人	140,000人

関連する個別計画

- ◆なごやか地域福祉2005 ◆はつらつ長寿プランなごや2012

認知症サポーター養成講座：認知症についての正しい知識を持った、認知症の方やその家族の応援者である「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても暮らしやすい地域をつくることをめざすもの

施策を推進する事業

1 地域包括ケアシステムの構築

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
地域と育む未来医療人「なごやかモデル」事業	AIP*社会の医学・医療の発展と向上を担う人材を養成するため、緑区の鳴子団地において、市立大学の学生や若い医師などと住民の協働によりAIPコミュニティづくりを関係行政機関などと連携しながら実施	文部科学省補助事業に採択・着手 コミュニティ・ヘルスケア教育研究センターの開設	実施 コミュニティ・ヘルスケア教育研究センターの本格稼働	総務局
地域ケア会議等推進事業	各区で実施する地域ケア会議において、区役所・保健所・いきいき支援センター職員、医療関係者、介護関係者、地域住民など多職種が協働し、地域の高齢者の生活実態の把握や、孤立防止、虐待の早期発見などの課題を解決するための地域包括支援ネットワークの構築や、高齢者の個別の課題分析などを行うことによる地域課題の把握を実施	地域ケア会議の実施 16区	地域における高齢者の生活上の課題について、各区の地域ケア会議で協議し、その対応策を検討 関係職種間の相互連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築	健康福祉局
在宅医療・介護連携推進事業	高齢者の退院や急性期医療からの早期在宅復帰を実現する体制整備、受け皿となる地域の病床や再入院をできる限り防ぐための在宅サービスの充実、在宅などでの看取り体制の強化などの在宅医療にまつわる課題に対応するため、在宅医療と介護の連携を推進	検討	「在宅医療・介護連携推進会議」を設置 医療機関と介護事業者の連携の仕組みづくりの推進 ICT*による医療・介護の関係者の連携ツールの活用	健康福祉局

AIP (エイジング・イン・プレイス)：住み慣れた地域で豊かな老いを迎えることができ、健康問題を抱えてもその人らしく暮らすことができること
ICT：情報通信技術。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利な「コミュニケーション」が実現するという、情報通信技術におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確に示したものの。

地域力の再生による生活支援推進事業	ひとり暮らし高齢者などが抱える生活課題を地域住民が自ら解決する力を活性化するために、元気な高齢者を中心に地域でのボランティア活動を行うための環境を整備するとともに、地域住民が互いに支えあう仕組みづくりを支援する事業を実施	実施 8区24学区	実施 16区108学区	健康福祉局
いきいき支援センターの運営	いきいき支援センターおよびその分室において、高齢者の総合相談、権利擁護相談、要支援者のケアプラン作成などの介護保険事業を実施するとともに、身近な場所においても相談を実施するため、市内の居宅介護支援事業所に委託してランチ型総合相談窓口(高齢者なんでも相談所)を開設	いきいき支援センターの運営 市内45か所 (分室16か所含む)	相談体制の充実	健康福祉局
いきいき介護予防事業	いつまでも健康でいきいきとした生活ができるよう、積極的に体力を維持するとともに脳の活性化やこころの元気を保つ取り組みを通じて、生きがいのある生活や自己実現をはかることができるよう支援を実施	「認知症・うつ予防教室」をはじめとした各種事業の実施	大学などと連携して、認知症の啓発・予防にも考慮しつつ、介護予防の運動プログラムに栄養改善・口腔機能向上の取り組みを複数組みあわせた「ナゴヤ版介護予防複合プログラム」を検討	健康福祉局

認知症初期集中支援チーム運営事業	認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していくため、医師と専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置し、在宅で生活している認知症の方または認知症が疑われる方を訪問し、アセスメントや認知症の状態に沿った対応などについての説明、家族に対するアドバイスなどの家族支援、初期の在宅での具体的なケアの提供などの初期支援を包括的、集中的に実施	－	モデル実施 1か所 モデル事業の成果をふまえた初期支援体制の充実	健康福祉局
認知症疾患医療センターの運営	認知症の鑑別診断や認知症の方の周辺症状・身体合併症の急性期治療などを行う認知症疾患医療センターを運営	認知症疾患医療センターの運営 3か所	認知症に関する医療支援体制の充実	健康福祉局
認知症高齢者を介護する家族への支援事業	認知症の方や家族が安心して暮らせるよう、認知症の方の家族に対する教室の実施やサロン（いこいの場）の開催、地域住民が認知症を正しく理解できるような講座の開催を実施	認知症家族教室の実施 家族サロンの実施 医師（もの忘れ相談医）の専門相談の実施 認知症サポーター養成講座の実施	認知症カフェの実施 認知症サポーターの活躍の場の提供などによる支援の充実	健康福祉局
はいかい高齢者おかえり支援事業	認知症高齢者などの徘徊による事故を未然に防止するため、メール配信システムを活用し、徘徊している高齢者などを早期に発見する取り組みを実施	徘徊の恐れのある事前登録者 410人 配信メールアドレス登録数 4,302件	事前登録者、メールアドレス登録数の増加	健康福祉局

成年後見あんしんセンターの運営	成年後見制度のさらなる利用促進をはかるため、成年後見あんしんセンターを運営し、制度に関する専門相談・申立支援や市民後見人の養成などを実施	成年後見制度に関する相談・支援 市民後見人候補者の養成 市民後見人の支援	成年後見制度の活用支援の充実	健康福祉局
-----------------	--	--	----------------	-------

2 地域福祉の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 (26～30の事業量等)	所管局
高齢者虐待の相談支援事業	高齢者虐待の専門相談窓口である高齢者虐待相談センターの運営や虐待時などに備えてあらかじめ短期入所ベッドを確保する事業を実施	高齢者虐待相談センターの運営 短期入所ベッド確保等事業の実施 ネットワーク支援会議の開催	高齢者虐待防止に向けた取り組みの充実	健康福祉局
見守り支援事業	地域で高齢者を見守り、支えあうためのネットワークづくりを推進するために、いきいき支援センターに見守り支援員を配置し、地域の見守り活動を支援するとともに、ボランティアが電話による相談などを行う見守り電話事業を実施	市内29か所のいきいき支援センターに各1名の見守り支援員を配置 見守り電話事業の実施	見守り支援員をはじめとする関係機関の連携や近隣住民との協力関係の充実	健康福祉局
福祉給付金	高齢者の福祉の増進をはかるため、一定以上の障害がある高齢者やねたきり・認知症など的高齢者に対して医療費自己負担分を助成	実施 対象者数 52,113人	実施 対象者数 65,700人 (見込み)	健康福祉局

施策7 安心して子どもを産み育てられる環境をつくりま

めざす姿 子育ての不安感や負担感・孤立感が軽減され、喜びを感じながら子どもを産み育てられる

現状と課題

現状

- 本市の出生数は長期的に減少傾向にありましたが、平成17年を底に平成20年まで増加し、ここ数年は再び減少傾向にあります。合計特殊出生率は平成17年を底に増加傾向にあります。
- 平成25年度の子育て家庭への本市調査において、理想とする子どもの数が平均2.59人であるのに対し、実際の子どもの数は2.04人であり、その理由として「経済的に余裕がない」、「子育ての身体的・精神的な負担が大きい」が高い割合となっています。また、出産前後に離職・転職した母親は55.7%で、そのうち育児休業制度などの仕事と家庭の両立支援のための環境が整っていれば仕事を続けたかった人の割合は4割を超えています。
- 3歳未満の子どもを持つ保護者のうち、1年以内に就労して保育所入所を希望する人を含め、保育サービスを必要としている人の割合が平成25年度は35.8%であるのに対し、平成26年4月に保育所の入所申込をした人の割合は27.2%となっています。

課題

- 希望する誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。
- 子育ての負担感や孤立感を軽減させるため、社会全体で子育てを支援することが重要です。
- 国において平成27年度の本格施行が予定されている、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」への対応が必要です。
- 保育所への入所を希望する保護者が引き続き増加すると見込まれることから、誰もが安心して保育サービスを受けることができるよう、積極的な待機児童対策や、多様な保育サービスの拡充を行う必要があります。

●本市の出生数と合計特殊出生率の推移



●子どもの人数が理想とする人数より少ない理由



施策の展開

1 安心して子どもを産み親として成長することへの支援

妊娠期からの相談支援体制を整備するなど、妊娠、出産、子育てを希望する誰もが安心して産み育てることができる環境づくりをすすめます。また、子どもとともに、親として成長する楽しさなどについて学ぶ機会を充実させます。

2 子育ての負担感・孤立感の軽減

心理的負担や経済的負担の軽減をはかるなど、子育て家庭が安心して子どもを養育することができるよう、行政だけでなく地域や企業などと連携し、社会全体で子育てを支援する取り組みをすすめます。

3 働きながら子育てしやすい環境づくり

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、企業や市民の意識啓発などの取り組みを推進し、働きながら子育てしやすい環境づくりをすすめます。また、働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう「保育所入所待機児童数ゼロ」に引き続き取り組むとともに、ひとり親家庭の自立支援をすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	子育てしやすいまちだと思える市民の割合	77.4% (25年度)	80%	85%
2	保育所入所待機児童数	0人 (26年度)	0人 (31年度)	0人 (41年度)
3	子育て支援に取り組んでいる企業数 (子育て支援企業認定数)(累計)	126社 (25年度)	160社	230社

関連する個別計画

- ◆子どもに関する総合計画 ◆子ども・子育て支援事業計画(平成27年度より)
- ◆公立保育所整備計画 ◆ひとり親家庭等自立支援計画

施策を推進する事業

1 安心して子どもを生み親として成長することへの支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
妊娠期からの相談支援	出産・育児に対する不安軽減をはかるため、教室や相談事業などを通して、必要な知識の普及や保健指導を実施	ババママ教室の実施 17か所 相談事業の実施	ババママ教室の実施 17か所 相談事業の実施 なごや妊娠SOSの実施	子ども青少年局
妊娠中および産後の育児支援	心身ともに不安定になりがちな妊娠中および産後において、保健師などの家庭訪問による適切な保健指導や主任児童委員などの赤ちゃん訪問による子育て支援情報の提供などを行うとともに、家事や育児の負担軽減をはかる必要がある場合にヘルパーを派遣	家庭訪問の実施 赤ちゃん訪問の実施 産後におけるヘルパーの派遣	家庭訪問の実施 赤ちゃん訪問の実施 産前・産後におけるヘルパーの派遣	子ども青少年局
家庭教育の普及促進	家庭教育に関する諸問題や親のあり方などについて学習を深める取り組みを実施	家庭教育セミナーの実施 親学推進協力企業制度の実施 172社・団体	家庭教育セミナーの実施 親学推進協力企業制度の実施 220社・団体	教育委員会

2 子育ての負担感・孤立感の軽減

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
のびのび子育てサポート事業	子育ての手助けをしてほしい方に、子育てのお手伝いをしたい方を紹介し、地域の中で子育ての相互援助活動を実施	活動件数 25,333件	実施	子ども青少年局

地域における子育て支援事業	保育所・つどいの広場・児童館などの地域子育て支援拠点において、子育て親子の交流の場の提供や育児不安などに対する相談・援助などの子育て支援事業を実施	実施中学校校区数 79学区	拡充	子ども青少年局
子ども・子育て支援センター	子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりをすすめるほか、講座の企画運営、キッズパーク運営、企業連携などを推進	実施	実施	子ども青少年局
子ども医療費助成	中学校3年生までを対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施	実施	子ども青少年局
私立幼稚園授業料補助	私立幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減および公・私立幼稚園間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内の私立幼稚園に在籍する市民に対し、授業料補助を実施	実施	実施	教育委員会
私立幼稚園での子育て支援事業	市内の私立幼稚園に対し、預かり保育授業料、教育研究費、親と子の育ちの場支援事業費などの補助を実施	実施	実施	教育委員会
私立高等学校授業料補助	公・私立学校間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内の私立高等学校に在籍する市民で、愛知県の授業料軽減事業の対象とならない方に対し、授業料補助を実施	実施	実施	教育委員会
幼稚園心の教育推進プラン	芸術鑑賞などの文化的体験、自然体験、社会体験の子育て支援事業を実施するとともに、預かり保育を全園で実施	子育て支援事業の実施 市立幼稚園預かり保育の実施 17園	子育て支援事業の実施 市立幼稚園預かり保育の実施 全園	教育委員会

3 働きながら子育てしやすい環境づくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
子育て支援企業認定・表彰制度	社会全体で子育てしやすいまちづくりをすすめるため、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を子育て支援企業として認定し、その中から特にすぐれた活動を行っている企業を表彰	子育て支援企業数 126社	子育て支援企業数 160社	子ども青少年局
エリア支援保育所事業	公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、公立・民間保育所が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援	モデル事業の検討	実施	子ども青少年局
公立保育所の社会福祉法人への移管	保育施策や地域の子育て支援の拡充のため、公立保育所の集約化および機能強化を行う観点から、公立保育所の社会福祉法人への移管などを実施	移管 5か所	移管(統合を含む) [20か所]	子ども青少年局
保育所入所待機児童対策	民間保育所の整備や小規模保育事業実施施設の設置など、さまざまな手法により入所枠を拡大するとともに、個々のニーズに即した、きめ細かな支援策を強化	民間保育所整備など 27か所 家庭保育室の拡充 26か所 保育案内人の配置 全区 私立幼稚園における預かり保育拡充モデル事業の実施 7か所 保育所入所待機児童数 0人 (26年4月1日)	拡充 保育所入所待機児童数 0人	子ども青少年局

保育所等における多様な子育て支援事業	子育て支援を充実するため、保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、多様な子育て支援事業を実施	延長保育 259か所 一時保育 40か所 夜間保育 4か所 病児・病後児デイケア 12か所 休日保育 16か所 産休あけ・育休あけ入所予約 94か所 24時間緊急一時保育モデル事業の実施 1か所	拡充	子ども青少年局
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立に向け、安定した経済基盤の確保のための就業支援や、生活上の負担の軽減をはじめ、親の世代の貧困が次世代の貧困につながる「貧困の連鎖」を未然に防止するための支援など、総合的な支援を推進	実施	実施 ひとり親家庭の子どもへの学習サポート事業の実施 16区	子ども青少年局
ひとり親家庭等医療費助成	18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭などを対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施	実施	子ども青少年局

施策8 子どもの健やかな育ちと若者の自立を支える環境をつくります

現状と課題

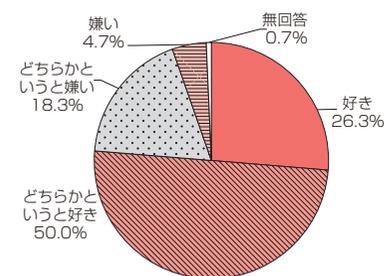
現状

- ・少子化の急速な進行は、子ども同士の交流機会の減少などを引き起こし、社会性の発達や自立を困難にするなど、子どもの成長に影響を及ぼす可能性が指摘されています。
- ・家庭や家族の形態の変化、親の就業の有無や状況、個人のライフスタイルの多様化など、さまざまな環境の中で、特に支援を要する子どもが増えています。
- ・日本全体の若年無業者*の数は、平成14年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成25年には約60万人となっていますが、35歳～39歳も含めると約80万人となり、若者が働けない、働かないまま年齢を重ねている状況です。

課題

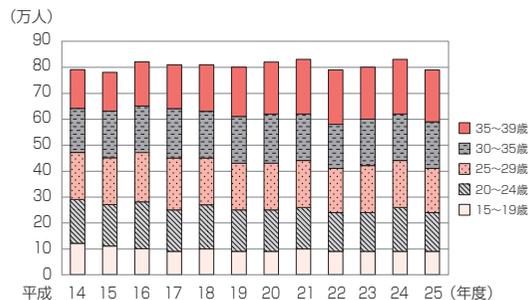
- ・子どもが心身ともに健やかに成長・発達することができ、豊かな人間性や創造性・自己肯定感を育み、社会性を身につけられる環境づくりが求められており、保護者と行政や地域などが協働して推進していくことが必要です。
- ・家庭環境などに困難を抱える子どもや障害のある子どもに対して、一人ひとりの状況に配慮した支援を行っていくことが求められています。
- ・若者が社会的自立を果たせていない状況が生じたり、その状況が長期化したりすることがないよう、早期対応や支援などの取り組みをすすめる必要があります。

● 自分のことが好きな子どもの割合
(小学校5年生～高校3年生)



出典：市民アンケート（平成25年度）

● 若年無業者数の推移



グラフでは参考として35～39歳の数値も記載
出典：総務省「労働力調査」（平成25年）

若年無業者：15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者。いわゆるニート。

めざす姿 子どもが心身ともに健康に育ち、社会的に自立した大人に成長していく

施策の展開

1 子どもが心身ともに健康に育つための支援

子どもが健康に育つことができるよう支援するとともに、家庭や地域などが安全に安心して過ごせる居場所となり、子どもが人とのふれあいや交流、遊びや社会活動を通してさまざまな体験をすることにより、豊かな人間性や社会性を身につけられるよう支援します。

2 特に支援を要する子どもへの支援

家庭環境などに困難を抱える子どもの養育環境や学習環境を整えるなど、必要な支援をすすめます。また、障害のある子どもに対し、一人ひとりの状況とライフステージに的確に応えた、きめ細かな指導・支援、学級の設定や環境整備の推進など、自立と社会参加に必要な能力の育成を支援します。

3 若者の社会的自立への支援

ニートやひきこもりなどの状況にある若者を含めたすべての若者が、自らの意思で社会参加できるような環境づくりをすすめるとともに、就労などの社会的自立に向かえるよう、社会全体で支援をすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	自分のことを好きと答える子どもの割合	76.3% (25年度)	80%	85%
2	地域における奉仕的活動や自主的な活動などに参加したことがある子どもの割合	82.1% (25年度)	85%	90%
3	社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合	57.5% (25年度)	63%	65%

関連する個別計画

- ◆ 子どもに関する総合計画
- ◆ 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度より）

施策を推進する事業

1 子どもが心身ともに健康に育つための支援

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
トワイライトスクール	放課後などに小学校施設を活用し、遊び、学び、体験、交流を通じて、子どもたちの自主性、社会性、創造性を育む教育事業を実施	全小学校で実施（トワイライトルームを含む）	全小学校で実施（トワイライトルームを含む）	子ども青少年局
トワイライトルーム	全校で実施しているトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に対して、より生活に配慮した事業を地域の子育て家庭の状況などをふまえて実施	実施	実施	子ども青少年局
留守家庭児童健全育成事業助成	留守家庭児童の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費などを助成	実施	実施	子ども青少年局
青少年の健全育成	児童館やとだがわこどもランドなどで遊びや体験活動を通して子どもの健康を増進し、情操を育むための各種事業を実施するとともに、青少年が安心して過ごすことができ、社会と関わるができる居場所づくりを推進	実施	実施	子ども青少年局
地域における青少年育成活動への支援	地域における青少年の健全育成をはかるため、地域団体と連携して各種事業を推進するとともに、異年齢の子ども同士の交流や、地域の中での子どもの健やかな育ちを支援する子ども会などへ助成	実施	実施	子ども青少年局

2 特に支援を要する子どもへの支援

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
里親等委託の推進	社会的養護における家庭養護を推進するため、里親登録者の増加とファミリーホームの増加をはかるとともに、児童相談所の支援、研修などにより里親等委託を推進	里親等委託率 10%	里親等委託率 15%	子ども青少年局
児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進	家庭的な環境での養育を推進するため、児童養護施設・乳児院を改築・改修し、小規模化をはかるとともに、地域小規模児童養護施設の増加により施設機能の地域分散化を推進	小規模グループケア実施施設 11施設 地域小規模児童養護施設 7か所	小規模グループケア実施施設 17施設 地域小規模児童養護施設 8か所	子ども青少年局
児童養護施設等に入所している児童および退所した児童への自立支援	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する児童や退所した児童への就労支援を実施	施設入所児童（小中学生）への学習塾等費用の補助 退所児童への就労支援 就労25人	施設入所児童（小中学生）への学習指導 退所児童への就労支援	子ども青少年局
児童養護施設等の改築・整備	入所児童などの生活環境の向上をはかるため、アセットマネジメント推進プランをふまえて老朽化した児童養護施設などの児童福祉施設を順次整備	乳児院・児童養護施設「若葉寮」と児童養護施設「ひばり荘」の統合整備にかかる設計 障害児入所施設「あけぼの学園」の改築検討	乳児院・児童養護施設「若葉寮」と児童養護施設「ひばり荘」の統合整備完了 民間児童養護施設などの整備〔2か所〕 障害児入所施設「あけぼの学園」の改築整備着手 母子生活支援施設「にじが丘荘」の改築整備着手	子ども青少年局

障害児療育の推進	障害児やその家族が身近な地域で個々の状況に応じた支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業や障害児相談支援事業を推進	実施 地域療育センター 4か所	実施 地域療育センター 5か所	子ども 青少年 局
発達障害児(者)の支援	発達障害者支援センターなどでの発達障害児(者)本人やその家族に対する相談、発達障害についての情報提供および研修、関係機関との連絡調整などの事業を推進	実施	実施	子ども 青少年 局
特別支援教育に関する施設の整備	特別支援学校の教室不足解消を推進するため、小学校の余裕教室を活用した特別支援学校分校整備などをすすめるとともに、肢体不自由児童生徒が円滑に学校生活を営めるよう、肢体不自由学級設置の学校へエレベーターを整備	南養護学校分校の整備 肢体不自由学級設置校へのエレベーターの整備	南養護学校分校整備・開校 天白養護学校の整備検討・設計 肢体不自由学級設置校へのエレベーターの整備	教育委員会
発達障害対応施策の実施	学校教育において、発達障害への適切な指導・支援が受けられるよう、発達障害対応支援講師、発達障害対応支援員、専門家チームの充実をはかり、発達障害の可能性のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を推進	発達障害対応支援講師の配置 48校 発達障害対応支援員の配置 48校(園) 専門家チームの派遣実施	発達障害対応支援講師の配置 100校 発達障害対応支援員の配置 105校(園) 専門家チームの派遣実施	教育委員会
学校生活介助アシスタントの配置	障害のある幼児・児童生徒に対して移動・排せつ・着がえの介助などの業務を実施	実施	実施	教育委員会
特別支援学級等の運営	障害の種類や程度に応じたきめ細かい教育を行うため、小学校・中学校において特別支援学級等を運営	実施	実施	教育委員会

高等特別支援学校の整備	特別支援学校高等部の入学者数が増加し、企業などへの就労をめざす高等部産業科へのニーズが高まっているため、高等特別支援学校を整備	整備検討	推進	教育委員会
特別支援学校高等部における就労支援	職業自立を目的とした特別支援学校高等部産業科において、専門的な知識や技能のある職業指導講師による職業指導や就労支援コーディネーターによる職場実習の受け入れ交渉などを実施	実施	実施	教育委員会
医療的ケアが必要な児童・生徒の支援	医療的ケアが必要な児童生徒に対して医療的ケアと生活介助を行うことができる看護助手員を必要な学校に配置	配置 2名	配置拡充	教育委員会

3 若者の社会的自立への支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 (26~30の事業量等)	所管局
青少年の社会参画推進	青少年交流プラザなどで、青少年が社会活動に参画したり、意見を発表したりする活動の支援を行うほか、子ども自身が企画・運営に参画しながら、さまざまな体験をすることで社会性、主体性を身につける「子どものまち」事業を普及・啓発	実施	実施	子ども 青少年 局
子ども・若者の自立支援	子ども・若者総合相談センターを核としたネットワークなどにより、ニート・ひきこもりなど、さまざまな困難を抱える子ども・若者の状況に応じた適切な支援を行い、就労をはじめとした社会的自立に導くための総合的な支援体制を推進	実施	実施	子ども 青少年 局

施策9 虐待やいじめ、不登校から子どもを救います

現状と課題

現状

- 子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目的として、なごや子ども条例を平成20年4月に施行しました。また、児童を虐待から守り、児童の心身の健やかな成長および発達に寄与することを目的として名古屋市児童を虐待から守る条例を平成25年4月に施行しました。
- 児童虐待相談対応件数は、平成25年度には1,612件となり、過去最多となっています。
- いじめの認知件数は、平成25年度で1,838件となっています。
- 不登校について、平成25年度には小学校の不登校率が0.47%（525人）、中学校の不登校率が2.70%（1,426人）となっています。

課題

- 子どもが安全に安心して暮らすことができ、自分たちに関わることに主体的に参加し、意見を表明する機会が与えられるなど、子ども一人ひとりが尊重され、子どもの権利が守られることが重要です。
- 虐待やいじめなどを防止するための対策を充実するなど、すべての子どものいのちと心が守られ、安心して健やかに育つことができる環境を社会全体で整えていくことが必要です。
- 学校や地域、家庭、関係機関が連携をとりながら、一人ひとりの状況に配慮した対応を行うことにより、虐待やいじめ、不登校を早期に解決していくことが必要です。

● 児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移



● いじめの認知件数

	(件)		
	23年度	24年度	25年度
小学校	687	723	1,080
中学校	900	893	758
計	1,587	1,616	1,838

出典：いじめ等の実態調査

● 不登校児童生徒数の推移

	(人)		
	23年度	24年度	25年度
小学校	465	447	525
中学校	1,395	1,382	1,426
計	1,860	1,829	1,951

出典：不登校の状況等に関する調査

めざす姿 虐待やいじめ、不登校がなく、子どもの権利が守られている

施策の展開

1 子どもの権利を守るための取り組み

行政だけでなく、保護者、地域住民などがそれぞれの責務を果たし、子どもの権利が社会全体で守られるよう取り組みをすすめます。また、子どもが社会に参画し、自分の意見が尊重される経験を通して、社会の責任ある一員として成長するために、子どもの主体性を育む取り組みを推進します。

2 子どもを虐待から守るための支援

児童相談所、社会福祉事務所、保健所をはじめとする行政機関、医療機関や学校、保育所、地域などの連携強化をはかります。情報提供や養育環境等の把握、相談体制などをさらに拡充させ、児童虐待の発生予防から、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、切れ目のない重層的な支援体制を充実させます。また、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進し、子どもを虐待から守るまちづくりをすすめます。

3 いじめ、不登校対策の充実

いじめに対して、未然防止とともに、早期発見・早期対応により事態が深刻化する前に解決できるよう取り組みます。また、学校、地域、家庭、関係機関が連携して不登校の防止につとめるとともに、さまざまな理由により不登校になっている子どもについて、円滑な学校復帰をめざし、一人ひとりの状況に応じたはたらきかけと支援を行います。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	11.9人 (25年度)	9.8人	9.4人
2	いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や家族、親、友達、相談機関に相談することができる子どもの割合	74.3% (25年度)	76%	80%
3	虐待防止に向け地域で子どもを見守っていると思う市民の割合	33.4% (25年度)	45%	60%

関連する個別計画

- ◆子どもに関する総合計画
- ◆不登校対策基本構想
- ◆教育振興基本計画

施策を推進する事業

1 子どもの権利を守るための取り組み

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 【26～30の事業量等】	所管局
なごや子ども条例の推進	子どもに関する施策の総合的な推進をはかるため、条例の広報啓発を行うとともに、なごや子ども・子育て支援協議会を開催	実施	実施	子ども青少年局

2 子どもを虐待から守るための支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 【26～30の事業量等】	所管局
名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	児童を虐待から守るため、児童虐待防止推進月間を中心に講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの児童虐待防止の啓発事業などを実施	実施	実施	子ども青少年局
児童相談所の体制強化	児童虐待などの児童相談に対し、より迅速・的確に対応するため、児童相談所の専門性の向上などをはかるほか、本市に必要な児童相談所の体制を検討・整備	実施	実施	子ども青少年局
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充	実施	実施	子ども青少年局
児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待の予防、早期発見・早期対応のため、なごや子どもサポート連絡協議会やなごや子どもサポート区連絡会議を開催し、児童相談所、社会福祉事務所、保健所などの関係機関の連携を強化	実施	実施	子ども青少年局

家庭復帰支援事業	児童虐待により、長期間にわたり施設入所している児童とその保護者に対し、各種家族再統合プログラムを活用して、児童の家庭復帰を援助	モデル事業の実施	実施	子ども青少年局
特定妊婦訪問支援事業	虐待ハイリスク要因を有するなど、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問による継続的な支援を実施	モデル事業の検討	実施	子ども青少年局
児童虐待対応のための電算システムの整備	児童虐待に対し迅速かつ的確な初期対応を行うため、児童相談所、社会福祉事務所、保健所において対象ケースの情報を共有するシステムを整備	システム検討	システム開発・稼働	子ども青少年局
なごやすくすくボランティア事業	児童虐待の予防のための見守りなど、地域の子育て支援活動への協力を促進し、地域全体で子育て家庭を支援するため、日常的に親や子どもの立場に立って親子を温かく見守る「なごやすくすくボランティア」の養成、「なごやすくすくサポーター」への登録を促進	なごやすくすくサポーター 135人	なごやすくすくサポーター 260人	子ども青少年局

3 いじめ、不登校対策の充実

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 【26～30の事業量等】	所管局
なごや子ども応援委員会	いじめや問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応をはかるため、専門家などを活用し学校における問題解決を支援、子どもを支援する、なごや子ども応援委員会を設置	検討	市内を11のブロックに分割して設置	教育委員会

いじめに対する取り組み	いじめを未然に防止するとともに、早期に発見し対応するため、スクールカウンセラーの配置、いじめ問題行動等防止対策連絡会議の開催や啓発活動、巡回指導、インターネット上におけるいじめ対策などの取り組みを実施	スクールカウンセラーの配置 全中学校・高校に通年配置 小学校60校に年間140時間(通年)配置 小学校203校に年間30時間配置 仲間づくり推進事業の実施 小学校 8校 中学校 16校	スクールカウンセラーの配置 従前の配置に加え、小学校77校に年間40時間配置 さらなる拡大の検討 仲間づくり推進事業の実施 計64校 生徒指導支援講師の配置	教育委員会
教育相談事業	いじめや不登校などの問題を抱える子どもおよびその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を実施	実施	実施	教育委員会
子ども適応相談センターでの不登校対応事業	心理的理由により登校できない児童生徒を学校へ復帰させることを目的として、子ども適応相談センターにおいて、教育相談・適応指導を実施	子ども適応相談センターの運営 サテライトスクールの整備	子ども適応相談センターの運営 サテライトスクールの開設・運営 登校・学習支援事業の実施	教育委員会
不登校に対する取り組み	学校がきめ細かく対応できるよう、支援体制の充実の観点から、不登校支援講師の配置拡充などを推進するとともに、不登校に関する情報提供の充実に向け、市公式ウェブサイトにおける不登校対策支援サイトの運営などの取り組みを実施	不登校対応支援講師の配置 40校 不登校対策支援サイトの開設	不登校対応支援講師の配置 68校 不登校対策支援サイトの運営	教育委員会

子ども・教育に関する総合的な相談施設の整備	子ども適応相談センターへの過大な通所者数の解消と市南部からの通所促進、発達障害への支援機能の強化をはかるとともに、不登校に加えて発達障害・いじめ・問題行動などの教育相談も付加し、子ども・教育に関する総合的な相談施設を整備	整備検討	推進	教育委員会
-----------------------	--	------	----	-------

施策10 子どもの個性を大切に、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育みます

現状と課題

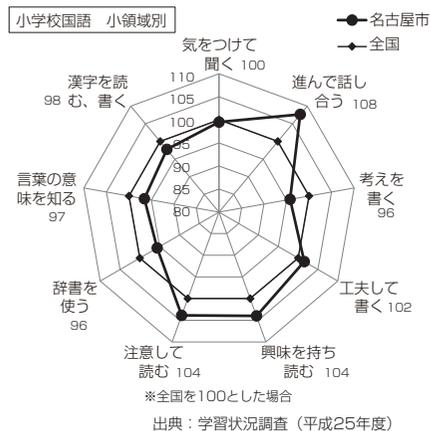
現状

- ・学習状況調査によると、本市の子どもたちは、全国平均と比べ、国語の読むことや話すこと、算数の数量関係などは、ほぼ身に付いていますが、国語の書くことや辞書を使うことなど言語に開する力がやや不足しています。
- ・本市の子どもたちは、おおむね友達を思いやる気持ちを持っています。一方、保護者に学校教育で充実を希望する分野を調査したところ、「自ら学び考える力」、「他人を思いやる力」や「社会のルールやマナー」という項目が高い割合となっています。
- ・子どもたちの体力・運動能力は、その低下が懸念されていますが、本市の児童生徒においては、全国平均と比べ、全体としてやや低い状態にあります。

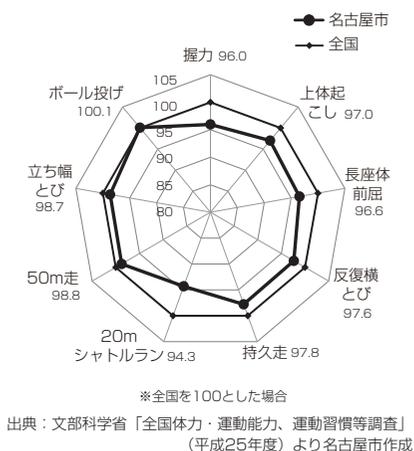
課題

- ・身についた基礎的な知識・技能を活用し、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力を育む必要があります。
- ・他人を思いやる心や美しいもの、自然に対して感動する心などの豊かな人間性を身につけるとともに、社会の一員としての自覚を持つ子どもを育成する場をつくる必要があります。
- ・子ども一人ひとりの多様な個性や能力の伸長をはかるため、学校現場を支えるマンパワーや教育環境の充実が必要です。
- ・楽しく運動に取り組む習慣づくりなどを通して、たくましく生きるための健康・体力を育む必要があります。

●本市小学生の教科学習における定着の状況



●本市小中学生の運動能力の状況



めざす姿 子どもが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体が育まれている

施策の展開

1 確かな学力の向上

基礎基本の学力の定着はもとより、自ら考え、判断し、表現する力の習得に向け、子ども一人ひとりの個性を大切にしたいきめ細かな指導を行います。また、学習に関する興味や関心を喚起するなど、さらなる学習意欲の向上をはかります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

相手を思いやる心や自ら学び考える力を育むとともに、社会のルールを守ることの大切さを学ぶ機会をつくるなど、社会の一員としての自覚を持つ子どもを育成します。また、望ましい生活習慣を身に付け、生涯にわたって健康に過ごすための心身を育みます。

3 学びを支える教育環境の充実

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育むという基本的な考えのもと、学校においては教員の指導力の向上や教員が子どもと向き合う時間の拡充により、一人ひとりに目の行き届いたきめ細かな指導を行うことができるよう、教員のマンパワーの拡大と意欲・資質の向上をはかります。また、地域に開かれ信頼される学校づくりや学校規模の適正化など、教育環境の充実をはかります。

4 魅力ある市立高等学校づくり

普通科や総合学科のほか、さまざまな専門学科や定時制高校において、各学校の特色を活かした教科指導を充実・発展させるなど、魅力や特色ある学校づくりをすすめるとともに、学校間連携や校種を超えた連携による教育活動を推進します。また地域活動や本市の各種事業にボランティアとして協力するなど、積極的に地域貢献等をすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	基礎的な学力が十分定着している子どもの割合	73.5% (25年度)	78%	80%
2	学校生活において友達を思いやる気持ちを持つことができる子どもの割合	84.2% (25年度)	90%	90%
3	子どもの体力・運動能力における平均値 (全国を100とした指標)	97.4 (25年度)	100	100

関連する個別計画

- ◆教育振興基本計画 ◆魅力ある市立高等学校づくり推進計画 ◆小規模校対策に関する実施計画

施策を推進する事業

1 確かな学力の向上

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 【26～30の事業量等】	所管局
少人数教育	一人ひとりを大切にすため細かな指導をはかり、学校生活の入門期における児童が不安を抱いたり学校嫌いになったりすることがないよう、小学校1・2年生において原則30人以下の学級編制を実施するとともに、基礎基本の定着をはかることを目的として、習熟度や課題によってひとつの学級を少人数の学習集団に分けて行う指導を実施	全校実施	全校実施 県費負担教職員にかかる本市への権限移譲をふまえた少人数教育のあり方を検討	教育委員会
学習指導支援講師	学習に対する意欲を高めるため、小学校・中学校・特別支援学校に、担任の補助や授業後の特設講座を行う講師を配置し、基礎基本を身につけることができるよう、教育課程内の補充的・発展的な講座を実施	実施	実施 県費負担教職員にかかる本市への権限移譲をふまえた指導体制の充実策の検討	教育委員会
グローバル人材の育成	グローバル人材を育成するため、英語の学力と学習意欲の向上をはかるとともに、「英語によるコミュニケーション能力」「異文化に対する理解」「日本人としてのアイデンティティ」を柱とした小中学校9年間を通したカリキュラムを策定・実践	実施 英語活動アシスタントの派遣 266校 外国語活動アシスタントの派遣 261校 外国人英語指導助手の派遣 119校 検討	グローバル化に対応する国の動きをふまえた指導体制の充実 カリキュラムの策定・実践	教育委員会

国語力向上推進事業	子どもたちの学習の基礎となる国語力を向上させるため、子どもの読書意欲を高める取り組みや言語活動を充実させる取り組みを実施	「なごやっ子読書ノート・カード」を各校に配布 「本の帯コンクール」を実施 「小学校国語の授業ハンドブック」を作成・配布	言語活動の充実をはかる取り組みの推進	教育委員会
学力向上サポート事業	子どもたちの学習意欲を喚起し、学習の理解を深めるため、各校の創意工夫を活かした教科指導の研究や教育活動の展開を支援	実施 16校	実施	教育委員会
土曜学習の推進	子どもたちにとって、より豊かで有意義な土曜日を実現するため体験活動などを実施	検討	実施	教育委員会
ICT教育の充実	学習用のICT*機器を充実するとともに、児童・生徒の学習への意欲を高め、基礎的な知識および思考力・判断力・表現力を育てる探求型授業を展開	小学校1校においてタブレット*をはじめとしたICTの効果的な活用について検証を実施	ICTを有効に活用した授業方法の研究および研修の充実	教育委員会

2 豊かな心と健やかな体の育成

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 【26～30の事業量等】	所管局
体力向上の推進	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をもとに、子どもの体力・運動能力向上のための調査やスクールダンスサイズによる体力向上に関する啓発などを実施	実施	実施	教育委員会

ICT：情報通信技術。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利な「コミュニケーション」が実現するという、情報通信技術におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確に示したもの。
タブレット：薄い板状のパソコンやモバイル端末の総称で、液晶ディスプレイの表示画面で画面にタッチすることで操作できる、持ち運び可能なコンピュータのこと

部活動の振興	明るく充実した学校生活を送ることで豊かな心と健やかな体の育成をはかるため、児童生徒が行う学校部活動に対する外部指導者・顧問の派遣や、わいわいスポーツアカデミーの開催などを実施	実施	実施 部活動外部指導者・顧問の派遣 拡充 地域との連携による小学校部活動の運営	教育委員会
中学生による陸前高田市との交流	環境が異なる生徒間交流により心身の発達を促し、将来を担う人材の育成をはかるとともに、陸前高田市の復興と両市の発展のため、名古屋市立と陸前高田市立の中学生の相互訪問交流を実施	実施	実施 新たな交流のあり方について検討	教育委員会

3 学びを支える教育環境の充実

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
小・中学校普通教室への空調設備の整備	児童・生徒の快適な教育環境を整えるため、小学校・中学校の普通教室に空調設備を整備	小学校の設計推進 全中学校の整備完了	全小学校の整備完了	教育委員会
学校規模の適正化（小規模校対策）	児童生徒にとって、よりよい教育環境を整えるため、全学年でクラス替えが可能な望ましい学校規模を確保するなど、小学校の学校規模の適正化を推進	幅下・江西・那古野小学校の3校の統合の検討	幅下・江西・那古野小学校の3校の統合校の開校 全児童数が120人を超えない状況が継続する学校について、統合の推進 上記以外で6学級を超えない状況が継続する学校について、統合合意に向けた取り組みの推進	教育委員会

学校規模の適正化（新設校）	児童生徒数の将来の見通しをふまえ、30学級を超える過大規模校の解消をはかるため、用地を確保の上、分離新設校を建設し、学校規模の適正化を推進	吉根中学校の建設	吉根中学校の開校	教育委員会
学校運営サポーター	子どもたちの教育環境の充実をはかるため、学校行事の運営補助など、教員が行う学校運営に関わる業務などを地域の大人が支援する学校運営サポーターを配置	全校実施	全校実施	教育委員会

4 魅力ある市立高等学校づくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
理数教育の充実	独創性と創造性にあふれた国際性豊かな科学技術系人材の育成をめざし、「世界に通用するグローバル人材の育成」をはかるため、特色ある理数教育を実施	向陽高校を理数教育推進校に指定 自然科学系の部活動を中心とする研究成果発表会の実施 あいち科学の甲子園に参加	向陽高校国際科学科の設置 国際科学科を中心とする市立高校の連絡会の開催 各種科学系コンテストへの参加	教育委員会
外国語教育の充実	国際的視野と外国語コミュニケーション能力の伸長を通して高校生活を活性化し、「世界に通用するグローバル人材の育成」をはかるため、学科新設などにより充実した外国語教育を実施	イングリッシュキャンプの実施 普通科、商業・工業・総合学科高校の海外派遣の実施 海外留学や語学研修の支援	北高校国際理解コースの設置 イングリッシュキャンプの充実 普通科、商業・工業・総合学科高校の海外派遣の実施 海外留学や語学研修の支援拡充	教育委員会

<p>専門学科高校の充実</p>	<p>「企業の第一線で活躍できる人材の育成」をはかるため、専門学科高校において、学科新設などにより各学校の特色を活かした教育を充実</p>	<p>キャリア教育推進協議会の開催</p>	<p>工業高校でのデュアルシステム実施 工芸高校専攻科の設置</p>	<p>教育委員会</p>
<p>産業界・大学・地域との連携</p>	<p>積極的に地域貢献をすすめ、地域に有為な人材の育成をはかるため、名古屋市立大学をはじめとする大学や、産業界、地域との連携を推進</p>	<p>工芸高校、工業高校における産業界・大学・地域との連携の充実による先端技術の習得</p>	<p>専門学科高校において産業界等との連携による実践的な知識・技術の習得 普通科高校において大学との連携による専門性の高い教育の充実 工業高校における有人飛行機の製作 学習成果の外部発信、地域貢献などの推進</p>	<p>教育委員会</p>

施策11 誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援をすすめます

現状と課題

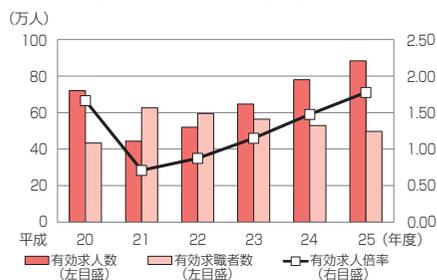
現状

- ・周辺地域*を含めた本市の有効求人倍率は、平成25年度には1.78倍となっており、近年回復傾向にあります。
- ・契約社員や派遣社員など、雇用が不安定な状態にある非正規雇用の労働者の比率が労働者全体の3割を占める状況にあります。
- ・国の調査によると、女性の育児休業取得率は向上しているものの、第1子出産後も継続就業している女性は38%にとどまっており、仕事と育児の両立が難しい状況が続いています。また、男性による育児休業の取得や男女ともに介護休業の取得はすすんでいない状況です。
- ・市内の就労可能な生活保護受給世帯が平成20年度から平成25年度にかけて3.7倍増加しています。
- ・市内のホームレスの数は、減少傾向にありますが、住まいを失った失業者などの社会福祉事務所への相談は依然として多い状態です。

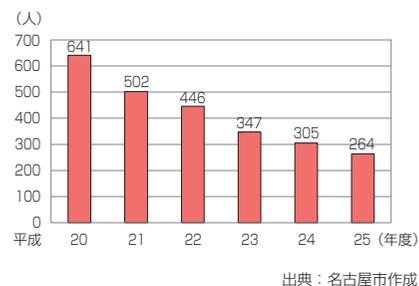
課題

- ・有効求人倍率は回復傾向にあるものの、雇用のミスマッチを解消し、安定的な就労を推進するための効果的な就労支援が必要です。
- ・誰もが働きやすい労働環境をつくるため、働き方や仕事のすすめ方を見直すことにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現させることが求められています。
- ・生活保護受給者に対する就労支援をすすめるとともに、生活保護に至る前の段階での生活困窮者に対する効果的な自立支援策を構築する必要があります。
- ・働いて自立したいと考えているホームレスや、住まいを失った失業者に対する適切な支援により住居の確保と生活の再建をはかる必要があります。

●本市（周辺地域を含む）の有効求人倍率の推移



●市内のホームレス数の推移



*市内に所在する公共職業安定所の管轄区域に含まれる日進市、長久手市、東郷町、清須市、北名古屋市、豊山町、豊明市

めざす姿 誰もが意欲を持ち、安定した働きやすい環境で働くことができる

施策の展開

1 就労支援の推進

働きたい方と、人を求める企業との効果的なマッチングなどをはかり、就労支援をすすめます。また緊急雇用創出事業の実施により雇用の創出をはかります。

2 働きやすい環境づくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する啓発や広報を行い、誰もが働きやすい環境づくりをすすめます。

3 生活保護受給者や生活困窮者に対する支援

生活保護受給者に対して就労支援をすすめるとともに、生活保護に至る前の生活困窮者に対して安定した住まいの確保や就労に向けた支援などにより、自立の促進をはかります。

4 ホームレスの自立支援

ホームレスからの脱却と生活の再建に向けて、宿所および食事の提供とともに、生活相談や健康相談、職業相談などの支援を行います。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	働く意欲があるが、現在働く場がなく困っている市民の割合	5.9% (25年度)	5.3%	4.8%
2	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.5% (25年度)	38%	42%
3	ホームレス自立支援事業における就労自立率	42.6% (25年度)	47%	53%

関連する個別計画

- ◆産業振興ビジョン ◆ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

施策を推進する事業

1 就労支援の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
なごやジョブマッチング事業	働きたい方と、人を求める企業との効果的なマッチングをはかるため、なごやジョブサポートセンターおよび区役所において、国と一体となり求人ニーズを確実に把握した上で求職者を紹介する就労支援を実施	実施 年間支援対象者数 2,112人 年間就職者数 932人	実施 年間支援対象者数 4,260人 年間就職者数 1,794人	市民経済局
緊急雇用創出事業	失業者に対して雇用機会を提供した人材育成の実施と、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施し、また、若者・女性等の雇用機会の拡大や、在職者の処遇を改善する事業を実施	重点分野雇用創出事業の実施 起業支援型地域雇用創出事業の実施	地域人づくり事業の実施（平成26年度末までの予定）	市民経済局

2 働きやすい環境づくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
ワーク・ライフ・バランス推進事業	働く意欲のある人誰もが働きやすい職場環境をめざすワーク・ライフ・バランスを推進するため、実践企業の育成や市公式ウェブサイトなどでの啓発などを実施	実施 セミナーの開催 2回 実践企業登録数 9社	実施	市民経済局

3 生活保護受給者や生活困窮者に対する支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
就労自立に関する自立支援プログラム推進事業	生活保護受給者の早期の就労と自立のため、各区に配置した就労支援員によりきめ細かい就労支援を行うとともに、就労意欲が低下した方に対しては民間事業者によるセミナーや求人開拓・紹介などにより意欲の喚起をはかる事業を実施	就労支援対象者数 5,731人 就労開始者数 2,162人 就労自立による生活保護廃止者数 260人	就労支援対象者数 5,830人 就労開始者数 2,332人 就労自立による生活保護廃止者数 383人	健康福祉局
生活困窮者自立促進支援事業	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活困窮者支援を制度化し、包括的かつ継続的な相談支援などを実施	事業実施方法の検討	事業の実施	健康福祉局

4 ホームレスの自立支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
ホームレスの自立支援	原則として稼働能力があるまたは稼働能力の回復が見込めるホームレスに対して、宿所および食事の提供とともに、生活相談、健康相談、職業相談、就業支援カウンセリング、職場体験講習などの支援を実施	自立支援事業の実施 2か所 就労訓練事業の実施 緊急一時宿泊施設（シェルター）の運営	自立支援事業の実施 2か所 就労訓練事業の実施	健康福祉局

施策12 生涯にわたる学びやスポーツを通じた生きがいづくりを支援します

めざす姿 市民が生涯にわたって、学びをはじめとしたさまざまな活動に取り組み、その成果を社会に生かし活躍している

現状と課題

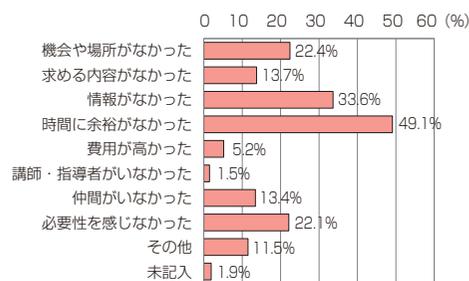
現状

- ・「生涯学習に関する市民意識調査」によると、生涯学習を行わなかった理由として、「時間に余裕がなかった」、「生涯学習に関するどのような情報があるか分からなかった」、「身近に生涯学習を行なう機会や場所がなかった」という回答が多くなっています。
- ・成人の運動・スポーツ実施率（週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合）は、平成25年度は55.1%と、全国平均である47.5%（平成24年度）を上回っていますが、年代別の実施率をみると、20歳代から50歳代が他の世代と比較して低く、仕事や育児などで忙しく時間がないことや、きっかけや機会を得ることが難しいことが理由として考えられます。

課題

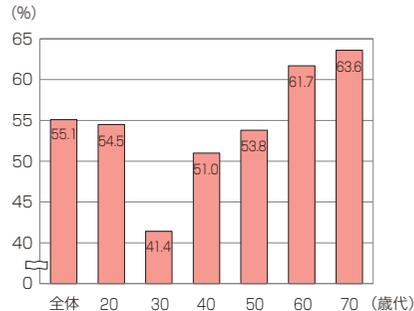
- ・生涯学習の機会・場を提供し、学んだ知識や成果を社会に還元できるように、生涯を通じた学びを支援していくことが必要です。
- ・スポーツ実施率の低い子育て世代や働く世代をはじめ、日常生活の中で運動やスポーツを、気軽に楽しむことができるようきっかけをつくっていくことが必要です。

●生涯学習を行わなかった理由



出典：生涯学習に関する市民意識調査（平成25年）

●週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する率



出典：市民アンケート（平成25年）

施策の展開

1 生涯学習の機会と場づくり

市民の誰もがいつでも自由に学んだり、教えたりすることができるなど、学習の機会と場づくりや情報の提供につとめます。また、多くの市民が本に親しみ、必要な資料や情報を入手しやすくするとともに、市民の学ぶ意欲を支えます。

2 学びを社会に生かす人づくりと人の輪づくり

学んだ知識や成果を生かして活躍できる人材を育成するとともに、活躍できる場につながる交流の機会を提供することにより、市民が社会に貢献して充実した生活を送ることができるよう支援します。

3 スポーツの振興

スポーツなどの楽しさ・意義への気づきを促進し、スポーツに親むきっかけをつくるとともに、いつでも、誰とでも、気軽に、スポーツなどを楽しむことができるよう機会や場を提供します。また、高度な競技や身近な大会を観戦する機会をつくり興味・関心を高めるほか、地域のスポーツなどを市民自らが支える取り組みをすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	図書館における市民1人当たりの貸出点数	5.29点 (25年度)	5.7点	5.7点
2	生涯学習に関する活動をしている市民の割合	34.2% (25年度)	38%	41%
3	学んだ成果を社会に生かしていると実感している市民の割合	26.9% (25年度)	30%	32%
4	成人の週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合	55.1% (25年度)	60%	65%

関連する個別計画

- ◆教育振興基本計画 ◆スポーツ推進計画 ◆第2次子ども読書活動推進計画

施策を推進する事業

1 生涯学習の機会と場づくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
図書館の運営	21館ある図書館において、図書資料の貸出、調査相談などの実施や行事・講座・展示の開催などを通じて、多様な資料や情報を入手することができる機会と場を提供	実施	実施 図書館オンラインシステムの更新・機能拡充	教育委員会
子ども読書活動	生涯にわたる読書の習慣を身につけるため、読書が好きな子どもを増やし、本を読まない子どもを減らすよう、家庭や図書館、学校等で読み聞かせなどを実施	実施 「読書フェスティバル」の開催 教育基金を活用した子ども向け図書の充実	実施 学校と図書館との連携を強化し、子どもの読書活動を総合的に推進	教育委員会
図書館の整備	築年数が経過し、施設の老朽化がすすんでいる図書館について、アセットマネジメント推進プランをふまえて順次整備を推進	瑞穂図書館の移転 改築工事	瑞穂図書館の移転・開館 千種・守山図書館の整備検討	教育委員会

2 学びを社会に生かす人づくりと人の輪づくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
生涯学習センターの運営	16館ある生涯学習センターにおいて、講座・講演会等の開催や、生涯学習に関する情報提供などをするとともに、施設を利用する市民の学習活動を支援し、学習の成果を社会に還元する取り組みを実施	各種講座の実施 304講座 「なごや学マイスター講座」や「なごやか市民教室」などの実施 指定管理者を選定 3館	各種講座の実施 「なごや学マイスター講座」や「なごやか市民教室」などの実施 指定管理者制度の導入・拡大	教育委員会

女性会館の運営	女性の生涯にわたる学びを支援するための学習機会と場の提供をするとともに、女性学習グループが、学びの成果を地域社会に還元できるように支援	各種講座・講演会等の実施 14講座・13講演会 指定管理者を選定	各種講座・講演会等の実施 指定管理者制度の導入	教育委員会
---------	---	--	--------------------------------	-------

3 スポーツの振興

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
スポーツ実施機会の提供	トップスポーツチームなどの関係団体と連携・協働し、スポーティブ・ライフ月間、市民スポーツ祭等の大会・イベントを実施し、運動・スポーツに親しみ、楽しみ、支える機会を提供	実施	実施	教育委員会
国際競技大会等の誘致・開催	スポーツに親しみ、楽しむ機会や交流機会を提供するため、関係団体と連携・協働し、世界規模のマラソンフェスティバルを開催するとともに、国際競技大会等の誘致につとめ、各種大会に共催・後援などを実施	マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知の開催 バレーのワールドグランドチャンピオンズカップなど各種大会の開催	マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知の開催 国際大会など各種大会の開催	教育委員会
スポーツセンターの運営	地域スポーツの拠点施設であるスポーツセンターの維持管理・運営	実施	実施	教育委員会
スポーツ施設の整備	スポーツ施設の拠点として、活動の場を創出するため、瑞穂公園に体育館を整備	用地取得・臨時駐車場整備	推進	教育委員会

施策13 人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくりま

めざす姿 差別や偏見がなく、一人ひとりの人権が尊重されている

現状と課題

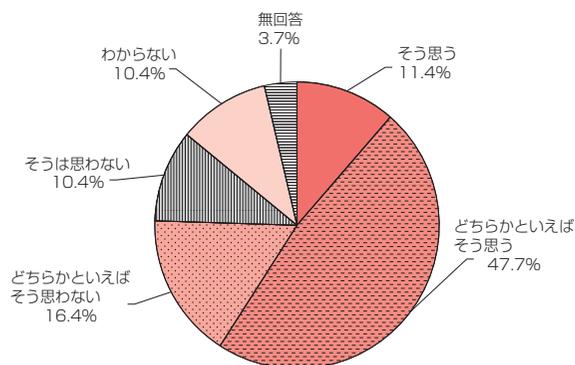
現状

- ・法務省の統計によると、わが国全体では人権侵犯事件は増加傾向にあり、内閣府が平成24年に実施した「人権擁護に関する世論調査」においても、人権侵害が多くなってきたという回答者が34.0%と、少なくなってきたという回答者12.1%を大きく上回っており、全国的に人権問題の増加が懸念されています。
- ・市政アンケート（平成25年11月）によれば、本市ではこの10年間に自分の人権が侵害されたと思うという回答者が22.1%と、差別や偏見による人権問題がなお存在しており、国際化、情報化、少子化・高齢化など、時代の進展にともなって、新たな課題も発生しています。

課題

- ・人権教育・啓発の積極的な推進をはかるとともに、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての理解と認識を深め、主体的に考えて行動することが重要です。
- ・多様性の社会において市民一人ひとりの人権が尊重され、平和で豊かな地域社会を実現していくためには、市民の参画や協働による人権尊重のまちづくりをすすめることが重要です。

●今の日本が、基本的人権が尊重されている社会だと思うか



出典：市政アンケート（平成25年度）

施策の展開

1 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、気づきや学びなどを通じて人権尊重の理念や重要性についての認識を深め、日常生活や社会生活等において、人権尊重の意識や行動を確実なものとしていくことができるような効果的な人権啓発を推進していきます。

2 人権教育の推進

学校教育や社会教育などの場において人権教育を実施することにより、差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深めます。

3 平和に関する啓発の推進

戦争に関する歴史的事実や悲惨さを次世代に伝え、平和を希求する市民意識を醸成するための啓発を推進します。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合	59.1% (25年度)	65%	70%
2	なごや人権啓発センターの年間来館者数	—	20,000人	20,000人

関連する個別計画

- ◆ 新たなごや人権施策推進プラン
- ◆ 教育振興基本計画

施策を推進する事業

1 人権啓発の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
人権啓発活動の推進	人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめるため、誰もが、いつでも人権について学べる「なごや人権啓発センター」を運営し、人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供する事業を実施	なごや人権啓発センターの整備 人権啓発活動事業の実施	なごや人権啓発センターの運営 人権啓発活動事業の実施	市民経済局

2 人権教育の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
学校教育における人権教育の推進	あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認めあう人間性豊かな児童生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を全校で実施	実施	実施	教育委員会
社会教育における人権教育の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚をめざして、生涯学習センターなどの社会教育施設において、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を得るための講座や講演会などを実施	実施	実施	教育委員会

3 平和に関する啓発の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
戦争に関する資料の収集・保存・展示	戦争の悲惨さや戦争に関する歴史的事実を次世代に伝え、平和を希求する市民意識を醸成するため、戦争に関する資料の展示などを実施	戦争に関する資料館調査会の開催 戦争に関する資料の収集・整理・保存 「戦争に関する収蔵資料展」などの実施	戦争に関する資料館調査会の開催 戦争に関する資料の収集・整理・保存 戦争に関する資料の常設展示施設の開設、運営	総務局

施策14 男女平等参画を総合的にすすめます

現状と課題

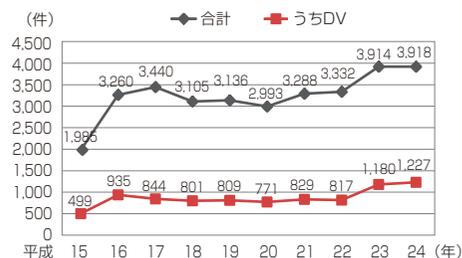
現状

- ・内閣府による男女間における暴力に関する調査では、女性の約3人に1人の割合でDV*の被害経験がみられ、本市における相談件数は年々増加しています。
- ・夫婦共働き世帯数が夫のみ働いている世帯数を上回る中で、夫婦間における家事や子育ての分担は依然として女性に偏っています。
- ・男女の地位の平等感について、本市の7割以上の人が「男性の方が優遇されている」と感じています。
- ・市政において政策・方針決定過程への女性の参画が徐々にすすんでおり、本市の審議会などにおける女性委員の登用率は、平成19年度以降、3割を超えて推移しています。

課題

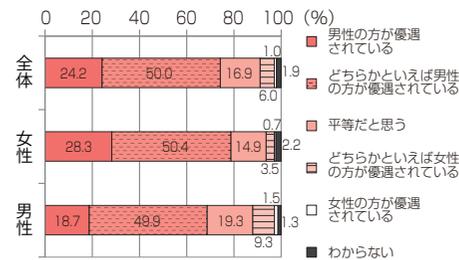
- ・DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV被害者への支援を行い社会全体で防止していくための取り組みが求められています。
- ・職場や地域、家庭などにおいて、女性と男性が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に参加し、相互に協力して取り組みをすすめていく必要があります。
- ・市民の誰もが性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が重要です。

●男女平等参画推進センターにおける相談件数



出典：名古屋市作成

●男女の地位の平等感



出典：市民アンケート（平成25年度）

DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者（女性・男性を問わない。事実婚や元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手も含む。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

めざす姿 女性と男性が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮している

施策の展開

1 男女の人権の尊重

重大な人権侵害であるDVなどあらゆる暴力やセクシュアルハラスメントの根絶に向け、予防啓発や被害者支援などの取り組みを推進します。また、性別による人権侵害をなくすため、男女双方の性や多様な生き方について理解の促進をはかります。

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革

性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、啓発・相談を実施するとともに、男女平等参画への理解を深めるため、さまざまな機会を通じて男女平等教育を推進します。

3 あらゆる分野における女性の活躍推進

雇用などをはじめ、地域や家庭における男女の自立と平等参画をすすめ、女性があらゆる分野において能力を発揮し、活躍できるよう支援します。また、さまざまな場面での方針決定過程に男女双方の声が対等に反映されるよう女性も平等に参画できる社会の実現をめざします。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	DVを人権侵害と認識する人の割合	84.7% (25年度)	90%	95%
2	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	57.2% (25年度)	100%	100%
3	市の審議会等への女性委員の登用率	35.4% (25年度)	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下

関連する個別計画

- ◆男女平等参画基本計画2015
- ◆配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）

施策を推進する事業

1 男女の人権の尊重

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
女性のための総合相談	家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題について、相談者が主体的に解決できるよう、相談の過程で見えてくる課題を把握し、それをふまえながら女性の人権を守る立場から、さまざまな相談に対応	個別相談の実施 グループプログラムの実施 セミナーの開催	個別相談の実施 グループプログラムの実施 セミナーの開催	総務局
配偶者からの暴力被害者の支援	配偶者暴力相談支援センターなどにおいて、配偶者からの暴力被害者の安心と安全に配慮し、関係機関と連携して切れ目のない支援を実施	実施	実施	子ども青少年局

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
男女平等参画の意識啓発の推進	男女平等参画について、性別や年齢に関わらず幅広い市民に対して理解の定着をはかるため、あらゆる機会を通じて男女平等参画に向けた啓発や教育・学習を推進	講座、セミナーの開催 若年層向け男女平等ハンドブック配布	講座、セミナーの開催 若年層向け男女平等ハンドブック配布	総務局
男女平等参画推進センターの運営	施策の推進および市民・団体などの取り組みを支援するための拠点施設として、実践的な講座や研修、市民参加型の交流事業を開催するとともに、男女平等参画に関する情報提供を実施	実施	実施	総務局

3 あらゆる分野における女性の活躍推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
審議会等における女性委員の登用促進	市政における方針決定過程への女性の参画を拡大するため、本市の審議会などにおける女性委員の登用を促進	促進 登用率35.4%	促進 登用率40%以上 60%以下	総務局
女性の活躍推進企業の認定・表彰制度	企業における女性の活躍を支援するために、女性がいいきいきと活躍できるよう取り組みをしている企業を認定・表彰するとともに、認定・表彰企業の取り組みについて、ウェブサイトや市主催の就職セミナーなどで広くPRを実施	実施 認定企業数 43社	実施	総務局

施策15 災害に強いまちづくりをすすめます

現状と課題

現状

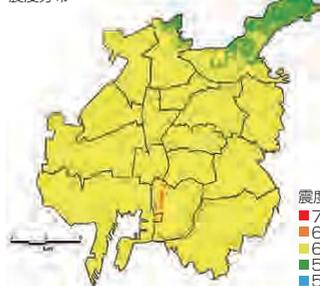
- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、広範囲に甚大な被害をもたらしました。この震災を受けて、本市を含む西日本地域では、南海トラフ巨大地震に対する対策が緊急の課題として位置づけられています。
- ・大地震による倒壊の恐れがある昭和56年以前の旧耐震基準による木造住宅は、平成22年度で市内に約13万戸あります。
- ・平成12年9月の東海豪雨や平成20年8月末豪雨、平成23年台風15号など大雨による著しい浸水が発生しています。

課題

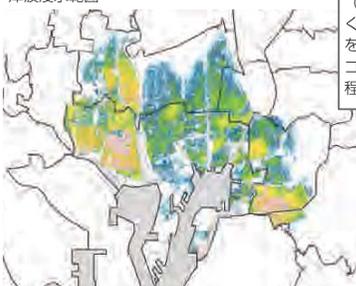
- ・震災時の死傷者数および経済的な被害を減らすため、旧耐震基準の住宅などについては、早期の耐震対策が必要です。
- ・災害時に緊急車両・物資の輸送ルートや水の供給を確保するため、緊急輸送道路*の橋りょうや、配水管の耐震化が課題となっています。
- ・頻発する大雨による浸水から市民生活を守るため、総合的な治水対策を着実に推進していく必要があります。
- ・地震・津波、高潮の被害から市民生活や企業活動の安全を確保するため、名古屋港における総合的な防災機能の強化が求められています。

●南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）

震度分布



津波浸水範囲



堤防条件：
地震発生と同時に盛土構造物（土堰堤）は耐震化の程度もしくは液状化可能性に応じ沈下量を設定し、越流によって破壊。コンクリート構造物は耐震化の程度に応じて沈下量を設定。

浸水深（m）
■ 2.0m以上-3.0m未満
■ 1.5m以上-2.0m未満
■ 1.0m以上-1.5m未満
■ 0.5m以上-1.0m未満
■ 0.3m以上-0.5m未満
■ 0.3m未満

出典：名古屋市作成

緊急輸送道路：災害の発生により道路が被害を受けた場合、緊急通行車両の移動の確保および人・物資輸送を円滑に行うため、緊急に応急復旧を要する道路

めざす姿 地震や大雨などに備えた災害に強いまちになっている

施策の展開

1 地震に強いまちづくり

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、民間住宅等の耐震化を促進するほか、市設建築物や橋りょう、地下鉄構造物、上下水道施設、河川堤防などの都市基盤施設の耐震化に取り組みます。

2 大雨に強いまちづくり

市内全域において、1時間に50mmの降雨に対応できる施設整備をすすめるとともに、東海豪雨などによって著しい浸水被害を受けた地域や都市機能の集積する地域においては、緊急雨水整備事業などにより、原則1時間に60mmの降雨にも対応可能な施設整備をすすめます。

3 臨海部の防災機能の強化

沿岸部における津波避難ビルの指定、高潮防波堤や防潮壁の機能強化等によるハード対策とともに、津波避難などソフト対策をあわせた多重防御の考え方について検討し、津波対策をすすめます。

4 避難場所、避難路、緊急輸送道路の確保

地震発生時において、応急的な避難や救急・救助などを円滑に行うため、都市公園などの整備、重要な避難路の沿道における建築物の不燃化、木造住宅が密集している地区における避難路の確保や延焼の拡大防止に向けた取り組みをすすめるとともに、緊急輸送道路の整備をすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合	47.4% (25年度)	55%	65%
2	民間住宅の耐震改修助成件数（累計）	3,674戸 (25年度)	5,500戸	5,500戸以上
3	緊急雨水整備事業の整備率	77.6% (25年度)	98%	100%

関連する個別計画

- ◆ 地域防災計画 ◆ 震災対策実施計画 ◆ 震災に強いまちづくり方針 ◆ 建築物耐震改修促進計画
- ◆ 緊急雨水整備事業 ◆ 第3次水道基幹施設整備事業 ◆ 第3次配水管網整備事業
- ◆ 下水道基幹施設整備計画 ◆ 第7次下水管路調査改築計画 ◆ 河川整備計画

施策を推進する事業

1 地震に強いまちづくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
市営住宅の耐震改修	大規模地震による被害の軽減に資するため、耐震対策が必要な市営住宅の耐震改修を実施	改修完了 累計7棟	改修完了 累計14棟	住宅都市局
民間建築物の耐震化	民間住宅等の耐震化を促進するため、旧耐震基準の木造住宅の無料耐震診断や耐震改修助成、非木造住宅の耐震診断助成や耐震改修助成を実施するとともに、多数の者が利用する建築物の耐震診断助成などを実施	民間住宅 耐震診断 木造住宅 累計23,133件 非木造住宅 累計6,778戸 耐震改修 累計3,674戸 多数の者が利用する建築物 耐震診断 累計55件	民間住宅 耐震診断 木造住宅 累計28,433件 非木造住宅 累計8,678戸 耐震改修 累計5,500戸 多数の者が利用する建築物 耐震診断 累計175件 耐震改修〔12件〕 要緊急安全確認大規模建築物 耐震診断〔38件〕 耐震改修〔15件〕	住宅都市局
大規模盛土造成地の調査	大規模盛土造成地を対象とし、地震時の滑動崩落に対する安全性を確認するための調査を実施	調査手法の検討	調査の実施	住宅都市局
防災まちづくりの推進	震災に強い都市を形成するため、震災に強いまちづくり方針に基づく施策を推進するとともに、復興準備の取り組み、防災まちづくり地図情報の提供を実施	方針素案の作成 地図情報の公開	方針の改定、推進 復興イメージトレーニングの実施 地図情報の運用等	住宅都市局

橋りょうの耐震化	災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確認するため、緊急輸送道路の橋りょうの耐震補強や改築を実施	耐震補強工事中 道徳橋はじめ8橋 耐震改築 2橋	耐震補強 着手〔21橋〕 完了〔27橋〕 耐震改築 2橋	緑政土木局
河川・排水施設の耐震化	南海トラフをはじめとする巨大地震・津波に備えるため、河川堤防や排水施設の耐震化を実施	山崎川などの耐震化 堤防補強 排水施設の耐震化 調査	山崎川などの耐震化 堤防補強 排水施設の耐震化 調査検討 必要な対策の実施	緑政土木局
街区の世界座標化の推進	地震発生時の液状化現象等により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を実施	街区の世界座標化 市域の18.1%	街区の世界座標化 市域の50%程度	緑政土木局
教育施設の耐震改修	大規模地震に備え、市民の安全確保のため、教育施設の耐震改修などの対策を実施	学校施設、スポーツ施設の吊り天井 落下防止対策の検討 学校、生涯学習センター、スポーツ施設の窓ガラス飛散防止対策の検討・実施 名東図書館耐震改修の検討	学校施設、スポーツ施設の吊り天井 落下防止対策の推進 学校、生涯学習センター、スポーツ施設の窓ガラス飛散防止対策の推進 名東図書館耐震改修の検討・実施	教育委員会

水道基幹施設の改築・更新および耐震化	地震発生時においても水道水の供給を確保するため、取水場や浄水場などの基幹施設の改築・更新にあわせて耐震化を推進	犬山系導水路新A管布設工事中 鍋屋上野浄水場緩速ろ過池築造工事中 大治浄水場第5沈澱池築造工事中 大治浄水場本館建替工事中 東山配水場2号配水池築造工事完了	犬山系導水路新A管布設工事中 鍋屋上野浄水場緩速ろ過池築造工事完了 大治浄水場第5沈澱池築造工事完了 大治浄水場本館建替工事完了 東山配水場3・4号配水池築造工事完了 瑞穂配水場配水ポンプ設備整備完了 春日井浄水場監視制御設備整備完了 春日井浄水場新送水ポンプ所築造工事完了	上下水道局
配水管の更新および耐震化	地震発生時においても水道水の供給を確保するため、配水管の更新にあわせて耐震化を推進するとともに、特に給水を確保すべき施設へ至る配水管の耐震化を優先して実施	配水管の更新および耐震化 96km 救急病院等へ至る管路の耐震化完了	配水管の更新および耐震化 〔475km〕 市立中学校へ至る管路の耐震化完了	上下水道局
下水道基幹施設の改築・更新および耐震化	地震発生時においても下水道機能を確保するため、下水道基幹施設の適切な維持管理により、長寿命化をはかるとともに、施設の改築・更新にあわせて耐震化を推進	露橋水処理センター改築工事中 空見スラッジリサイクルセンター第1期施設供用開始	露橋水処理センター改築工事完了 空見スラッジリサイクルセンター増設工事着工	上下水道局

下水管の改築・更新および耐震化	地震発生時においても下水道機能を確保するため、老朽化がすすむ下水管の改築・更新にあわせて耐震化を推進するとともに、特に避難所から水処理センターを結ぶ下水管をはじめとする重要な幹線等の耐震化を優先して実施	下水管の改築・更新および耐震化 33km	下水管の改築・更新および耐震化 〔190km〕	上下水道局
地下鉄構造物の耐震補強	東日本大震災の被災状況をふまえ、補強が必要な高架および地下構造物の柱等について耐震補強工事を実施	耐震補強工事の実施 9駅および駅間5区間	耐震補強工事の実施	交通局

2 大雨に強いまちづくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
河川の整備	浸水被害の軽減をはかるため、1時間に50mmの降雨に対応できる整備を早期に完成させるとともに、特に重要な河川については1時間に63mmの降雨にも対応可能な整備を実施	堀川の1時間63mm降雨対応率 35.4%	堀川の1時間63mm降雨対応率 40%	緑政土木局
土地改良区の排水機場の長寿命化	港区南陽地区の浸水被害の軽減のため、老朽化した土地改良区の排水機場の機能診断の実施、機能保全計画の作成、それに基づく改修事業に応分の補助を行い、施設の長寿命化を支援	機能診断 5か所 機能保全計画作成 5か所	改修工事 着手〔5か所〕 完了〔5か所〕	緑政土木局
志段味地区雨水浸水対策	浸水被害の軽減をはかるため、流域内で雨水貯留施設などを整備するなど、浸水対策工事を実施	吉根地区 雨水貯留施設設置 貯留量5,400m ³ 設計・地質調査	吉根地区 雨水貯留施設設置 貯留量6,000m ³ 管きょ増強等 下志段味地区 管きょ増強	緑政土木局

下水道による浸水対策事業	豪雨による浸水の軽減のため、市内全域で1時間に50mmの降雨に対応する施設整備をすすめ、東海豪雨などで著しく浸水被害を受けた地域などでは原則1時間に60mmの降雨に対応できるよう雨水貯留施設の設置をはじめとする緊急雨水整備事業を推進	中村中部雨水調整池などの雨水調整池の建設 完了5か所 工事中8か所 管きよ増強	名古屋中央雨水調整池などの雨水調整池の建設 着工〔1か所〕 完了〔10か所〕 広川ポンプ所建設 工事着工 管きよ増強	上下水道局
--------------	--	--	---	-------

狭あい道路の改善	木造住宅が密集している地区の狭あい道路の改善をはかるため、生活こみち整備促進事業を米野地区と御劔地区においてモデル的に実施	助成 累計25件	助成 累計35件	住宅都市局
電線類の地中化	災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動の円滑化、良好な景観形成、安全で快適な通行空間の確保等のため、電線共同溝による電線類の地中化を実施	実施 名古屋環状線はじめ2路線	実施 完了〔1路線〕	緑政土木局

3 臨海部の防災機能の強化

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
名古屋港の防災機能強化	南海トラフ巨大地震をはじめとする地震・津波や高潮に備えるため、中部地方整備局および名古屋港管理組合が実施する防災施設の整備・機能強化を促進	高潮防波堤の改良工事 防潮壁等の改良工事 中川口通船門・堀川口防潮水門の耐震対策の実施	高潮防波堤の改良工事完了 防潮壁等の改良工事 中川口通船門・堀川口防潮水門の耐震対策の実施	住宅都市局

4 避難場所、避難路、緊急輸送道路の確保

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
都市防災不燃化促進事業の推進	都市の防災性の向上のため、重要な避難路沿道において、耐火建築物等の建築、建替えに対し助成を実施	助成 広小路線地区 累計256件 東郊線地区 累計21件	助成 広小路線地区 累計268件 東郊線地区 累計46件	住宅都市局
住宅市街地総合整備事業の推進	防災性の向上などをはかるため、土地区画整理事業との合併施行により、大曽根北地区、筒井地区、葵地区において、公園などの公共施設やコミュニティ住宅の整備を実施	大曽根北地区はじめ3地区の整備 老朽住宅除却 公園等整備 コミュニティ住宅の建設 累計163戸	大曽根北地区はじめ3地区の整備 老朽住宅除却 公園等整備 コミュニティ住宅の建設完了 累計175戸	住宅都市局

施策16 防災・減災対策をすすめるとともに、地域防災力の向上を支援します

現状と課題

現状

- ・東日本大震災において、災害発生後の行政機関や情報伝達の機能低下、都心部における駅での滞留者などによる混乱、避難所運営での課題などの問題が浮き彫りとなりました。
- ・南海トラフ巨大地震や計画規模をはるかに超える豪雨などの大規模災害の発生が懸念される中、「公助」の役割と発災直後の限界をふまえつつ、市民一人ひとりや企業が自らの命、安全を自ら守る「自助」、地域の人々や企業・ボランティアなどが共同して地域の安全を守る「共助」が重要となっています。

課題

- ・災害時に必要な物資の備蓄や情報伝達の充実のほか、帰宅困難者対策や避難所運営訓練など、市民や企業と連携した防災・減災対策を推進する必要があります。
- ・大規模災害時に被害を軽減させるためには、初動期からの継続した災害対応が重要であることから、職員の災害対応体制の確立や、急増が予想される火災や救助・救急要請に対応するための消防力の充実などを平時からはかる必要があります。
- ・市民一人ひとりや企業などの防災意識を高めるとともに、地域が主体となる防災コミュニティなどの活性化をはかり、地域防災力を向上させることが必要です。

●東日本大震災における避難所の様子



写真提供：仙台市

●総合防災訓練の様子



●避難所運営訓練の様子



めざす姿 市民・企業・行政が連携して、大規模な災害に対する備えができている

施策の展開

1 大規模災害対策の推進

大規模災害時に避難所などで必要となる物資の備蓄や、市民に適切な避難行動を促すための情報伝達の充実などにつとめます。また、企業と連携した帰宅困難者対策や地域住民と連携した避難所開設・運営訓練の実施など、大規模災害対策を推進します。

2 災害対応力の向上

大規模災害時に、継続して業務を実施するために必要となる備蓄物資の充実に取り組みます。また、同時多発的に発生する災害への消防隊などの機能強化、消防団の連絡体制の充実など、災害時の消火・人命救助・救急搬送体制の整備に取り組み、災害対応力を高めます。

3 地域防災力の向上

家具の転倒防止や備蓄など、市民一人ひとりや企業への意識啓発、防災教育の充実により具体的な取り組みを促し、自助力の向上に取り組むとともに、地域における助け合いや自主的な防災コミュニティの活動などを支援し、市民・企業・行政の連携により地域防災力を高めます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	家庭内において災害に対する備えができている市民の割合	59.6% (25年度)	72%	89%
2	大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結数	1,046件 (25年度)	1,550件	1,700件
3	避難所開設・運営訓練等の学区実施率	64% (25年度)	100%	100%

関連する個別計画

- ◆ 地域防災計画
- ◆ 震災対策実施計画
- ◆ 業務継続計画（震災編）

施策を推進する事業

1 大規模災害対策の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
災害用トイレの備蓄	地震や風水害などの災害時に備え、市内の避難所などに災害用トイレを備蓄	災害用トイレの備蓄数 下水道直結式 771基 くみ取り式 510基 簡易バック式 30万回分	災害用トイレの備蓄数 下水道直結式 800基 くみ取り式 1,900基 簡易バック式 270万回分 簡易洋式便座 7,500個	環境局
災害救助物資の備蓄	地震や風水害などの災害時に備え、備蓄倉庫および小中学校をはじめとする避難所などに食糧などの救助物資を備蓄	備蓄食糧数 40万食 毛布備蓄数 7万1千枚	備蓄食糧数 151万食 毛布備蓄数 27万6千枚	健康福祉局
都市再生安全確保計画等の作成・運用	大規模地震時の名古屋駅周辺をはじめとする主要な交通結節点における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続をはかるため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を実施	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画の作成	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画の拡充と対策実施 他地域における対策検討	住宅都市局 消防局
地震・水防体制の充実	頻繁に発生する台風、ゲリラ豪雨や、発生が危ぶまれる南海トラフ巨大地震等の災害へ対応するため、防災訓練や業務継続体制の拡充や緊急輸送道路等の応急復旧活動を行う地域防災活動拠点（土木事務所）の整備による機能強化など、ソフト・ハード両面の対策を実施	関係機関と合同で防災訓練を実施 地域防災活動拠点の整備 港土木事務所改修・建築工事	関係機関と合同で防災訓練を実施 地域防災活動拠点の整備 港土木事務所改修・建築工事 機能強化実施計画策定	緑政土木局

帰宅困難者対策の推進	大規模災害時に発生が予想される帰宅困難者に対して、一斉帰宅の抑制や情報提供などの対策を、名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画の検討・作成結果をふまえて推進	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画の作成	名古屋市帰宅困難者対策指針（仮称）の策定・運用 名古屋駅および他の主要駅地区における避難訓練等の検討・実施	消防局
災害時の情報伝達の充実	災害発生時に迅速に避難勧告や大津波警報などの緊急情報を伝達し、適切な避難行動を促進	同報無線 177か所	防災情報伝達のあり方について調査・検討 その結果に基づく事業の推進	消防局
避難所開設・運営訓練の充実	災害対策基本法の改正にともなう避難所運営マニュアルの検証および見直しを実施するとともに、災害発生時の避難所の開設・運営を円滑にするため、市民参加型の訓練を実施	避難所開設・運営訓練の実施	避難所開設・運営訓練の実施 宿泊型訓練の実施 地域リーダーの継続的な育成	消防局
震災避難行動ガイドラインの策定・支援	地震および津波による被害を軽減するため、地域ごとの特性に応じた避難計画の自主的な作成につながるガイドラインを策定し推進	ガイドラインの作成	ガイドラインの策定、普及啓発、地域計画の策定および訓練実施の支援	消防局

2 災害対応力の向上

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
市役所および区役所の非常用電源設備の機能強化	市役所および区役所において、停電時にも災害対応活動を維持するために、非常用電源設備の機能強化をはかるための方策を検討し、整備を推進	検討	検討・整備	総務局 市民経済局

震災時の消防・救助体制の充実	震災発生時の消防・救助活動能力を向上させるため、火災に対する消防部隊などの機能強化および消防水利の整備などを実施するとともに、建物倒壊など困難な状況下で迅速に人命救助を行うための活動技術の研究・検証および資機材整備を実施	警防体制強化施策の検討実施 既存防火水槽の耐震補強調査の実施	消防水利把握体制の充実強化 消防活動困難地域の明確化 津波に対する消防部隊の活動方針の確立 消防団との通信手段の確保 大規模震災時における消防隊の活動能力の向上 既存防火水槽の耐震補強 基幹的広域防災拠点整備を見据えた警防体制の見直し 可搬式ポンプの整備	消防局
非常用救急自動車の整備	災害発生時などに急増することが予測される救急需要に対して的確に対応するため、非常時に運用する救急自動車を各消防署に整備	非常用救急自動車 7両	非常用救急自動車 16両	消防局
大規模災害時の消防団連絡体制の充実	地域防災力の中核となる消防団の情報連絡体制を円滑に実施するため、必要となる資機材を整備	消防団受令機 アナログ式簡易無線機 各団3台	消防無線機の配置 携帯型デジタル簡易無線機を配置 消防団非常参集メールの導入	消防局

業務継続体制の整備	大規模災害時に継続して業務を実施するため、必要となる防災備蓄の確保や消防隊の活動拠点となる消防署等の非常用電源を更新するとともに、津波被害が想定される消防署の非常用電源の高所化を実施	検討 消防署等への発電機の設置	職員の3日分の防災備蓄物資を確保 機器の経年劣化および津波被害対策	消防局 はじめ関係局
被災地域への支援	東日本大震災の被災地の復興のため、被災自治体への職員派遣や陸前高田市に対する産業支援、医療支援を実施するとともに、市民の防災意識の高揚と被災地支援の理解を得るため、被災地の現状や震災の教訓を伝える報告会などを開催	被災地への職員派遣 陸前高田市 13名 仙台市 4名 岩手県 2名 報告会などの開催 産業支援、医療支援の実施	被災地への職員派遣 報告会などの開催 産業支援、医療支援の実施	消防局

3 地域防災力の向上

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 (26~30の事業量等)	所管局
道路・河川等監視情報システムの管理	台風や大雨時に、道路や河川など危険か所の状況把握のため、監視カメラによる画像情報を提供するシステムの管理を実施	実施	実施	緑政土木局
学校における防災教育	児童生徒の防災の意識を高めるため、「なごやっ子防災ノート」を活用し、家庭とも連携した防災教育を実施するとともに、教員を対象とした研修・講習会や、より実践的な防災訓練を実施	実施	実施	教育委員会

市民および事業所の自助力向上の促進	南海トラフ巨大地震などの発生に備え、公助や共助のみでは対応が困難となる震災初期などに、市民一人ひとりが命を守るように、また、事業所における従業員・施設利用者などの被害を軽減するため、家庭内や事業所における家具等の転倒防止や備蓄等の防災対策を啓発	地域行事等での啓発の実施	地域行事等での啓発の実施 事業所査察等での啓発の実施 事業所向け防災講習会の開催 啓発用チラシ等の作成	消防局
助け合いの仕組みづくりの推進	地域の自主的な活動として、災害時要援護者の迅速な安否確認や避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿の作成や地域への情報提供などを通じて「助け合いの仕組みづくり」を推進	実施町内会・自治会の割合 49.9%	実施町内会・自治会の割合 100%	健康福祉局 消防局
防災安心まちづくり事業の推進	小学校区単位で組織された防災安心まちづくり委員会を中心とした住民参画型の防火防災活動の展開や地域と事業所との覚書の締結などの支援協力体制づくりを推進	協働による防火防災事業の実施 覚書の締結	協働による防火防災事業の実施 覚書の締結	消防局
自主防災組織の活動支援	町内会・自治会などの単位で結成され、地域防災コミュニティの中でさまざまな活動の中心的役割を担う自主防災組織の活動を支援	自主防災組織の結成促進および活動支援	自主防災組織の結成促進および活動支援	消防局

施策17 災害時に市民の安全を守る体制の強化をすすめます

現状と課題

現状

- ・市内における建物火災のうち約6割が住宅火災となっています。
- ・高齢化社会の進展にともない、社会福祉施設などの数が増加している中で、同種の施設における大規模な火災が全国的な問題となっています。
- ・社会構造の変化とともに、NBC災害*や地下・超高層建築物などの過密都市空間における災害など、災害の複雑化・多様化が懸念されています。
- ・今後、高齢化の進展にともなう人口構造の変化や在宅介護の増加、単独世帯や高齢単身世帯の増加により、救急需要は増えると見込まれますが、救急搬送された人の約6割が軽症者となっており、真に緊急を要する人への救急車の到着の遅れが懸念されています。

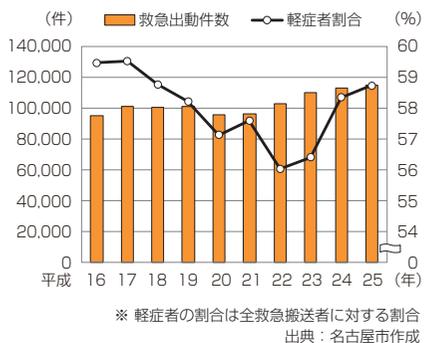
課題

- ・住宅火災の被害を抑制するための対策を推進する必要があります。
- ・社会福祉施設などの防火安全対策を推進する必要があります。
- ・消防車両を含む消防関係施設の整備などにより、複雑化・多様化する災害への確に対応するための取り組みを継続して行っていく必要があります。
- ・救急車の適正利用の普及啓発や、AED（自動体外式除細動器）の使用など一般市民による応急手当の実施が重要です。

●住宅火災の発生件数と1件当たりの焼損面積の推移



●救急出動件数と軽症者の割合の推移



NBC災害：核（Nuclear）兵器等、生物（Biological）剤および化学（Chemical）剤が用いられたことともなう災害

めざす姿 さまざまな災害から市民を守る消防・救急体制が整っている

施策の展開

1 火災予防体制の充実

住宅の防火対策を推進するとともに、グループホームをはじめとした社会福祉施設などの安全性の向上につとめるなど、火災予防体制の充実に取り組みます。

2 消防・救助体制の充実

複雑化・多様化する災害に対応するため、消防車両・資機材の充実や消防署などの整備を行うとともに、消防団員の充足率の向上や、消防活動を支援する総合防災情報システムの充実をはかり、消防・救助体制の充実に取り組みます。

3 救急救命体制の充実

真に緊急を要する人へ迅速に対応するため、救急隊の増隊や救急車の適正利用の促進をはかるとともに、救急業務高度化の推進や応急手当の普及啓発により、救急救命体制の充実に取り組みます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	住宅火災1件当たりの焼損面積	16.0㎡ (21-25年)	15.0㎡ (30年)	15.0㎡以下 (40年)
2	救急車の平均現場到着時間	6.3分 (25年)	6.0分以下 (30年)	6.0分以下 (40年)
3	心肺停止傷病者に対する応急手当の実施率	58.9% (25年度)	60%	60%以上

関連する個別計画

- ◆ 地域防災計画
- ◆ 震災対策実施計画

施策を推進する事業

1 火災予防体制の充実

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
住宅用火災警報器の普及啓発	住宅火災による被害を低減させるため、住宅用火災警報器の設置促進や住宅防火対策などの普及啓発を実施	実施	実施	消防局
高齢者等の防火・防災対策の推進	自力避難が困難な高齢者世帯への戸別訪問や訓練・講習会などにより、火災予防対策などの防火防災指導を実施	実施	実施	消防局
社会福祉施設等の防火安全性の向上	社会福祉施設などにおける消防用設備等の適正な設置や、特に夜間の火災発生時に適切に対応できるように、避難訓練を中心とした防火指導を実施	立入検査の実施 不備事項に対する是正指導および違反処理の実施	立入検査の実施 不備事項に対する是正指導および違反処理の実施 社会福祉施設の訓練指導の実施	消防局

2 消防・救助体制の充実

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
災害拠点病院としての市立大学病院および市立病院の医療機能の充実	災害拠点病院として災害時の医療を担う市立大学病院、東部医療センターおよび西部医療センターにおいて、DMAT*の配置、災害対応備品の整備などによる医療機能の充実	災害対応備品・設備の整備および訓練の実施 DMATの配置	災害対応備品・設備の維持・更新および訓練内容の充実 DMATの増強	総務局 病院局

DMAT：Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム。専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持つ。

消防車両・資機材等の充実	複雑化・多様化する災害に対応するため、NBC災害などの特殊災害対応を含めた、消防車両・資機材の機能強化を実施	消防車両の更新 13両	消防車両の更新 NBC災害対応強化の検討 エネルギー・産業基盤災害即応部隊の整備	消防局
消防署等の整備	災害時に地域防災活動拠点となる消防庁舎のセミリニューアルなどの改修を実施	東消防署改修工事中	東消防署改修工事完了 消防署のリニューアル改修 消防団詰所の整備	消防局
消防団員の充足率の向上	消防団活動に対する地域や事業所の理解を促し、入団しやすい環境の整備につとめ、充足率の向上を推進	充足率の向上推進	充足率の向上推進 若年層の入団推進	消防局
総合防災情報システムの充実	災害発生時等の消防活動上の重要な情報伝達手段である消防救急無線について、法令による使用期限が迫っているアナログ方式から、より効果的な消防活動を実現できるデジタル方式への移行を実施	実施設計	整備・工事・本運用 旧アナログ無線撤去	消防局

3 救急救命体制の充実

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
救急隊の増隊	救急隊の出動要請に対し、市内全域において平均6分以内に救急現場に到着できる体制をめざして救急隊を増隊するとともに、増加する救急需要への対応について検討	救急隊 累計38隊	増隊	消防局

救急需要対策の推進	救急出動件数が増加している現状をふまえ、真に緊急を要する傷病者への対応を遅らせないため、キャンペーンや啓発などにより救急車適正利用を推進	啓発の実施 救急車頻回利用者に対する個別訪問の実施	啓発の実施 救急車頻回利用者に対する個別訪問の実施	消防局
救急業務高度化の推進	病院前救護の充実と救命率の向上のため、救急救命士の処置拡大とそれに対応した救急救命士の養成・研修を実施	救急救命士の養成 薬剤投与および気管内挿管にかかる救急救命士の研修 救急救命士の再教育の実施	救急救命士の養成 救急救命処置の範囲の拡大にともなう教育体制の確立 救急救命士の再教育体制の拡充	消防局
応急手当の普及啓発	救急隊が到着するまでの間に市民が応急手当を行うことができるようにするため、応急手当技術の普及を推進	各救命講習の実施	救命講習の実施 受講者のニーズに合わせた救命講習の検討・実施	消防局

施策18 犯罪や交通事故のない地域づくりにつとめます

めざす姿 犯罪や交通事故がなく、安心・安全に暮らせる

現状と課題

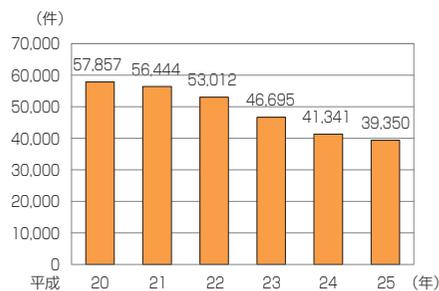
現状

- ・市内における刑法犯認知件数（総数）は、平成15年をピーク（93,123件）に減少傾向となっており、平成25年の認知件数（39,350件）は、平成15年の約42.3%まで減少しましたが、市民の犯罪に対する不安は解消されていません。
- ・特に空き巣など住宅対象侵入盗は増加傾向にあり、平成25年の認知件数は、4年連続政令指定都市ワースト1位となっています。
- ・市内における交通事故死者数は、平成25年は前年と同数の48人となっています。
- ・高齢者は、交通事故の被害者に占める割合が高く、今後の少子化・高齢化の進展にともない、加害者に占める割合も高くなることが予測されます。

課題

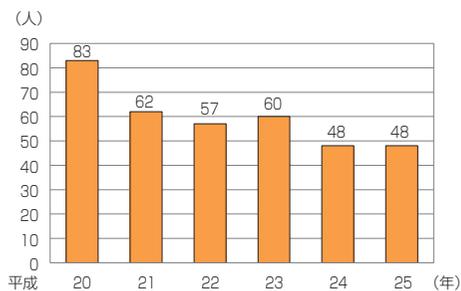
- ・市民一人ひとりが防犯の意識を高く持ち、犯罪の被害にあわないよう注意・行動するとともに、地域ぐるみで犯罪を抑止する環境づくりが必要です。
- ・交通事故発生の原因や実態に即した効果的な対策を行うことにより事故を防止することが重要です。
- ・これまで以上に、高齢者が交通事故の被害者および加害者とならないよう対策に力を入れていくことが求められています。

● 刑法犯認知件数



出典：愛知県警察本部資料より名古屋市作成

● 年間交通事故死者数



出典：愛知県警察本部資料より名古屋市作成

施策の展開

1 犯罪のない地域づくり

生活安全市民運動や防犯市民講座などを通じた防犯情報などの提供により、市民の防犯意識の高揚をはかります。また、防犯カメラの設置、防犯灯のLED化による街頭犯罪などを抑止するための環境整備や、子どもの見守り活動、安心・安全・快適まちづくり活動補助金による地域防犯活動の支援などを通じ、地域の防犯力の向上につとめます。

2 交通事故のない地域づくり

年代にあわせた交通安全教室・教育の実施や、交通安全市民運動などの時期にあわせたキャンペーンの実施、高齢者へのひと声運動の推進、広報・啓発事業などをすすめるとともに、交通事故危険か所*の重点的な交通安全対策をすすめるなど、ソフト・ハードの両面から取り組みをすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	犯罪がなく安心して暮らせると思う市民の割合	63.2% (25年度)	75%	91%
2	重点10罪種*の犯罪率 (人口10万人当たりの認知件数)	916件 (25年)	750件 (30年)	513件 (40年)
3	年間交通事故死者数	48人 (25年)	35人 (30年)	25人 (40年)

関連する個別計画

- ◆ 第9次交通安全計画

交通事故危険か所：交通事故の発生、またはそのおそれがあり対策を実施する必要があるか所
 重点10罪種：強盗、恐喝、侵入盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい、車上ねらい、ひったくりおよび自動販売機ねらいの10種類の犯罪

施策を推進する事業

1 犯罪のない地域づくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
生活安全運動の推進	市民の防犯意識の高揚などのため、愛知県警察と連携して犯罪抑止対策を策定し、四期の生活安全市民運動を推進するほか、防犯灯電灯料の一部助成や防犯パトロール・防犯市民講座を実施し、あわせて犯罪被害者等に対する支援の充実や、暴力団の排除の取り組みを推進	実施 防犯灯電灯料補助 39,214灯 防犯市民講座数 59件	実施 防犯灯電灯料補助 〔200,000灯〕 防犯市民講座数 〔300件〕	市民経済局
街頭犯罪抑止環境整備事業助成	地域のさらなる防犯力の向上をはかり、街頭犯罪を抑止するため、地域における防犯カメラの設置や防犯灯のLED化に対する助成を実施	実施 防犯カメラ設置助成 197台 防犯灯LED化助成 2,684灯	実施 防犯カメラ設置助成 1,000台 防犯灯LED化助成 〔10,000灯〕	市民経済局
登下校時における子どもの安全対策	登下校時の子どもたちの安全を確保するため、スクールガードリーダーによる巡回指導や、子ども安全ボランティアによる見守り活動等を実施するとともに、不審者情報等の緊急情報の配信を実施	実施	実施	教育委員会

2 交通事故のない地域づくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
交通安全運動の推進	交通安全意識の浸透をはかるため、愛知県警察や地域と連携した交通安全市民運動を実施するとともに、地域における交通安全活動を推進するため、幼児・児童・高齢者などを対象とした交通安全教室や、自転車の安全利用についての広報・啓発を実施	広報・啓発活動の実施 交通安全教室の実施	広報・啓発活動の実施 交通安全教室の実施 自転車安全利用の促進 (条例制定に向けた調査)	市民経済局
交通事故危険か所の交通安全対策	交通事故の発生またはそのおそれがあり、対策を実施する必要があるか所において、道路の状況やこれまでの事故の形態に応じ、道路のカラー化などの交通安全対策を重点的に実施	防護柵、路面標示、街路灯などの設置	防護柵、路面標示、街路灯などの設置	緑政土木局
通学路安全対策の実施	通学路の安全を確保するため、道路管理者、交通管理者および学校関係者などが通学路を点検し、交通安全対策を実施	歩道の整備、防護柵、路肩のカラー化などの実施	歩道の整備、防護柵、路肩のカラー化などの実施	緑政土木局
児童生徒への交通安全教育	幼稚園・小中学校・高等学校において、体験型訓練を中心とした交通安全教育を実施	実施	実施	教育委員会

施策19 衛生的な環境の確保につとめます

現状と課題

現状

- ・世界各地で鳥インフルエンザが流行しており、ヒトへの感染例も確認されているため、新型インフルエンザの出現が危惧され、発生した感染症が国内へ侵入する恐れもあります。また、私たちの身のまわりには、健康で安心・安全な暮らしを脅かすさまざまな健康危機が潜んでいます。
- ・平成25年の結核り患率（人口10万人当たりの新登録患者数）は26.5となっており、政令指定都市の中で2番目に高くなっています。
- ・八事斎場1か所で市民の火葬需要に対応していますが、高齢者人口の増加により火葬件数が増加しています。
- ・近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合は、平成25年度で36.1%となっており、減少傾向にあるものの、依然として多くの市民が迷惑を感じています。

課題

- ・本市は、人口が集中する大都市であるとともに、交通の要衝として不特定多数の人が行き交う都市であることから、新型インフルエンザなどが発生した場合、爆発的に感染が拡大する可能性があり、新型インフルエンザなどの発生に備えて、感染の拡大を抑え、健康被害や社会経済への影響を最小限にとどめるための体制の確立が急務となっており、また結核をはじめとした感染症へも対策をすすめることが求められます。
- ・健康危機への対応は、速やかな原因究明が不可欠であり、そのための試験検査や調査研究を実施している衛生研究所の機能強化が必要となっています。
- ・八事斎場の火葬能力が限界に達すると見込まれています。また、大規模災害など不測の事態に対する備えも必要です。
- ・犬猫と快適に共生できるよう、飼主への意識啓発や地域におけるのら猫の適正な管理が必要です。

● 結核り患率（人口10万人当たりの新登録患者数）の推移



● 3類感染症の患者数

	平成23年	平成24年	平成25年
コレラ	1	0	0
細菌性赤痢	3	5	9
腸管出血性大腸菌感染症	43	38	51
腸チフス	0	1	1
バラチフス	1	0	1

出典：名古屋市委成

めざす姿

感染症から市民が守られ、衛生的な暮らしが営まれている

施策の展開

1 感染症対策の充実

今後予想される病原性の高い新型インフルエンザなどの発生時に備えるため、本市の対応を示す「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、重症患者数の増加に対応可能な医療体制の確保、必要な医薬品、その他物資の備蓄や市民への正確な情報提供をすすめます。また、増加する健康危機への対応力を強化し、市民の健康な暮らしを守るため、衛生研究所の移転改築を検討します。

結核などの感染症予防に関しては、きめ細かな広報を行うなど意識の向上をはかり、発生予防につとめるとともに、発生時には迅速かつ適切な対応により、まん延防止につとめます。

2 火葬体制の充実

高齢化の進行にともなう火葬需要の増加や大規模災害などへの対応のため、周辺環境への配慮をはかりながら、新斎場の整備をすすめるとともに、老朽化した八事斎場の再整備を検討します。

3 犬猫による迷惑防止対策の推進

犬猫による迷惑防止のため、飼主への啓発を強化し、犬猫の販売業者（ペットショップ）に対して適正飼養の説明を徹底するよう指導します。また、地域住民とボランティアとの協働によるのら猫の適正な管理を推進します。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合	59.9% (25年度)	75%	75%以上
2	結核り患率 (人口10万人当たりの新登録患者数)	26.5 (25年)	24 (30年)	24以下 (40年)
3	近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合	36.1% (25年度)	30%	25%

関連する個別計画

- ◆ 新型インフルエンザ等対策行動計画

施策を推進する事業

1 感染症対策の充実

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [(26~30の事業量等)]	所管局
新型インフルエンザ等対策	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策行動計画およびマニュアルなどを整備し、発生時の実施体制を確立するとともに、必要な医療資器材の備蓄、更新を実施	計画策定 医療資器材の備蓄 抗インフルエンザウイルス薬 126,000錠 マスク 60,000枚 防護服 21,764セット など	マニュアルなど整備 備蓄数量の拡充および更新	健康福祉局
衛生研究所の運営	健康危機管理の拠点として、また本市の科学的かつ技術的中核機関として、感染症などの発生防止や、発生時の原因究明に関する調査研究、試験検査や研修指導および公衆衛生情報の収集・解析・提供を実施するとともに、アセットマネジメント推進プランをふまえた移転改築を推進	調査研究、試験検査の実施 移転改築調査	調査研究、試験検査の実施 移転改築設計・着工（生活衛生センターとの統合を含む）	健康福祉局
東部医療センターにおける感染症病床の再整備	第二種感染症指定医療機関*として、新病棟の整備にともない感染症病床（10床）を再整備	新病棟 基本・実施設計	新病棟 工事完了	病院局

第二種感染症指定医療機関：二類感染症（急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1））、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

2 火葬体制の充実

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [(26~30の事業量等)]	所管局
斎場の整備	火葬需要の増加に適切に対応するため、新斎場の整備を推進するとともに、老朽化した八事斎場の再整備を検討	第二斎場の整備 八事斎場基礎調査	第二斎場の整備完了・供用 八事斎場再整備計画の策定	健康福祉局

3 犬猫による迷惑防止対策の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [(26~30の事業量等)]	所管局
迷惑防止のための適正な飼養・管理の啓発	犬猫の販売業者（ペットショップ）に対して販売時に適正飼養の必要性を説明するよう徹底指導し、保健所窓口などでの飼主への啓発指導の強化および動物愛護推進員による地域での啓発活動の拡充を行うとともに、避妊・去勢手術の補助のあり方を見直し、のら猫を適正に管理するための対策強化を実施	啓発活動の実施 すべての犬猫販売業者への監視指導年間1回 犬猫の避妊・去勢手術補助の実施 のら猫対策の推進 なごやかキャットサポーター* 85名の宣言	啓発活動の実施 すべての犬猫販売業者への監視指導年間1回 犬猫の避妊・去勢手術補助のあり方を見直し、のら猫対策を強化 のら猫対策の推進	健康福祉局

なごやかキャットサポーター：なごやかキャット推進ガイドライン（以下、ガイドライン）に従い、原則としてお住まいの地域で、周囲に迷惑をかけないように、なごやかキャット（このガイドラインに従い、避妊去勢手術を行なった上で、周囲に迷惑をかけないように適切に飼養管理される一代限りの猫）を適切に飼養管理する人

施策20 安全でおいしい水を安定供給します

現状と課題

現状

- ・大正3年の給水開始以来、約100年にわたり水道水の安定した供給につとめ「断水のないなごやの水道」という歴史を築いてきました。
- ・本市の水道水は、良質な木曽川の水源に恵まれ、おいしい水として高い評価を受けています。
- ・近年は、生活習慣の変化やボトルウォーターの普及などにより、じゃ口からの水道水を飲む市民の割合が減りつつあります。

課題

- ・水量や安定性の確保にとどまらず、水の安全性やおいしさへと高度化・多様化していくおいしい水に対するニーズを的確にとらえ、満足度の向上をはかっていくためには、流域全体の良好な水循環の形成を意識しながら、水源保全に取り組むとともに、良質な水源水質を生かしたおいしい水を確実にじゃ口まで届けることができるよう、さらなる努力をしていく必要があります。
- ・いつでも安全な水道水を安定して供給できるよう、浄水場や配水管などの老朽化にともなう更新を着実にすすめていく必要があります。

●「名水の要件」

名水の要件とは、安全でおいしい水道水を表す指標として、国の基準などより厳しく設定した、名古屋市独自の水質管理指標です。

性状	項目 (単位)	国の 基準等	名水の 要件	名古屋市 平成25年度 平均実績
適度にミネラルを含む水	硬度 (mg/ℓ)	300以下	10~100	21.4
いやな味を感じない水	有機物 (mg/ℓ)	3以下	0.5以下	0.47
にごりが無い水	濁度 (度)	2以下	0	0
いやなおいが全くない水	かび臭物質 (ng/ℓ)	10以下 (ジェオスミン)	0	3
		10以下 (2-MIB)		0
安全で塩素臭を不快に感じない水	残留塩素 (mg/ℓ)	0.1~1.0	0.1~0.4	0.44

出典：名古屋市作成

● 鍋屋上野浄水場緩速ろ過池の更新

鍋屋上野浄水場緩速ろ過池は、大正3年の給水開始当初から約100年にわたり、なごやのおいしい水を作り続けてきました。今後の100年も継続して運用できるよう耐震性の強化を目的に更新を行っています。



めざす姿 いつでも安心しておいしい水を飲むことができる

施策の展開

1 日本一おいしい水の供給をめざす取り組み

水源となる河川の水質の良さを生かした安全でおいしい水を今後も安定して届けるため、品質管理にかかる総合的な取り組みにより、日本一おいしい水をめざして水道水の安全性やおいしさのさらなるレベルアップと信頼性の向上をはかります。また、安全でおいしい水をいつでも届けることができるよう、老朽化した浄水施設や配水施設などの主要な水道施設の整備改良や、老朽配水管の布設替えなどを計画的に実施し、給水の安定性を確保します。

2 水源水質の良さを守る取り組み

良質な水源水質を将来にわたって保全していくため、流域の自治体や市民団体との連携を強化し、水源地域の保全や、流域経済の活性化、自治体間の技術交流などを行います。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合	78.1% (25年度)	80%	85%
2	配水管内の水道水残留塩素濃度*が0.2~0.5mg/ℓの範囲となる地点の割合	94.6% (25年度)	96%	97%
3	小規模貯水槽水道*の水質や構造に関する指導実績率*	1巡目 75.8% (25年度)	2巡目 63%	新たな指導方法を検討

関連する個別計画

- ◆みずプラン27 ◆第3次水道基幹施設整備事業 ◆第3次配水管網整備事業
- ◆第4次配水維持管理作業計画

残留塩素濃度：水に注入した塩素が、消毒効果を持つ有効塩素として消滅せずに残留している塩素の濃度（安全で塩素臭を不快に感じない残留塩素濃度は、じゃ口では0.1~0.4mg/ℓの範囲であるが、配水管ではじゃ口までの塩素消費量を想定し0.2~0.5mg/ℓの範囲となる）

小規模貯水槽水道：受水槽や高架水槽を経由して給水する設備のうち、受水槽の有効容量が10mℓ以下の法的規制を受けないもの

指導実績率：小規模貯水槽水道の水質や構造に関する指導は、平成27年度中に1巡目の指導が完了予定で、平成32年度中に2巡目の指導が完了予定

施策を推進する事業

1 日本一おいしい水の供給をめざす取り組み

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
配水施設の適正管理	安全でおいしい水の安定供給のため、配水池の清掃や補修、送・配水幹線の内面清掃および配水管内のクリーニングを実施	配水池の清掃 1池 送・配水幹線の内面清掃 9km 配水管内クリーニング 12km	配水池の清掃 〔6池〕 送・配水幹線の内面清掃 〔13km〕 配水管内クリーニング 〔150km〕	上下水道局
貯水槽水道の適正管理に向けた点検・指導	貯水槽水道の利用者が安全でおいしい水を飲めるように、法的規制を受けない小規模貯水槽水道の点検・指導を実施するとともに改善状況を確認	点検・指導件数 4,674件 改善状況の確認 1,238件	点検・指導の完了 点検・指導の2巡目の実施	上下水道局
残留塩素濃度の適正化・均一化	よりおいしい水を利用できるように、浄水場からじゃ口までの流達時間の短縮などにより、残留塩素濃度の適正化・均一化を推進	実施	実施	上下水道局
直結給水の普及促進	中高層集合住宅に居住している利用者に対して、受水槽を経由することなく配水管から直接新鮮な水を供給する直結給水の普及促進につとめるとともに、直結化されている市立小学校の校庭水飲み場を対象に、じゃ口ハンドルを親しみがわくデザインに変更し、新鮮でおいしい水であることをPR	PRの実施 利用者を対象に切替後の案内の配布 じゃ口ハンドルの取替えおよびステッカーの貼付	PRの実施 利用者を対象に切替後の案内の配布 じゃ口ハンドルの取替えおよびステッカーの貼付完了	上下水道局

2 水源水質の良さを守る取り組み

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
流域連携	木曾三川流域の自治体と連携を深め、水環境の保全をはかるため、水源地を訪れ保全活動などを行う「木曾川さんありがとう」や流域自治体の首長などが意見交換を行う「流域自治体シンポジウム」などの流域連携事業を実施	実施	実施	上下水道局

施策21 消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

めざす姿 消費生活に関するトラブルや心配事がなく、生鮮食料品が安定供給され、食の安全・安心が確保されている

現状と課題

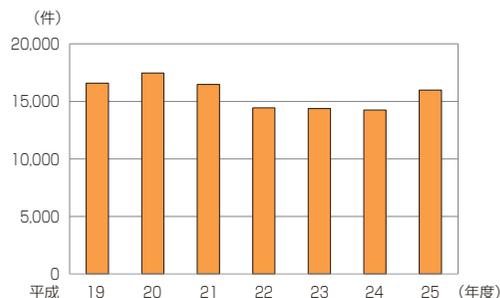
現状

- ・近年、消費生活相談件数は、14,000件から17,000件台の間で推移しています。高齢者では悪質な訪問販売による家屋の修繕工事や金融商品に関する相談の割合が高く、若者ではインターネットなどのデジタルコンテンツに関する相談の割合が高くなっています。
- ・卸売市場は生鮮食料品の流通の基幹的な役割を果たしており、安定的な供給につとめています。
- ・原子力発電所の事故による食品の放射性物質汚染やノロウイルス、O157などによる食中毒が発生するなど、食品の安全・安心に対する消費者の不安が増加しています。

課題

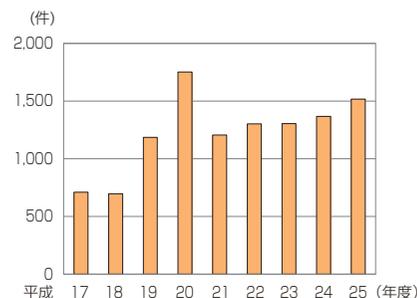
- ・被害にあった消費者がすぐに相談できる環境を整えるとともに、複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応することが必要です。
- ・消費生活について、行政・地域・消費者団体・企業などが一体となって、高齢者・若者への啓発や多様な情報提供を行い、自ら被害を防ぐことができる主体性のある消費者を育成していくことが重要です。
- ・生鮮食料品をより新鮮に保ち消費者に安全かつ安定的に届けるため、卸売市場において品質管理の一層の高度化をはかる必要があります。
- ・食の安全・安心の確保に向けて、事業者は自主的な衛生管理につとめ、消費者は主体的に知識と理解を深め、また、本市は事業者への改善指導や消費者への情報提供を行うなど、それぞれの立場からの取り組みをすすめていく必要があります。

●名古屋市消費生活センターへの相談件数の推移



出典：名古屋市作成

●保健所などへの食品に関する苦情件数の推移



出典：名古屋市作成

施策の展開

1 消費生活の安定・向上

消費者被害を未然に防ぐための効果的な啓発のほか、消費生活相談窓口の一層の周知を行います。また、相談者へのきめ細かな対応につとめるとともに、複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応するため、相談員の実務能力の向上をはかります。

2 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

安全で新鮮な生鮮食料品の安定的かつ効率的な流通を確保するため、卸売市場におけるコールドチェーン*の確立や商品の衛生管理の徹底による品質管理の高度化など、流通環境の変化に対応した市場機能の強化に取り組みます。

3 食の安全・安心の確保

食の安全・安心を確保するために、市内の食品関係施設の監視指導と食品の検査などを実施します。また、名古屋市食の安全・安心条例に基づき、消費者・事業者・行政の三者の食の安全・安心に関する情報の共有をはかるとともに、食品関係事業者の自主管理の取り組みを推進します。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	消費生活に関するトラブルを消費生活センターに相談しようと思う人の割合	53.3% (25年度)	59%	64%
2	中央卸売市場卸売場（本場、北部市場）における低温化率	28.4% (25年度)	30%	35%
3	食品衛生自主管理認定制度における認定施設数（累計）	23施設 (25年度)	90施設	190施設

関連する個別計画

- ◆消費者行政推進プラン
- ◆食の安全・安心の確保のための行動計画

コールドチェーン：生産から消費に至るまでの流通経路を低温で管理輸送するシステム

施策を推進する事業

1 消費生活の安定・向上

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
消費生活の啓発指導と適正な計量の推進	消費者被害防止のため、消費生活フェアの開催や消費者への啓発、消費者教育モデル校をはじめとする消費者教育を行うとともに、市内事業所において適正な計量等の検査・指導を実施	実施 消費生活フェアの消費者団体参加数 8団体 消費者被害防止のための消費者教育の実施 量目検査の不足率 3.8%	実施 消費生活フェアの消費者団体参加数 年間10団体 消費者教育推進計画に基づく消費者教育の実施 量目検査の不足率 2.0%	市民経済局
消費生活センターの運営	消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センターにおいて消費生活に関する相談や苦情のあった商品のテスト、不適正取引にかかる事業者指導、消費者啓発講座の実施・消費者被害未然防止啓発誌の作成・配布等とともに消費生活情報ホームページによる情報提供を実施	実施 相談員のあっせん解決率 86% 事業者指導の実施数 1件 啓発講座の実施数 18回	実施 相談員のあっせん解決率 90% 事業者指導の実施数 年間6件 啓発講座の実施数 年間22回	市民経済局

2 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
卸売市場の整備 (本場、北部市場)	中央卸売市場整備計画に基づき、流通環境の変化や食の安全・安心に対応した整備を行うほか、施設の老朽化に対応した基幹設備の改修を実施	本場の整備 塩干棟の改築工事 基幹設備改修工事 北部市場の整備 基幹設備改修工事	本場の整備 塩干棟の改築工事 基幹設備改修工事 冷凍魚棟取りこわし工事 など 北部市場の整備 基幹設備改修工事 耐震改修工事 整備基本構想の策定 など	市民経済局

3 食の安全・安心の確保

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
食品の監視指導および検査等	市内食品関係施設の監視指導および市内で製造または流通する食品を抜き取り、微生物、添加物、放射性物質などの検査を行うとともに、市民に食の安全・安心についての啓発を実施	監視指導 98,010件 収去検査 90,419項目 講習会の開催 事業者対象 224回 消費者対象 362回	監視指導 年間100,000件 収去検査 年間100,000項目 講習会の開催 事業者対象 年間300回 消費者対象 年間600回	健康福祉局
食の安全・安心確保の推進	消費者・事業者・行政の三者が、食の安全・安心に関する情報の共有をはかるために、「食の安全・安心モニター制度」などの実施のほか、食品関係事業者の自主衛生管理の取り組みを促進するため、食の安全の確保に関するすぐれた取り組みを行っている施設の認定などを実施	食の安全・安心モニター制度の実施 委嘱人数 79名 施設調査件数 426件 自主管理認定制度における施設の認定 認定施設数 累計23施設	食の安全・安心モニター制度の実施 委嘱人数 年間100名 施設調査件数 年間500件 自主管理認定制度における施設の認定 認定施設数 累計90施設	健康福祉局
生産段階における食の安全・安心の確保	生産履歴記帳の推進や講習会などでの農薬の適正使用の啓発、家畜伝染病の発生予防・まん延防止のために畜産農家に対して防疫事業を実施するほか、展示ほの設置など環境保全型農業を推進	実施	実施	緑政土木局

施策22 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

現状と課題

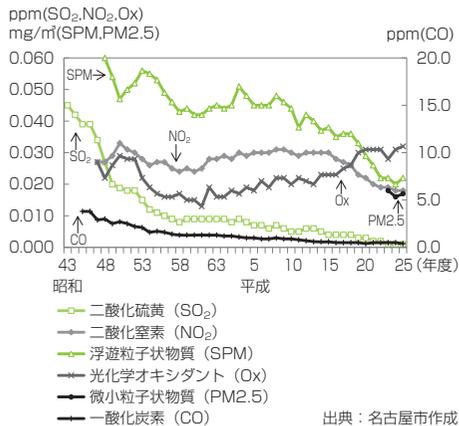
現状

- ・大気汚染や水質汚濁は全体的には改善傾向にあり、平成25年度における環境目標値*の達成率は、大気（二酸化窒素）が94.4%（測定局18か所のうち17か所）、河川の水質（BOD*）が60.0%（調査地点25か所のうち15か所）でした。
- ・本市に寄せられた公害に関する苦情件数は、平成25年度は1,795件の苦情が寄せられ、騒音・大気汚染・悪臭が全体の約84%を占めています。

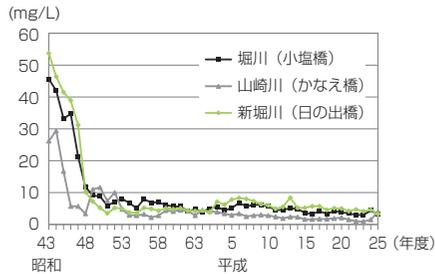
課題

- ・大気や水質が良好に保たれた快適な生活環境を確保するためには、すべての測定局や調査地点で環境目標値を達成する必要があります。
- ・公害の発生を抑制するためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みをすすめていくことが必要です。
- ・広域的な課題でもある微小粒子状物質（PM2.5*）などの新たな環境汚染物質への対応が求められています。

●大気汚染の推移



●市内河川におけるBODの推移



環境目標値：名古屋市環境基本条例において市独自に設定した目標で、大気の大気汚染、水質の水質汚濁などの環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、および快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値

BOD：Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略語。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素量で、河川の汚濁を表す代表的な指標。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する。

PM2.5：大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5 μ m（1 μ m=1mmの1000分の1）以下の非常に小さな粒子。ボイラーや自動車などの燃料の燃焼、空気中のガスの化学反応が原因でできたものや土など自然由来のものなどがあ

めざす姿 空気や水がきれい、騒音や悪臭がない快適な生活環境が確保されている

施策の展開

1 大気環境の向上

二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）など、大気汚染の常時監視を実施するとともに、工場などに対して大気汚染の規制・指導を行います。また、次世代自動車の普及啓発やエコドライブの促進など自動車環境対策を推進し、大気環境の保全をはかります。

2 水環境の向上

河川のBODなど水質汚濁の常時監視を実施するとともに、工場などに対して水質の規制・指導を行います。また、合流式下水道*の改善や下水の高度処理*など下水道整備を推進するとともに、親しみやすい指標*を用いた水質調査をはじめとする水質汚濁防止の普及啓発などに取り組み、市内河川・海域等の水環境の向上をはかります。

3 快適な生活環境の確保

快適な生活環境を確保するために、騒音・悪臭・土壌汚染などについて規制・指導を推進します。また、有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中のダイオキシン類やアスベストの状況を把握し、工場などに対する規制・指導を行うとともに、市民・事業者・行政の間で有害化学物質に関する情報の共有をはかり、適正管理を促進します。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）	94.4% (25年度)	100%	100%
2	水質環境目標値の達成率（BOD）	60.0% (25年度)	100%	100%
3	名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	35.6% (25年度)	40%	50%

関連する個別計画

- ◆第3次環境基本計画
- ◆水の環境活2050なごや戦略

合流式下水道：汚水および雨水を同一の管きよで排除し処理する方法

下水の高度処理：従来の処理方式に比べ、主に窒素・りんを多く除去できる処理方法

親しみやすい指標：名古屋市環境基本条例において市独自に設定した目標で、水のごり（透視度）や水のおい、水の色、水の流れ、ごみの有無、生物指標など自然環境に関する市民にとって感覚的にわかりやすい指標

施策を推進する事業

1 大気環境の向上

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
大気汚染常時監視・規制指導	市内の窒素酸化物、PM2.5などの大気汚染物質等の監視と、有害大気汚染物質モニタリングを実施するほか、工場・事業場に対する規制・指導を実施	大気汚染常時監視の実施 17地点14項目 有害大気汚染物質モニタリングの実施 5地点21物質 PM2.5成分分析の実施 6地点 大気汚染の規制指導の実施	大気汚染常時監視の実施 有害大気汚染物質モニタリングの実施 PM2.5成分分析の実施 大気汚染の規制指導の実施	環境局
自動車環境対策の推進	大気環境の向上、地球温暖化防止を推進するため、次世代自動車の普及啓発につとめるほか、「名古屋市自動車公害対策推進協議会」を通して、総合的・計画的に自動車環境対策を推進	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 年間19台 低公害車・低燃費車の普及啓発 公用車への次世代自動車の導入 457台 環境対策の取りまとめ、国などへの要望	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 低公害車・低燃費車の普及啓発 公用車への次世代自動車の導入促進 環境対策の取りまとめ、国などへの要望	環境局

2 水環境の向上

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
水質汚濁常時監視・規制指導	河川などにおける水質汚濁の状況の常時監視や、地下水の水質状況の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	水質汚濁常時監視の実施 27地点61項目 地下水常時監視・モニタリングの実施 191地点 水質汚濁の規制指導の実施	水質汚濁常時監視の実施 水質環境目標値の達成 地下水常時監視・モニタリングの実施 水質汚濁の規制指導の実施	環境局
水質環境目標値市民モニタリング	水質環境目標値のうち親しみやすい指標について市民モニターが調査を実施する市民モニタリングを実施	市民モニタリングの実施 河川30地点 ため池11地点 5項目	市民モニタリングの実施	環境局
地盤沈下常時監視・規制指導	水準測量をはじめとした地盤沈下の状況の常時監視および工場・事業場に対する規制・指導を実施	一級水準測量の実施 163km 地下水位観測の実施 13地点 地下水採取の規制指導の実施	一級水準測量の実施 地下水位観測の実施 地下水採取の規制指導の実施	環境局

下水道による水環境の向上	下水処理水の放流先となっている河川や名古屋港の水環境を向上させるため、下水道未整備地域における下水道整備、合流式下水道の改善、水処理センターにおける高度処理の導入を推進	庄内川西部、志段味、桶狭間地区などの下水道整備の推進	庄内川西部、志段味、桶狭間地区などの下水道整備の推進	上下水道局
		雨水滞水池の建設 工事中2か所	雨水滞水池の建設 着工〔4か所〕 完了〔2か所〕	
		水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備 完了2か所 工事中2か所	水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備 着工〔2か所〕 完了〔4か所〕	
		ごみ除去装置の設置、雨水スクリーンの目幅縮小の実施	ごみ除去装置の設置、雨水スクリーンの目幅縮小の実施	
		水処理センターにおける高度処理施設の導入 工事中1か所 実証実験中1か所	水処理センターにおける高度処理施設の導入 着工〔1か所〕 完了〔2か所〕	

3 快適な生活環境の確保

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
大気・水質未規制有害物質調査	大気・水質における規制対象物質とされていないものの環境リスクが懸念される物質について、環境汚染の未然防止に資する基礎資料とするため、市内における大気や河川、海域における調査を実施	大気未規制有害物質調査の実施 5地点 水質未規制有害物質調査の実施 水質 12地点 底質 6地点 生物 1地点 化学物質環境実態調査の実施	大気未規制有害物質調査の実施 水質未規制有害物質調査の実施	環境局
環境科学調査センターの運営	環境に関する総合的、専門的な調査研究機関として、大気などの常時監視データの測定・解析、公害の規制・指導にともなう調査、行政課題に対する調査研究、市民などを対象とした環境講座などを実施	大気等の常時監視データの測定・解析 公害の規制・指導にともなう調査 行政課題に対する調査研究 10件 環境講座 49件	大気等の常時監視データの測定・解析 公害の規制・指導にともなう調査 行政課題に対する調査研究 環境講座	環境局
土壌汚染規制指導	土壌汚染について事業者等に対し調査や措置にかかる規制・指導を実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施	環境局

ダイオキシン類の常時監視・規制指導	市域の大気・水質・土壌など環境中のダイオキシン類の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	環境調査の実施 大気 4地点 水質 9地点 底質 9地点 水生生物 1地点 地下水 4地点 土壌 4地点 発生源にかかる行政検査の実施 排出ガス 10施設 排水 1施設	環境調査の実施 発生源にかかる行政検査の実施	環境局
アスベスト対策の推進	環境中のアスベスト濃度を調査するとともに、解体工事現場への立入や行政検査などアスベスト飛散防止に向けた規制・指導を実施	環境調査の実施 8地点 飛散防止に向けた規制指導の実施	環境調査の実施 飛散防止に向けた規制指導の実施	環境局
化学物質の適正管理の促進	国のPRTR制度*に基づき、事業者が行う対象化学物質の環境中への排出量などの届出受付およびデータの集計・公表を実施するとともに、化学物質の適正な管理を一層推進するため化学物質に関する講演会を開催	化学物質の環境中への排出量などの届出受付の実施 化学物質に関する講演会の開催 市民向け 1回 事業者向け 1回	化学物質の環境中への排出量などの届出受付の実施 化学物質に関する講演会の開催	環境局

PRTR制度：化学物質の環境中への排出量および移動量の把握とその届出について定めたもの

施策23 身近な自然や農にふれあう環境をつくりま

現状と課題

現 状

- ・市内の都市公園は、平成26年4月現在、1,444か所、総面積1,579.67ha（市域の約5%）もの緑豊かな空間を都市の中に形成しており、市民の大きな資産となっています。
- ・平成2年から22年までの20年間で、天白区の面積に相当する2,136haの樹林地などの緑被地*が減少するなど、都市化の進展とともに身近な自然や水循環機能が失われています。
- ・農地は都市化の進展や農家の後継者不足によって、年々減少しています。
- ・市街地の拡大や外来生物の侵入などによる身近な生態系への影響が生じています。
- ・市民意識のアンケート調査において、「自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合」は5%未満にとどまっています。

課 題

- ・人と生き物が快適に暮らせる緑豊かな都市環境を取り戻すとともに、都市全体の水循環機能を回復させ、自然が本来持つ水や気温を調節する機能をまちづくりに生かしていく必要があります。
- ・時代の変化にともない、公園に対する市民のニーズも多様化していることから、今後の公園の役割やその可能性について改めて考える必要性が高まっています。
- ・市民の農への理解を高めるため、農業を生産の場としてだけでなく、人々の暮らしの基盤としての役割を果たす「農」として広くとらえ、農にふれあう環境づくりをすすめる必要があります。
- ・地域における生物多様性の保全のためには、身近な自然を守り育てる市民や地域との協働の取り組みが必要です。

●名城公園「花の山」花植えボランティア



●農業センター収穫体験



緑被地：10㎡以上の樹林地、芝・草地、農地、水面

めざす姿

市民が身近に緑・農・生き物にふれあうことができる

施策の展開

1 緑に親しむ環境づくり

緑豊かな都市環境をつくるため、市内に残された樹林地の保全をはかるとともに、民有地緑化や街路樹による市街地の緑化と公園緑地の整備をすすめます。緑の管理・運営にあたっては、利用者志向で「公園を育て、生かす」公園経営の取り組みを展開しながら、市民・事業者・行政の協働による緑のまちづくり活動を推進し、市民が身近に親しめる緑の環境づくりをすすめます。

2 水循環機能の回復

雨水の貯留・浸透や蒸発散など水循環機能の回復について、市民とともにさまざまな取り組みをすすめることで、都市化によって失われた気温調節・保水機能を回復します。

3 農のある暮らしづくり

市民農園*の設置を推進するなど、より多くの市民が農作業を通じて農にふれる機会を提供するとともに、地産地消を積極的に推進し、農のある暮らしづくりをすすめます。

4 生物多様性保全に向けた取り組み

地球上の多様ないのちのつながりへの理解と認識を深め、多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市を実現するため、なごやの身近な自然の調査、保全活動などをすすめて、都市部に残された貴重な自然を守り、次世代に継承します。

成果指標

	指 標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	緑化地域制度によって確保された緑の面積	256ha (25年度)	450ha	850ha
2	親しみがある公園があると思う市民の割合	66.2% (25年度)	70%	75%
3	市民農園の設置区画数	3,716区画 (25年度)	4,000区画	4,000区画
4	自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	3.5% (25年度)	15%	15%以上

関連する個別計画

- ◆なごや緑の基本計画2020 ◆長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム
- ◆公園経営基本方針 ◆なごやアグリライフプラン ◆第3次環境基本計画
- ◆水の環境活2050なごや戦略 ◆生物多様性2050なごや戦略

市民農園：市、農協、農家などが開設する多様な貸し農園

施策を推進する事業

1 緑に親しむ環境づくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
樹林地の保全	特別緑地保全地区など緑地保全制度の活用により樹林地を保全するとともに、多様な主体による樹林地の維持管理を推進	緑地保全施策の実施 特別緑地保全地区 199ha 市民緑地（保全型） 5.92ha 保存樹 872本 樹林地の維持管理	緑地保全施策の推進 多様な主体による樹林地維持管理の推進	緑政土木局
市街地の緑化	民有地緑化による市街地の緑化を推進するため、緑化地域制度の運用や助成制度の活用を推進するとともに、市民の身近な緑として街路樹が持つさまざまな機能や役割を十分に発揮できるように、適正な管理を推進	緑化地域制度により確保された緑の面積 累計256ha 街路樹の適正管理 高木 104,045本 中低木 2,768,121本	緑化地域制度により確保された緑の面積 累計450ha 街路樹の適正管理	緑政土木局
公園緑地の整備	災害時に避難場所などとなる公園・緑地や、歩いて行くことができる身近な公園を計画的に整備	長期未整備公園緑地の事業推進 事業中 15か所 街区公園などの整備 みどりが丘公園の整備 墓地 25,358区画	長期未整備公園緑地の事業推進 完了〔8か所〕 事業中〔7か所〕 着手〔1か所〕 街区公園などの整備 完了〔7か所〕 みどりが丘公園の整備 墓地 〔3,788区画〕	緑政土木局

公園経営の推進	公園を「市民の重要な資産」としてとらえ、その利活用により公園機能の最大化、市民サービスの向上、地域の活性化などをはかる公園経営の考えを元に、公園の適切な維持管理と管理運営を推進	公園経営の推進 パークマネジメントプランの作成 10公園 社会実験の実施および制度設計 適切な公園維持管理	公園に対する利用者満足度調査の実施・評価 公園経営の推進・充実 公園経営への民間活力導入 適切な公園維持管理 市民協働・企業参画の推進	緑政土木局
緑のまちづくり活動の推進	緑のまちづくり活動団体などへの支援・育成や、市民協働・企業参画による緑のまちづくりを推進	緑のまちづくり活動団体の育成支援 主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数 年間26,000人 市民協働・企業参画の推進	緑のまちづくり活動団体の育成支援 主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数 年間31,000人 市民協働・企業参画の推進	緑政土木局

2 水循環機能の回復

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
健全な水循環の確保	水循環に関するさらなる理解の促進や雨水の貯留浸透など健全な水循環の回復に向け、水の環復活2050なごや戦略を推進	推進 湧き水モニタリングの実施 市内10地点	推進 湧き水モニタリングの実施	環境局

3 農のある暮らしづくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
市民農園・市民水田等の設置	市民に農にふれあう機会を提供するため、市民農園・市民水田・田んぼアートの設置などを推進	市民農園 3,716区画 市民水田 一般28口 団体 2口 田んぼアート 1か所	市民農園 4,000区画 市民水田 一般28口 団体 2口 田んぼアート 1か所	緑政土木局
地産地消の推進	朝市・青空市の支援、地産地消イベントの開催、市内農産物のブランド化、食農教育など地産地消を総合的に推進	朝市・青空市の開催か所数 39か所 地産地消イベント 3回 ブランド農産物の育成 給食講師派遣 42回	朝市・青空市の開催か所数 〔165か所〕 地産地消イベント 〔15回〕 ブランド農産物の育成 〔2品目〕 給食講師派遣 〔200回〕	緑政土木局
農業公園の運営	市民が自然とふれあいながら、農業とその大切さを学ぶため、農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園を運営	実施	実施	緑政土木局
営農の支援	多面的な機能を持つ都市内の貴重な農地を保全するため、農業生産基盤の整備、農家などによる農業用施設・機械の導入に対する補助や援農支援により、農の営みを支援	農業用水路の整備 累計48.9km 優良農地保全利用 対策事業 20件 農業ボランティア の育成 24人 野菜生産価格安定 対策事業 9品目	農業用水路の整備 〔2.5km〕 優良農地保全利用 対策事業の実施 農業ボランティア の育成 〔150人〕 野菜生産価格安定 対策事業の実施	緑政土木局

チャレンジファーマーの育成	趣味的な「農」と生業としての「農業」との中間レベルの「農」に親しみたいという市民のニーズに応えるため、チャレンジファーマーカレッジにより、生産から販売までを行う人材を養成するとともに、農地バンク制度により小規模農地をあっせんすることで都市部の農地を保全	検討	実施 受講生募集 年8名 修了生の就農率 (農業を生業とするものではないが農地を借りて耕作から販売までを行う) 6割	緑政土木局
---------------	--	----	---	-------

4 生物多様性保全に向けた取り組み

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
市立大学生物多様性研究センターの運営	生物多様性に関し、遺伝子試料の収集・分析などの専門的な研究を行うとともに、その成果をなごや生物多様性センターに提供することで、身近な自然の調査・保全活動を促進	実施	実施	総務局
なごや生物多様性センターの運営	COP10の成果を継承するなごや生物多様性センターにおいて、生物多様性の保全につなげるため、「なごや生物多様性保全活動協議会」を通して市民と協働で身近な自然の調査・保全活動などを推進し、その成果を次世代に継承	調査・保全活動の実施 外来生物の防除および普及啓発 レッドリスト・レッドデータブックの改訂	調査・保全活動の実施 外来生物の防除および普及啓発 レッドリスト・レッドデータブックの公表、次期改訂に向けた調査の実施	環境局
藤前干潟の保全活用の推進	ごみ減量に始まる本市の環境行政の転換点を象徴する場所であり、また国内有数の渡り鳥の飛来地である藤前干潟の重要性を伝えるため、普及啓発を実施するほか、湿地提携を締結しているオーストラリアのジロング市との交流事業などを実施	藤前干潟の重要性を発信するイベントの実施 オーストラリア・ジロング市との交流事業	藤前干潟の重要性を学ぶ環境学習体験プログラムの実施 オーストラリア・ジロング市との交流事業	環境局

施策24 公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりをすすめます

現状と課題

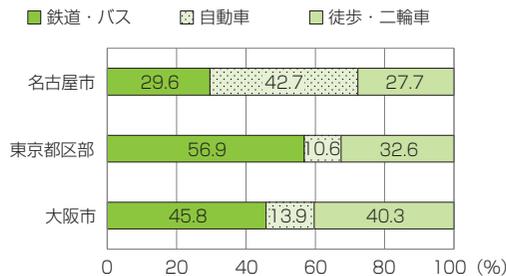
現状

- ・交通基盤の充実がすすんでいる一方で、本市の自動車利用の割合は東京都区部や大阪市などと比べて高い水準にあり、交通渋滞や違法駐車、自動車利用でのCO₂の排出による環境問題などさまざまな問題を抱えています。
- ・公共交通機関では、平成22年度にICカード乗車券が導入され、利便性を高める取り組みがすすめられています。
- ・交通結節点などで都市機能の更新が求められている地区においては、敷地の共同化や高度利用をすすめるために、市街地再開発事業に取り組んでいます。

課題

- ・徒歩や自転車、公共交通でより移動しやすい環境づくりに向け、交通施策とまちづくりを一体的に展開する必要があります。
- ・市民の重要な移動手段である鉄道、バスなどの公共交通について、より市民が快適に、利用しやすいサービスを提供する必要があります。
- ・市民だけでなく、本市に働きに来る人など一人ひとりが自身の交通行動を考え、環境にやさしいライフスタイルへの転換をはかっていく必要があります。
- ・地域の中心となる交通結節点における市街地再開発事業を早期に完了させ、地域の活性化につなげる必要があります。

●三大都市における交通手段別移動割合



出典：名古屋市：第5回中京都市圏パーソントリップ調査（平成23年度）
 東京都区部：第5回東京都市圏パーソントリップ調査（平成20年度）
 大阪市：第5回近畿圏パーソントリップ調査（平成22年度）

めざす姿 自家用車に頼らなくても、不自由を感じることなく買い物や通勤など日常生活を営むことができる

施策の展開

1 交通施策とまちづくりとの連携

都心部や鉄道駅周辺を中心に、公共交通と連携したまちづくりに取り組みます。また、都心部幹線道路の空間配分の見直しや新たな路面公共交通システムの導入検討など、「みちまちづくり」を推進することにより、公共交通を中心とした快適に過ごせる環境づくりをすすめます。

2 公共交通の利便性向上

乗り継ぎの利便性向上やより高いサービスの提供につとめ、公共交通機関の利用促進をはかります。

3 交通エコライフの推進

環境、健康、家計など多様な側面から日頃の交通行動について考える機会を提供し、状況や目的に応じて交通手段を適切に使い分けるライフスタイルの推進に取り組みます。

4 交通結節点などを中心とした地域の活性化

公共交通機関の結節点となる地域などにおいては、駅前広場などの整備とともに住宅の供給、商業施設の立地などによる土地の高度利用をすすめ、さまざまな機能の集積による地域の活性化をはかります。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合	64.9% (25年度)	75%	80%
2	市内の鉄道および市バスの1日当たり乗車人員合計	234万人 (24年度)	237万人	243万人
3	市内主要地点の1日（平日）当たり自動車交通量の合計	133万台 (24年)	124万台 (30年)	108万台 (40年)

関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン ◆なごや新交通戦略推進プラン ◆なごや交通まちづくりプラン
- ◆市営交通事業経営健全化計画

みちまちづくり：名古屋市の特長である広い道路空間に着目し、道路空間を人が主役の空間（みち）へと転換することで、安全でにぎわいのある「まち」に変えていく取り組み

施策を推進する事業

1 交通施策とまちづくりとの連携

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
駅そばまちづくりの推進	都市計画マスタープランに掲げた集約連携型都市構造の実現に寄与するため、駅そばまちづくりをすすめる重点施策を検討・実施	既存制度の運用改善案や各種ボーナス制度の活用案の検討	既存制度の運用改善や各種ボーナス制度を活用した駅そばへの誘導方策の策定・推進	住宅都市局
みちまちづくりの推進	なごや新交通戦略推進プランに位置づけられた「みちまちづくり」を実現するために、都心部幹線道路の空間配分の見直しや新たな路面公共交通システムの導入等、まちづくりと一体となった交通施策を検討	なごや交通まちづくりプランの素案作成、市民意見聴取	なごや交通まちづくりプランの策定 LRT*などの導入検討 幹線道路の空間再配分等の具体化	住宅都市局
総合交通政策の企画推進	なごや新交通戦略推進プランに掲げた基本理念「まちづくりと連携した総合交通体系の形成」を実現するために、各種交通施策の展開に向けて総合的な交通政策の検討を行うとともに、プランの進行管理を実施	なごや新交通戦略推進プランの進行管理	なごや新交通戦略推進プランの進行管理 公共交通のあり方検討	住宅都市局
都心部における駐車場のあり方検討等	都心部への過度な自動車流入を抑制するため、既存駐車場の有効活用や駐車場附置義務制度の見直しを実施するとともに、市営路外駐車場の管理運営等を実施	駐車場附置義務制度の見直しの調査・検討 市営路外駐車場の管理運営を実施	駐車場附置義務制度の見直しの実施 市営路外駐車場の管理運営を実施	住宅都市局
		久屋、古沢公園駐車場 耐震補強設計	久屋、古沢公園駐車場 耐震補強完了	

LRT：Light Rail Transitの略。低床式車両を活用し、定時性・速達性・快適性などの面ですぐれた特徴を有する次世代型路面電車システム

2 公共交通の利便性向上

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
あおなみ線の利用促進	名古屋西南部地域の基幹交通機関であるあおなみ線（西名古屋港線）の利用促進のための各種支援策を実施	各種支援の実施	沿線開発にあわせて利用促進策の実施	住宅都市局
ゆとりーとラインの利用促進	志段味地区の開発がすすむ名古屋市の北東部と都心部を結ぶ重要な公共交通機関であるゆとりーとライン（ガイドウェイバス志段味線）の利用促進のための各種支援策を実施	各種支援の実施 車両の更新 累計28台	沿線開発にあわせて利用促進策の実施	住宅都市局
リニモの利用促進	本市と東部丘陵地域とを結ぶ重要な公共交通機関であるリニモ（東部丘陵線）の利用促進のための各種支援策を実施	各種支援の実施	各種支援の実施	住宅都市局
栄バスターミナルの維持管理	利用者の利便性、快適性、安全性の向上をはかるため、基幹となるバス路線の発着点である栄バスターミナルの質の高い維持管理などを実施	指定管理者による維持管理の実施 中長期保全の実施	指定管理者による維持管理の実施 中長期保全の実施	住宅都市局
総合駅連絡通路等の管理	公共交通機関相互または公共交通機関と自動車交通との乗り継ぎ利便性を向上させるため、金山総合駅連絡通路橋や八田総合駅地下連絡通路等、徳重交通広場・テラス広場の施設管理を実施	実施 金山総合駅連絡通路の耐震補強に関する関係機関との協議	実施 金山総合駅連絡通路の耐震補強完了	住宅都市局
交通局ウェブサイトの見直し	ウェブサイトの使いやすさの向上やモバイルサイトへの対応などを実施	現行ウェブサイトの課題、問題点などの抽出、分析等	新規ウェブサイトの作成、公開	交通局

市営交通におけるワイヤレスブロードバンドエリア拡大	市営交通における施設や車両で快適な情報通信環境を提供するため、Wi-Fiなどのワイヤレスブロードバンドエリアを拡大	地下鉄全路線の駅およびトンネルにおいてWiMAXエリア化の実施 地下鉄車内のWi-Fiエリア化の導入 地下鉄駅構内における主要通信事業者のWi-Fiエリア化の実施	地下鉄車内のWi-Fiエリアの拡大	交通局
地下鉄の終電時刻の延長	金曜日および祝前日（年末年始期間等を除く）において、地下鉄東山線の終電時刻を延長	臨時列車の試行運行	実施	交通局
新たな駅の魅力づくり	新たな駅の魅力をつくりだすことにより地下鉄の利用促進をはかるため、市立大学をはじめ、市内大学と連携し、学生の柔軟な発想力と情報力を活用しながら、「若者が集い、にぎわいのある駅」のあり方について検討するほか、駅構内コンサートを実施	検討	事業化の可能性について検討 駅構内コンサートの実施	交通局

3 交通エコライフの推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
交通エコライフの推進	自動車に依存することなく公共交通、徒歩、自転車などを状況に応じて選択してもらうことを目的に交通エコライフを推進	推進	推進	住宅都市局
パークアンドライド施策の推進	自動車から公共交通への乗り換えの促進をめざし、パークアンドライド駐車場の利用を促進	促進	促進	住宅都市局

4 交通結節点などを中心とした地域の活性化

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
金山地区におけるまちづくりの推進	市内有数の交通結節点である金山地区において、都市機能のさらなる集積とにぎわいの創出につながる交流空間の形成に資するまちづくりを推進	実施	実施 長期的な土地利用方針の策定および開発方策の検討	住宅都市局
鳴海駅前第二種市街地再開発事業の推進	名鉄鳴海駅周辺において、居住環境を改善し、地区の活性化をはかるため、公共施設や商業・業務施設、住宅施設等を整備	D工区の整備完了 C工区施設建築物の工事 A・B工区の建物移転等	C工区の整備完了 A・B工区の整備完了	住宅都市局

施策25 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します

現状と課題

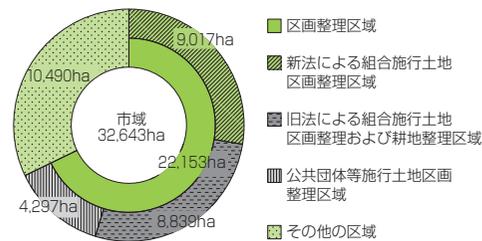
現状

- ・都市基盤が十分に整っていない地域において、公共施設の整備改善、宅地の利用増進をはかるために、土地区画整理事業などに取り組んでいます。
- ・幹線道路の整備状況は他都市に比べて高い水準にありますが、地域によっては整備の遅れや踏切による渋滞の発生、生活道路への通過車両の侵入などが見られます。
- ・長期にわたり整備されていない都市計画道路や都市計画公園については、社会情勢などをふまえた計画の見直しや整備着手時期の明確化に取り組んでいます。
- ・工場の転出などにとまなう、大規模敷地の土地利用転換が見られます。

課題

- ・施行中の土地区画整理事業については早期に完了させるなど、必要な都市基盤の整備や改善を効率的にすすめることで、良好な居住環境の創出や自動車交通の円滑化をはかる必要があります。
- ・既存の都市基盤の活用や改善に重点をおき、歩行者にやさしく、居住や商業などの機能が適切に配置された生活しやすい市街地の形成をめざす必要があります。
- ・工場の転出などにより現れる大規模敷地の活用については、都市基盤の整備状況や周辺環境に配慮しながら、適切な土地利用の誘導を行う必要があります。

●市域と土地区画整理施行面積



平成25年10月1日現在
出典：名古屋市作成

●都市計画道路（幹線街路）の整備状況



出典：国土交通省「都市計画年報」（平成24年）
より名古屋市作成

めざす姿 良好な都市基盤が整備され、住む人が快適さや利便性を感じられるまちとなっている

施策の展開

1 市街地の整備・再生

道路や公園などの都市基盤の整備が不十分な地域において、自然環境や歴史・文化資源に配慮しつつ、土地区画整理事業などにより、市街地の整備・再生をすすめます。

2 土地利用等の規制・誘導

都市基盤の整備状況や地域の特性をふまえつつ、快適に生活できる市街地の形成に向けた土地利用の規制・誘導などに取り組めます。また、地区の特性やニーズに応じた土地利用、建物などに関するルールを定める地区計画*や建築協定*の活用促進に取り組めます。

3 自動車交通の円滑化

機能的な都市活動と安心で安全な市民生活を確保するため、都市計画道路の整備をすすめるなど、自動車交通の円滑化に取り組めます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思ふ市民の割合	87.6% (25年度)	90%	90%
2	地区計画の都市計画決定数および建築協定の認可地区数（累計）	99地区 (25年度)	114地区	144地区
3	主要な幹線道路における交通円滑対策が必要な区間数	24区間 (25年度)	12区間	7区間

関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン ◆都市計画道路整備プログラム ◆未着手都市計画道路の整備方針
- ◆長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム

地区計画：地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区住民の意向を十分反映しながら道路、公園など地区の施設と建築物の用途、形態、敷地などに関する事項を都市計画で定める制度
建築協定：住宅地としての環境や商店街としての利便を維持・増進するため、建築基準法に基づき地域住民が自主的に建築物の敷地、用途、形態などに関する基準を協定する制度

施策を推進する事業

1 市街地の整備・再生

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
組合施行土地区画整理事業の促進	良好な市街地形成に寄与するため、組合施行の土地区画整理事業を促進	志段味地区 都市計画道路志段味田代町線はじめ10路線の整備の促進 茶屋新田地区 都市計画道路南秋葉線はじめ5路線の整備の促進 一定の要件を満たす組合 道路舗装等の事業費援助の実施	志段味地区 都市計画道路志段味田代町線はじめ10路線の整備の促進 茶屋新田地区 都市計画道路南秋葉線はじめ5路線の整備の促進など 一定の要件を満たす組合 道路舗装等の事業費援助の実施	住宅都市局
市施行土地区画整理事業の推進	道路や公園の新設等公共施設の整備を行うことなどにより、安全な市街地を形成するとともに、老朽木造住宅の改善を推進	大曽根北地区はじめ5地区の整備 都市計画道路・区画道路の整備 建物移転等	大曽根北地区はじめ5地区の整備 都市計画道路・区画道路の整備 建物移転等 整備完了[1地区]	住宅都市局

2 土地利用等の規制・誘導

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
建築協定の活用促進	地域の特性を活かした良好な市街地の形成をはかるため、建築協定を活用したまちづくりを促進	建築協定の締結支援、認可の実施 42地区	建築協定の締結支援、認可の実施 47地区	住宅都市局
地区計画制度の活用促進	地区の特性にふさわしい良好な市街地の整備、開発および保全をはかるため、地区計画制度を活用したまちづくりを促進	地区計画の決定 57地区	地区計画の決定 67地区	住宅都市局

地域地区制度の活用推進	良好な市街地形成をはかるため、用途地域等の地域地区制度を活用した適切な土地利用の規制・誘導を推進	用途地域等の変更	用途地域等の変更 都市計画基礎調査の実施	住宅都市局
-------------	--	----------	-------------------------	-------

3 自動車交通の円滑化

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
都市計画道路の整備推進	未着手都市計画道路の整備方針に基づいた都市計画道路の見直しを実施するとともに、都市計画道路整備プログラムに基づいた整備着手につとめつつ、道路の新設、拡幅を実施	整備方針に基づく見直しの推進 都市計画道路の整備事業中 江川線はじめ23路線	整備方針に基づく見直しの推進 都市計画道路の整備完了 江川線はじめ[15路線] 整備プログラムの適時改定	住宅都市局 緑政土木局
道路と鉄道の立体交差化の推進	地域分断の解消や交通の円滑化をはかるため、道路と鉄道の立体交差化を推進	連続立体交差事業の事業化調整 名鉄名古屋本線(山崎川~天白川間) 単独立体交差事業の推進 工事中 小幡架道橋はじめ3か所	連続立体交差事業の事業化調整・都市計画等手続き 名鉄名古屋本線(山崎川~天白川間) 単独立体交差事業の推進 完了 長須賀架道橋はじめ[2か所]	住宅都市局 緑政土木局
橋りょうの整備	地域分断や渋滞の解消など交通の円滑化をはかるとともに、災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、都市計画道路や緊急輸送道路などの橋りょうの新築、改築を実施	橋りょう整備 工事中 三階橋はじめ3橋	橋りょう整備 完了 三階橋はじめ[3橋]	緑政土木局

施策26 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

現状と課題

現状

- 本市では、駅周辺における放置自転車問題が深刻化していましたが、自転車等駐車対策の実施により、放置自転車等の台数は、平成25年度で約1.6万台とピーク時の昭和62年度の約4分の1まで減少してきており、一定の効果が得られています。しかしながら、いまだ栄地区を中心とした都心部などでは対策が進んでおらず、通行障害や景観の悪化を引き起こしている状況があります。
- 近年、環境負荷の低い交通手段として自転車が見直され、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが高まっていますが、自転車の走行空間が十分でないことや、走行ルールが遵守されていないことから、平成24年において、歩行者と自転車の交通事故件数は44件、全交通事故に占める自転車事故の割合は26.0%と、全国の割合（19.9%）よりも高くなっています。

課題

- 都心部への自転車利用は、オフィスや店舗など目的施設へ直接向かう利用が多く、駅周辺だけでなく広範囲に自転車などが無秩序に駐車されています。このため、都心部では自転車の利用特性に応じた自転車駐車場の整備が求められています。
- 自転車関連事故が多い中で、歩行者と自転車が互いに安心して通行することができる安全で快適な道路環境づくりをすすめるとともに、一人ひとりが交通ルールを遵守して自転車を利用することが一層求められています。
- 環境への配慮や都市の魅力づくりが求められる中で、都心部においては環境にやさしく、公共交通と連携したまちの回遊性を高める新たな自転車利用システムが必要とされています。

●歩行空間の確保



●自転車レーン



めざす姿 歩行者や自転車が安全で快適に道路を通行することができる

施策の展開

1 安心して歩ける歩行空間の確保

放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備、柔軟な料金制度の採用による自転車駐車場の利用促進などにより、安心して歩ける歩行空間を確保します。

2 自転車走行空間の整備

自転車を安全で快適かつ適正に利用できるよう、自転車道・自転車レーンの設置や歩道内での走行空間の分離などをすすめるとともに、交通安全意識や交通ルール遵守の啓発を行います。

3 新たな自転車利用システムの確立

自転車の手軽さや回遊性といったすぐれた利便性を確保しながらも、自転車の所有から共有への転換による放置自転車等の台数削減を期待できるコミュニティサイクル*について、仕組みや効果などを十分に考慮しながら、都心部の自転車駐車対策の完了後に導入できるよう検討をすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合	21.8% (25年度)	33%	50%
2	歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長	94.5km (25年度)	110km	150km
3	鉄道駅およびバス停留所周辺の放置自転車等の台数	15,701台 (25年度)	14,000台	12,000台

関連する個別計画

- ◆自転車利用環境基本計画

コミュニティサイクル：専用の自転車貸出返却場所（ステーション）を設置し、ステーション間の移動であれば、どこで借りてどこへ返してもよいシステム

施策を推進する事業

1 安心して歩ける歩行空間の確保

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
自転車放置禁止区域の設定	放置禁止区域の指定、拡大、駐車指導、広報啓発等を実施するとともに、自転車等保管場所、無料自転車駐車場などの維持管理業務や放置自転車などの撤去・保管返還・処分並びにリサイクル業務を実施	放置禁止区域指定 101駅 放置自転車等 15,701台	放置禁止区域指定 104駅 放置自転車等 14,000台以下	緑政土木局
有料自転車駐車場の整備	歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、有料自転車駐車場の施設整備および維持管理を実施	有料自転車駐車場 88駅	有料自転車駐車場 100駅	緑政土木局

2 自転車走行空間の整備

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
自転車走行空間の整備	自転車の安全で快適かつ適正な利用に向け、道路空間の中で歩行者、自転車、自動車の構造的・視覚的な分離を実施	整備延長（直轄国道を除く） 94.5km	整備延長（直轄国道を除く） 110km	緑政土木局

3 新たな自転車利用システムの確立

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
コミュニティサイクルの推進	都心部において、歩行者の回遊性を高めまちのにぎわいを創出するとともに、自転車の所有から共有への転換による放置自転車削減といった効果を期待し、民間主体によるコミュニティサイクルを導入	実施エリア内における駐輪対策、事業採算性等の確保に向けた規制緩和等について検討	コミュニティサイクル事業の導入	緑政土木局

施策27 バリアフリーのまちづくりをすすめます

現状と課題

現状

- ・誰もが安全で快適に施設や公共交通機関を利用できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や福祉都市環境整備指針に基づき、バリアフリー化を推進しています。
- ・すべての国民が障害の有無によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目的とする、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成25年6月に公布され、平成28年4月に施行されます。
- ・平成25年度にノンステップバスの導入率は、98.4%となりました。
- ・地下鉄駅におけるエレベーターによる移動ルートや可動式ホーム柵の整備など、市バス・地下鉄のバリアフリー化を推進しています。

課題

- ・高齢者や障害者、子どもを連れた人など、幅広い視点から利用しやすい施設や道路、公共交通機関の整備をさらにすすめることが必要です。
- ・バリアフリーのまちづくりをすすめるためには、ハード面の整備だけではなく、市民一人ひとりの意識のバリアフリーを推進することが必要です。その中でも、障害者差別解消法に基づき、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止と社会的障壁を取り除くことについて必要な合理的配慮を行うことが求められています。

● ノンステップバスでの乗り込みの様子



● 可動式ホーム柵



めざす姿

高齢者や障害者など、誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できる

施策の展開

1 施設、道路のバリアフリー化の推進

福祉都市環境整備指針の普及につとめ、障害者差別解消法の合理的配慮の実施という趣旨もふまえて、施設や道路のバリアフリー化を促進します。また、バリアフリー法に基づく重点整備地区においてすべての人が安全で快適に移動できるよう、整備をすすめます。

2 公共交通機関のバリアフリー化の推進

鉄道駅のバリアフリー化をすすめるほか、すべての人が利用しやすい市バスや地下鉄車両の導入や、地下鉄駅の安全性・利便性の一層の向上に取り組みます。

3 意識のバリアフリーの推進

高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出をする時などに、周囲の人の理解や手助けが得られるよう広報・啓発を実施し、意識のバリアフリーの推進につとめます。特に、障害者に関しては、障害者差別解消法に基づく障害者理解のための広報啓発に取り組みます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合	37.4% (25年度)	50%	60%
2	高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合	43.7% (25年度)	50%	60%
3	地下鉄における可動式ホーム柵の設置駅数	23駅 (25年度)	45駅	79駅以上

施策を推進する事業

1 施設、道路のバリアフリー化の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
福祉都市環境整備の推進	高齢者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、福祉都市環境整備指針に基づき、ハード・ソフト両面からの福祉的整備を推進	推進	推進 福祉都市環境整備指針の改定	健康福祉局
重点整備地区のバリアフリー化の推進	バリアフリー法に基づく重点整備地区におけるバリアフリー基本構想に基づき、すべての人が安全で快適に移動できるよう、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的整備を推進	推進 重点整備地区数 4地区	推進 事後検証や継続的な発展に向けた検討	健康福祉局

2 公共交通機関のバリアフリー化の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進	高齢者や障害者が利用しやすい移動環境の整備をはかるため、バリアフリー法に基づく基本方針により、平成32年度までに1日当たりの利用者数3,000人以上の民間鉄道駅舎へエレベーターなどの設置を推進	推進 車いすルート確保済駅舎数 累計38駅 (1日当たりの利用者数5,000人以上の駅舎)	推進 段差解消のためのエレベーターや転落防止のための内方線*付き点状ブロックなどの設置 (1日当たりの利用者数3,000人以上の駅舎)	健康福祉局
地下鉄車両の購入	バリアフリー化や省エネルギーのため、東山線と鶴舞線に新型地下鉄車両を導入	導入 東山線車両N1000 累計15編成 鶴舞線車両N3000 累計3編成	導入 東山線車両N1000 鶴舞線車両N3000	交通局

内方線：点状ブロックに沿って一本加わった線状の突起であり、その突起がある方向が安全なホームの内側を示すもので、視覚障害者のホームからの転落防止をはかるもの

可動式ホーム柵の整備	地下鉄駅のホームからの転落防止対策として、東山線、名城・名港線で可動式ホーム柵を整備するとともに、対応する車両の購入・改造を実施	東山線 車両購入 累計11編成 車両改造 累計17編成	東山線 車両購入・改造の実施 ホーム柵整備完了 名城・名港線 車両改造の実施	交通局
地下鉄駅のバリアフリー化の推進	駅施設のバリアフリー化を推進するため、エレベーターの整備や券売機、階段、エスカレーターへのさらなるバリアフリー整備を実施	エレベーター整備 国際センター駅 整備完了 名古屋駅 整備 券売機の車いす対応 33駅 階段端部の識別化 71駅 エスカレーターの音声案内 21駅	エレベーター整備 名古屋駅 整備完了 丸の内駅ほか 整備着手 券売機の車いす対応 階段端部の識別化 エスカレーターの音声案内	交通局
ノンステップバスの導入	バリアフリー化を推進するため、市バス車両の更新にあたっては、すべてアイドリング・ストップ付低公害ノンステップバスを導入	導入 アイドリング・ストップ付低公害ノンステップバス 2両	導入 アイドリング・ストップ付低公害ノンステップバス	交通局

3 意識のバリアフリーの推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
障害者理解のための広報啓発	障害者に対する正しい認識の向上をはかることにより、意識のバリアフリーを推進するため、障害者と市民のつどいを開催するなど広く市民への啓発を実施	啓発事業の実施	障害者差別解消法の趣旨もふまえた啓発事業の実施	健康福祉局

施策28 良質な住まいづくりをすすめます

現状と課題

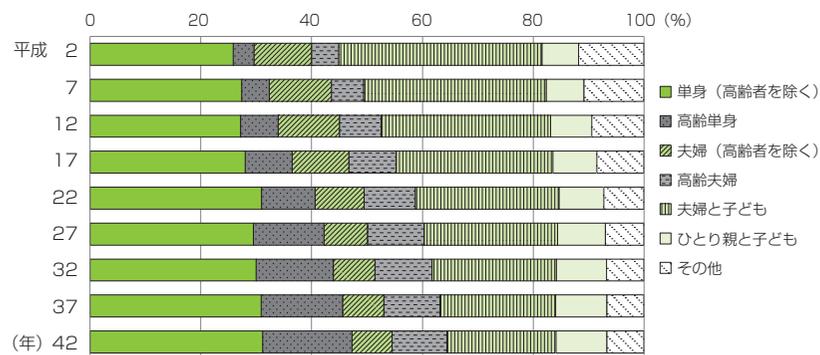
現状

- ・少子化・高齢化の進行や、仕事、結婚、子育て、介護などに関する意識の変化により、単身世帯の増加など、家族形態が変化しています。
- ・家族形態の変化や平均所得の低下のほか、家族や親族による相互扶助の役割が低下し、住み続けることが困難になるなど、住宅に困窮する世帯が多様化しています。
- ・住宅の寿命は30年程度と短いことから、資源やエネルギー消費の面で地球環境への負荷が大きく、また住宅で生活する中でのエネルギー消費にともなうCO₂排出量は増加傾向にあります。

課題

- ・住まいに対するニーズは、年齢や家族構成、個々の価値観や生活スタイル等に応じて異なるため、ニーズや実態にあわせて多様な選択ができる住まいづくりが求められています。
- ・さまざまな社会情勢の変化の中、所得の低い世帯や高齢者、障害者、子育て世帯などの方が安心して暮らすために、住まいの確保に対する支援がますます重要になっています。
- ・地球環境に負荷をかけない低炭素な住まいづくりにつとめるとともに、今ある住宅をよりよく、より長く活用していくための適切な維持管理が重要になっています。

● 家族型別世帯数の推移と将来推計（高位推計）



平成27年以降は推定値

出典：名古屋作成

めざす姿

市民が多様な居住ニーズに応じた良質な住まいで暮らしている

施策の展開

1 質の高い住まいづくりのための支援

住宅の長寿命化をはかるための新築住宅の質の確保や環境負荷の軽減、ライフスタイルやライフステージに応じた適切な住まいの確保に向けたバリアフリー化など、住まいの質の向上を支援し、良質な住宅ストックの形成をすすめます。

2 良質な住まいに安心して住み続けられるための支援

住まいをめぐるトラブルの未然防止や発生時の対応のほか、適切な維持管理やリフォーム、分譲マンションの適切な維持管理等を促すための情報提供や相談の実施などにより、良質な住まいに長く快適に住み続けられるよう支援します。

3 住まいの確保への支援

所得の低い世帯や高齢者、障害者、子育て世帯など住宅に困窮する世帯の生活の基盤となる住まいを確保するため、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用をすすめ、住宅セーフティネット機能の充実をはかります。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	住んでいる住宅に満足している市民の割合	68.5% (25年度)	72%	73%
2	住まいに関する情報の提供件数	11,051件 (25年度)	12,000件	14,500件
3	長期優良住宅*の認定件数（累計）	11,693件 (25年度)	24,000件	49,000件

関連する個別計画

- ◆ 住生活基本計画

長期優良住宅：長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造および設備について講じられた優良な住宅

施策を推進する事業

1 質の高い住まいづくりのための支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
市営住宅の建設	耐震性が確保され、バリアフリー化された良質な住宅ストックの形成をはかるため、老朽化した市営住宅の建替えを実施	市営住宅の建替え 242戸着工	市営住宅の建替え (1,700戸着工)	住宅都市局
既設市営住宅へのエレベーター設置	入居者の高齢化等に対応し、良質な住宅ストックの形成をはかるため、既設市営住宅(階段室型)へのエレベーター設置を実施	設置完了 累計9棟	設置完了 累計13棟	住宅都市局
長期優良住宅の認定	住生活の向上および環境への負荷の低減をはかるため、長期にわたり良好な状態で使用できる長期優良住宅を認定する制度を実施	審査・認定の実施 累計11,693件	審査・認定の実施 累計24,000件	住宅都市局

2 良質な住まいに安心して住み続けられるための支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
住情報の提供、相談事業等の実施	専門機関等と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居や分譲マンションの適切な維持管理などに関する情報の提供、住まいに関する一般的な相談業務を実施	実施 住まいに関する 情報提供 11,051件	実施 住まいに関する 情報提供 12,000件	住宅都市局

3 住まいの確保への支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
市営住宅の維持管理	住宅セーフティネットの確保のため、住宅に困窮する低所得者などを対象とした市営住宅の適切な維持管理を実施するとともに、入居者の高齢化に対応するため孤立防止の取り組みを実施	維持管理の実施	維持管理の実施 ふれあい創出事業の実施	住宅都市局
定住促進住宅の維持管理	市内の中堅所得者層の定住促進と子育て支援のため、定住促進住宅の適正な維持管理を実施	維持管理の実施	維持管理の実施	住宅都市局
定住促進住宅における子育て支援	定住促進住宅公共型の子育て世帯の入居者に対する家賃の減額を実施	子育て支援減額 290戸	子育て支援減額 300戸	住宅都市局
高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	高齢者が安心・快適に暮らすことができる居住環境の整備を促進するため、高齢者向け優良賃貸住宅の認定、建設費や入居者の家賃に対する助成を実施	供給計画の認定 累計765戸 建設費補助 累計480戸 家賃減額補助 505戸	供給計画の認定 累計1,265戸 建設費補助 累計1,007戸 家賃減額補助 912戸	住宅都市局

施策29 市民・事業者の環境に配慮した活動を促します

現状と課題

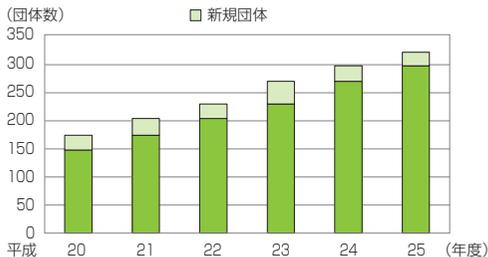
現状

- ・本市では、市民・事業者と行政などが協働し、ごみの減量や生物多様性の保全など環境に配慮した活動に取り組んでいます。
- ・4割以上の市民が、環境問題を解決するために自らが行動することが必要と強く思っています。
- ・エコ事業所認定制度*による認定数が年々増加しているなど、環境に配慮した取り組みを行っている事業者が増加しています。
- ・市民、事業者、教育機関、行政がそれぞれの立場で環境に配慮した活動に取り組むとともに、知識や経験、問題意識を持ち寄って学びあうネットワークづくりをすすめています。

課題

- ・ごみ減量で培った「協働」の力を生かし、より多くの人に環境に配慮した活動を促す必要があります。
- ・現在の暮らしが将来のなごやの環境に与える影響を認識し、将来の環境問題についても自らのこととらえて行動できる市民をさらに増やしていく必要があります。
- ・事業規模などに関わりなく、多くの事業者が環境保全活動を実施するよう促す必要があります。
- ・広範囲で互いに関連している環境問題に対応するためには、市民、事業者、教育機関、行政がより一層協働して取り組み、持続可能な社会を構築していく必要があります。

●市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数の累計



出典：名古屋市作成

●「環境デーなごや」中央行事



エコ事業所認定制度：事業活動における環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所を、名古屋市が「エコ事業所」として認定し、自主的な取り組みを支援するもの。

めざす姿 市民や事業者と行政等が協働して環境問題に取り組むことで、持続可能な社会となっている

施策の展開

1 環境に配慮した活動の促進

環境に関する情報の発信や環境イベントの開催により、環境問題への意識や知識を広く共有し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、事業者の環境に配慮した取り組みに関する支援や相談を充実させるなど、市民・事業者の環境保全活動を促進します。また、市民・事業者に率先して市自らも環境に配慮した事業活動を実施します。

さらに、環境に大きな影響をおよぼすおそれのある一定規模以上の事業の実施に際し、あらかじめ適正な環境配慮がなされるよう、環境影響評価制度の適切な運用をはかります。

2 環境教育・協働取組の促進

ESD*の理念をふまえ、持続可能な社会を構築するための人づくり、人の輪づくりを一層推進するため、子どもをはじめとした市民各層の環境教育・学習を幅広く促進するとともに、なごや環境大学の仕組みなどを活用して、市民、事業者、教育機関、行政が協働して取り組みます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	43.4% (25年度)	55%	60%以上
2	エコ事業所認定数（累計）	1,843件 (25年度)	2,500件	4,000件
3	市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数の累計	322団体 (25年度)	430団体	540団体

関連する個別計画

- ◆第3次環境基本計画 ◆名古屋市役所環境行動計画2020

ESD：持続可能な開発のための教育。環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会のさまざまな課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のこと。

施策を推進する事業

1 環境に配慮した活動の促進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
環境デーなごや	よりよい環境づくりに向けて、市民・事業者・行政の協働のもと、市内各地域の特性に応じたさまざまな環境イベントを行う地域行事や、さまざまな主体が日頃の環境活動の成果を発信し、広めていくための中央行事（久屋大通公園）を実施	実施	実施	環境局
エコ事業所認定制度	事業者の自主的な環境保全の取り組みを促進するため、環境に配慮した行動に積極的に取り組む事業所を「エコ事業所」、「優良エコ事業所」として認定するとともに優秀な取り組みを実践している事業所の表彰および優秀事例の紹介により、事業者の環境保全意欲の向上を促進	実施 エコ事業所認定数 累計1,843件	実施 エコ事業所認定数 累計2,500件	環境局
環境保全設備資金融資	中小企業者が公害防止対策、自動車対策、地球温暖化防止等のためのエネルギー対策など環境保全対策を実施するために必要な資金の融資および利子補助を実施	実施	実施	環境局
環境影響評価	道路や鉄道の建設など一定規模以上の事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、環境影響評価制度の適切な運用を実施	環境影響評価の手続の実施 環境影響評価審査会の開催	環境影響評価の手続の実施 環境影響評価審査会の開催 環境影響評価制度の調査研究・検討	環境局

2 環境教育・協働取組の促進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
なごや環境大学の推進	「持続可能な地球社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」をすすめ、行動する市民、協働する市民として、「共に育つ（共有）」ことを促進するため、市民・市民団体、事業者、教育機関、行政の協働により、共有講座や交流会などの開催、ガイドブックの発行、ネットワークづくりなどを実施	実施 なごや環境大学を支える団体数 累計322団体	実施 なごや環境大学を支える団体数 累計430団体	環境局
環境学習センターの運営	市民一人ひとりの環境に対する理解を深め、環境にやさしい行動へとつなげることを目的に、身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、取り組むための環境学習の拠点として、環境学習センターにおいて環境学習プログラムを展開し、環境教育を体系的・総合的に推進	実施	実施	環境局
環境教育・学習の推進	持続可能な社会の担い手づくりを推進するため、次世代を担う子どもの各段階に応じた環境学習を支援するとともに、講習会や観察会など地域に密着した実践活動や普及啓発を推進するほか、環境教育・学習のあり方についての検討を実施	市内の幼稚園・保育園を「なごやエコキッズ」に認定 507園 市立の小・中・高・特別支援学校を「なごやエコスクール」に認定 全校	市内の幼稚園・保育園を「なごやエコキッズ」に認定 全園 市立の小・中・高・特別支援学校を「なごやエコスクール」に認定 全校	環境局
		保健所において実践活動や普及啓発を実施 138回 環境教育・学習のあり方について検討	保健所において実践活動や普及啓発を推進 環境教育・学習に関する計画を策定・推進	

施策30 低炭素社会づくりをすすめます

現状と課題

現状

- ・本市では、地球温暖化対策のため、平成32年までに温室効果ガス*排出量を基準年である平成2年から25%削減する目標を掲げています。
- ・平成23年度の温室効果ガス排出量は、基準年度と比べると12.7%減少していますが、東日本大震災の影響などにより、前年度と比べると増加しました。
- ・全国で平成24年7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まるなど、再生可能エネルギーに注目が集まっており、本市においても地球温暖化対策や分散型電源の確保として再生可能エネルギーの導入拡大につとめています。

課題

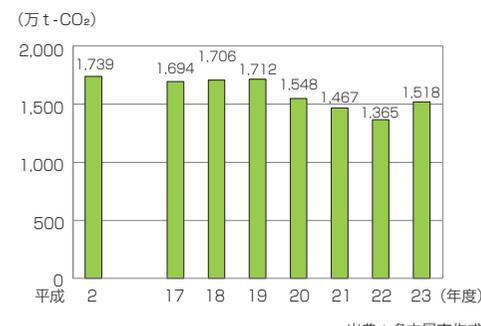
- ・地球温暖化対策や都市部におけるヒートアイランド対策として、再生可能エネルギーの積極的な導入をすすめるとともに、ライフスタイルやビジネススタイルを見直し、一層の省エネルギーをすすめる必要があります。
- ・建築物の超省エネルギー化をはかるとともに、地域におけるエネルギーの共同利用を促進し、よりエネルギー消費の少ない社会の実現が必要です。
- ・自動車に過度に依存しないまちづくりをすすめ、自動車利用にともなう二酸化炭素排出量の削減はかることが重要です。

●名古屋の平均気温の推移



出典：気象庁統計より名古屋市作成

●温室効果ガス排出量



出典：名古屋市作成

温室効果ガス：二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆) の6種類

めざす姿

低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルが普及したまちで、市民と事業者が快適に暮らし活動している

施策の展開

1 再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進

低炭素都市の実現へ向け、太陽光・太陽熱をはじめとする再生可能エネルギーの導入を積極的に支援するとともに、市の施設へも率先的に導入します。

また、エコライフの啓発や省エネルギーについての相談業務を行うなど、低炭素なライフスタイルとビジネススタイルへの転換を促進します。

2 低炭素なまちづくりの推進

再開発事業などのまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術の率先導入などによる低炭素モデル地区の形成をはかるとともに、地域冷暖房*など地域におけるエネルギーの共同利用を促進します。

さらに、低炭素化をはじめ総合的な環境性能にすぐれた建築物の新築等を促進するなど、低炭素で快適なまちづくりをすすめていきます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）	1,518万トン (23年度)	1,389万トン (28年度)	1,310万トン 以下
2	再生可能エネルギー（太陽光・風力）による発電設備容量	99,200kW (25年度)	310,750kW	370,000kW 以上
3	日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	47.2% (25年度)	80%	90%以上

関連する個別計画

- ◆第3次環境基本計画
- ◆低炭素都市2050なごや戦略
- ◆低炭素都市なごや戦略実行計画

地域冷暖房：駅やビル、商業施設、マンションなどの地域内の建物に対し、まとめて冷暖房や給湯を行うシステム。従来の住まいやオフィス個別の冷暖房・給湯に比べ、省エネルギーであり経済性や環境性にすぐれている。

施策を推進する事業

1 再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
住宅への創エネルギー機器の導入促進	再生可能エネルギーの導入拡大および省エネルギー推進のため、住宅用創エネルギー機器（太陽光発電設備、太陽熱利用設備および燃料電池システム）の設置補助および導入促進策を実施	設置補助の実施 太陽光発電設備 2,800件 11,200kW 太陽熱利用設備 60件 260㎡ 燃料電池システム 200件 (平成25年度募集件数)	設置補助の実施	環境局
		太陽光フェア・太陽熱フェアなどの開催	導入促進策の実施 さらなる導入促進策の検討	
市施設への太陽光発電設備の導入	すべての市施設の新・改築時において太陽光発電設備の設置を検討するとともに、既存施設においてはリース方式や屋根貸し方式などを活用し、太陽光発電設備を積極的に導入	導入 リース方式 2施設 925kW 屋根貸し方式 8件 378kW	屋根貸し方式による太陽光発電設備の導入を全市的に拡大	環境局
エコライフの実践に向けた啓発	市民一人ひとりのエコライフの実践により温室効果ガスの排出を削減するため、エコライフ啓発ツールやEXPOエコマネー事業等の活用を通じて、環境にやさしいライフスタイルの実践の浸透・定着を促進	実施	実施	環境局

省エネルギー訪問相談	事業者の事業活動における省エネルギー対策を促進するため、店舗やオフィスビルなどの事業所を定期的に訪問し、事業形態や資力に応じた省エネに関するアドバイスや最新の情報提供などを実施	実施 省エネ訪問相談 年間約2,000件	実施 省エネ訪問相談 年間約2,000件	環境局
地球温暖化対策計画書制度の運用	一定規模以上のエネルギーを使用する企業に地球温暖化対策計画書の作成等を義務付け、企業の省エネ対策を促進するとともに、企業への巡回訪問を行い温暖化対策の指導や助言を実施	実施 届出 405件 巡回訪問 57件	実施 情報提供の充実による省エネ対策の促進	環境局

2 低炭素なまちづくりの推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
低炭素モデル地区の検討	駅そば生活など低炭素な生活の実現をめざし、再開発事業などのまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術を率先して導入する地区を指定するとともに、市民・事業者の理解を深めるため、成果の見える化を実施	公募の実施	低炭素モデル地区の指定 2地区程度	環境局
地域冷暖房の促進	大規模な建築計画について建築計画の届出を義務付けるなど地域冷暖房施設の整備を促進	整備促進 供給中 12地区 整備中 1地区	整備促進 供給中 13地区	住宅都市局
建築物環境計画書の届出	建築物の環境性能向上に向け、建築主の自主的な取り組みを促進するため、一定の規模を超える建築物の環境性能をランク付けし、総合的に評価する制度(CASBEE名古屋)を実施	受理・公表 累計1,758件	受理・公表 累計2,500件	住宅都市局
低炭素建築物の認定	都市の低炭素化の促進をはかるため、低炭素化に資する措置を講じた建築物を認定する制度を実施	審査・認定 累計231件	審査・認定 累計1,200件	住宅都市局

施策31 3Rを通じた循環型社会づくりをすすめます

現状と課題

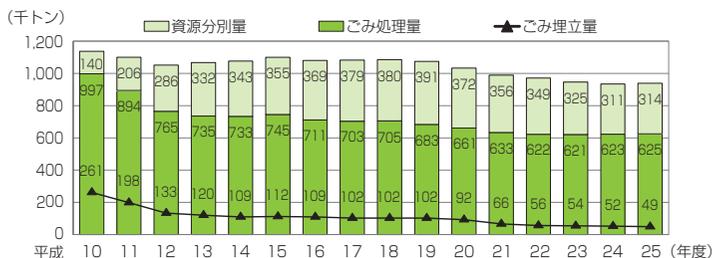
現状

- ・平成11年2月の「ごみ非常事態宣言」以降、徹底した分別・リサイクルに取り組んだ結果、宣言時と比べ平成25年度のごみの埋立量は約8割減の約5万トン、ごみの処理量は約4割減の約63万トンとなっています。
- ・「発生抑制」の第一歩として、消費者・事業者との協働により、レジ袋有料化を実施しており、参加店舗数は1,219店（平成26年3月末）、レジ袋辞退率は約9割を維持しています。
- ・「リサイクル」については、市収集の容器包装に加え、平成25年度から小型家電の資源化を拠点回収によりすすめています。また、集団回収など市民の自主的な活動で古紙類等が回収されており、平成25年度で約10万トンとなっています。
- ・事業用大規模建築物および多量排出事業者にごみ減量・リサイクルをはたらきかけるため、立入指導を行っており、平成25年度は2,042件の立入指導を実施しています。
- ・埋立量を削減するために、焼却灰の一部を溶融し、スラグ化することにより、土木資材として活用するなど資源化をはかっています。

課題

- ・「ごみも資源も、元から減らす（発生抑制）」の視点で取り組みをすすめて、ごみ処理や資源化にかかるコスト、環境負荷を減らすことが重要です。
- ・「ごみも資源も、分けて生かす（分別徹底）」の視点から、ごみとして処理されてしまわないよう分別を徹底し、資源を循環させることが重要です。
- ・本市の焼却工場の老朽化に対応するとともに、災害リスクなどの観点から地域バランスを考慮し、規模の平準化をはかりながら工場の計画的な整備をすすめることが必要です。
- ・長期的・安定的に埋立処分を行っていくためには、現有処分場の長寿命化と埋立処分場の確保が必要です。

●資源分別量、ごみ処理量およびごみ埋立量の推移



出典：名古屋市作成

めざす姿

廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられている

施策の展開

1 3R*の推進

循環型社会をめざすために、レジ袋をはじめとする容器包装の削減を推進するとともに、新たな資源品目である「小型家電」とあわせて分別・リサイクルの徹底をはかるなど、3Rの取り組みをすすめます。

また、事業用大規模建築物および多量排出事業者に対して立入指導を実施し、事業系ごみの減量、リサイクルをすすめます。

2 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

3Rの推進によるごみ処理量の削減をすすめるとともに、新たな焼却工場の建設や設備更新を行い、安定的な焼却処理体制を確保しつつ、焼却灰の資源化をはかることにより、埋立量の削減をめざします。あわせて、焼却の際に発生する排ガスなどの高度処理を行うとともに、熱エネルギーの有効活用を継続して行います。

また、計画的に現有処分場の長寿命化をはかるとともに、新規処分場を整備・運営していきます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	ごみ・資源の総排出量	94万トン (25年度)	93万トン	91万トン 以下
2	ごみの処理量	63万トン (25年度)	59万トン	54万トン 以下
3	ごみの埋立量	5万トン (25年度)	4万トン	2万トン 以下
4	日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	82.3% (25年度)	85%	90%以上

関連する個別計画

- ◆第3次環境基本計画
- ◆第4次一般廃棄物処理基本計画

3R：「Reduce=リデュース（発生抑制：ごみとなる物を買わない・もらわない）」「Reuse=リユース（再使用：物を大切にしながら繰り返し使う）」「Recycle=リサイクル（再生利用：ごみを資源として再利用する）」の3つの頭文字「R」からつくられた言葉。ごみ減量のための3つのステップを表す。

施策を推進する事業

1 3Rの推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
リデュース・リユースの推進	市民・事業者との協働によりレジ袋の削減運動やマイボトル・マイカップ運動などを展開し容器包装の削減をすすめるとともに、粗大ごみの修理・展示・販売などを行うことにより、リデュース・リユースの取り組みを推進	容器包装の削減運動などの2Rの推進	容器包装の削減運動などの2Rの拡充	環境局
分別・リサイクルの推進	容器包装の分別収集・選別や、集団資源回収等の市民の自主的な資源化活動を支援するとともに、新たに小型家電を回収し、有用金属をリサイクルすることでごみの減量・リサイクルを推進	実施	実施	環境局
事業系ごみの減量・資源化の推進	事業系ごみの減量・資源化をすすめるため、事業用大規模建築物および多量排出事業者には事業系廃棄物減量計画書の提出などを義務づけるほか、立入指導を実施し、古紙類や生ごみなどの資源化を誘導	実施 立入指導 約2,000件	実施	環境局

2 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
焼却・破碎工場の安定的な運営	可燃ごみを南陽工場をはじめ4工場、不燃ごみを大江破碎工場で処理するとともに、焼却溶融による減量・減容化やスラグの有効利用による資源化、熱エネルギーを有効活用	焼却・破碎工場の運営 ごみ発電の実施 金属回収の実施 スラグ・メタルの生成	焼却・破碎工場の運営 ごみ発電の実施 金属回収の実施 スラグ・メタルの生成	環境局

焼却工場の建設、設備更新	災害リスクや地域バランスなどの観点から工場規模の平準化をすすめる中で、老朽化がすすんでいる南陽工場の代替施設として、北名古屋工場(仮称)の建設および富田工場の設備更新を実施	北名古屋工場(仮称) 環境影響評価 都市計画決定 富田工場 環境影響評価 基本設計	北名古屋工場(仮称) 建設工事着手 富田工場 環境影響評価 設備更新工事着手	環境局
焼却・破碎工場の計画的な整備の推進	将来にわたり安定したごみの焼却・破碎体制を維持するため、北名古屋工場(仮称)および富田工場の稼働以降の焼却・破碎工場の整備について、災害リスクや長寿命化を考慮して検討	施設整備の検討	施設整備の方針を作成 方針に基づく施設整備の実施	環境局
愛岐処分場の長期利用に向けた整備	埋立開始から30年以上が経過した愛岐処分場の長期利用に向け、長期管理計画に基づき、浸出水処理施設などの維持管理や整備を実施	浸出水処理施設の整備	浸出水処理施設の整備 護岸、橋りょう、管理道路などの修繕工事の実施	環境局
第二処分場の整備・運営	安定的な埋立処分体制を維持するため、第二処分場を整備し、供用開始後は焼却灰等を適正に埋立てるとともに、浸出水処理施設などの施設管理を実施	護岸工事の実施 浸出水処理施設設置工事の実施	護岸工事完了 浸出水処理施設設置工事の実施 供用の開始	環境局

施策32 世界の主要都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めます

現状と課題

現状

- ・名古屋高速道路の全線開通や、新東名・名古屋環状2号線の整備など、広域交通基盤の整備がすすみつつあります。また、平成39年度にはリニア中央新幹線の東京－名古屋間の開業が予定されています。
- ・都心部では、名古屋駅周辺地区において、高度な中枢管理機能の集積がすすみ、民間再開発等による活性化とともに、地域のまちづくり推進団体の組織化や、エリアマネジメントに向けた取り組みがすすめられています。栄地区をはじめ都心部の界隈においても、地域が中心となったまちづくり活動が活発化しています。
- ・名古屋港は、世界の約160の国や地域と貿易で結ばれており、年間の総取扱貨物量や貿易額が国内第一位であるなど、日本のゲートウェイとして大きな役割を果たしています。

課題

- ・リニア中央新幹線の開業を見据え、名古屋大都市圏の中枢都市として、圏域をけん引する国際競争力を有する都心部を形成するとともに、国内外との広域交流都市として、地域間連携や交流機能を高める交通基盤の整備をすすめ、国際的・広域的な拠点機能・交流機能を高めることが必要です。
- ・名古屋駅周辺地区では、圏域の玄関口にふさわしいまちづくりをすすめるとともに、わかりやすく乗り換え利便性の高いターミナル駅を形成することが一層重要となります。
- ・栄地区では、世界都市にふさわしい商業・文化・娯楽の集積を活かした交流拠点の形成、豊かな公共空間を活用したにぎわいと憩いの提供、多様で魅力ある界隈の創出をはかる必要があります。
- ・世界と中部を結ぶ玄関となる名古屋港や中部国際空港は、地域の国際競争力向上に向け、一層の機能強化や需要拡大に取り組むことが必要です。

●名古屋駅周辺地区



●栄地区



めざす姿 世界の主要都市として、世界規模での交流が活発に行われている

施策の展開

1 主要都市にふさわしい都心のまちづくりの推進

リニア中央新幹線の開業を見据え、名古屋駅周辺地区、栄地区を2核一体とする都心部全体において、名古屋大都市圏の中枢都市にふさわしい、高い国際競争力を発揮する都心部の形成をめざします。

特に、名古屋駅周辺地区においては、ターミナル機能の強化や象徴的な都市空間の形成をはかり、国際的・広域的な拠点の形成をめざします。栄地区においては、世界に誇れるシンボル空間の形成をめざした公共空間の再生、民間再開発の促進、界隈性の充実によるまちづくりを、多様な主体と連携しながらすすめます。

2 中部国際空港の利用促進および機能強化の推進

中部国際空港については、国際拠点空港として航空ネットワークの維持・充実をはかるとともに、空港機能の強化（完全24時間化）の実現を推進するため、さらなる航空需要の拡大に取り組みます。

3 名古屋港の整備促進

わが国の経済と産業の成長をけん引する「国際産業ハブ港」の実現に向け、コンテナ物流機能や完成車取扱機能の強化をはかるとともに、国際バルク戦略港湾施策を促進します。

4 広域交通ネットワークの早期形成

日本のゲートウェイである名古屋港や中部国際空港へのアクセスを向上させ、名古屋大都市圏の発展を支える高速道路ネットワークの早期形成および利便性の向上をはかります。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	世界の主要都市として交流が活発に行われていると思う市民の割合	27.9% (25年度)	35%	55%
2	中部国際空港の国際線旅客便就航都市数	27都市 (25年度)	30都市	33都市
3	名古屋港の総取扱貨物量	208百万トン (25年)	230百万トン (30年)	245百万トン (40年)

関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン ◆都心部将来構想 ◆栄地区グランドビジョン
- ◆名古屋駅周辺まちづくり構想

施策を推進する事業

1 主要都市にふさわしい都心のまちづくりの推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
リニア中央新幹線開業を見据えた名古屋駅周辺のまちづくりの推進	名古屋駅周辺まちづくり構想を策定し、乗り換え利便性向上など名古屋駅のターミナル機能の強化をはかるとともに駅周辺の新たなまちづくりを推進	構想の素案の公表	構想の策定、計画の具体化、事業の推進	住宅都市局
栄地区まちづくりプロジェクトの推進	栄地区において、多様な主体との連携のもと、にぎわいに満ちた空間づくりをすすめる栄地区まちづくりプロジェクトを推進	栄地区グランドビジョン策定・公表 公共空間の再生 事業化方策の検討 官民連携手法検討	栄地区グランドビジョンで示す前期事業完了 公共空間の再生 久屋大通(北・テレビ塔エリア)の事業完了 久屋大通(南エリア)の事業着手	住宅都市局 市民経済局
都心部における戦略的まちづくりの推進	伏見地区・大須地区などをはじめとする都心界隈において、まちづくり構想を策定し、民間再開発の促進をはかるとともに、エリアマネジメントの推進など、多様な主体による地域資源を活かした地域まちづくりを推進	地域まちづくりの推進 民間再開発の促進 事業化方策の検討 界隈性の充実 事業化方策の検討	地域まちづくりの推進 まちづくり構想の策定・推進	住宅都市局

名駅南地区の整備推進	名古屋駅周辺地区の国際競争力の向上をはかるため、土地の高度利用と、土地利用の転換を検討するとともに、笹島線の整備をすすめ、民間再開発を促進	現況調査	事業計画策定、事業着手	住宅都市局
民間再開発の促進	都市再生特別地区などの活用や事業費補助の実施などにより、民間再開発を促進	納屋橋東地区 都市計画決定 栄一丁目6番地区 環境影響評価手続 民間再開発の事業化促進	納屋橋東地区 工事完了・供用開始 栄一丁目6番地区 工事完了・供用開始 民間再開発の事業化促進および事業の実施	住宅都市局
ささしまライブ24地区の整備推進	民間による建築物整備とあわせて、国際歓迎・交流拠点の形成をめざした官民連携によるまちづくりを推進するため、土地区画整理事業による道路・公園などの都市基盤整備や親水空間の整備を推進	土地区画整理事業 都市計画道路・区画道路の整備 アンダーパスの整備 建物等移転 民間建築物の整備促進	土地区画整理事業 事業完了 民間建築物の整備完了・供用開始	住宅都市局
椿町線街路事業の推進	名古屋駅とささしまライブ24地区を接続することにより、名古屋駅周辺地区の交通環境の改善をはかるとともに、地域の利便性の向上などを促進	用地買収 道路整備	供用開始	住宅都市局
名古屋駅周辺地下公共空間の整備推進	名古屋駅地区からささしまライブ24地区や名駅南地区への歩行者のアクセス改善をはかり、各地区の一層の開発を誘導促進するまちづくり施策の一環として、新たな地下歩行者空間の整備を推進	詳細設計 PFI事業者公募準備	供用開始	住宅都市局

2 中部国際空港の利用促進および機能強化の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
空港の利用促進	航空路線網の充実をはかり、空港機能の強化（完全24時間化）の実現を推進するため、関係団体とともに、空港の利用促進や航空会社へのエアポートセールスなど、空港の需要拡大に向けた取り組みを実施	実施 中部国際空港の国際線旅客便就航都市 27都市	実施 中部国際空港の国際線旅客便就航都市 30都市	総務局

守山スマートインターチェンジの整備推進	広域ネットワークへのアクセス性を向上させるため、東名高速道路守山パーキングエリアに接続するETC専用インターチェンジの整備を推進	整備中	供用開始	住宅都市局
---------------------	--	-----	------	-------

3 名古屋港の整備促進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
名古屋港の整備促進	コンテナ貨物をはじめバルク貨物や完成自動車を取り扱う総合港湾である名古屋港において、中部地方整備局および名古屋港管理組合が行う港湾整備を促進	整備促進	整備促進	住宅都市局

4 広域交通ネットワークの早期形成

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
名古屋高速道路の利便性の向上	名古屋高速道路において広域交通ネットワークとの連携強化をはじめとするさらなる利便性の向上をはかるため、名古屋環状2号線との連絡路の整備や環境への配慮を含めた適正な維持管理などを実施	名古屋高速道路の全線開通	名古屋環状2号線西南部・南部の整備にあわせた連絡路の整備	住宅都市局
名古屋環状2号線の整備促進	名古屋市外周部に位置する名古屋環状2号線（延長約66km）について、整備促進の要望活動と関係機関との調整を実施	整備促進	整備促進	住宅都市局

施策33 国際的に開かれたまちづくりをすすめます

現状と課題

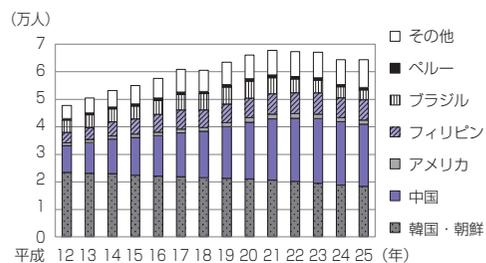
現状

- ・グローバル化が進展する中、外国人の定住化がすすみ、本市の平成26年4月現在の外国人人口は約6万4千人、総人口に占める割合は約2.8%となっています。また、市内の大学に在籍する留学生数は平成25年5月現在で3,518人となっています。
- ・都市整備、上下水道などさまざまな分野の技術の蓄積を生かし、開発途上国からの研修生受け入れや職員の海外派遣を通じての技術支援など、国際的な貢献活動を行っています。

課題

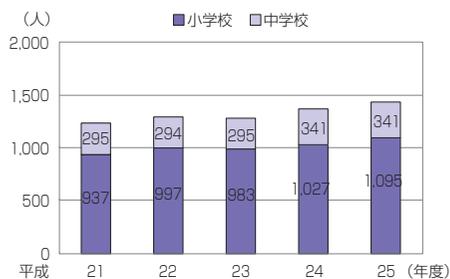
- ・諸外国との間で、経済・文化・学術・スポーツ・デザインなど幅広い分野で多様な人々が交流することにより、市民の国際感覚を醸成し、相互理解を深めていく必要があります。
- ・日本人市民と外国人市民との交流をすすめ、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともにしあわせに生きていくことができる社会の実現が求められています。
- ・環境保全や基盤整備などの分野において技術力やノウハウの提供を通じて技術移転や人材育成を推進することにより、国際社会へ貢献することが求められています。

●市内の外国人人口の推移



※平成24年以降は住民基本台帳に記録されている外国人人口
出典：名古屋市作成

●日本語指導が必要な児童生徒数の推移



出典：名古屋市作成

めざす姿 国際的な交流・貢献活動が活発に行われ、多文化共生のまちづくりがすすんでいる

施策の展開

1 国際交流の推進

姉妹友好都市や各分野において提携する都市をはじめとした諸外国との交流を推進し、市民の国際感覚の醸成をはかります。

2 多文化共生の推進

外国人市民への情報提供サービスの充実や日本人市民と外国人市民の交流を促進し、外国人市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。また、外国人児童・生徒に対し、日本語教育・相談の充実や円滑な就学の促進などをはかるとともに、日本の学校に早期に適応できるよう支援を行います。さらに、外国語や外国の文化にふれる機会を拡充するなど、互いの文化や考え方を尊重する気持ちを育成します。

3 国際貢献の推進

外国人留学生に対して支援を行い、誘致につなげます。また、JICA（国際協力機構）を通じた研修生の受け入れや技術指導・助言を行う職員の海外派遣などにより、国際貢献を推進します。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合	30.4% (25年度)	40%	40%
2	外国人留学生数	3,518人 (25年度)	5,900人	5,900人

関連する個別計画

- ◆多文化共生推進プラン

施策を推進する事業

1 国際交流の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
姉妹友好都市交流の推進	姉妹友好都市との交流をすすめるため、姉妹友好都市からの使節団の受入やロサンゼルス交歓高校生の派遣・受入、姉妹友好都市提携周年記念事業などを実施	実施	実施	市長室
市立大学における国連インターンシップ派遣	国際分野に有為な人材を育成するため、イタリア・ローマにある国連食糧農業機関の水産局および国際植物防疫条約事務局へそれぞれインターンシップ生として学生を派遣	実施	実施	総務局

2 多文化共生の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
多文化共生施策の推進	多文化共生社会の実現のため、多文化共生推進プランおよび実施計画に基づき、コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域社会づくりを総合的に推進	実施	実施	市長室
名古屋国際センターの運営	地域の国際化および多文化共生のまちづくりを推進するため、名古屋国際センターにおいて情報提供、各種相談、講座・研修などを実施するとともに、NPOやボランティアなどの活動を支援	実施	実施	市長室

日本語指導が必要な児童・生徒の支援	日本語指導が必要な児童・生徒の早期の学校生活への適応をはかるため、学校に日本語指導講師や母語学習協力員を配置するとともに、日本語教育相談センター、初期日本語集中教室や日本語通級指導教室を運営	実施	実施	教育委員会
-------------------	---	----	----	-------

3 国際貢献の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
留学生の支援	留学生を支援し、誘致につなげるため、国際留学生会館の運営を支援するとともに、なごや留学生フレンドシップ事業を実施	実施	実施	市長室
市立大学における留学生受け入れの推進	より多くの留学生を受け入れることを可能とするため、大学院の秋入学を実施	検討	実施	総務局
JICAを通じた国際協力	国からの要請を受け、JICAを通して研修生を受け入れるとともに、技術指導・助言を行う職員を派遣	実施	実施	環境局 上下水道局 交通局

施策34 若い世代が学び、遊び、働けるまちをつくりま

めざす姿 若者が「学び、遊び、働く」場があり、いきいきと活動している

現状と課題

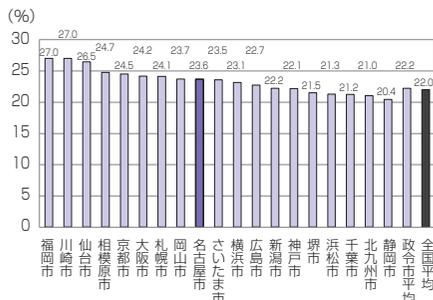
現状

- ・本市において、15歳から34歳までの年齢層が全人口に占める比率は、平成22年には23.6%となっており、全国平均の22.0%と比べると高い比率ですが、政令指定都市の中では中間に位置しています。
- ・今後、少子化の進行や都市間競争の激化、若者の他地域への流出などによる、経済規模の縮小や都市活力・魅力の低下が懸念されます。
- ・平成25年の本市における大学および短期大学の学生数は98,955人と政令指定都市中第2位となっています。大学および短期大学は24校、専修学校は118校あり、全国でも大学・学生の多い都市となっています。

課題

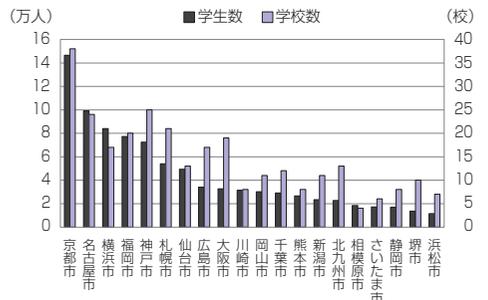
- ・若者の自由な発想に基づく、地域イベントやボランティアなどの企画・運営を通じて、地域や企業、行政などと連携し、社会参画をする仕組みづくりが必要です。
- ・大学による学生に対する充実した教育・研究機会の提供をはじめとし、若者が社会との関わりを通じて活躍できる機会の確保をはかるなど、学び、働くことに加え、住み続けられる場所として、若者に選ばれるまちになることが必要です。
- ・大学には、これまで担ってきた教育・研究機関としての役割に加え、成果を広く社会に提供することにより、社会貢献を果たしていくことが期待されています。
- ・医・薬・看護の医療系3学部を有する国内唯一の公立大学である名古屋市立大学は、市民および地域への教育研究成果の環流を通じて、本市の行政課題の解決をはじめとする地域社会の発展に寄与することが求められています。

● 15歳～34歳の人口が全人口に占める比率 (政令指定都市比較)



出典：総務省「国勢調査」(平成22年)

● 大学および短期大学の学生数と大学および短期大学数 (政令指定都市比較)



出典：文部科学省「学校基本調査」(平成25年)

施策の展開

1 若者の活力による魅力あふれるまちづくり

若い世代の豊かな感性から生み出される発想力や行動力を活用して、地域の特色や歴史文化を生かした地域活性化や文化振興をはかり、魅力的なまちづくりをすすめます。また、若者と地域の交流を深め、若者が自発的・主体的に活動を行えるよう支援します。

2 大学と地域の連携によるまちづくり

大学と行政との交流を推進するとともに、大学の知的資源を広く環流させることで、大学と行政、大学と地域との連携による課題解決を推進します。とりわけ、名古屋市立大学については、生涯学習の幅広い展開による市民への身近な学びの場の提供、行政との協働的な関係の構築や地域と交流・連携したまちづくり活動を行うなど、我がまちナゴヤの大学と実感できるような魅力ある地域社会づくりに寄与していきます。

3 次世代を担う産業人材の育成・確保

子どもや若者がものづくりの楽しさや科学の面白さを体験できる機会を増やすとともに、大学や産業界と連携し、産業界のニーズにあった教育・人材育成を行うことで、次世代を担う産業人材の確保をはかります。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	若い世代が「①訪れたい」「②暮らしたい」と思う魅力的なまちだと感じる若者の割合	①56.8% ②74.3% (25年度)	①65% ②80%	①80% ②90%
2	18～30歳人口の社会増減数	7,478人 (25年度)	5,500人	5,200人
3	市内にある大学の学生のうち出身が東海3県外である割合	14% (25年度)	18%	30%

関連する個別計画

- ◆ 公立大学法人名古屋市立大学第二期中期目標

施策を推進する事業

1 若者の活力による魅力あふれるまちづくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
ナゴ校による学生タウンなごやの推進	まちの魅力と活力を高めるため、学生と社会との連携・協働をはかるNAGOYA学生キャンパス「ナゴ校」を通じて、学生がいいきと活動するまち、学生タウンなごやを推進	「ナゴ校」の活動支援	「ナゴ校」の活動支援	総務局
ナゴヤまちかどアンサンブル	文化の薫りあるにぎやかなまちをつくとともに若い音楽家の育成を支援するため、学生にさまざまな場所での演奏機会を設ける「ナゴヤまちかどアンサンブル」を実施	実施 12会場 60公演	実施	市民経済局

2 大学と地域の連携によるまちづくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
大学連携の推進	大学の持つ知的資源を広くまちづくりなどに活かすため、地域との連携をすすめる大学と連携・協働し、民間やNPOなど多様な主体とも情報共有・情報発信できる環境と仕組みを整備	大学連携のあり方についての検討	大学連携のあり方についての検討 大学との連携・協働スキームの検討・運用	総務局
学生タウンなごやのブランドイメージの創出	この地域に広く全国から学生が集まるよう大学と連携し、学生にとって魅力あるまちのブランドイメージを創出	—	検討・実施	総務局
子ども青少年「すこやかなごや」ひとづくり・まちづくり事業	市立大学において、「子育て世代に選ばれるまちづくりによる地域の活力向上」をテーマに、行政・地域との連携のもと、地域課題を理解し、解決に向けて行動できる人材を育成	行政・地域などと連携した人材育成の実施 教育組織改革・カリキュラム改訂に着手	行政・地域などと連携した人材育成の取り組みの拡充 新カリキュラムの開始	総務局

市民への生涯学習機会の提供	市立大学が、若者を含め幅広い世代の市民に教育研究成果を還元するため、高等教育機関としての特性を活かした学びなおし講座などの公開講座を実施	実施	実施	総務局
---------------	--	----	----	-----

3 次世代を担う産業人材の育成・確保

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
市立大学と名古屋工業大学との連携による人材の育成	大学院課程において高度な専門性と複数の学問分野からの視点を備えた人材を育成するため、単位互換制度の実施や薬学研究科における共同大学院を設置	単位互換制度の実施 共同大学院の設置	単位互換制度の拡充 実施	総務局
この道ひとすじ「尾張名古屋の職人展」の開催	ものづくりの素晴らしさを伝えるとともに、技能職者相互の連帯を深め、技術水準・社会的地位の向上をはかることにより、次世代を担う産業人材の確保に資するため、関係団体とともに、「尾張名古屋の職人展」を開催	実施	実施	市民経済局
ものづくり人材技術・技能スキルアップ支援事業	ものづくり産業の人材確保、技能継承教育の推進、中小企業の技術開発力の強化と技術系人材の育成のため、中小企業技術者研修および中小企業技能者育成講座を実施	実施 中小企業技術者研修数 10件 中小企業技能者育成講座数 3件	実施 中小企業技術者研修数 年間10件 中小企業技能者育成講座数 年間3件	市民経済局
少年少女発明クラブの運営	ものづくり産業の人材育成の契機とするため、小・中学生を対象にものづくり教室など創作活動の場を提供する「名古屋少年少女発明クラブ」を運営し、ロボカップジュニアへの参加、ものづくりチャレンジ教室を実施	実施 ものづくり教室開催数 3件 ロボカップジュニアへの参加 ものづくりチャレンジ教室数 4件	実施 ものづくり教室開催数 年間3件 ロボカップジュニアへの参加 ものづくりチャレンジ教室数 年間4件	市民経済局

<p>キャリア教育の推進</p>	<p>子どもの針路を応援し、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育て、自分らしい生き方を実現していく子どもを育てるため、小中学校9年間を通した系統的なカリキュラムを策定し、モデル校において実践・検証を実施するとともに、高等学校においては、大学・企業との連携促進や就業体験学習を充実</p>	<p>検討 高校と大学・企業との連携 高校就業体験学習の実施 特別支援学校産業科での就労支援の実施</p>	<p>カリキュラム策定・実践 高校と大学・企業との連携促進 高校就業体験学習の充実 特別支援学校産業科での就労支援の実施</p>	<p>教育委員会</p>
------------------	---	--	---	--------------

施策35 歴史・文化に根ざした魅力を大切にします

めざす姿 歴史・文化が大切にされ、魅力向上に活かされている

現状と課題

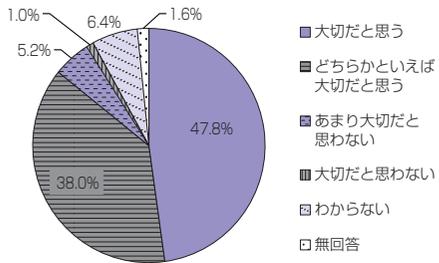
現状

- 文化は、人々の暮らしにうおいを与え、豊かな感性を育むとともに、新たな創造を生み出す力を持っており、都市の魅力を上向きさせる大きな役割を担っています。
- 本市では、文化や芸術にふれることについて大切だと思う市民は8割を超えるものの、名古屋を文化的なまちだと思う市民は4割程度にとどまっています。
- 本市は、長い歴史を積み重ねてきたまちであるものの、戦災や市街地の開発などにより、歴史的資産が減少し、身近にまちの歴史が感じられにくくなっています。

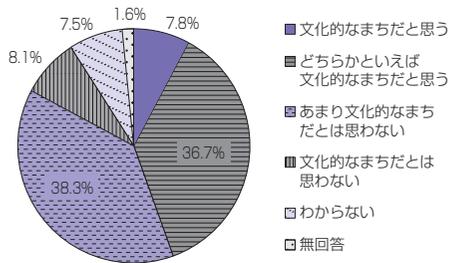
課題

- 都市間競争を勝ち抜くため、独自の魅力や文化を活かし、都市の創造力を高めることが重要です。
- まちの至るところで歴史や文化にふれ、感性が刺激される場を創出していく必要があります。
- 歴史・文化に根ざした魅力を磨きあげ、市民一人ひとりが名古屋独自の魅力に自信と誇りを持つようにすることが必要です。

●文化や芸術に触れることを大切だと思う市民の割合 ●名古屋を文化的なまちだと思う市民の割合



出典：市政アンケート（平成24年度）



出典：市政アンケート（平成24年度）

施策の展開

1 文化振興による豊かな感性の育成

地域文化の一層の振興や文化による交流事業の推進により、市民文化と質の高い芸術文化の振興をはかり、市民の豊かな感性を育みます。また、未来を担う若手の育成など、将来を見据えた文化への投資を行い、都市の創造力の向上をはかります。

2 歴史的資産を活用した名古屋独自の魅力づくり

名古屋の歴史・文化を身近に感じられるよう、名古屋城などの武家文化や文化のみち、有松をはじめとした市内の歴史的建造物や町並み、文化財、人々の伝統的な営みの保存・活用をすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合	70.9% (25年度)	75%	80%
2	市の文化施設の利用率	84.9% (25年度)	85%	88%
3	歴史的建造物の登録・認定件数（累計）	187件 (25年度)	250件	300件

関連する個別計画

- ◆文化振興計画 ◆歴史まちづくり戦略 ◆歴史的風致維持向上計画 ◆歴史の里基本計画

施策を推進する事業

1 文化振興による豊かな感性の育成

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
文化事業のまちかど展開	豊かな心と感性を育み、まちの魅力づくりやにぎわいを創出するため、市民がまちかどで文化芸術に気軽にふれる機会を充実	やっとかめ文化祭の実施	やっとかめ文化祭の実施 伝統芸能の公演 やまちなか披露など 子どもまちかど文化プロジェクトの実施 アーティストによる屋内外でのワークショップや体験事業など	市民経済局
名古屋フィルハーモニー交響楽団の活動支援	交響管弦楽による音楽芸術の普及向上をはかり、文化の発展に寄与するため、名古屋フィルハーモニー交響楽団による演奏活動を支援	実施 演奏事業 117回 まちかどコンサート 23回	実施 演奏事業 年間120回 まちかどコンサート 年間20回 創立50周年記念事業	市民経済局
ショートストーリーなごや	名古屋の魅力と文化力の向上をはかるため、名古屋を舞台とするショートストーリーを募集し、優秀作品を作品集や映像として全国に発信	実施	実施	市民経済局

あいちトリエンナーレの開催	愛知・名古屋から新たな文化芸術を発信し、地域の文化芸術の活性化と魅力向上をはかるため、現代美術の国際展あいちトリエンナーレを3年ごとに開催	あいちトリエンナーレ2013の開催	あいちトリエンナーレ2016の開催	市民経済局
文化小劇場の整備	市民の身近な場所における文化活動の場を提供するため、音楽・演劇・舞踊などの発表・練習のできる拠点として、本格的な舞台公演にも対応できる文化小劇場を新規整備	瑞穂文化小劇場 建設工事着工 昭和 cultura 小劇場 実施設計完了	瑞穂文化小劇場 開館 昭和 cultura 小劇場 開館	市民経済局
公会堂の改修	圏域の活力向上につなげるため、文化施設のあり方検討および公会堂改修基本調査の結果をふまえた公会堂の改修を実施	改修案の検討	改修の実施	市民経済局
美術館の運営	美術文化の継承・発展をはかり、市民が美術文化にふれる機会を提供するため、美術館において常設展・特別展などを実施するとともに国内外美術館との所蔵品貸し出しなどを推進	実施 ランス美術館との友好提携に関する覚書の締結	実施 ランス美術館との特別展の開催	教育委員会

2 歴史的資産を活用した名古屋独自の魅力づくり

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
名古屋まつりの開催	まつりを通じて、名古屋の伝統、文化、魅力にふれてもらうことを目的として、郷土英傑行列をはじめとした行列行事・会場行事を実施	実施	実施	総務局

名古屋城の整備	名古屋城の歴史的価値を後世に伝えるため、戦災により焼失した本丸御殿を史実に忠実に復元するほか、県内唯一の名勝庭園である名古屋城二之丸庭園の保存整備、展示収蔵施設の整備、天守閣の整備に関する検討調査等を実施	本丸御殿 復元工事の実施 玄関・表書院の公開 二之丸庭園 発掘調査・測量 保存整備工事 絵図等史資料詳細検証 展示収蔵施設 整備構想策定 天守閣 整備に関する課題調査	本丸御殿 復元工事の実施 対面所等の公開 上洛殿等の公開 二之丸庭園 発掘調査・測量 保存整備工事 展示収蔵施設 発掘等調査、設計等 天守閣 整備に関する検討調査等	市民経済局
昔の町並み等の写真を掲載した銘板の設置	市民が地域の歴史・文化にふれることができる機会を提供し、地域への愛着を育むとともに、地域の魅力向上をはかるため、市内各所に昔の町並みなどの写真を掲載した銘板を設置	設置 11区計18か所	設置 (100か所程度)	市民経済局
「文化のみち」の推進	積極的に名古屋の魅力情報を発信するため、名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的遺産の宝庫である「文化のみち」の歴史的建造物の保存や歴史的建造物を活用したイベントなどを実施	文化のみち施設の活用・管理 「歩こう！文化のみち」PRイベントの実施	文化のみち施設の活用・管理 PRイベントの実施	住宅都市局

揚輝荘の保存・活用	城山・覚王山地区のまちづくりの交流拠点施設として活用するため、市民共有の歴史・文化資産である揚輝荘の修復整備を実施	南園 聴松閣の公開 揚輝荘座敷の詳細調査 北園 暫定公開	南園 揚輝荘座敷・庭園の修復整備工事着手 北園 暫定公開 建物・庭園の調査設計	住宅都市局
歴史的町並み保存事業の推進	市内に残る歴史的な町並みを保存するため、町並み保存地区において、指導・助言および補助を実施するとともに、有松町並み保存地区については、町並みを守る新たなルールとして、伝統的建造物群保存地区の指定と地区計画の区域を拡大	指導・助言および補助の実施 補助件数 累計369件 啓発イベントなどの実施	指導・助言および補助の実施 補助件数 累計419件 啓発イベントなどの実施 伝統的建造物群保存地区の指定	住宅都市局
歴史まちづくり事業の推進	歴史まちづくりの基本方針である歴史まちづくり戦略および歴史的風致維持向上計画に基づき、本町通および熟田界限などにおいて歴史まちづくり事業を推進	旧魚問屋モニュメントの実施設計 尾張名所図会看板の設置 累計2基 スマートフォンによる情報発信 アプリの制作・活用	旧魚問屋モニュメントの整備 本町城下町歴史案内板などの整備 尾張名所図会看板の設置 累計12基 スマートフォンによる情報発信 提供情報地域の拡大・イベント実施	住宅都市局

歴史的建造物の保存活用の推進	身近な歴史的建造物の保存活用を推進するため、身近な歴史的建造物の登録・認定制度の運用や、歴史的資産を活かしたまちづくりへの啓発活動、経済的支援およびなごや歴まちびとによる技術的支援を実施	実施 登録・認定制度の運用 累計187件	実施 登録・認定制度の運用 累計250件	住宅都市局
歴史の里の整備	守山区上志段味に残る古墳群を活用し、古代の営みなどの体験を通じて、子どもから大人まで楽しみながら歴史を学べる「歴史の里」の整備を推進	基本計画の策定	整備・供用	教育委員会
博物館、秀吉清正記念館の運営	歴史・文化に対する興味・関心を深め、市民に名古屋市独自の魅力を伝える機会を提供するため、博物館および秀吉清正記念館において、常設展・特別展等を実施	実施	実施	教育委員会
博物館の魅力向上	開館から36年経過した博物館が、市民のニーズに応えこれからも魅力的な施設であり続けるため、新しい博物館のあり方と施設整備を検討	庁内検討・市民意識調査の実施	整備検討	教育委員会
秀吉研究の推進	市民の郷土愛の定着に資するため、博物館と秀吉清正記念館で名古屋出身の武将豊臣秀吉の文書集（全8巻）を刊行することで、豊臣秀吉の研究を推進	刊行準備 第1巻	刊行 〔第1巻～第3巻〕	教育委員会

文化財保護事業	文化財の指定や文化財保存修理事業への補助金交付、埋蔵文化財の発掘調査などを実施	実施 文化財新規指定 2件 保存修理事業等補助 33件	実施	教育委員会
山車行事継承事業の支援	山車を使った祭りを後世に継承するため、無形民俗文化財に指定している山車行事と山車に対し支援	山車の保存・修理に対する支援	山車行事の継承や山車の保存・修理に対する支援	教育委員会

施策36 港・水辺の魅力向上をはかります

現状と課題

現状

- ・金城ふ頭では、モノづくり文化交流拠点構想を背景に民間の開発提案を活かして、産業技術の発信・継承などをテーマに人々が交流する拠点づくりを推進しています。
- ・ガーデンふ頭では、「親しまれる港づくり」を展開し、海洋文化・交流施設や緑地の整備、イベントの開催や客船等の寄港の誘致など、港らしさが感じられる空間づくりを推進しています。
- ・河川が整備され、水辺でイベントが行われるなど、市民が水に親しむ機会が増加しています。
- ・中川運河では、平成24年10月に「中川運河再生計画」を策定し、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河の再生を推進しています。

課題

- ・金城ふ頭については、すでに整備されている施設を活かしながら、金城ふ頭におけるモノづくり文化交流拠点構想の推進など、交流空間を拡充する必要があります。
- ・ガーデンふ頭については、水族館をはじめとするさまざまな施設の活用等により、回遊性の向上をはかり、にぎわいを創出する必要があります。
- ・市民がより水に親しむことのできる環境を創出するため、水質の浄化など水辺環境のさらなる改善が必要となっています。
- ・中川運河については、モノづくりの発展を下支えしてきた歴史的役割を尊重しながら、交流・創造の場の創出や水上交通の活性化、良好な水環境の創出などの取り組みにより再生をはかっていく必要があります。

●金城ふ頭



●堀川



●中川運河



めざす姿

港・水辺が市民や訪れた人にとって魅力的で、にぎわいのある空間となっている

施策の展開

1 魅力向上に向けた拠点整備

金城ふ頭では、良好な交通アクセスを活用し、物流機能とのバランスをとりつつ、国際展示場の再整備によるコンベンション機能の強化やアミューズメント施設など都市機能の誘導を一体的にすすめるとともに、域内の回遊性を高め、広域からも来訪者が訪れるようなにぎわいと魅力のある新しい名古屋の名所づくりをめざします。

ガーデンふ頭では、水族館などの既存施設を活かしながら、緑地、倉庫などを含むふ頭全体の再整備をすすめることにより、隣接する地区のまちづくりとあわせて、港まちの魅力とにぎわいを生み出します。

2 水辺のにぎわい

水辺空間に親しむ機会を増やすため、堀川において市民団体との協働による水質浄化の取り組みにより、良好な水辺環境の形成をはかるとともに、オープンカフェやイベントを実施するなど、水辺空間を利活用することでにぎわいづくりをすすめます。

3 運河の再生

中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導や、緑地・プロムナードの設置、水循環の促進による水質の改善などとともに、運河を舞台とする市民活動を通じた市民・企業等との連携により、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生をはかります。また、堀川や名古屋港等と連携した新たな水上交通網の実現をめざします。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	ガーデンふ頭、金城ふ頭の施設等来場者数の合計	691万人 (25年度)	1,000万人	1,400万人
2	名古屋の港や臨海部が魅力的な空間であると感じる市民の割合	39.5% (25年度)	50%	70%
3	中川運河の再生をサポートする人々（運河びと）の認定数	132人 (25年度)	400人	1,000人

関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン ◆中川運河再生計画 ◆築地ポータタウン計画

施策を推進する事業

1 魅力向上に向けた拠点整備

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
金城ふ頭開発	テーマパークを核とする民間開発にあわせ、金城ふ頭における交流拠点形成を推進	レゴランドの施設設計、環境影響評価手続 都市基盤施設的设计	レゴランドの工事着手、開業 都市基盤施設の工事着手、供用開始	住宅都市局
ガーデンふ頭の再整備	既存施設を活かしながらガーデンふ頭全体の再整備をすすめる、隣接地区と一体となった港らしさが感じられるまちづくりを名古屋港管理組合とともに推進	築地ポータウン計画の見直し 跳上橋の修景整備	築地ポータウン計画の見直し、推進 跳上橋の修景整備完了 コミュニティ道路の整備	住宅都市局

2 水辺のにぎわい

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
うるおいと活気のある堀川再生	水辺空間に親しむ機会を増やすため、民産学官の協働により、河川空間を利活用することでにぎわいづくりをすすめるとともに、水質浄化をすすめるため良好な水辺環境の形成を推進	堀川の市民連携イベント来場者数 年間17,000人 堀川1000人調査隊の隊員数 50,600人 維持流量の確保 浅層地下水導入 5か所	堀川の市民連携イベント来場者数 年間22,000人 堀川1000人調査隊の隊員数 65,000人 維持流量の確保 浅層地下水導入 10か所	緑政土木局

3 運河の再生

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
中川運河の再生	沿岸用地へのにぎわい施設の誘導、堀止における緑地の整備、水質の改善、災害に対する防災機能の強化、市民活動への支援などにより、中川運河の再生を推進	にぎわい施設の誘導について、先導的取り組みの実施 堀止緑地の整備促進 水質改善の検討 荒子川運河の護岸改修等の検討	にぎわい施設の誘導の実施 堀止緑地の整備完了 水質改善の検討・実施 荒子川運河の護岸改修等の検討・着手	住宅都市局
水上交通の活性化	熱田、名古屋城やささしまライブ24地区などの歴史資産や拠点をめぐる新たな水上交通網の実現と、熱田と桑名を結ぶ旧東海道唯一の海路である七里の渡しの復活をはかるため、中川運河、堀川と名古屋港などを連絡する水上交通を推進	水上交通網推進プラットフォームによる検討 体験乗船の実施 名古屋港の定期運航（一定の航路でダイヤを定めて行う運航）の実施 不定期運航（一定の航路でダイヤを定めずに行う運航）の実施	水上交通網推進プラットフォームによる検討 体験乗船の実施 新たな航路での定期運行の実施 不定期運航の充実	住宅都市局

施策37 魅力的な都市景観の形成をすすめます

現状と課題

現状

- ・都市空間が市民の共有財産であるとの認識のもと、都市景観の創造・保全に関する各種施策を都市景観基本計画に基づいて実施してきました。
- ・景観法に基づく景観計画を市内全域に指定するとともに、特に良好な景観の形成をすすめる地区を都市景観形成地区として、平成25年4月現在、7地区指定しています。
- ・地域の景観を守り育てるために、都市景観協定により住民自らがまちづくりのルールを定めるなど、市民による景観づくりの取り組みが行われています。
- ・屋外広告業の登録制度や違反広告物の簡易除却などを通じて、広告物の不適正な設置・管理の防止につとめており、近年では、市民の意識や関心も高まり、地域住民やボランティアなどによる取り組みも広がりを見せつつあります。

課題

- ・都市の風格と魅力が感じられる都市景観の形成をはかっていくため、市民・事業者・行政がともに良好な都市景観を守り、育て、創出していくための取り組みを一層すすめる必要があります。
- ・市民が名古屋のまちの景観的魅力について、誇りと愛着を持って語ることができるよう、魅力あるまちの風景や地域まちづくりへの関心を高める必要があります。
- ・違反広告物対策について、除却物件は近年減少していますが、法令上除却対象とならないものが多数存在しているため、これらのものについて適切な是正指導を行っていく必要があります。

●白壁・主税・榑木都市景観形成地区



●オアシス21「水の宇宙船」の上と、そこからみた名古屋テレビ塔（まちなみデザイン20選）



めざす姿 市民が美しいまちなみや魅力的な景観に誇りと愛着をもっている

施策の展開

1 良好な景観形成の誘導

景観法に基づく届出等による助言指導を行うとともに、地域の課題に対応した景観形成のあり方について検討を行います。また、市長表彰、景観アドバイザー制度、助成制度など多面的な取り組みにより、美しいまちなみや名古屋の顔・シンボルとなる魅力的な景観形成の誘導をはかります。

2 景観に配慮したまちづくりの推進

市民が名古屋のまちの景観的魅力について誇りと愛着をもって語ることができるよう、市民参加のもと情報の共有化・発信をすすめて興味関心を高めるとともに、地域における景観まちづくりの取り組みを促進します。

3 違反広告物対策の推進

屋外広告業者の指導などを通じた広告物の適正な設置や管理を促すとともに、市民や地域とも連携しながら違反広告物の簡易除却や是正指導に取り組みます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	名古屋の中で好きなまちの風景やまちなみがある市民の割合	67.2% (25年度)	70%	75%
2	市民参加によって景観づくりをすすめている地区数	10地区 (25年度)	11地区	12地区
3	違反広告物追放推進団体*による簡易除却の実施回数	250回 (25年度)	210回	210回

関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン
- ◆都市景観基本計画
- ◆景観計画

違反広告物追放推進団体：市民による違反広告物の自主的な除却活動を促進するため、一定要件のはり紙・はり札、立看板、広告旗などを除却する権限を委任された団体

施策を推進する事業

1 良好な景観形成の誘導

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
景観法に基づく届出制度の実施	良好な景観形成を誘導するため、大規模建築物・工作物のほか、都市景観形成地区内の建築物の新築などについて、景観形成基準への適合の確認、助言指導を実施するとともに、景観アドバイザーによる助言指導を実施	実施 届出 263件	実施	住宅都市局
景観アドバイザー制度	建築物・工作物担当、広告物担当の各アドバイザーが、原則一週間に一度、相談日を設けて、市民・事業者へ直接、助言指導を実施	実施 相談 406件	実施	住宅都市局
景観重要建造物、都市景観重要建築物等の指定	良好な景観の形成に重要なものについて、景観法に基づいて景観重要建造物等に指定し保存活用するとともに、名古屋市都市景観条例に基づいて都市景観重要建築物等として指定し保存	都市景観重要建築物等 指定 59件 景観重要建造物 指定 5件	指定の継続	住宅都市局
都市景観助成制度	都市景観形成地区内で景観形成に著しく寄与する行為、景観重要建造物および都市景観重要建築物等の保存、都市景観市民団体の活動などに関して助成金を交付	実施 助成 1件	実施	住宅都市局
地域の課題に対応した景観誘導の推進	名古屋城眺望景観の保全や公共空間における屋外広告物の適正化・活用について検討し、景観誘導を推進	調査・検討	実施	住宅都市局

2 景観に配慮したまちづくりの推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
まちなみデザインセレクションの開催	都市景観の向上と景観に関する市民意識の高揚をはかるため、まちなみデザインセレクションを開催し、まちなみデザイン20選の選定と、まちなみデザイン貢献賞の市長表彰を実施	選定・表彰とPRの実施	選定・表彰とPRなどの実施	住宅都市局

3 違反広告物対策の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
屋外広告物の掲出許可	良好な景観の形成や風致を維持するため、屋外広告物の掲出許可を実施	実施 掲出許可 10,162件	実施	住宅都市局
屋外広告業登録制度	不良業者を排除し良好な業者を育成することにより違反広告物が表示されない体制を構築するため、屋外広告業の登録制度を実施	実施 登録・更新 101件	実施	住宅都市局
違反広告物追放推進団体・推進員制度	市民と行政が一体となって良好な都市景観の維持・向上をはかるため、路上の違反広告物の除却活動をする違反広告物追放推進団体・推進員制度を実施	実施 パトロール 250回	実施	住宅都市局

施策38 観光・コンベンションの振興と情報発信により交流を促します

めざす姿 来訪者への案内やおもてなしが行き届き、国内外から多くの人を訪れにぎわっている

現状と課題

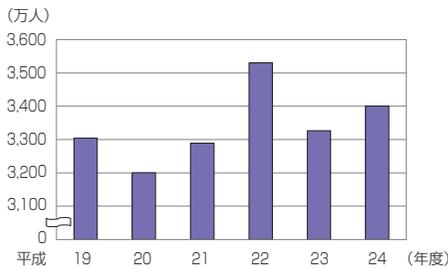
現状

- ・本市を訪れる観光客数は平成17年度の愛知万博や平成22年度の「名古屋開府400年」など、大規模なイベント開催時には一時的に増加しましたが、ここ数年は横ばいになっています。
- ・名古屋は、三英傑をはじめとした武将ゆかりの歴史・文化やものづくり文化など、独自の魅力を豊富に有しています。
- ・市内で開催される国際コンベンションの件数は過去5年横ばいで推移しており、平成24年の都市別開催件数は第6位となっています。

課題

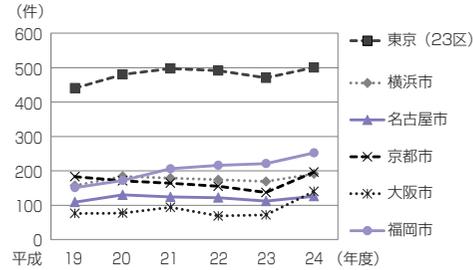
- ・リニア中央新幹線の東京－名古屋間開業を見据え、名古屋が有する魅力を最大限に活かした観光プロモーションの推進やイベントの誘致など、官民が一体となって集客力の向上をはかる必要があります。
- ・中部の魅力的な観光地と連携した広域観光の推進をはかり、名古屋を基点として周遊性を高めていくことが重要です。
- ・積極的にコンベンション等MICE*の誘致を推進し、多様な交流を促進するとともに、おもてなしの心の醸成をはかる必要があります。

●観光客数の推移



出典：名古屋市長官民観光・宿泊客動向調査

●都市別国際会議の開催件数の推移



出典：日本政府観光局 (JNTO) 「国際会議統計」 (平成24年) より名古屋市作成

施策の展開

1 特色や魅力を活かした集客力の向上

市内各地に豊富に存在する武将ゆかりの歴史・文化やなごやめしをはじめとした名古屋の特色や魅力を活かし、市民にも愛される文化・観光拠点として名古屋城や東山動植物園等の魅力向上や積極的な情報発信につとめます。また、周辺の観光地との連携や旅行会社など民間事業者とも連携し多くの観光客が訪れる活気あふれる都市をめざします。さらに、世界に誇るものづくりの技術と心につづけることができる産業観光を推進します。

2 コンベンション等MICEの振興による多様な交流の促進

ものづくり産業の集積をはじめとする当地域の特色を活かして、全国的・国際的なコンベンション等MICEの誘致を推進することにより、国内外の交流を促進し、経済の活性化をはじめ都市の知名度、イメージの向上をはかります。

3 観光情報発信とおもてなしの充実

国内外からの来訪者が楽しく快適に過ごせるよう、地域やボランティアと連携し名古屋独自の魅力を生かした観光案内を行うなど、受け入れ体制の充実をはかります。また、観光・コンベンションによる多様な交流を支える市民一人ひとりのおもてなしの心の醸成をはかります。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	観光総消費額	2,895億円 (24年度)	3,300億円	4,000億円
2	国際会議の年間開催件数	126件 (24年)	150件 (30年)	170件 (40年)
3	観光客の満足度	80.7% (24年度)	85%	90%

関連する個別計画

- ◆観光戦略ビジョン ◆東山動植物園再生プラン新基本計画

MICE：企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

施策を推進する事業

1 特色や魅力を活かした集客力の向上

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
ミラノ国際博覧会への出展	ミラノ国際博覧会への催事参加を通じて、なごやめしなどの独自の食文化や歴史・伝統文化、自動車や航空機を中心とする産業集積についてPRを実施	—	催事参加を通じた愛知・名古屋のPRの実施	総務局
歴史観光の推進	歴史的な魅力を発信するために、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の三英傑のほか加藤清正や前田利家などの名古屋ゆかりの武将をはじめ、芸どころ名古屋の礎を築いた尾張藩7代藩主徳川宗春公などを活用したPR活動、観光キャンペーンなどを実施	実施 名古屋おもてなし武将隊を活用した観光PR事業 武将観光キャンペーンの実施 歴史観光魅力発掘事業 歴史観光旅行商品造成助成	実施 武将隊による名古屋城でのおもてなし、PRイベント 歴史観光旅行商品造成助成 観光キャンペーンの実施 メディア等を活用した尾張名古屋のPR	市民経済局

観光プロモーションの推進	観光都市としてのイメージ向上、名古屋ならではの観光資源のブランド化を推進するため、全国的に認知度が高いなごやめしをはじめとする名古屋の魅力を活かしたPRの検討・実施や、昇龍道プロジェクト推進協議会などへ参画して行う広域連携による海外からの観光客誘致のためのプロモーション活動を実施	実施 物産展などを活用した観光プロモーションの実施 中国を対象とした観光プロモーションの実施 愛知県の韓国プロモーションなどへの参加	実施 物産展などを活用した観光プロモーションの実施 東アジアおよび東南アジアへの観光プロモーションの実施 首都圏におけるPR活動 名古屋ブランドの推進	市民経済局
金シャチ横丁構想の推進	名古屋の武家文化のシンボルである名古屋城およびその周辺の魅力を一層向上させるとともに、国内外からの来訪者に対して、名古屋の魅力を発信するため、金シャチ横丁構想を推進	社会実験の実施 事業化検討調査 整備候補地の埋蔵文化財調査 ネーミング公募	社会実験の実施 公募条件の策定 整備候補地の埋蔵文化財調査 事業者公募の実施 設計および施工 可能なところから順次開業	市民経済局
「世界コスプレサミット」など大規模イベントの開催支援	にぎわいの創出と交流の活性化をはかるため、「世界コスプレサミット」や「にっぽんご真ん中祭り」など大規模イベントの開催を支援	実施	実施	市民経済局

東山動植物園の再生	市民の資産である多様な自然環境を次世代に引き継ぐことと、ニーズに対応した動植物園の魅力向上をめざし、東山の森づくりと動植物園の再生を中心とした東山動植物園再生プランを実施	実施 アジアゾウエリア 北アメリカエリア にぎわいのある快適な園内空間 民設民営による営業施設導入 東山の森づくり	実施 アフリカの森エリア アジアの熱帯雨林エリア 重要文化財温室前館の保存修理 にぎわいのある快適な園内空間 民設民営による営業施設導入 東山の森づくり	緑政土木局
科学館の運営	世界最大のプラネタリウムドームや迫力ある大型展示などを備えた科学館について、学習施設であるとともにエンターテインメント性豊かな全国レベルの観光拠点として、魅力ある特別展の実施などにより近代科学に関する知識の普及啓発を実施	実施 特別展等魅力ある事業の実施 生命館等の展示の更新	実施	教育委員会
芸術と科学の杜事業	白川公園一帯において芸術と科学による新たな文化の創造により、きらめきを発信するまちの形成を推進するため、美術館・科学館、地元町内会・商店街、周辺の施設・専門学校などが連携し、アート大会やイベントなどを実施	実施	実施	教育委員会
蓬左文庫の運営	徳川美術館と連携し、尾張徳川家の貴重な歴史資料と魅力を世界に向けて発信するため、魅力ある展示・催事や調査・研究などを実施	実施 徳川美術館との連携による展示会の開催 7回	実施	教育委員会

2 コンベンション等MICEの振興による多様な交流の促進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 【26～30の事業量等】	所管局
コンベンション等MICEの誘致推進	都市の知名度やイメージの向上、交流人口の増加による都市の活性化、経済波及効果による関連産業の振興、地域の国際化、国際交流の進展に寄与するため、コンベンションなどMICEの誘致を推進	実施	実施	市民経済局
国際会議場の機能強化	国際会議における多様化したニーズに対応し、開催件数を増やすため国際会議場の機能強化を推進	検討	整備方針の調査・検討	市民経済局

3 観光情報発信とおもてなしの充実

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 【26～30の事業量等】	所管局
観光案内の充実	観光客へのおもてなしを充実させるため、広域の観光案内などの機能強化、名古屋駅などにおける観光案内所のあり方検討により、本市をはじめ周辺自治体の総合窓口機能を充実するとともに、災害時も含めた観光客の利便性・安全性の向上をはかるため、受入環境整備の一環として、民間事業者と連携したWi-Fi（公衆無線LAN）などの整備を推進	実施	実施	市民経済局

施策39 地域の産業を育成・支援します

現状と課題

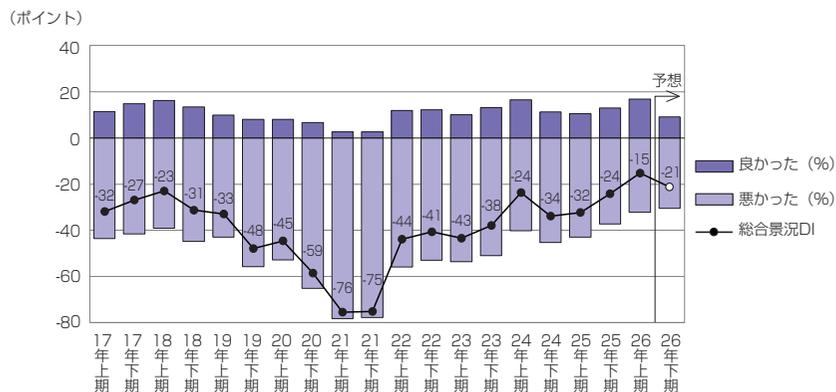
現状

- ・中小企業は市内事業所数の99%を占めており、雇用や地域経済を支えているほか、まちづくりや災害対策など地域社会に大きく貢献しています。
- ・中小企業を取り巻く経営環境は、市場の成熟化や競争の激化などへの対応が求められ、また少子化等の要因によって人材確保が困難になるなど、厳しさを増しています。
- ・景気は回復傾向にあります。しかし、中小企業の経済状況は依然厳しいものとなっています。

課題

- ・社会経済環境の変化に対応しようとする意欲的な中小企業に対し、経営・技術面などでの総合的な支援を行う必要があります。
- ・厳しい経営環境に直面している中小企業に対し、金融面での支援など経営基盤の安定・強化を行う必要があります。
- ・地域の商店街を取り巻く環境は、社会や経済の構造変化により厳しい状況にあり、とりわけ商店街を支える担い手不足の解消が課題となっています。

●総合景況DI*の推移



出典：名古屋市景況調査

DI (ディフュージョン・インデックス) : 業況判断指数 (社数構成比) のこと。計算式は以下のとおり。
DI = 「良い、増加、上昇、改善」と回答した企業の割合 - 「悪い、減少、下降、悪化」と回答した企業の割合

めざす姿 地域の産業が育ち発展している

施策の展開

1 競争力強化・ものづくり基盤技術強化の支援

中小企業における設備投資、人材の確保、技術・技能向上、知的財産権の活用を支援します。また、工業研究所等を活用し、ものづくり基盤技術の振興や人材の育成をすすめます。

2 経営基盤安定化の支援

中小企業・組合などのニーズを把握し、社会経済環境の変化に対応した経営・技術相談、情報提供、融資の支援を行うなど、経営基盤の安定・強化をはかります。また、市の調達において、公正性、競争性、透明性をふまえ、地元企業の受注機会を確保します。

3 産業交流の促進

産業見本市の誘致・開催などによる幅広い新製品発表機会の確保とともに、中小企業の見本市などへの参加促進や国内外での販路開拓を支援し、関連支援機関と協力しながら、競争力の強化をはかります。

4 地域商業の活性化

中部圏の中核都市として魅力ある商業地の形成を支援するとともに、地域と一体となった身近な商業地の育成支援を行います。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	法人事業所数	95,108 (25年度)	106,200	117,300
2	設備投資の実施率	20.0% (25年度)	22%	24%
3	産業見本市、展示会来場者数	255万人 (25年度)	282万人	311万人

関連する個別計画

- ◆産業振興ビジョン

施策を推進する事業

1 競争力強化・ものづくり基盤技術強化の支援

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
戦略的産業振興 施策の推進	世界有数のものづくりの中核 地域である名古屋圏の中心都 市として、産業交流機能や産 業競争力を強化するため、将 来を見据えた産業振興施策を 検討	検討	実施 地域産業成長戦 略基礎調査 産業振興施策の 将来展望検討調 査	市民経 済局
挑戦型中小企業 創出プロジェクト	次代の名古屋を支える企業群 の形成をはかるため、名古屋 挑戦型企業塾を設置し、セミ ナーの開催や専門家による販 路開拓支援等を実施	実施 塾生34社	実施	市民経 済局
小規模企業者設 備投資促進助成	小規模企業者の競争力強化お よび経営安定化をはかるため、 機械設備の導入・更新に対し 助成	実施 受付 25年度申請分 79件 補助金の交付 25年度交付分 52件	実施	市民経 済局
小規模企業者経 営改善相談事業	経営環境の厳しい小規模企業 者の経営改善・強化をはかる ため、新事業支援センターに 専門の相談窓口を開設すると ともに、中小企業診断士等の 専門家派遣を実施	窓口相談、専門家 派遣の実施	窓口相談、専門家 派遣の実施	市民経 済局
工業研究所にお ける研究開発と 人材育成	中小製造業の新製品開発・品 質向上などに関わる研究開発 を行い、その成果に基づき受 託研究や人材育成、提案公募 型事業を実施するとともに、 中小製造業の総合的な支援と して、出向きます技術相談、 共同研究、技術研修などを実 施	実施 研究開発件数 99件	実施	市民経 済局

工業研究所にお ける技術指導・ 試験分析と施設 管理	中小製造業が抱える課題を解 決するため、工業研究所で行 った研究の成果などをふまえ て、中小製造業に対する技術 相談・指導や各種の依頼試 験・分析などを実施するとと もに、技術の普及を目的とし た、講演・講習会の開催、施 設の貸出などを実施	実施 技術相談・指導 件数 19,819件 講演・講習会開 催件数 34件 施設の貸出件数 746件	工業研究所にお ける技術指導・試験 分析と施設管理	市民経 済局
-------------------------------------	--	--	---------------------------------	-----------

2 経営基盤安定化の支援

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
中小企業金融対策	中小企業の経営基盤の安定や 事業の多角化などを促進する ため、各種融資制度の実施、 信用保証制度の運用を通じた 支援を実施	実施	実施	市民経 済局
中小企業振興セ ンターの運営	中小企業の経営基盤の安定・ 強化をはかるため、経営上の 各種相談、経営管理に関する 各種セミナーの開催および中 小企業経営に役立つ情報の提 供等を実施	実施 経営管理に関す る各種セミナー の開催件数およ び受講者数 21件 1,260名	実施	市民経 済局

3 産業交流の促進

事業名	事業概要	現況 〔25時点の状況〕	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
国際展示場の運営	地域産業の競争力の強化をは かるため、産業・貿易の振興 および国際交流促進の拠点と して第1展示館、第2展示館、 第3展示館のほか交流センタ ー等の管理運営を実施し、産 業見本市・展示会の誘致・開 催などにより、産業見本市等 への参加促進や国内外での販 路開拓を支援	実施	実施	市民経 済局

国際展示場の整備	名古屋圏における展示会機能を強化するため、第1展示館の移転整備をすすめるとともに、世界の動向も視野に入れ、利用者ニーズなどもふまえつつ、産業交流のためのさらなる展示会機能の強化に向けた調査検討を実施	実施	実施	市民経済局
中小企業振興会館の運営	中小企業の競争力の強化をはかるため、展示場・集会・研修会場と中小企業の各種相談窓口機能を併設する施設の管理運営を実施し、見本市・展示会の誘致・開催などにより見本市等への参加促進や販路開拓を支援	実施	実施	市民経済局
中小企業販路開拓支援事業	中小企業の販路拡大やPRを促進するため、本市内外の展示会や見本市で自社製品やサービス等をアピールする機会として、見本市・展示会への出展支援や企業アピール大会を実施	実施 見本市・展示会への出展支援社数 7社 企業アピール大会の参加者数 13社	実施	市民経済局
メッセナゴヤの開催	中小企業のビジネスチャンスの拡大をはかり、異業種交流を促進するための国際見本市「メッセナゴヤ」を開催	実施 出展ブース数 1,509小間	実施	市民経済局
中小企業海外販路開拓支援事業	中小企業の海外ビジネスチャンスの拡大を支援し、競争力強化をはかるため、すぐれた製品を持ち、海外販路開拓に意欲的な企業に対し、専門家によるアドバイスにより、海外販路開拓の着手から商談実施までの一貫した支援を実施	実施 海外販路開拓支援社数 20社	実施	市民経済局

4 地域商業の活性化

事業名	事業概要	現況 (28時点の状況)	計画目標 〔29～30の事業量等〕	所管局
地域商業地の活性化・整備促進等	地域商業地の活性化をはかるため、商店街が地域で実施するにぎわいづくりやまちづくりなど商店街の魅力向上に資する事業や、人材育成を促進する事業のほか、街路灯等の共同施設の維持管理にかかる事業への助成等を実施	実施 まつり・イベント開催が地域のふれあい・交流を深めることに役立つと思う来街者の割合 75% 商店街街路灯のLED化率 49% 事業承継の支援	実施 まつり・イベント開催が地域のふれあい・交流を深めることに役立つと思う来街者の割合 80% 商店街街路灯のLED化率 80% 事業承継の支援	市民経済局

施策40 次世代産業を育成・支援します

現状と課題

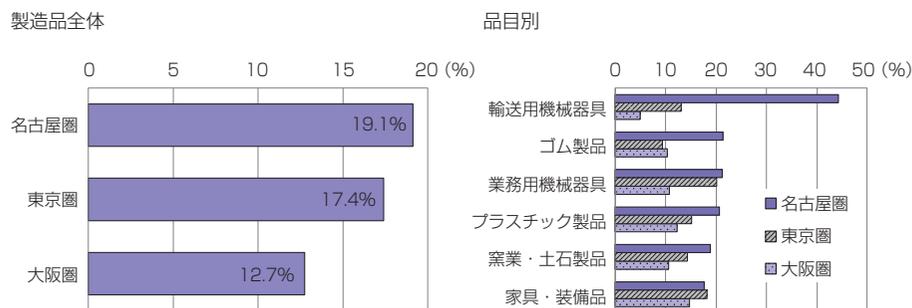
現状

- ・本市を中心とする圏域は、自動車、工作機械、航空宇宙やセラミックスなどのものづくり産業の世界的な集積地であり、本市は圏域の中核都市として、ビジネス拠点機能・国際交流機能といった重要な役割を果たしています。
- ・これまで地域経済をけん引してきた輸出型産業も、経済のグローバル化や新興工業国の台頭により、競争が激しさを増しています。
- ・平成23年12月に「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」として国際戦略総合特区の指定を受け、今後の航空宇宙産業のさらなる発展が期待されています。

課題

- ・圏域における経済の持続的な発展のためには、自動車や工作機械といった基幹産業に加え、今後の成長が期待される新たな産業の創出を支援し、多様な産業群を育成することにより地域経済の活性化や雇用機会の創出をはかる必要があります。
- ・産業振興を行うにあたっては、民間企業との共同研究開発など、より効果的な施策展開を行うことが求められています。
- ・国内外の活力ある企業の誘致により、地域経済の一層の活性化をはかる必要があります。

●三大都市圏の製造品出荷額の対全国シェア



※名古屋圏…愛知県、岐阜県、三重県
 東京圏…東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県
 大阪圏…大阪府、兵庫県、京都府、奈良県

出典：経済産業省「工業統計調査」（平成24年）より名古屋市作成

出典：経済産業省「工業統計調査」（平成24年）より名古屋市作成

めざす姿 次の時代を担う産業が育ち発展している

施策の展開

1 成長分野産業の振興

当地域が技術力や産業集積において優位性を持ち、次世代産業として期待される航空宇宙をはじめ、医療・福祉・健康、環境・エネルギーなどの今後の成長が期待される分野において国・県・企業・大学などと連携し、民間の知恵を活用しながら、産業の振興をはかります。また、なごやサイエンスパークにおいて次世代産業の基盤技術であるナノテクノロジーをはじめとした先端技術の研究開発や既存技術の高度化を推進します。

2 クリエイティブ産業の振興

地域資源である文化と産業が相互に刺激しあい、付加価値を高めていく取り組みを促進するため、デザイン、ファッション、コンテンツ、伝統産業などのクリエイティブ産業を強化します。特に、ユネスコのクリエイティブ・シティズ・ネットワーク*を活かして、「デザイン都市なごや」の国際的な情報発信、人材育成・啓発を行います。

3 企業誘致・創業等支援

将来の産業力強化につながる研究開発施設の立地を重点的に支援するとともに、ものづくり産業や、大都市ならではの商業・サービス産業の厚い集積、市民税減税をはじめとする本市の特色を積極的にPRし、国内外企業の誘致を推進します。また、相談体制の充実やインキュベート施設*の運営などにより、起業家による創業を支援するとともに、今後の成長が見込まれる分野へ新たに進出しようとする中小企業などを、研究開発から事業化までの各段階に応じて総合的に支援します。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	法人設立等件数	4,416件 (25年度)	5,100件	5,700件
2	製造業の付加価値額	11,183億円 (24年)	12,600億円 (30年)	13,900億円 (40年)
3	新事業進出等に取り組む企業の割合	25.8% (25年度)	36%	40%

関連する個別計画

◆産業振興ビジョン

クリエイティブ・シティズ・ネットワーク：創造的・文化的な産業の育成、強化によって、都市の活性化をめざす都市間の国際的な連携・相互交流を支援するために、平成16年にユネスコにより創設
 インキュベート施設：新たに設立された競争力の弱い企業や事業者、国や地方自治体などが技術、人材、資金の各方面から支援するため、そうした事業者を優先的に入居させる施設

施策を推進する事業

1 成長分野産業の振興

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
市立大学における医薬看工連携事業の推進	医薬看工連携のもと、医療現場におけるニーズおよび大学の研究成果をもとに、企業との連携による革新的な医薬品や医療介護福祉機器などの研究開発および大学発ベンチャーによる製品の实用化を実施	医療介護福祉機器開発のための「メディカルイノベーションプロジェクト」の実施 創薬関連事業の実施	実施 産学連携の窓口の設置	総務局
なごやサイエンスパーク事業の推進	地域の持続的な発展を目的として、当地域のものづくり産業を支える研究開発拠点を形成し、産・学・行政が連携して研究開発等を実施するなごやサイエンスパーク事業について、公的研究機関などが集積するAゾーン、テクノヒル名古屋として民間の研究開発施設などが集積するCゾーンの運営などの事業を推進するとともに、Bゾーンについては有効な活用策を全庁的に検討	推進	推進 Bゾーンについては、活用策を決定次第事業用地の再取得	市民経済局
航空宇宙産業新規参入・販路拡大支援事業	中小企業の航空宇宙産業への新規参入を支援するための普及啓発・情報提供を実施するとともに、新規・既存参入企業の販路拡大を支援するため、国内外における展示会等を活用した商談支援、機械設備・設計システム等の購入にかかる経費の一部助成を実施	実施	実施	市民経済局

医療・福祉・健康産業の振興	当地域が誇る高度なものづくり技術を活かし、今後成長が見込まれる医療・福祉・健康産業の活性化や革新的な医療介護福祉機器等の開発を促すため、関係機関と連携しつつ、情報提供から研究開発、販路開拓に至る一連の支援を実施し、企業の当該産業分野への参入等を促進	実施 研究会・講演会の開催 5回	実施	市民経済局
---------------	--	------------------------	----	-------

2 クリエイティブ産業の振興

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
伝統的地場産業の振興	伝統的地場産業の振興をはかるため、若手技術者の育成や、新商品を開発する事業および伝統産業をPRするための事業を実施	実施 若手技術者育成事業助成件数 7件 新商品開発事業助成件数 2件	実施	市民経済局
ファッション産業の振興	地域のファッション風土づくりを推進し、デザイナーなどの優秀な人材の発掘と関係業界の振興をはかるため、ファッション情報の提供・収集、コンテストの開催、人材育成、ファッションビジネス・風土づくり、産業振興事業への助成等を実施	実施 ナゴヤファッションコンテスト応募点数 4,505点	実施 ナゴヤファッションコンテスト応募点数 〔20,000点〕	市民経済局
デザイン活用支援事業	中小企業におけるデザインの活用・導入を促進するためにデザイン等の専門家を企業に派遣し支援	実施 アドバイス・派遣社数 8社	実施 アドバイス・派遣社数 〔40社〕	市民経済局

ユネスコ・デザイン都市なごやの推進	デザイン分野で加盟認定されたユネスコ・クリエイティブ・シティズ・ネットワークを活用し、国際デザインセンターやデザイン団体と連携して、国内外に向けて広くユネスコ・デザイン都市なごやを発信する事業を実施	実施 交流・PR事業 人材育成事業 啓発事業	実施 交流・PR事業 人材育成事業 啓発事業 ユネスコ・デザイン都市ネットワーク・フォーラム（仮）の開催	市民経済局
デジタルコンテンツ博覧会NA GOYAの開催	国際的なデジタルアニメーション・コンペティションを核としたデジタルコンテンツ博覧会を開催	検討	実施	市民経済局

3 企業誘致・創業等支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~28の事業量等]	所管局
クリエイティブ人材の創出	クリエイターや若手研究者らクリエイティブ人材の活動の機会の創出をはかり、ものづくりに新たな価値を付加するクリエイティブ産業の強化をめざすため、クリエイティブ人材がものづくり企業と交流したり、3Dプリンタなど最新デジタル技術にふれられる場を国際デザインセンターに設置するとともに、事業化を推進するための講演会の開催や、工業研究所において製品開発のための試作支援を実施	クリエイターズショップ「ループ」の運営 情報提供事業「ものづくりに活かすプロダクトデザイン技術講演会」の開催	クリエイターズショップ「ループ」の運営 デザイン・ものづくり交流フロアの整備・運営 情報提供事業「ものづくりに活かすプロダクトデザイン技術講演会」の開催 デジタル機器の導入と技術支援での活用	市民経済局

産業立地促進助成	企業立地を促進し、市内産業の空洞化に対応するとともに、地域経済の一層の活性化をはかるため、土地・建物を新たに取得・賃借し、オフィス、工場、研究施設を開設または新・増設する企業に、その経費の一部を助成	実施 28件	実施	市民経済局
シティセールス事業	投資環境のPRと企業誘致の効果的な促進をはかるため、企業誘致専門員の配置や、I-BAC [*] 、GNI [*] を通じて、すぐれた投資環境を広く国内外に紹介するとともに、市外企業への進出意向アンケートやパンフレットなどを利用した企業誘致活動を実施	実施 企業誘致専門員の配置 2名	実施 企業誘致専門員の配置 2名	市民経済局
創業等支援事業	市内中小企業の活性化や雇用機会の創出をはかるため、プロジェクトマネージャーなどの設置、事業可能性評価委員会の設置、専門家派遣事業、創業研修、起業家支援事業、創業準備ルームの提供など、創業や新事業の創出を事業化まで各段階に応じた総合的な支援を実施	実施 プロジェクトマネージャー等の設置数 6件	実施	市民経済局
都市型産業研究施設開設助成	都市型産業研究施設の開設促進と雇用機会の拡大をはかるため、名古屋ビジネスインキュベータ等に入居する企業に対し、テナント賃借料の一部を助成	実施 助成件数 51件	実施	市民経済局

I-BAC：愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター。愛知県へ進出を希望する外国企業をサポートするために、愛知県、名古屋市、名古屋港管理組合、名古屋商工会議所が一体となって設立した団体。

GNI：グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ。圏内の産業経済をより世界によりオープンなものとして、世界からすぐれた企業・技術やヒト・情報を呼び込むために、圏内の県、市、産業界、大学、研究機関が一体となり、国際的産業交流を促進する活動。

施策41 市民サービスの向上をすすめます

現状と課題

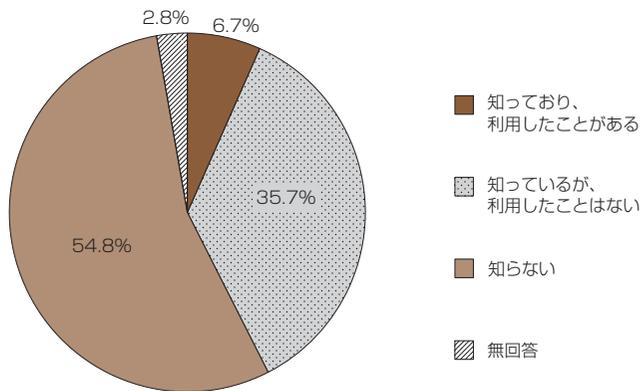
現状

- ・区役所・支所においては、接遇研修の実施やフロアサービス員の配置、日曜窓口の実施などサービスの向上に取り組んでいます。
- ・コールセンター「名古屋おしえてダイヤル」において市民からの問い合わせに対応するとともに、市民相談などを通じて市民からの意見・要望を幅広く受け付け、市民ニーズの把握につとめています。
- ・インターネットを活用して、市民に身近な行催事などの申し込みができる電子申請システムの利用拡大につとめています。

課題

- ・区役所・支所などの窓口において、市民が丁寧な対応と分かりやすい説明を受け、円滑に用件を済ませられるよう、職員の接遇・CS（お客様満足度）の向上や業務改善などに取り組むことが一層重要になっています。
- ・市民の声をより幅広く積極的に聴くとともに、施策の立案に反映していくことが必要です。
- ・ICT*を活用した行政サービスに対する市民ニーズの高まりに的確に対応し、より一層利便性の向上につとめる必要があります。

●名古屋市の電子申請サービスについて



出典：市政アンケート（平成24年度）

ICT：情報通信技術。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利な「コミュニケーション」が実現するという、情報通信技術におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確に示したものの。

めざす姿 市民の立場に立ったサービスが迅速・丁寧提供されている

施策の展開

1 窓口サービスの改善・拡充

より便利で快適なサービスを提供できるよう、住民票などの取得機会の拡充を検討します。区役所の窓口において、市民が快適かつ迅速に手続きが行えるよう、フロアサービスの実施や職員の接遇向上など、CS（お客様満足度）の向上をはかります。

2 広聴活動の実施

さまざまな広聴活動を通して市民からの意見や要望を幅広く聴き、市民ニーズを的確に把握するとともに、把握した市民ニーズに即した施策展開へとつなげます。

3 ICT活用による利便性の高いサービスの実現

ICTの活用により、市民が身近な場所で利用しやすい時間に行政サービスを受けることができるようにするとともに、安全な情報環境づくりにつとめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	区役所・支所窓口における対応に満足している市民の割合	97% (25年度)	100%	100%
2	コールセンター利用者の満足度	93.4% (25年度)	95%	95%
3	電子申請システムの利用部署数	154部署 (25年度)	157部署	167部署

関連する個別計画

- ◆新たな区役所改革計画
- ◆第2次情報化プラン

施策を推進する事業

1 窓口サービスの改善・拡充

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
区役所におけるフロアサービス	来庁者が快適かつ迅速に手続きを行えるよう、庁舎の案内や混雑時の誘導、市民課フロアでの記載案内などを実施	実施	実施	市民経済局
戸籍・住民基本台帳事務	区役所・支所における戸籍法・住民基本台帳法などに基づく証明・届出に関するサービス、日曜窓口・地下鉄駅取り次ぎサービスの実施、栄サービスセンターの運営、転入者向けに情報誌「ようこそ名古屋へ」を提供	実施	実施	市民経済局
住民票の写し等のコンビニ交付の推進	住民票の写しなどの取得機会拡充による市民サービスの向上をはかるため、国がすすめるコンビニ交付に参加するに当たり、住民記録システムおよび戸籍電算システムの改修などにかかる調査検討を実施	—	調査	市民経済局
中村区役所改築	市民の利便性向上のため、アセットマネジメント推進プランをふまえ、建物の老朽化を考慮しながら、中村区役所の改築を実施	検討	工事着手	市民経済局

2 広聴活動の実施

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
コールセンターの運営	市政に関する簡単なお問い合わせに答える総合的な窓口としてコールセンター「名古屋おしえてダイヤル」を運営	運営	運営	市民経済局

3 ICT活用による利便性の高いサービスの実現

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
ICTの双方向性を活用した情報交流の拡充	ソーシャルメディアやオープンデータなどのICTが持つ双方向性を活用し、市政情報など、行政の保有するさまざまな情報について、市民へ提供していく手段を拡大するなど、多様な情報交流を拡充	実施	実施	総務局

施策42 市民への情報発信・情報公開をすすめます

現状と課題

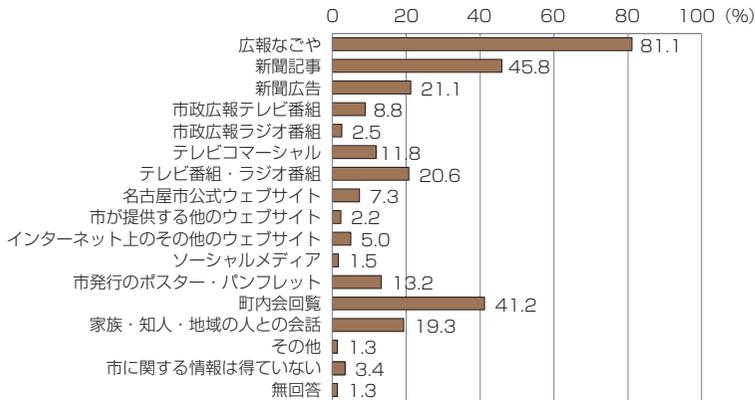
現状

- ・広報なごやは、市民が市政情報を知る上で中心的な広報媒体となっています。
- ・情報公開制度の着実な運用により、平成25年度は3,649件について情報公開（一部公開を含む）を行い、その公開率は98.3%となっています。
- ・情報化の進展にとまぬ、市政における電子情報の利用が拡大する一方で、個人情報保護に対する市民の関心が高まっています。

課題

- ・市民の声を反映し、市民にとってさらに利用しやすく、わかりやすい情報提供を行うことが必要です。
- ・テレビ、新聞などさまざまな媒体に取り上げられるよう報道機関に積極的に情報発信するなど、市民の元に届きやすい効果的な広報を行うことが必要です。
- ・情報公開における手続きの簡素化や迅速化をはかり、市民にわかりやすい総合的な情報公開をさらにすすめる必要があります。
- ・市政の透明性を確保するため、施策決定プロセスの公開を一層すすめる必要があります。
- ・本市が保有する個人情報の保護および管理を適正に行い、市民の安心と信頼を確保する必要があります。

● 市政情報を知る手段



出典：市政アンケート（平成25年度）

めざす姿 市政に関する情報が市民にわかりやすく提供され、十分に公開されている

施策の展開

1 情報提供、情報公開の推進

市民の市政への参加をすすめる、民主的で透明性の高い市政を推進するため、行政文書の公開や会議の公開の実施、さらに施策・事業展開の決定過程における情報提供をすすめるなど、情報公開を総合的に推進します。

2 伝わる広報の推進

市民ニーズをふまえた広報なごやの紙面の充実や、よりわかりやすく利用しやすい市公式ウェブサイトの構築など、さまざまな媒体を通じた効果的な広報につとめます。また、市長自らが先頭に立って積極的に情報発信をすすめます。

3 個人情報保護の推進

名古屋市個人情報保護条例をはじめとする個人情報保護制度を適切に運用し、さらなる充実をはかるとともに市民の個人情報の保護を推進します。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	市政に関して知りたい情報が十分に得られていると思う市民の割合	49.9% (25年度)	55%	60%
2	情報公開率	98.3% (25年度)	99%	99%
3	広報なごや全体の印象「わかりやすい」と思う市民の割合	67.4% (25年度)	70%	70%

施策を推進する事業

1 情報提供、情報公開の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
市民情報センターの運営	市政への市民参加をはかるとともに、透明性の高い市政運営に資するため、市政に関連する情報提供を行う市民情報センターを運営し、市民に対する情報提供や案内、資料の配布、有償刊行物の販売を実施	実施	実施	市民経済局
情報公開制度の運用	情報公開の総合的な推進をはかるための条例に基づき、市民情報センターで公開請求を受け付け、文書を管理する実施機関で公開などの決定を実施	実施	実施	市民経済局

2 伝わる広報の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
広報の充実	市政情報の受け取り手である市民の利便性の向上と適切かつ迅速な情報発信を行うため、紙媒体、放送番組、電子情報など、複数のメディアを組み合わせて選択肢を増やすとともに、紙面や内容の充実、動画配信サイトへの映像掲載などにより、わかりやすい広報を実施	広報なごやの発行 新聞など広告の掲載 広報テレビ・ラジオ番組の制作 市公式ウェブサイトの運営 報道機関への情報提供	実施	市長室

3 個人情報保護の推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
個人情報保護制度の運用	市の保有する個人情報を適切に取り扱うため、条例に基づき市民情報センターで個人情報の開示などの請求を受け付け、情報を保有する実施機関で開示などの決定を実施	実施	実施	市民経済局

施策43 地域主体のまちづくりをすすめます

めざす姿 多様な主体が地域において地域のことを、自ら考え、行動している

現状と課題

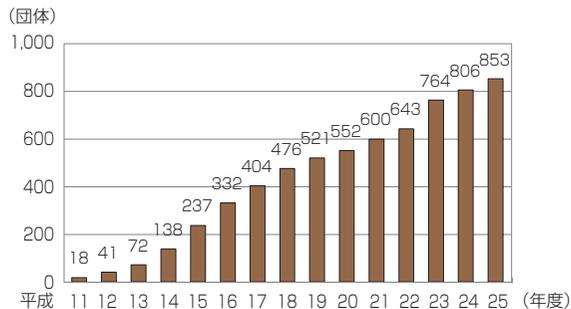
現状

- ・本市の住民自治は、町内会や自治会に加えて区政協力委員による広報広聴活動や、学区連絡協議会が中心となった「安心・安全・快適まちづくり活動」など、地域の課題解決のための活動を通じて、地域の発展に貢献しています。
- ・平成21年度より、新しい住民自治の仕組みとして「地域委員会」の取り組みをすすめています。
- ・少子化・高齢化による人口構造の変化や価値観の多様化などにより、求められる公共サービスの範囲が拡大し、行政による画一的なサービスでは対応が困難な状況が生じてきています。
- ・現在市内に主たる事務所のあるNPO法人数は800団体を超え、その活躍の場が広がりを見せるとともにまちづくりを担う力が育ってきています。

課題

- ・個人では解決困難な問題も地域の課題ととらえ、地域全体で考えることで解決への道を広げていくことが求められています。
- ・地域団体やNPOなどが、自主的・自立的に活動ができるよう成長を支援するとともに、行政との協働をはじめ、地域における多様な主体が連携し、地域の魅力向上や安心・安全なまちづくりなど、地域の課題解決に取り組むことが一層重要となっています。
- ・地域が自ら考え行動するまちづくりを、市民にとって身近な行政機関である区役所を中心に総合的に支援する仕組みが必要とされています。

●市内に主たる事務所を有するNPO法人数



出典：名古屋市作成

施策の展開

1 住民が主体となったまちづくりの推進

住民に身近な組織である学区連絡協議会など地域団体による自主的な活動への支援を行うとともに、地域コミュニティ活性化の検討を行い、住民が主体となったまちづくりの推進をはかります。また、地域委員会のモデル実施の検証の中で、地域団体との関係などを整理した上で、住民自らが地域の課題とその解決策について検討し、必要となる市予算の一部の使い途を提案する新しい住民自治の仕組みを検討し、創設に取り組みます。

2 地域のまちづくりへの支援

地域の魅力や住環境を向上させるまちづくりをすすめるため、地域の自主的なまちづくり活動への助成などの支援を行うとともに、多様な情報提供や地域のまちづくりを担う人材の育成などにより、地域のまちづくりを支援します。

3 市民活動の活性化

地域団体やNPOなどの活動を促進し、成長を支援するため、活動場所や情報の提供をはじめとした運営支援を行うほか、これらの団体と行政など多様な主体間の連携を推進します。また、地域住民の交流の場となるコミュニティセンターや学校を中心に、市民活動や地域活動の活性化をはかります。

4 区の総合行政機能の強化によるまちづくり・魅力づくりの推進

地域主体のまちづくりを支援するため、区役所と土木事務所、環境事業所などとの連携強化による支援体制の確保をはかります。また、各区役所において市民ニーズを的確に把握し、地域の特性に応じたまちづくりや魅力づくりを主体的にすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	地域の住民によるまちづくりが活発に行われていると思う市民の割合	30.5% (25年度)	40%	60%
2	地域活動やボランティア・NPO活動に参加している市民の割合	25.7% (25年度)	30%	35%
3	市内に主たる事務所を有するNPO法人数	853団体 (25年度)	1,000団体	1,270団体

関連する個別計画

- ◆新たな区役所改革計画
- ◆市民活動促進基本方針
- ◆都市計画マスタープラン

施策を推進する事業

1 住民が主体となったまちづくりの推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
新しい住民自治の仕組みの検討・創設	新たな地域課題への対応やこれまでの地域活動の充実・強化をはかるため、住民自らが地域の課題とその解決策について検討し、必要となる市予算の一部の使い途を提案する新しい住民自治の仕組みを検討・創設	地域委員会のモデル実施 7地域	地域委員会のモデル実施の検証 新しい住民自治の仕組みの検討・創設	総務局
安心・安全・快適まちづくり活動の支援	安心・安全で快適なまちの実現に向けて、「学区連絡協議会」などが実施する地域活動に対して助成	実施 区安心・安全で快適なまちづくり協議会 16区 学区連絡協議会 など 264学区	実施 区安心・安全で快適なまちづくり協議会 16区 学区連絡協議会 など 全学区	市民経済局
地域コミュニティ活性化の推進	地域コミュニティの活性化をはかるため、地域活動に対する支援を実施するとともに市民の地域活動への参加を促進	実施	実施	市民経済局

2 地域のまちづくりへの支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
名古屋都市センターの運営	地域主体のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する調査・研究、情報収集・提供および人材の育成・交流事業を実施	調査・研究 累計179件 企画展 累計247件 セミナー・講演会 累計320件 まちづくりびと養成講座の実施	調査・研究 累計229件 企画展 累計347件 セミナー・講演会 累計420件 まちづくりびと養成講座の実施	住宅都市局
地域まちづくりの推進	地域の考えにより地域の魅力や住環境を向上させる「地域まちづくり」を推進するため、まちづくり団体に対するアドバイザー派遣や助成金交付、まちづくりの組織設立や構想作成への支援を実施	地域まちづくりサポート制度の実施 アドバイザー派遣 累計58回 助成金交付 累計8団体 重点地域支援の実施 団体設立支援 累計9団体 構想作成支援 累計5団体 地域まちづくりの推進に向けた制度検討	地域まちづくりサポート制度の実施 アドバイザー派遣 累計358回 助成金交付 累計43団体 重点地域支援の実施 団体設立支援 累計15団体 構想作成支援 累計17団体 地域まちづくりの推進に向けた制度検討	住宅都市局

3 市民活動の活性化

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
コミュニティセンターの整備・運営	住民の自主的な地域活動の拠点とするため、条件の整ったところからコミュニティセンターの整備を順次すすめるとともに、地域住民により組織された公共的団体を指定管理者として自主管理・自主運営を実施	開館数 222館	条件の整ったところから順次整備	市民経済局
市民活動の促進	さまざまな社会的課題の解決への市民参加を促進するとともに、市民活動団体と行政などとの協働を推進するため、市民活動推進センターにおいて、ボランティア・NPOに関する情報提供・相談業務等を実施	実施 地域活動やボランティア・NPO活動に参加している市民の割合 25.7%	実施 地域活動やボランティア・NPO活動に参加している市民の割合 30%	市民経済局
NPO法人の設立、運営支援	NPO活動への市民参加を推進するため、市民活動推進センターにおいて、NPO法人の設立認証を行うほか法人の設立や運営の相談の支援等を実施	実施 市内に主たる事務所を有するNPO法人数 853	実施 市内に主たる事務所を有するNPO法人数 1,000	市民経済局
学校開放	市立の小・中・高等学校の施設を開放し、住民の学習・スポーツをはじめ、地域コミュニティにおける活動を支援	実施	実施	教育委員会
PTA・女性会などの連携による地域活動の促進	地域活動の活性化を目的として行われる、PTAや女性会の活動を支援	実施	実施	教育委員会

4 区の総合行政機能の強化によるまちづくり・魅力づくりの推進

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
自主的・主体的な区政運営	各区役所が自主性・主体性を発揮し、市民ニーズを的確にとらえ、地域特性に応じた取り組みを行うため、「区政運営方針」に定めた事業を実施	実施	実施	市民経済局
空家等対策の推進	空家等の適切な管理の推進および活用を促進するため、所有者等に対し適切な管理につとめるように促すとともに、情報提供その他必要な支援を実施	実施	実施	市民経済局はじめ関係局

施策44 公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用をすすめます

めざす姿 公共施設(市民利用施設・道路など)の計画的な維持更新によって、市民へ安心・安全で適切なサービスが提供されている

現状と課題

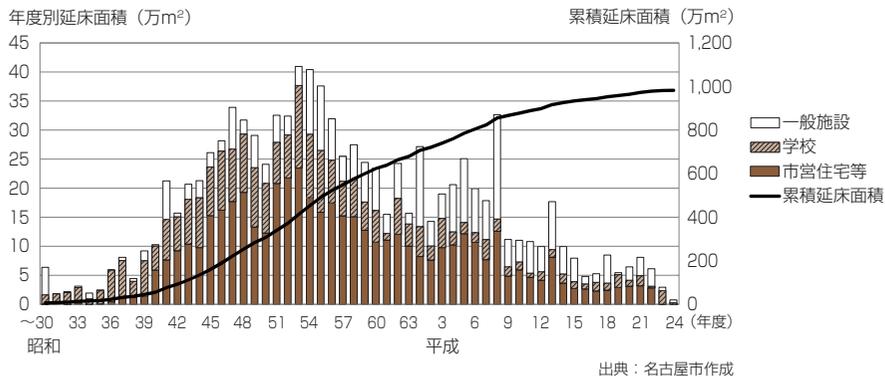
現状

- ・学校、市営住宅などの市設建築物は、昭和40年代から60年代を中心に、道路などの公共土木施設は、昭和30年代から集中的に整備されてきました。
- ・今後一斉に老朽化がすすみ、これまでの維持管理・更新の手法では、一時期に多大な財政負担を生じることが見込まれています。
- ・近年は、市設建築物および公共土木施設の整備にかかる投資的経費は、厳しい財政状況のため減少傾向にあり、公共施設の維持に要する維持補修費は、おおむね横ばいで推移しています。

課題

- ・今後も厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設を適切な状態に保つため、計画的・効率的な維持管理をはかるとともに保有資産の有効活用と財源の確保につとめる必要があります。
- ・当面は、公共施設の安全性や運営に重大な支障をきたさないよう、修繕や設備の更新、点検や補修を計画的に実施していく必要があります。
- ・老朽化する施設が急増し、必要な施設整備費の増加が将来見込まれることから、今後は公の施設の公共性や有効性、代替性を検討し、保有資産量の適正化をはかる必要があります。

●市設建築物の建設年度別延床面積



施策の展開

1 施設の長寿命化と保有資産の有効活用

公共施設が本来の機能を十分に発揮できる状態を保てるよう、施設の計画的・効率的な維持管理に取り組むとともに、長寿命化を実施することにより経費の抑制と平準化をはかります。また、既存施設の用途転用、利用予定のなくなった土地の売却・貸付、ネーミングライツ*の拡大など保有資産のさらなる有効活用による一層の財源確保につとめます。

2 保有資産量の適正化

市設建築物については、将来需要の適切な見通しのもと、必要なサービスは確保しつつ、今までのサービスの目的ごとに施設を整備する「施設重視」から、施設保有量を減らしても機能は維持する「機能重視」への転換により、保有資産量の適正化の検討をすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	公共施設の維持管理状態に不満を感じている市民の割合	25.3% (25年度)	17.2%	13.4%
2	市設建築物の応急保全実施済み項目の割合	37.9% (25年度)	100%	100%
3	維持管理計画に基づき予防保全型の補修*に着手した橋りょうの割合	27% (25年度)	70%	100%

関連する個別計画

- ◆アセットマネジメント基本方針
- ◆アセットマネジメント推進プラン

ネーミングライツ：施設の名称にパートナー企業などの愛称をつけることで、市の財産を活用して、新たな財源を確保し、施設の魅力向上をはかるもの
 予防保全型の補修：計画的な点検に基づき、損傷が深刻化する前に行う補修

施策を推進する事業

1 施設の長寿命化と保有資産の有効活用

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
応急保全の実施	老朽化した施設において、運営に重大な支障をきたすことがないようにするため、利用者の安全性や快適性に配慮した施設の修繕や設備の更新を実施	実施 応急保全実施済項目の割合 37.9%	実施 応急保全実施済項目の割合 100%	財政局 (全局)
保有資産の有効活用と財源確保	財源確保をはかるため、新しい社会ニーズに対し既存施設の有効活用により対応するとともに、余剰となった資産の売却、貸付やネーミングライツの拡大などを推進	実施 新たな財源確保に向けた取り組みの検討・推進	実施 新たな財源確保に向けた取り組みの検討・推進	財政局 (全局)
車道舗装の補修	車道舗装の計画的な維持管理のため、路面の状態調査に基づき路面状況を把握し、路面の劣化状況に応じた適切な補修を実施	舗装道面積 約5,180ha	補修面積 〔262ha〕	緑政土木局
橋りょうの維持・補修	橋りょうの計画的な維持管理および長寿命化による維持管理経費の抑制・平準化を行うため、定期的な点検による健全度の把握を行うとともに、点検結果に基づき予防保全型の補修を実施	実施	実施	緑政土木局
街路灯の更新・補修	街路灯の計画的な維持管理のため塗装柱を腐食しにくい亜鉛メッキ柱に更新するとともに亜鉛メッキ柱の塗り替え塗装を実施	街路灯の更新 累計2,407基 街路灯の塗り替え 累計4,367基	街路灯の更新 〔3,837基〕 街路灯の塗り替え 〔5,000基〕	緑政土木局

ポンプ施設の更新・整備	ポンプ施設の計画的な維持管理のため、施設の特性に応じた時期に整備・更新を実施	実施	実施 〔89か所〕	緑政土木局
排水路の改良・補修	排水路の計画的な維持管理のため、定期的に管路内部の点検・調査を実施し、損傷状態に応じて計画的に改良・補修を実施	調査 累計458km 改良 累計19.7km 修繕 累計302か所	調査 〔375km〕 改良 〔16.6km〕 修繕 〔1,500か所〕	緑政土木局
公園遊具の修繕・更新	子どもたちの健全な身体の育成を促すとともに、社会性を身につけるために重要な施設である公園遊具（鋼製）について、定期的な点検と修繕・更新を実施	公園遊具（鋼製）更新 206基	公園遊具（鋼製）更新 〔1,175基〕	緑政土木局
道路附属物等の老朽化対策	歩道橋をはじめとする道路附属物等のうち倒壊や落下等により道路利用者へ及ぼす影響の高い施設について計画的な維持管理のための点検および修繕を実施	点検の実施	点検の実施 修繕計画の策定 修繕の実施	緑政土木局
公共事業用地の代替地等の処分	財源の確保をはかるため、「公共事業用地の代替地等売り払い5ヶ年計画」を策定し、代替地の処分を推進	売却 5件(893㎡)	売却 〔27件(3,956㎡)〕	緑政土木局
公共土木施設の有効活用	地域や市民に愛される魅力あるまちづくりをすすめるため、道路や河川、公園などの公共土木施設を有効活用し、地域の活性化や地域課題への対応、市民や企業による地域貢献活動の場の提供などを推進	民間活力の導入 公共空間の有効活用 地域課題に対する地元との協働 地域貢献活動の場の提供	民間活力の導入 公共空間の有効活用 地域課題に対する地元との協働 地域貢献活動の場の提供	緑政土木局

学校の大規模改造・リニューアル改修等	良好な教育環境を整備するとともに、長寿命化をはかるため、学校の大規模改造やリニューアル改修を計画的に行うとともに、明るく清潔で快適な環境へ改善するトイレ改修を実施	大規模改造第4次計画全54万㎡のうち20万㎡完了 モデル校においてリニューアル改修の設計 トイレ改修の実施	大規模改造第4次計画の推進 リニューアル改修の本格実施 実施	教育委員会
緑図書館のリニューアル改修	快適な利用環境を確保し、施設の長寿命化をはかるため、築年数が経過し、施設の老朽化がすすんでいる緑図書館について、リニューアル改修を実施	耐震調査	改修完了	教育委員会

資料編

- 1 名古屋市基本構想
- 2 策定経過
- 3 策定体制
- 4 意見聴取等の実施
- 5 成果指標一覧

2 保有資産量の適正化

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 【26～30の事業量等】	所管局
市設建築物再編整備の方針策定	今後の市設建築物の整備について、施設の廃止・縮小を含め、保有資産量の適正化に向けた基本的な考え方のとりまとめを実施	施設の長寿命化などによる経費の抑制と平準化を実施	市設建築物再編整備の方針策定 方針に基づく取り組みの推進	財政局 (全局)

1 名古屋市基本構想（昭和52年12月20日議決）

前文

名古屋は、日本の国土のほぼ中央にあって、伊勢湾・濃尾平野・木曾三川など豊かな自然環境に恵まれ、すぐれた可能性に富む日本有数の大都市である。

市制施行以来、近代都市の形成につとめてすでに八十有余年、その間、幾多の試練と困難を克服して今日の名古屋が築きあげられた。

わたしたちは、先人の努力の結晶であるこの名古屋を受け継ぎ、発展させて、次の世代に譲り渡さなければならない。

そして、後世に誇りうる豊かで明るい名古屋を建設するため、広い視野にたつて、先人に学び、市民の英知を集め、ここに新しい世紀を展望した基本構想を定める。

I まちづくりの基本理念

わたしたちは、人間としての真の幸せを願い、憲法の精神にもとづき、ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとよめる個性豊かなまち、名古屋の建設をめざす。

1 市民自治の確立

わたしたちは、市政の主体は市民であり、市政運営は市民の信託のもとに行われるという原則にもとづき、ともに創意工夫し、自主性と責任をもって、地方自治の本旨の実現につとめ、よりよい明日の名古屋を築きあげる。

そのため、市民は、市政に強い関心を持ち、たがいに連帯し、その主体としての自覚をたかめ、市は、この市民の意志にこたえて、議会制民主主義をつらぬき、民主的な市政運営をはかる。

2 人間性の尊重

わたしたちは、個人の尊厳と男女平等の原則にもとづき、ひとりひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活のいとよめる人間性豊かなまちづくりをめざす。

3 特性と伝統の活用

名古屋は、ゆとりのある土地、広い道路空間、堅実な市民性など貴重な要素に恵まれている。このなかから、わたしたちは、積極的に新たな可能性を発見し、有効に活用することによって、活力にみちた特色のあるまちづくりをすすめる。

また、歴史・伝統・文化などの豊かな社会的資産と自然環境を正しく継承し、さらに新しい要素を加えて、次の世代に譲り渡す。

II 望ましい都市の姿

名古屋は、多くの先人たちの努力によって画期的な都市計画が実施され、整然とした市街地が形成されている。

わたしたちは、このすぐれた特性をいかし、住宅・事務所・工場などが緑と花と木陰につつまれ、まち全体が落ち着いた公園のふん囲気をかもし出すような、すぐれた環境と心の豊かさにもちた「ゆとりとうるおいのあるまち」の実現をめざして、次の4つの望ましい都市の姿を設定する。

1 安全で快適なまち

わたしたちは、市民の生命・財産が災害・公害・事故・暴力・犯罪などからまもられ、ひとりひとりの市民がその生涯をつうじて安心して生活できる明るいまちを実現する。

また、すべての市民にとって、日常の交通が安全で便利であり、学校・公園・遊び場・上下水道など生活に必要な施設のゆきとどいた、住みよいまちをめざす。

2 文化の香り高いまち

わたしたちは、市民の生活水準をたかめ、精神的な豊かさをはぐくみ、新しい都市文化を創造する。

文化は、日常生活に根ざし、市民の手によって受け継がれ、創造されるべきものである。

そのため、堅実な市民性に支えられた伝統的な文化を正しく継承し、発展させる。また、

教育を振興し、新しい文化施設など文化環境をととのえ、市民の主体的な活動を通して、産業と学術の発展に即応する名古屋独自の文化的魅力のあるまちを築きあげる。

3 豊かで活気のあるまち

市民生活の基礎は、産業・経済の健全な発展と雇用の安定によって保障される。

したがって、わたしたちは、社会・経済の進歩と発達に対応した中小企業の発展、地場産業・知識集約型産業の伸長など産業構造の高度化はもとより、都市構造・消費構造の変化に即応した卸・小売業、サービス業などの振興をはかる。

このようにして、経済社会の進展のなかで市民ひとりひとりが、能力を伸ばし、真に生きがいをもって働き、より豊かな生活のできるまちをめざす。

4 心のふれあいつながりのあるまち

わたしたちは、市民だれもが、自分たちのふるさととして住み続けたいと思う、心の豊かさとおたたかさの感じられるまちをめざす。

そのため、相互の信頼と連帯意識の向上につとめ、いわれなき差別や偏見がなく、社会的に弱い立場のひとびとも疎外されない地域社会の実現につとめる。

III 名古屋の役割

名古屋は、名古屋大都市圏、ひいては中部圏の中核都市として、重要な役割をになっている。また、わたしたちの生活も、名古屋がこのような役割を果たすことで支えられている。

交通・通信手段の発達によって、名古屋と各地域との結びつきは、ますます強まるものと予想される。

わたしたちは、このような状況のなかで名古屋が果たさなければならない役割を正しく認識し、まちづくりをすすめる。

1 名古屋大都市圏の中核都市

名古屋は、愛知・岐阜・三重の東海三県に

またがる名古屋大都市圏のなかで、経済・社会・文化などあらゆる分野において重要な役割を果たしてきた。この役割は、将来なおいっそう強まるであろう。

わたしたちは、このような名古屋の役割を認識し、関係県・市町村との連帯と相互理解を前提として、土地利用の計画・誘導、都市基盤の整備、産業の適正配置とその振興などをはかる。

また、この圏域に住むひとびとの生活の向上をめざし、中枢管理機能の強化、交通体系の整備、広く相互に利用される各種の社会・文化・教育施設などの整備充実につとめる。

2 太平洋岸の代表的都市

名古屋は、東京・大阪とともに、人口・産業および各種の中核機能が集中し、広域的都市化のすすんだ太平洋岸ベルト地帯に位置している。

今後、国土の均衡ある発展をはかるためには、この地帯に含まれる大都市間において、それぞれの条件に応じた役割分担をはかることが望まれる。

わたしたちは、名古屋の地理的な条件をいかし、産業・経済を振興するとともに、とくに文化・学術機能の強化につとめ、個性と魅力のある都市をめざす。

3 国際的にひらかれた都市

日本の経済的、文化的な国際交流は、ますます進展するものと想定されている。

わたしたちは、このことを十分認識し、常に広く世界に目を向け、アジアの各国をはじめ諸外国との経済的交流はもとより、情報・文化・学術・スポーツなどの幅広い交流を強め、国際感覚豊かな市民性を育てる。

また、名古屋およびその周辺地域の国際化をはかるため、国際的な機関との連携いを強めるとともに、名古屋港の機能の強化、国際空港など交通・通信手段の発達に対応した施設の整備、新しい国際的機関の誘致などにつとめる。

IV 施策の大綱

わたしたちは、名古屋の望ましいまちづくりをすすめるため、ここに施策の大綱をかかげる。

施策の前提となる基本指標として、資源・環境などの制約条件、都市機能の集積の度合い、都市施設の整備状況などを配慮しながら、適正な都市規模を設定し、新しい世紀にむけてゆるやかな人口の増加をめざしつつ、1990年における常住人口を220万人、昼間人口を260万人と想定する。

1 市民の福祉と健康

わたしたちは、市民がひとしく健康で文化的な生活のいとなめる福祉社会の建設をめざす。

そのため、人間性あふれる福祉のまちづくりにつとめるとともに、社会的に弱い立場の人たちを大切に福祉風土づくりをすすめる。

また、市民ひとりひとりの健康が生涯をつうじて保障されるよう保健衛生の充実につとめる。

(老人福祉)

人口構成の老齡化、高齢化が全国的にすすむものと予想され、名古屋においても、65歳以上の老齡人口の占める割合は、1990年には常住人口の1割をこえるものと想定される。

このような老齡人口の増加傾向に対応し、市は、年金制度・医療保障制度など、制度の充実を基本として、さらに老人が健康で生きがいをもって活動し、いこうことのできる各種施策の充実強化につとめる。

(児童福祉)

次の時代をになうすべての子供たちは、よい環境のなかで、心身ともに健康に育ち、豊かな人格が形成されるようみちびかれなければならない。

市は、子供たちのための各種施設と条件をととのえ、子供たちが安全にのびのびと育ち、

活動し、学ぶことのできる環境づくりにつとめる。

また、婦人の職場への進出は今後も増加するものと予想されており、子をもつ婦人の労働条件の改善とともに、母と子の立場を尊重した保育政策をすすめる。

さらに、母子家庭などに対する生活の安定をはかるための施策の充実につとめる。

(障害児・障害者福祉)

障害児・者があたたかく社会にむかえられ、市民のひとりとしてひとしく参加できる社会の建設をめざす。

そのため、市は、各種施設をととのえ、機能回復訓練、職業訓練、療育・生活・結婚相談などの事業を充実し、雇用機会の拡大につとめる。また、障害児・者がすすんで行動できるようなまちづくりをすすめる。

(保健・医療)

市は、市民ひとりひとりの健康を保障するため、民間機関との協力のもとに、健康の増進から疾病予防・治療・機能回復訓練までの一貫した保健・医療体制の実現をめざす。

とくに、保健所・市立病院などの公的保健・医療機関は、地域の保健・医療体制の中心として、市民の要請にこたえうるよう、その整備充実につとめる。

(環境衛生)

市は、有害な物質や不良な環境による健康障害を防止し、市民の生活環境を衛生的に保持するため、食品・環境衛生の充実強化につとめる。

2 都市の安全と環境

わたしたちは、市民が災害・公害・事故・暴力・犯罪などからまもられ、良好な自然環境と清潔な生活環境のもとで快適に生活できる都市を築きあげる。

(災害の防止)

市民の生命・財産を災害からまもるため、

伊勢湾台風などかつての不幸な体験を教訓として、総合的な防災計画のもとに災害に強く安心して暮らせる安全なまちづくりをめざす。

そのため、市は、市民の防災意識をたかめるとともに、日常の防災体制、災害時の応急体制、災害後の復旧体制がすばやく円滑に機能する総合的な防災システムを確立する。

また、地震・大火災などに備えて、全市民的な構造物の耐震化・不燃化をめざすとともに、安全な避難路・避難場所などを確保する。

台風・集中豪雨・高潮などによる被害は、未然に防止されなければならない。そのため、市は、関係機関と協力して海岸・河川・下水道などの整備をすすめるとともに、貯・排水施設の充実強化、かさあげなど低地地帯の対策、地盤沈下の防止につとめる。

(公害の防止)

市民の健康と良好な生活環境を確保するため、公害のないまちづくりをめざす。

そのため、市は、市民とともに、原因者負担の原則をつらぬき、公正な方法により、公害の防止・除去、環境の回復、公害被害者の救済につとめる。

また、市民の合意と科学的な裏づけを基礎とする土地利用、開発にともなう環境への影響の事前評価などにより、公害の発生を未然に防止していくほか、環境上の基準を設定し、公害発生源の監視、総量規制の拡充強化をはかる。

(自然環境の保全と緑化)

残された自然環境の保全と新しい緑の造成につとめ、「白いまち名古屋」のイメージを返上して、美しい市街地の実現をめざす。そのため、市民のひとりひとりが自然を愛し、緑を育てる市民意識の向上につとめる。

市は、市民とともに、市内に残る樹林地・河川・池沼などの保全につとめる。また、農地を生産的な緑地として位置づけ、市街地の進展との調和をはかりながら保全する。

さらに、公園・河川敷などの緑の空間を拡充整備するとともに、道路・学校・住宅・事

務所・工場の緑化、新しい緑道の設置などをすすめ、緑あふれるまちづくりをめざす。

(都市の美観)

市民は、都市美化への関心と理解をたかめ、たがいに協力して美しく楽しいまちづくりにつとめる。

市は、市民の積極的な参加をえて、調和のとれた魅力ある都市景観の創造をめざす。

(廃棄物の処理)

市民は、資源の有限性を自覚し、物を大切に使い、廃棄物を減らすようにつとめる。

市は、市民の協力のもとに、家庭などから出される一般の廃棄物を衛生的、能率的に収集、輸送し、処理する体制を確立する。

また、事業活動による廃棄物が事業者の責任において適正に処理されるようつとめる。

3 市民の教育と文化

わたしたちは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を愛し、社会に貢献できる心身ともに健康な市民を育成するとともに、市民生活に根ざした普遍的、個性豊かな文化の香り高いまち名古屋の創造をめざす。

(教育)

すべての子供たちは、ひとりひとりの可能性をのばしうるゆきとどいた教育を受ける機会が与えられる。

そのため、市は、子供たちが安全で快適に学ぶよう、学校の施設と条件をととのえるとともに、教育の内容充実、教職員の資質向上などにつとめる。

幼児教育、高校教育は、関係する機関の一貫した協力により入園・進学希望者が希望にそえるよう、その体制を整備するとともに、公私格差の是正をはかる。

市は、文化・学術都市をめざす名古屋の基盤として、専門的高度な教育・研究機関の拡充整備と積極的な誘致をはかる。さらに、これらの機関が、広く市民に親しまれ、内外との文化・学術交流の中心となるようつとめる。

また、障害児・者の教育を保障するため、関係機関と協力して、施設の拡充整備、就学援助、環境の整備など総合的な施策の充実をはかる。

すべての市民がその生涯をつうじて教養をたかめ、知識・技能をみがき、生きがいと喜びをもって日常生活をいとなみうるよう、市は、図書館・社会教育センターなどの各種社会教育施設を体系的に整備充実する。また、そのような市民の自主的な学習活動に対して援助、助成を強める。

(文化・スポーツ)

多くの文化財、歴史的遺産、伝統芸能は、これを正しく継承し、市民共通の財産として保存し、活用されなければならない。

市は、詩情豊かなまちづくりをすすめ、個性ある新しい都市文化の創造をめざして、美術館・文化芸術センター・市民劇場などの文化施設を整備するとともに、市民の自主的な文化・芸術活動の助成につとめる。

さらに、市民の健康を維持、増進するとともに、やすらぎとるおいのある日常生活を確保するため、各種のスポーツ・レクリエーション施設の体系的な整備、指導者の養成、活動助成と普及などにつとめる。

(婦人・青少年)

市は、婦人が生涯をつうじて地域社会の諸活動にひとしく参加できるよう、その社会的地位と福祉の向上につとめる。

また、人間性豊かで自信と希望にあふれる青少年の育成をめざし、その福祉の向上、まちづくりへの参加、活動する場の整備をはかる。

4 市街地の整備

わたしたちは、心豊かな人間環境の形成をめざし、長期的な展望にたつ総合計画のもとに、体系的に市街地の整備をすすめる。

(土地利用の構想)

市街地は、適正な制限のもとに合理的な土

地利用がはかられるよう誘導され、計画的に整備されなければならない。

そのため、市は、市街地形成の推移と現状をふまえ、地域の特性をいかにしながら、次のような地域ごとの整備方向にそって、自然環境の保全、文化・居住環境の向上、都市機能の充実をめざす。

都心地域は、環境対策に十分配慮しながら、中枢管理機能などの集中する地域として、専用化と高度化をめざす。また、過密による弊害を未然に防止するため、すでに存在している機能をみなおし、必要に応じその分散をはかる。

なお、地理的な条件、交通機関の整備状況、土地利用の推移などを考慮して、都心地域の機能を分担する新しい集積の場の形成をはかる。また、日常生活の利便性をたかめるため、地区中心商業地の育成につとめる。

既成市街地に広がる住宅地は、居住環境の整備など積極的な定住策を講ずるとともに、交通の便利な地区、工場移転跡地などを有効に利用し、人口の急激な減少防止をめざす。

また、東部丘陵地など市周辺部の市街地形成が比較的新しい地域は、つとめて住宅地としての専用化をはかり、緑の多い住宅地として整備する。

名古屋港の背後に広がる工業地は、可能なかぎり、高度加工型・知識集約型工業への転換をはかり、敷地内の緑化はもとより、公害の防止、工場災害の防止につとめる。

また、従来から立地している内陸工業地は、住工混在による弊害の除去をめざし、公害の防止につとめるとともに、必要に応じ工場の移転あるいは業種転換、集約化などを促進する。

流通機能の向上をはかるため、流通業務施設は、可能なかぎり市の周辺地域へ計画的に分散し、誘導する。

(住宅)

住宅は、市民の生活基盤であり、良質で十分な広さをもつものでなければならない。

そのため、市は、質の向上に重点をおいた

公的住宅の供給とその適切な配置につとめるとともに、良好な民間住宅が確保されるよう諸施策を推進する。

また、緑の保全、日照の確保、近隣騒音の防止などをはかるとともに、コミュニティ施設を整備し、健康で快適な居住環境の創造をめざす。

(水)

水は市民生活においてなくてはならない重要な資源である。

したがって、市は、治水との調整と関係機関との協力のもとに水源確保と水質保全につとめ、給水能力を確保し、安定した供給をはかる。

また、節水方策と漏水対策をすすめるとともに、産業用水の循環利用などにより水の有効利用を促進する。

公共下水道を整備、増強し、普及率100%をめざす。また、排水規制の強化、浄化用水の導入などにより、堀川・新堀川など市内河川を浄化し、沿岸の緑化とあわせて美しい市民のいこいの場として整備し、活用する。

(交通)

道路・鉄道・港湾・運河などの交通施設は、市民の日常生活および物資流通などの都市活動を支える基盤であるとともに、市街地形成の骨格をなしている。

したがって、市は、都市構造・都市活動に対応し、公共交通機関優先の原則にたつた総合交通体系の確立をめざす。また、交通施設の整備にあたっては、環境対策と交通弱者をまもる対策につとめる。

道路は、生活道路、幹線道路、自動車専用道路など、それぞれの機能分担を明確にしながらか整備するとともに、地域の特性に応じたきめの細かい配慮につとめる。とくに、歩道、歩行者専用道路、自転車道、避難路などを整備し、市民生活に密着した生活空間の確保をはかる。

鉄道・バスなどの公共交通機関は、新しい交通システムの導入の検討を含めて、その路

線網の整備充実、輸送力の増強、乗り継ぎ点の整備、サービスの向上などをはかるとともに、都心部への自動車の過度な流入を抑制する方策を強める。

国際貿易港としてその地位をたかめ重要な役割を果たしている名古屋港は、国際的な総合港湾機能をいっそう充実させるとともに、内貿港湾機能の向上をはかり、さらに市民に親しまれる港として整備する。

(通信・エネルギー)

市民生活、経済活動を支える通信および電力・都市ガスなどの供給施設について、省資源・省エネルギー・防災面に留意しながら、安全で効率的な体系の整備充実をはかる。

5 市民の経済

わたしたちは、市民に雇用の機会と安定した所得を保障する豊かで活力のある都市の活動を確保するため、地域社会との調和のもとで市民生活を支える産業・経済の振興をはかる。

(産業振興)

市は、産業振興のための基盤となる流通業務施設、基幹的な供給処理施設、輸送施設、技術研究施設など各種施設を適正に配置、誘導し、その整備をすすめ、情報・金融などの中枢管理機能の強化をはかる。

名古屋の産業において大きな比重をしめる中小企業、伝統的な地場産業などの商工業は、産業経済構造の変化に対応する経営基盤の強化をはかり、新しい時代に適応できる都市型の産業としてその育成と発展につとめる。また、国際化がすすむなかで、貿易と観光の振興をはかる。

(都市農業)

都市農業は、生鮮食料品の安定供給をはじめ、緑とるおいを与える産業として位置づけられる。

そのため、市は、市街化の進展との調和をはかりながら、農地の保全につとめる。

また、市西南部に広がる集団農地について、生産基盤の整備、経営の近代化など積極的な振興策をすすめ、農業生産の場として育成する。

（勤労者福祉）

勤労者が安全で快適に働ける職場環境を確保するとともに、福利厚生施設の充実につとめる。とくに、未組織労働者の福祉対策の強化をはかる。

（消費生活）

市民の消費生活をまもるという立場にたつて、市は、消費者に対する情報の提供、活動助成、相談体制の充実につとめるとともに、物価の安定策の拡充、商品の安全性の確保など消費者保護のための施策を推進する。

さらに、中央卸売市場の整備など生活必需物資の安定供給をはかり、市民の消費生活の安定と向上につとめる。

V 市政運営の基本姿勢

わたしたちは、市が、この基本構想にかかげた基本理念、望ましい都市の姿、名古屋の役割、施策の大綱をふまえ、次の基本的な姿勢をたらしめ、市政運営をはかることを確認する。

1 市民参加の保障

市は、市民参加の多様なあり方を探究し、市民参加を保障する市政を定着させるため、広報広聴活動を充実し、情報の公開につとめる。

また、市民ひとりひとりがたがいに連帯し、創意工夫し、自らすすんで市政に参加できる機会と場を提供することによって、政策の決定と実行の過程に、市民の意見が反映されるようつとめる。

2 市民本位の市政

市は、市民生活優先の原則にたち、縦割り行政によって生ずる弊害をあらため、時代の変化に柔軟に対応する総合的で計画的な市政

の運営をはかる。

また、地域の実情と特性をふまえ、市民生活に直結する地域機能の強化、コミュニティ政策の確立など、きめの細かい市政の実現をめざす。

3 関係県・市町村との連帯

市は、広域的な運命共同体としての基本的認識のもとに、関係県および名古屋大都市圏内に広がる関係市町村との情報連絡を密にし、相互の自主性を尊重しながら、ともに手をたずさえ、広域的な問題の解決にあたる。

また、他の大都市と連帯し、相互に学び、大都市に共通する問題の解決にあたる。

4 行財政制度の改革

市は、地方自治の本旨がいっそういかされるよう、市民および関係する地方公共団体と協力して、国に対し、事務の適正な配分、権限の強化、税財政制度の改革など、行財政制度の改革を要請する。

また、自ら努力し、合理的で能率的な行政の運営をはかり、増大かつ多様化する市民の要請にみあう自主財源の確保につとめる。

むすび

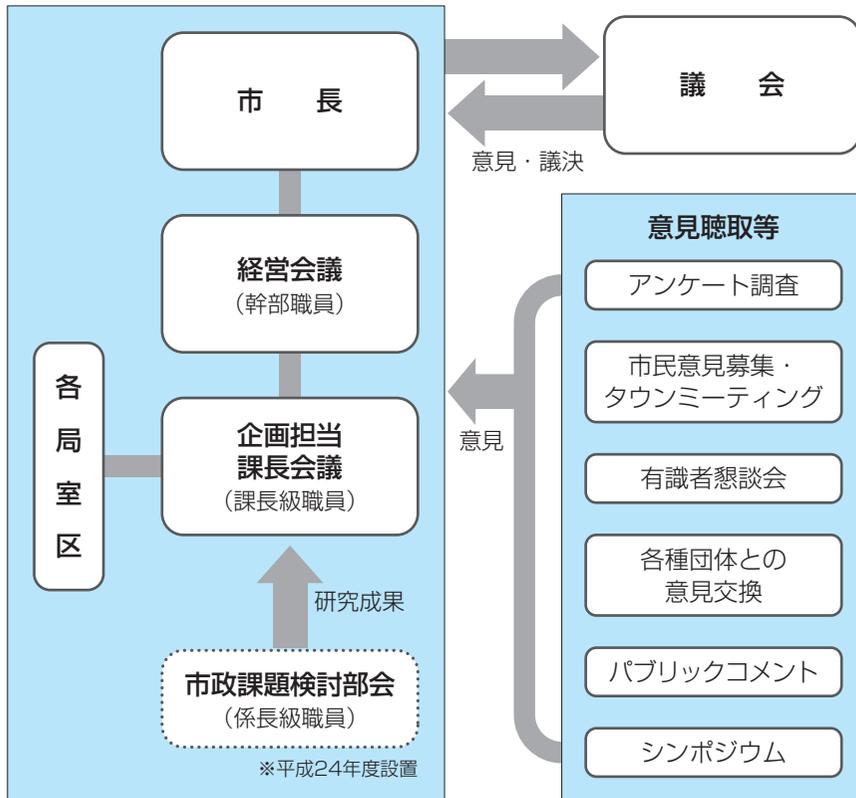
わたしたちは、市がこの基本構想を長期にわたる市政運営の指導理念とし、これに即して基本計画などを策定して、市政を総合的かつ計画的に運営していくことを確認する。

また、この構想が市民の諸活動の指針となるとともに、国・県などの関係機関をはじめ、すべてのひとびとによって尊重されることを期待する。

2 策定経過

年度	策定経過	
平成24年度	6月18日 （～7月6日） 10月11日 （～10月22日） 10月15日 （～10月19日） 1月14日 3月28日	市民2万人アンケート調査の実施 通勤・通学者アンケート調査の実施 他都市比較アンケート調査の実施 子どもたちからの意見聴取の実施 外国人市民からの意見聴取の実施
平成25年度	4月23日 （～6月10日） 7月8日 7月29日 8月22日 （～9月11日） 10月8日 10月28日 11月5日 （～2月7日） 11月19日 11月19日 （～12月3日） 11月30日 （～1月31日） 12月10日 （～1月16日） 1月27日 （～2月17日）	若者からの意見聴取の実施 次期総合計画策定方針の決定 第1回名古屋市次期総合計画有識者懇談会の開催 名古屋市次期総合計画有識者懇談会分科会の開催 名古屋市長官庁環境委員会にて所管事務調査（次期総合計画中間案について） 名古屋市次期総合計画中間案の公表 名古屋市次期総合計画中間案に対する市民意見の募集 第2回名古屋市次期総合計画有識者懇談会の開催 名古屋市次期総合計画インターネット版タウンミーティングの実施 名古屋市次期総合計画タウンミーティングの開催 名古屋市次期総合計画有識者懇談会分科会の開催 名古屋市次期総合計画に関するアンケート調査の実施
平成26年度	4月18日 6月8日 6月10日 （～6月17日） 6月18日 6月18日 （～7月17日） 7月16日 10月1日 10月27日	第3回名古屋市次期総合計画有識者懇談会の開催 名古屋市次期総合計画シンポジウムの開催 名古屋市長官庁委員会にて所管事務調査（名古屋市総合計画2018（案）について） 名古屋市総合計画2018（案）の公表 名古屋市総合計画2018（案）に関するパブリックコメントの実施 外国人市民からの意見聴取の実施 名古屋市長官庁委員会にて「名古屋市総合計画2018の策定について」を議決 名古屋市総合計画2018の公表

3 策定体制



4 意見聴取等の実施

総合計画の策定にあたり、さまざまな意見を聴取するため、各種のアンケート調査をはじめ、タウンミーティングやパブリックコメントなどを実施しました。そのうち主なものを以下に掲げます。

●市民2万人アンケート調査

市民ニーズや課題を把握するため、本市の望ましい姿について、市民2万人を対象としたアンケート調査を実施しました。

- ◆調査期間
平成24年6月18日(月)～平成24年7月6日(金)
- ◆調査対象
名古屋市内に居住する男女20,000人(大人18,000人、子ども2,000人)
- ◆調査方法
郵送法
- ◆回収結果

	配布数	有効回収数
大人	18,000人	7,982人
子ども	2,000人	915人
合計	20,000人	8,897人

●通勤・通学者アンケート調査

本市への通勤・通学者(市外居住者)のニーズ等を把握するため、本市の望ましい姿についてアンケート調査を実施しました。

- ◆調査期間
平成24年10月11日(木)～平成24年10月22日(月)
- ◆調査対象
愛知(名古屋市以外)・岐阜・三重県に居住し本市に通勤・通学している18歳以上の男女3,000人
- ◆調査方法
インターネットを通じたアンケート
(区分ごとにサンプル数を設定し、その数に達したのから締切)

●他都市比較アンケート調査

本市と他都市の市民意識の相対的な評価を行うため、居住している都市の望ましい姿について、アンケート調査を実施しました。

◆調査期間

平成24年10月15日(月)～平成24年10月19日(金)

◆調査対象

人口100万人以上の政令指定都市*に居住している18歳以上の男女および東京都区部に居住している18歳以上の男女 各300人

※札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市

◆調査方法

インターネットを通じたアンケート

(区分ごとにサンプル数を設定し、その数に達したものをから締切)

●子どもたちからの意見聴取（なごっちフレンズ）

子どもの社会参画をすすめる目的で設置したなごっちフレンズの交流イベント「なごっちサミット」において、子どもたちから20年後の名古屋の将来像についての意見聴取を実施しました。

◆開催日・場所

平成25年1月14日(月・祝) ウィルあいち大会議室

◆参加者

なごっちフレンズ登録者のうち18人（小学5年生～中学2年生）



なごっちサミットの様子



●外国人市民からの意見聴取（外国人市民懇談会）

本市の多文化共生施策に対する外国人市民からの意見・ニーズ等を把握するため設置した「外国人市民懇談会」において、本市の望ましい姿について意見聴取を実施しました。

◆開催日・場所

平成25年3月28日(木) 名古屋市公館

◆参加者

6人（中国2人、韓国、ブラジル、ベトナム、アメリカ各1人）

◆開催日・場所

平成26年7月16日(水) 名古屋市公館

◆参加者

7人（中国3人、韓国、ペルー、マレーシア、モンゴル各1人）



外国人市民懇談会の様子

●若者からの意見聴取（ナゴ校）

本市の望ましい姿について若者から意見聴取を行うため、「NAGOYA学生キャンパス『ナゴ校』」を通じて実施主体となる学生を募集しました。集まったメンバーは「明日ナゴ発信局『まぐま』」として、同世代の意見を聴取する方法について検討調査を実施しました。この結果をもとに今後のまちの姿について意見聴取しました。

◆意見聴取の実施方法

学生に名古屋に対する思いなどをブラックボードに書き込んでもらい、本人とともに写真を撮影したものを収集

◆日程・場所

<キャンパス>

日程	場所
平成25年4月23日	名古屋学院大学
平成25年4月30日	名城大学
平成25年5月30日	椋山女学園大学
平成25年6月10日	愛知淑徳大学

<NAGOYA学生EXPO>

日程	場所
平成25年5月18日	久屋大通公園 一帯
平成25年5月19日	



明日ナゴ発信局「まぐま」活動の様子

●名古屋市次期総合計画有識者懇談会

総合計画の策定にあたって、学識経験者等の専門的知見をふまえた意見の聴取をするため、有識者懇談会を開催しました。

名古屋市次期総合計画有識者懇談会委員名簿

氏名	職業等（平成26年10月1日時点）
江口 忍	株式会社共立総合研究所取締役副社長名古屋オフィス代表
奥野 信宏	中京大学総合政策学部教授
柄谷 友香	名城大学都市情報学部准教授
川澄 未来子	名城大学理工学部准教授
久野 美奈子	特定非営利活動法人起業支援ネット代表理事
栗田 暢之	特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事
小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部教授
小松 理佐子	日本福祉大学社会福祉学部教授
成 玖美	名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部リサーチ・アドミニストレーター
千頭 聡	学校法人日本福祉大学執行役員・国際福祉開発学部教授
中西 真	名古屋市立大学大学院医学研究科教授
秀島 栄三	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
福和 伸夫	名古屋大学減災連携研究センター長・教授
森川 高行	名古屋大学グリーンモビリティ連携研究センター長・教授
山田 基成	名古屋大学大学院経済学研究科教授
吉田 あけみ	椋山女学園大学人間関係学部教授

（敬称略・50音順）



有識者懇談会の様子

名古屋市次期総合計画有識者懇談会の開催経過

会 議	開催日	内 容
第1回懇談会	平成25年 7月29日	・名古屋市次期総合計画有識者懇談会について ・名古屋市を取り巻く状況について
分科会 （ 市政運営 福祉・子育て・教育・医療 文化・産業・経済 防災・安心・安全 環境・都市基盤 ）	平成25年 8月22日 ～ 平成25年 9月11日	・第1回名古屋市次期総合計画有識者懇談会の 主な意見について ・名古屋市次期総合計画中間案の策定に向けて
第2回懇談会	平成25年 11月19日	・名古屋市次期総合計画について
分科会 （ 都市像1 都市像2 都市像3 都市像4 市政運営 ）	平成25年 12月10日 ～ 平成26年 1月16日	・第2回名古屋市次期総合計画有識者懇談会の 主な意見について ・名古屋市次期総合計画案の策定に向けて
第3回懇談会	平成26年 4月18日	・名古屋市次期総合計画原案について

●地域に関する各種団体からの意見聴取

総合計画の策定にあたって、地域に関する各種団体の会議へ出向くなどヒアリングを実施することで、総合計画について広く意見聴取をはかりました。

地域に関する各種団体等一覧

愛知地域人権連合
一般社団法人 中部経済連合会
公益財団法人 中部圏社会経済研究所
一般社団法人 名古屋市医師会
名古屋市区政協力委員議長協議会
社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会
名古屋市商店街振興組合連合会
名古屋市消防団連合会
名古屋市地域女性団体連絡協議会
名古屋市農業委員会
名古屋市保健委員会
名古屋市民生委員児童委員連盟
名古屋商工会議所
名古屋市立小中学校PTA協議会
公益社団法人 名古屋市老人クラブ連合会
部落解放同盟愛知県連合会

(50音順)

●名古屋市次期総合計画中間案に対する市民意見の募集

総合計画の策定にあたり、幅広く市民の意見・提案を募集するため、中間案に対する意見募集を行いました。期間中には、全16区においてタウンミーティングを開催したほか、幅広い意見聴取を目的にインターネット版タウンミーティングを実施しました。

市民意見の概要

募集方法	タウンミーティング	市民意見募集	インターネット版 タウンミーティング
期間	平成25年11月30日 ～平成26年1月31日	平成25年11月5日 ～平成26年2月7日	平成25年11月19日 ～平成25年12月3日
市民意見 提案状況	会場発言者 199人 文書意見提出者 319人 (参加者 2,004人)	郵送 12件 ファクシミリ 146件 電子メール 17件 直接持参他 14件	投稿 1,151件 (うちファシリテーター の投稿455件) (登録者264人)

市民意見の内訳

項目	意見数
名古屋市次期総合計画について	99件
施策体系	1,190件
都市像1 人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	435件
都市像2 災害に強く安全に暮らせるまち	218件
都市像3 快適な都市環境と自然が調和するまち	293件
都市像4 魅力と活力にあふれるまち	159件
市政運営の取り組み	85件
その他市政に関することなど	80件
合計	1,369件

※インターネット版タウンミーティングの件数については、対話方式のため投稿の中から意見のみを抽出しています。

名古屋市次期総合計画タウンミーティング

総合計画の策定にあたり、幅広く市民の意見・提案を募集し、計画への反映につとめることを目的として、タウンミーティングを実施しました。

番号	日程	区	参加者数	当日 発言者数	文書意見 提出者数
1	11月30日(土)	中村区	150	13	24
2	12月1日(日)	瑞穂区	110	15	15
3	12月7日(土)	守山区	105	12	26
4	12月8日(日)	南区	100	12	18
5	12月13日(金)	中区	110	12	13
6	12月14日(土)	昭和区	121	12	16
7	12月15日(日)	西区	110	13	29
8	12月17日(火)	熱田区	107	13	17
9	12月22日(日)	港区	124	12	27
10	1月18日(土)	天白区	156	13	28
11	1月19日(日)	東区	89	10	9
12	1月20日(月)	千種区	137	12	19
13	1月21日(火)	中川区	130	11	12
14	1月24日(金)	緑区	101	11	18
15	1月30日(木)	名東区	121	14	19
16	1月31日(金)	北区	233	14	29
合計			2,004人	199人	319人
平均			125人	12人	20人



タウンミーティングの様子

名古屋市次期総合計画インターネット版タウンミーティング

総合計画の策定に向けて、幅広い意見の聴取を行うことを目的に、国立大学法人名古屋工業大学秀島栄三研究室、伊藤孝行研究室、伊藤孝紀研究室と連携し、インターネットを用いた合意形成システムである「COLLAGREE (コラグリー)*」を活用したインターネット版タウンミーティングを平成25年11月19日から12月3日にかけて実施しました。

※COLLAGREE (コラグリー)：離れた場所にいる人々がインターネット上での議論を通して合意形成をはかる協議支援システム。限られた人々が一室に集まって行う従来の閉じられた議論ではなく、多くの人々がいつでもインターネット上で開かれた議論を行うことができる。

	人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	災害に強く安全に暮らせるまち	快適な都市環境と自然が調和するまち	魅力と活力にあふれるまち
閲覧者数	138人	108人	124人	129人
投稿者数	21人	21人	20人	34人
投稿件数合計	215件 (うち、ファシリテーター76件)	332件 (うち、ファシリテーター125件)	218件 (うち、ファシリテーター131件)	386件 (うち、ファシリテーター123件)
総合計	1,151件 (うち、ファシリテーター 455件)			



COLLAGREE のイメージ

●名古屋市次期総合計画に関するアンケート調査

総合計画に掲載している成果指標のうち、市民の満足度や意識などに関する指標について、その現状値等を把握し、進行管理のための資料とするためアンケート調査を実施しました。

◆調査期間

平成26年1月27日(月)～平成26年2月17日(月)

◆調査対象

名古屋市内に居住する男女4,000人(大人3,000人、子ども1,000人)

◆調査方法

郵送法

◆回収結果

	配布数	有効回収数
大人	3,000人	1,472人
子ども	1,000人	448人
合計	4,000人	1,920人

●名古屋市次期総合計画シンポジウム

名古屋市次期総合計画案を紹介するとともに、有識者から意見・提案を聴取する場として、シンポジウムを開催しました。

◆開催日・場所

平成26年6月8日(日) 愛知学院大学名城公園キャンパス講堂

◆登壇者(敬称略)

【基調講演】

「人口減少時代！どうなる名古屋？」

藻谷 浩介(株式会社日本総合研究所 調査部主席研究員)

【パネルディスカッション】

「名古屋市の将来像と重点戦略」

奥野 信宏(中京大学総合政策学部教授)

藻谷 浩介(株式会社日本総合研究所 調査部主席研究員)

矢上 清乃(株式会社グローバルママ・ゲートウェイ 代表取締役)

青木 奈美(株式会社クーグート サカエ経済新聞編集長)

◆参加人数

286人



シンポジウムの様子

●名古屋市総合計画2018(案)に関するパブリックコメント

名古屋市総合計画2018(案)について、平成26年6月18日から7月17日にかけて、計画案および概要版の冊子を区役所情報コーナーなどに配架し、郵送、ファクシミリ、電子メールなどにより、市民意見を募集しました。

意見募集の概要

提出者数	79人
件数	154件

市民意見の内訳

項目	意見数
名古屋市総合計画2018について	4件
長期的展望に立ったまちづくりについて	28件
施策体系	119件
都市像1 人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	34件
都市像2 災害に強く安全に暮らせるまち	15件
都市像3 快適な都市環境と自然が調和するまち	31件
都市像4 魅力と活力にあふれるまち	31件
市政運営の取り組み	8件
その他	3件
合計	154件

5 成果指標一覧

施策	指 標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します			
	健康寿命	男性78.30年 女性82.90年 (24年)	平均寿命の伸びを 上回るよう延伸 (30年)	平均寿命の伸びを 上回るよう延伸 (40年)
	がん検診受診率	①10.7% ②22.7% ③18.8% ④52.9% ⑤36.6% ⑥28.4% (25年度)	①32% ②37% ③36% ④59% ⑤44% ⑥40%	①50%以上 ②50%以上 ③50%以上 ④65%以上 ⑤50%以上 ⑥50%以上
	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	17.9 (24年)	13 (30年)	13以下 (40年)
	適切な医療を受けられる体制を整えます			
2	適切な医療を受けられると感じる市民の割合	84.5% (25年度)	90%	90%以上
	かかりつけ医を持つ市民の割合	61.5% (25年度)	65%	70%
	「①市立大学病院」および「②市立病院」における救急搬送件数	12,735件 ① 3,236件 ② 9,499件 (25年度)	16,400件 ① 3,800件 ② 12,600件	16,600件 ① 4,000件 ② 12,600件
3	安心して介護を受けられるよう支援します			
	小規模多機能型居宅介護および複合型サービス事業所数	76か所 (25年度)	100か所	150か所
	利用している介護サービスに関する満足度	97.0% (25年度)	97.0%	97.0%
4	高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します			
	健康であると感じている高齢者の割合	71.2% (25年度)	80%	80%
	就労や地域活動・ボランティア・NPO活動等に参加している高齢者の割合	45.7% (25年度)	50%	55%
	敬老バスによる市営交通機関の1日当たり乗車人員	183,237人 (25年度)	200,000人	210,000人
5	障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します			
	ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者の数	5,301人 (25年度)	8,000人	12,000人
	在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率	84.8% (25年度)	88%	90%
	市内の障害者雇用促進企業認定数	54件 (25年度)	76件	120件

施策	指 標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
6	地域住民が互いに助けあい、安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめます			
	困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合	63.3% (25年度)	70%	75%
	地域力の再生による生活支援推進事業の実施区数	8区 (25年度)	16区	16区
	認知症サポーター養成講座受講者数	51,717人 (25年度)	80,000人	140,000人
7	安心して子どもを生育てられる環境をつくりまします			
	子育てしやすいまちだと思える市民の割合	77.4% (25年度)	80%	85%
	保育所入所待機児童数	0人 (26年度)	0人 (31年度)	0人 (41年度)
	子育て支援に取り組んでいる企業数（子育て支援企業認定数）（累計）	126社 (25年度)	160社	230社
8	子どもの健やかな育ちと若者の自立を支える環境をつくりまします			
	自分のことを好きと答える子どもの割合	76.3% (25年度)	80%	85%
	地域における奉仕的活動や自主的な活動などに参加したことのある子どもの割合	82.1% (25年度)	85%	90%
	社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合	57.5% (25年度)	63%	65%
9	虐待やいじめ、不登校から子どもを救います			
	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	11.9人 (25年度)	9.8人	9.4人
	いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や家族、親、友達、相談機関に相談することができる子どもの割合	74.3% (25年度)	76%	80%
	虐待防止に向け地域で子どもを見守っていると思う市民の割合	33.4% (25年度)	45%	60%
10	子どもの個性を大切に、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育みます			
	基礎的な学力が十分定着している子どもの割合	73.5% (25年度)	78%	80%
	学校生活において友達を思いやる気持ちを持つことができる子どもの割合	84.2% (25年度)	90%	90%
	子どもの体力・運動能力における平均値（全国を100とした指標）	97.4 (25年度)	100	100

施策	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
11	誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援をすすめます			
	働く意欲があるが、現在働く場がなく困っている市民の割合	5.9% (25年度)	5.3%	4.8%
	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.5% (25年度)	38%	42%
	ホームレス自立支援事業における就労自立率	42.6% (25年度)	47%	53%
12	生涯にわたる学びやスポーツを通じた生きがいづくりを支援します			
	図書館における市民1人当たりの貸出点数	5.29点 (25年度)	5.7点	5.7点
	生涯学習に関する活動をしている市民の割合	34.2% (25年度)	38%	41%
	学んだ成果を社会に生かしていると実感している市民の割合	26.9% (25年度)	30%	32%
	成人の週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合	55.1% (25年度)	60%	65%
13	人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくります			
	基本的な人権が尊重されている社会だと思う市民の割合	59.1% (25年度)	65%	70%
	なごや人権啓発センターの年間来館者数	—	20,000人	20,000人
14	男女平等参画を総合的にすすめます			
	DVを人権侵害と認識する人の割合	84.7% (25年度)	90%	95%
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	57.2% (25年度)	100%	100%
	市の審議会等への女性委員の登用率	35.4% (25年度)	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下
15	災害に強いまちづくりをすすめます			
	災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合	47.4% (25年度)	55%	65%
	民間住宅の耐震改修助成件数(累計)	3,674戸 (25年度)	5,500戸	5,500戸以上
	緊急雨水整備事業の整備率	77.6% (25年度)	98%	100%
16	防災・減災対策をすすめるとともに、地域防災力の向上を支援します			
	家庭内において災害に対する備えができている市民の割合	59.6% (25年度)	72%	89%
	大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結数	1,046件 (25年度)	1,550件	1,700件
	避難所開設・運営訓練等の学区実施率	64% (25年度)	100%	100%

施策	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
17	災害時に市民の安全を守る体制の強化をすすめます			
	住宅火災1件当たりの焼損面積	16.0㎡ (21-25年)	15.0㎡ (30年)	15.0㎡以下 (40年)
	救急車の平均現場到着時間	6.3分 (25年)	6.0分以下 (30年)	6.0分以下 (40年)
	心肺停止傷病者に対する応急手当の実施率	58.9% (25年度)	60%	60%以上
18	犯罪や交通事故のない地域づくりにつとめます			
	犯罪がなく安心して暮らせると思う市民の割合	63.2% (25年度)	75%	91%
	重点10罪種の犯罪率 (人口10万人当たりの認知件数)	916件 (25年)	750件 (30年)	513件 (40年)
	年間交通事故死者数	48人 (25年)	35人 (30年)	25人 (40年)
19	衛生的な環境の確保につとめます			
	感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合	59.9% (25年度)	75%	75%以上
	結核罹患率 (人口10万人当たりの新登録患者数)	26.5 (25年)	24 (30年)	24以下 (40年)
	近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合	36.1% (25年度)	30%	25%
20	安全でおいしい水を安定供給します			
	なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合	78.1% (25年度)	80%	85%
	配水管内の水道水残留塩素濃度が0.2~0.5mg/lの範囲となる地点の割合	94.6% (25年度)	96%	97%
	小規模貯水槽水道の水質や構造に関する指導実績率	1巡目 75.8% (25年度)	2巡目 63%	新たな指導方法を検討
21	消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します			
	消費生活に関するトラブルを消費生活センターに相談しようと思う人の割合	53.3% (25年度)	59%	64%
	中央卸売市場卸売場(本場、北部市場)における低温化率	28.4% (25年度)	30%	35%
	食品衛生自主管理認定制度における認定施設数(累計)	23施設 (25年度)	90施設	190施設
22	大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します			
	大気環境目標値の達成率(二酸化窒素)	94.4% (25年度)	100%	100%
	水質環境目標値の達成率(BOD)	60.0% (25年度)	100%	100%
	名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	35.6% (25年度)	40%	50%

施策	指 標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
23	身近な自然や農にふれあう環境をつくります			
	緑化地域制度によって確保された緑の面積	256ha (25年度)	450ha	850ha
	親しみがある公園があると思う市民の割合	66.2% (25年度)	70%	75%
	市民農園の設置区画数	3,716区画 (25年度)	4,000区画	4,000区画
	自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	3.5% (25年度)	15%	15%以上
24	公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりをすすめます			
	自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合	64.9% (25年度)	75%	80%
	市内の鉄道および市バスの1日当たり乗車人員合計	234万人 (24年度)	237万人	243万人
	市内主要地点の1日(平日)当たり自動車交通量の合計	133万台 (24年)	124万台 (30年)	108万台 (40年)
25	良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します			
	都市基盤(道路、公園、上下水道など)が整備され、生活しやすいまちだと思ふ市民の割合	87.6% (25年度)	90%	90%
	地区計画の都市計画決定数および建築協定の認可地区数(累計)	99地区 (25年度)	114地区	144地区
	主要な幹線道路における交通円滑対策が必要な区間数	24区間 (25年度)	12区間	7区間
26	歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します			
	歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合	21.8% (25年度)	33%	50%
	歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長	94.5km (25年度)	110km	150km
	鉄道駅およびバス停留所周辺の放置自転車等の台数	15,701台 (25年度)	14,000台	12,000台
27	バリアフリーのまちづくりをすすめます			
	高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合	37.4% (25年度)	50%	60%
	高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合	43.7% (25年度)	50%	60%
	地下鉄における可動式ホーム柵の設置駅数	23駅 (25年度)	45駅	79駅以上

施策	指 標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
28	良質な住まいづくりをすすめます			
	住んでいる住宅に満足している市民の割合	68.5% (25年度)	72%	73%
	住まいに関する情報の提供件数	11,051件 (25年度)	12,000件	14,500件
	長期優良住宅の認定件数(累計)	11,693件 (25年度)	24,000件	49,000件
29	市民・事業者の環境に配慮した活動を促します			
	環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	43.4% (25年度)	55%	60%以上
	エコ事業所認定数(累計)	1,843件 (25年度)	2,500件	4,000件
	市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数の累計	322団体 (25年度)	430団体	540団体
30	低炭素社会づくりをすすめます			
	温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算値)	1,518万トン (23年度)	1,389万トン (28年度)	1,310万トン 以下
	再生可能エネルギー(太陽光・風力)による発電設備容量	99,200kW (25年度)	310,750kW	370,000kW 以上
	日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	47.2% (25年度)	80%	90%以上
31	3Rを通じた循環型社会づくりをすすめます			
	ごみ・資源の総排出量	94万トン (25年度)	93万トン	91万トン 以下
	ごみの処理量	63万トン (25年度)	59万トン	54万トン 以下
	ごみの埋立量	5万トン (25年度)	4万トン	2万トン 以下
	日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	82.3% (25年度)	85%	90%以上
32	世界の主要都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めます			
	世界の主要都市として交流が活発に行われていると思う市民の割合	27.9% (25年度)	35%	55%
	中部国際空港の国際線旅客便就航都市数	27都市 (25年度)	30都市	33都市
	名古屋港の総取扱貨物量	208百万トン (25年)	230百万トン (30年)	245百万トン (40年)
33	国際的に開かれたまちづくりをすすめます			
	地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合	30.4% (25年度)	40%	40%
	外国人留学生数	3,518人 (25年度)	5,900人	5,900人

施策	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
34	若い世代が学び、遊び、働けるまちをつくります			
	若い世代が「①訪れたい」「②暮らしたい」と思う魅力的なまちだと感じる若者の割合	①56.8% ②74.3% (25年度)	①65% ②80%	①80% ②90%
	18～30歳人口の社会増減数	7,478人 (25年度)	5,500人	5,200人
	市内にある大学の学生のうち出身が東海3県外である割合	14% (25年度)	18%	30%
35	歴史・文化に根ざした魅力を大切にします			
	名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合	70.9% (25年度)	75%	80%
	市の文化施設の利用率	84.9% (25年度)	85%	88%
	歴史的建造物の登録・認定件数(累計)	187件 (25年度)	250件	300件
36	港・水辺の魅力向上をはかります			
	ガーデンふ頭、金城ふ頭の施設等来場者数の合計	691万人 (25年度)	1,000万人	1,400万人
	名古屋の港や臨海部が魅力的な空間であると感じる市民の割合	39.5% (25年度)	50%	70%
	中川運河の再生をサポートする人々(運河びと)の認定数	132人 (25年度)	400人	1,000人
37	魅力的な都市景観の形成をすすめます			
	名古屋の中で好きなまちの風景やまちなみがある市民の割合	67.2% (25年度)	70%	75%
	市民参加によって景観づくりをすすめている地区数	10地区 (25年度)	11地区	12地区
	違反広告物追放推進団体による簡易除却の実施回数	250回 (25年度)	210回	210回
38	観光・コンベンションの振興と情報発信により交流を促します			
	観光総消費額	2,895億円 (24年度)	3,300億円	4,000億円
	国際会議の年間開催件数	126件 (24年)	150件 (30年)	170件 (40年)
	観光客の満足度	80.7% (24年度)	85%	90%
39	地域の産業を育成・支援します			
	法人事業所数	95,108 (25年度)	106,200	117,300
	設備投資の実施率	20.0% (25年度)	22%	24%
	産業見本市、展示会来場者数	255万人 (25年度)	282万人	311万人

施策	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
40	次世代産業を育成・支援します			
	法人設立等件数	4,416件 (25年度)	5,100件	5,700件
	製造業の付加価値額	11,183億円 (24年)	12,600億円 (30年)	13,900億円 (40年)
	新事業進出等に取り組む企業の割合	25.8% (25年度)	36%	40%
41	市民サービスの向上をすすめます			
	区役所・支所窓口における対応に満足している市民の割合	97% (25年度)	100%	100%
	コールセンター利用者の満足度	93.4% (25年度)	95%	95%
	電子申請システムの利用部署数	154部署 (25年度)	157部署	167部署
42	市民への情報発信・情報公開をすすめます			
	市政に関して知りたい情報が十分に得られていると思う市民の割合	49.9% (25年度)	55%	60%
	情報公開率	98.3% (25年度)	99%	99%
	広報なごや全体の印象「わかりやすい」と思う市民の割合	67.4% (25年度)	70%	70%
43	地域主体のまちづくりをすすめます			
	地域の住民によるまちづくりが活発に行われていると思う市民の割合	30.5% (25年度)	40%	60%
	地域活動やボランティア・NPO活動に参加している市民の割合	25.7% (25年度)	30%	35%
	市内に主たる事務所を有するNPO法人数	853団体 (25年度)	1,000団体	1,270団体
44	公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用をすすめます			
	公共施設の維持管理状態に不満を感じている市民の割合	25.3% (25年度)	17.2%	13.4%
	市設建築物の応急保全実施済み項目の割合	37.9% (25年度)	100%	100%
	維持管理計画に基づき予防保全型の補修に着手した橋りょうの割合	27% (25年度)	70%	100%

名古屋市総合計画2018は、名古屋市公式ウェブサイトでもご覧いただけます。

市公式ウェブサイト

名古屋市総合計画2018

携帯電話の場合、二次元コードリーダーで下の二次元コードを読み込んでご覧ください。

名古屋市公式ウェブサイト
「名古屋市総合計画2018」
ページへの二次元コード



まるはっちゅーぶ
「名古屋市総合計画2018
—いっしょにつくろう！
ナゴヤのまち—」
への二次元コード



名古屋市総合計画2018

発行・編集 名古屋市総務局企画部企画課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL.052-972-2205 FAX.052-972-4418
発行年月 平成27年2月
発行部数 1,800部 一般・特定・庁内
頒布価格 1,280円

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。